

平成29年第1回伊仙町議会臨時会

第 1 日

平成29年 1 月19日

平成29年第1回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

平成29年1月19日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 議案第1号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第4 議案第2号 平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第5 議案第3号 平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」バス購入契約（提案理由説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
2番	岡林 剛也 君	3番	牧 徳久 君
4番	上木千恵造 君	5番	美山 保 君
6番	永田 誠 君	7番	福留 達也 君
8番	前 徹志 君	9番	明石 秀雄 君
10番	樺山 一 君	11番	永岡 良一 君
12番	伊藤 一弘 君	13番	琉 理人 君
14番	美島 盛秀 君		

1. 欠席議員（1名）

1番 平 博人 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 荻 田 恭 平 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副 町 長	稲 隆 仁 君
総務課長	池 田 俊 博 君	未来創生課長	久 保 等 君
税務課長補佐	名 古 健 二 君	町民生活課長	伊 藤 勝 徳 君
保健福祉課長	澤 佐和子 君	経 済 課 長	元 田 健 視 君
建 設 課 長	仲 武 美 君	耕 地 課 長	上 木 正 人 君
きゅらまち観光課長	佐 藤 光 利 君	水 道 課 長	喜 昭 也 君
農委事務局長	樺 山 明 博 君	教 育 長	直 章一郎 君
教委総務課長	仲 島 正 敏 君	社会教育課長	明 勝 良 君
学校給セ所長	水 本 齊 君	ほーらい館長	中 熊 俊 也 君
総務課長補佐	佐 平 浩 則 君		

△開 会（開議） 午前10時04分

○議長（琉 理人君）

ただいまから、平成29年第1回伊仙町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（琉 理人君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、樺山 一君、永岡良一君、予備署名議員を伊藤一弘君、美島盛秀君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（琉 理人君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1月19日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1月19日の1日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△ 日程第3 議案第1号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）

○議長（琉 理人君）

日程第3 議案第1号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）について議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第1号は、平成28年度伊仙町一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、提案しております。

議案第2号は、平成28年度上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により、提案してあります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

議案第1号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）について、補足説明をいたします。

まず、予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額57億5,985万7,000円に歳入歳出それぞれ1,136万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を57億7,122万3,000円とするものであります。

3ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書から、まず、歳入についてご説明いたします。

9款地方交付税、補正前の額30億6,278万6,000円に546万2,000円を増額し、30億6,824万8,000円とするものであります。

11款分担金及び負担金、補正前の額6,167万2,000円に144万1,000円を増額し、6,311万3,000円とするものであります。

13款国庫支出金、補正前の額7億4,279万2,000円に377万4,000円を増額し、7億4,656万6,000円とするものであります。

14款県支出金、補正前の額4億9,998万2,000円に68万9,000円を増額し、5億67万1,000円とするものであります。

この11款分担金及び負担金、13款国庫支出金、14款県支出金は、歳出においての3款民生費において、私立保育所の児童措置費の増額によるものであります。

予算書4ページをお開きください。

歳出について説明いたします。

1款議会費、補正前の額8,929万9,000円に、旅費として12万円を増額し、8,941万9,000円とするものであります。

2款総務費、補正前の額7億7,247万7,000円から79万9,000円を減額し、7億7,167万8,000円とするものであります。

3款民生費、補正前の額15億2,155万円に1,198万円を増額し、15億3,353万円とするものであります。主な理由として、私立保育所児童措置費の増額によるものであります。

4款衛生費、補正前の額5億7,374万9,000円から63万円を減額し、5億7,311万9,000円とするものであります。

5款農林水産業費、補正前の額6億5,069万5,000円から45万7,000円を減額し、6億5,023万8,000円とするものであります。

7款土木費、補正前の額6億2,987万8,000円に40万円を増額し、6億3,027万8,000円とするものであります。

9款教育費、補正前の額4億899万6,000円に75万2,000円を増額し、4億974万8,000円とするものであります。主な理由として、小学校管理費の中の修繕費の増額によるものであります。

また、2款総務費、4款衛生費、5款農林水産業費、7款土木費については、今回の人事異動に

よるものが主な理由となっております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第1号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

議案第1号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）について質疑をいたします。

7ページ、民生費の特定財源のその他144万1,000円、この内容、財源の内訳をお願いいたします。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

ただいまの質問にお答えいたします。

144万1,000円ですけど……、（発言する者あり）認可保育所の幸徳保育園——保育所、わかば保育園と、あと伊仙保育所、あと広域の分の4保育所の負担金になります。（発言する者あり）歳入の5ページのところにあります11款分担金及び負担金2項負担金の1目民生費負担金としての2節私立保育所保育費負担金の金額であります。幸徳保育所とわかば保育所、伊仙保育所及び広域入所者の負担金分でございます。

以上。

○14番（美島盛秀君）

入所者の個人の負担分ということですね。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

そうです。

○14番（美島盛秀君）

はい、わかりました。（発言する者あり）

○議長（琉 理人君）

はい。

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

先ほど町長が、議案第2号についてもありましたが、議事録作成上、訂正をして再度問い直します。

△ 日程第4 議案第2号 平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（琉 理人君）

日程第4 議案第2号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第2号は、平成28年度上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により、提案しております。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

議案第2号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）について、補足説明をいたします。

予算書の1ページでございます。

まず、資本的収入及び支出の補正の収入のほうから説明させていただきます。

第1款資本的収入、既決の予定額が5,054万3,000円に100万円を増額補正し、5,154万3,000円とするものでございます。これにつきましては、企業債による収入でございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出7,339万1,000円に300万円を増額し、7,639万1,000円とするものでございます。これにつきましては、中伊仙地区での個人の畑の中を通っているパイプの移設の工事を予定しております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第2号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第3号 平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」バス購入契約

○議長（琉理人君）

日程第5 議案第3号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」バス購入契約について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第3号は、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」バスの購入契約をいたしたく、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、提案しております。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

今の28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」バス購入契約の承認についての詳しい説明をしたいと思えます。ちょっと風邪ぎみで、いい声が聞かせられることができませんけど、よろしくお願いいたします。

このバスの購入事業は、地方創生の推進交付金の対象になったということで、地方創生事業を使ってするものであります。

1番目が備品購入、平成28年度「ほーらい館」バス購入で、2番目が納入場所、大島郡伊仙町伊仙2575番の2で、3番目に契約金額が一金890万8,920円です。で、契約の相手方が鹿児島県大島郡伊仙町犬田布431番地の1、岩井整備工場、代表者が岩井克夫であります。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉理人君）

議案第3号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第3号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」バス購入契約について質疑をいたします。

ただいまの説明では、地方創生関連の予算ということでもありますけれども、現在、ほーらい館には、中型バスといたしましょうか、バスが3台ありますけれども、この3台とも使えるのか、まだ10年たっていないと思うんですけれども、この備品購入費で購入するこのバス、何の目的で購入されるのか、お尋ねいたします。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

ほーらい館のバスが今3台ありまして、お客さんの送迎に使われてますが、3台とも使います。

そしてこの、これは地方創生の推進交付金事業に申請してありまして、それが対象になったということで、購入することになりました。

それで、3台は必要なんですけど、1台、このバスが納入されますと、1台は、今のところ社会教育課が、いただけないでしょうかという話がありますんで、決まっちゃいないんですけど、いろいろ検討していきたいと思ってるところであります。

○14番（美島盛秀君）

今現在3台あって、その3台ともまだ使えていないはずですけども、見てみると、あちこち傷だらけとか、あるいは何かこう管理がずさん過ぎるといふふうに見られます。ですから、こういう備品管理をきちっとやらないと、今後もこういうのに予算が追加されると。一般の企業とか、あるいは普通のバス会社さんは、もう20年30年、こういうバスを使ってるわけなんですよね。それでも新車同然、きれいだし。もううちの、ほーらい館のバスを見てみると、あちこち傷だらけで、運転手が荒っぽいのか、そこらあたりはきちんと指導する必要があると思います。

それに関連して、その地方創生予算で購入するということですけども、その目的、何の目的で申請をしてあるのか、お尋ねをいたします。管理状況から先に。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

管理状況は、私が来る前からああいう状態だったんですが、集落の老人会とか、ああいう方が借りて、こすって返して、そのままの状態ということで、そういうのを聞いてます。で、修理代ということで請求はしてるんですけども、なかなかこう……。休館日というのが月に2回しかなくて、長期的な修理に出すのもちょっと厳しい状態でありまして、今、何とか策を考えていきたいと思っています。みんな、あちこちこすってある状態は状態です。

○14番（美島盛秀君）

町長も言っているように、ほーらい館は交流の場所として、全島が、徳之島全体がエリアになって、全島を走り回っているわけですから、きれいなバス、乗って気持ちいいというようなことを受けないと、やっぱり人の目というのは厳しい目で見ますので、「ああ、伊仙町のバスは、荒っぽい

運転手が乗ってるなあ」というような、「これ、事故でも起きたら大変だなあ」と思われがちです
から、そういうことがないように、バスは、外から見てもいつもきれいで、洗われて掃除をされて、
見た感じ、見る人たちの受け方をよくできるような感じの方法を、今後検討して取り組んでいただ
きたい、こう思います。（発言する者あり）

○議長（琉 理人君）

今、調べてますので。

それでは、先ほどの美島議員の質疑の目的につきましては、調べ次第、回答いたしますので。

他に質疑はございませんか。

○2番（岡林剛也君）

このバスですけれども、地方創生の交付金ということですが、これは全額、その交付金で決めるん
ですか。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えいたします。

推進交付金は、2分の1が国の補助金ということで、あと残りにおいて2分の1が特別交付税の
対象となると。実質として、4分の1が普通交付税の対象となっておって、そして、あと残りの4分
の1が町の一般財源ということとなっております。

○議長（琉 理人君）

それでは、先ほどの美島議員の質疑に、答弁をお願いします。

○未来創生課長（久保 等君）

美島議員の質問にお答えします。

地方創生の申請時の理由としまして、バスの申請であります。質の高い健康サポートを行うこ
とで、心身ともに潤いのある暮らしを享受できるように、地方創生の計画にのせてあります。また、
移住してくるUIターン者へ提供する健康サービスの向上も必要であるという目的であります。

○14番（美島盛秀君）

先ほどの説明でも、ほーらい館のバスを民間に貸したり、老人クラブに貸したりして傷つけたり
という話もありましたけれども、今の目的からすると、人的交流、いろんな、多目的に使われるよ
うな受けとめをしてるんですけれども、このバスは、普通の都会から来た人たち、旅行で来た人た
ち、あるいはいろんな、家族の結婚式とか、いろんな行事等、そういうようなのに貸し出していい
という、そういう目的はあると受けとめてよろしいですか。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまのような、申請理由が明確であれば、貸し出しできるものだと考えております。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

非常に、バスを買ったり、施設整備は、するのはいいんですが、その後の管理なんです、今話題になってるほーらい館のバスは、もちろん、あちこち傷がついたり、見苦しいんですが、事故を起こしたら報告をするようになってるんですが、事故報告など受けていますか。そういう書類がありますか。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

まだ目を通してないです。

○9番（明石秀雄君）

あることはある、事故報告の。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

ええ。

○9番（明石秀雄君）

事故報告など受けたことがあるのか、ないのか。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

ないです。もう一回確認してから連絡します。

○9番（明石秀雄君）

ほーらい館だけじゃなくて、町全体の車などにも同じことなんです、事故を起こしたら、必ず事故報告をする義務があると思います。条例に載ってると思う、規則に載ってると思いますが、確認をして、今後、適正に管理を運用するようにお願いをして終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」バス購入契約を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」バス購入契約については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第1回伊仙町臨時会を閉会します。お疲れさまでございます。

閉 会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 琉 理 人

伊仙町議会議員 樺 山 一

伊仙町議会議員 永 岡 良 一

平成29年第1回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

平成29年第1回伊仙町議会定例会会期日程表

平成29年3月7日開会～3月17日閉会 会期11日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
3	7	火	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告 (議長の動静) (2) 行政報告 ○諮問 1件 ○承認 1件 ○議案 9件 (提案理由～質疑～討論～採決) ○補正予算 5件 (提案理由～質疑～討論～採決) ○平成29年度施政方針 ○当初予算議案上程 7件 (提案理由の説明) ○当初予算審査特別委員会設置、付託の説明	
〃	8	水	本会議	○一般質問 (平議員・美山議員・美島議員 3名)	
			本会議終了後	全員協議会 (当初予算審査特別委員会現地調査地選定)	
〃	9	木	特別委員会	○当初予算審査特別委員会現地調査 (終日)	
〃	10	金	特別委員会	○当初予算審査特別委員会 (補足説明)	
〃	11	⊕	休 会		
〃	12	⊕	休 会		
〃	13	月	特別委員会	○当初予算審査特別委員会 (質疑～討論)	
〃	14	火	午 前	町内各中学校卒業式	
			特別委員会	○当初予算審査特別委員会 (質疑～討論～起立採決)	

3	15	水	休 会		
〃	16	木	全員協議会	全員協議会（当初予算審査特別委員会委員長報告作成 他）	
〃	17	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○当初予算審査特別委員会委員長報告（質疑～討論～起立採決） ○議員の派遣について（議決事項） ○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文・経建・生環委員会） ○閉会 	

平成29年第1回伊仙町議会定例会

第 1 日

平成29年3月7日

平成29年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年3月7日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

○日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて

○日程第5 承認第1号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認

○日程第6 議案第4号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第7 議案第5号 徳之島用水地区基幹水利施設等管理条例の制定（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第8 議案第6号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第9 議案第7号 きばらでえ伊仙応援基金条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第10 議案第8号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第11 議案第9号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第12 議案第10号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第13 議案第11号 伊仙町暴力団排除条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第14 議案第12号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第15 議案第13号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第10号）について（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第16 議案第14号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第17 議案第15号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）（提案理由説

明～質疑～討論～採決)

- 日程第18 議案第16号 平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第19 議案第17号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算(第4号)(提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第20 平成29年度施政方針
- 日程第21 議案第18号 平成29年度伊仙町一般会計予算(提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託)
- 日程第22 議案第19号 平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算(提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託)
- 日程第23 議案第20号 平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算(提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託)
- 日程第24 議案第21号 平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算(提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託)
- 日程第25 議案第22号 平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算(提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託)
- 日程第26 議案第23号 平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算(提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託)
- 日程第27 議案第24号 平成29年度伊仙町上水道事業会計予算(提案案理由説明～当初予算審査特別委員会付託)

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	稲隆仁君
総務課長	池田俊博君	未来創生課長	久保等君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	澤佐和子君	経済課長	元田健視君
建設課長	仲武美君	耕地課長	上木正人君
きゅらまち観光課長	佐藤光利君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	樺山明博君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	水本齐君	ほーらい館長	中熊俊也君
選挙管理委員会書記長	鎌田重博君	総務課長補佐	佐平浩則君

△開 会（開議） 午前10時45分

○議長（琉 理人君）

ただいまから平成29年第1回伊仙町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（琉 理人君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、伊藤一弘君、美島盛秀君、予備署名議員を平 博人君、岡林剛也君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（琉 理人君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月7日から3月24日までの18日間としたいと思います
が、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日3月7日から3月24日までの18日間
と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△ 日程第3 諸報告

○議長（琉 理人君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より平成28年第4回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等につきましては、皆様方のお手元に配付してあります。したがって、主な項目につ
いてだけご報告をいたします。

平成28年12月13日、悪天候の中、地域住民、町関係者、施工業者が参列の中、阿三の南大島農業
共済組合本所南側町有地におきまして、待望の定住促進住宅・阿三団地の安全祈願祭が行われ、6月
20日の完成に向けて工事が進んでおります。2棟8戸に12世帯の応募があり、島外1世帯、町外1世
帯、町内10世帯と、町民の期待の高さがうかがわれるとともに、鹿浦校区のさらなる発展が期待さ
れるものであります。

次に、平成29年1月19日、平成29年第1回臨時会が招集され、平成28年度一般会計補正予算（第

8号)、平成28年度上水道事業会計(第4号)、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」の送迎バス購入契約について審議され、全議案可決いたしました。

次に、2月10日、徳之島町生涯学習センターにおきまして、第30回徳之島3カ町議員大会が開催され、徳之島3町長の挨拶並びに禧久、林両県議の県政報告をいただきました。大会の議事では、島内主要地方道の道路改良工事について審議し、未改良区間の早期道路改良を与論町において、本年5月に開催される奄美群島市町村議員大会への徳之島地区の要望とすることに決議をいたしました。その後、「これまでの議会、これからの議会」をテーマに、県町村議会議長会中村局長による研修会がありました。

次に、2月10日、東京中野区において、行ってみたい!徳之島シンポジウム、2月19日、第5回とくの島観光・物産フェア in 東京、2月28日、大島郡町村議会議長会・市町村長会合同会に出席をいたしました。

以上で、議長の動静等についての主な項目についてご報告を終わります。

伊仙町監査委員より、定期監査及び2月までの月例出納検査の結果、事務事業及び予算執行において改善すべき点が見受けられるとの報告がなされております。閲覧を希望される方は、事務局に常備いたしておりますので、ご確認ください。

次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長(大久保明君)

諸般の報告の前に、今日は、記念すべき奄美群島の国立公園が今日決定いたします。その記念すべき日に、今日は、伊藤一弘議員、永岡良一議員お二人が、長年の伊仙町政に対して、伊仙町議会として多大なる貢献をしていただいたことに対する感謝状でございます。心からお祝い申し上げます。おめでとうございます。

それでは、諸般の報告を行ってまいります。

12月13日、先ほど議長報告からあったとおりでございます。今、選定中でございますけれども、30人以上の方が入居する予定になります。これは、民間資金PFI事業による初めての定住促進住宅でございます。このことに関しましては、多くの自治体から多くの関心をいただいているところでございます。

12月21日に、全国離島振興協議会理事会が開催されまして、その中で、その日の日本経済新聞の第2面に、伊仙町の子育て支援のことが大々的に報道されました。浜口さんのエピソード等が載っております。

1月2日、年明けまして、成人式が73人の参加で、1月2日という形で定着しております。

1月5日には、同じく阿権の定住住宅の地鎮祭が行われました。阿権地区は、3月末工期で、4月から入居予定でございます。今のところは、選定委員会で約2.5倍の競争率でしたけれども、21人の居住者、そして、うち子供が13人となっております。全てが島外・町外からの居住者でございます。

1月7日に、いせん寺子屋開講式が行われました。地元徳之島学という形で、地元関係の方々、

また、いろんな講師の方々を招聘いたしまして、月3回土曜日に開催していくこととなります。

同時に、東大ネットアカデミーで子供たち、特に中学校・高校の受験生を対象に学力向上、愛郷心の醸成に取り組んでいくこととなります。

1月13日に、鹿児島県農業会議所会長が表敬訪問に来島いたしました。農業委員の数が伊仙町は4名という形で、女性の率が県内で一番多いということでの激励でございました。

1月20日の鹿児島県離島振興会及び救急医療謝恩会におきまして、ドクターヘリが稼働いたしまして、その効果に対する説明等がございました。

1月23日には、三反園鹿児島県知事と町村会理事会の意見交換会がございました。その中で、徳之島に関しまして非常に関心があると、闘牛文化に関してはぜひ見てみたいというふうな意見の中で、4月7日に予定しております皇室を招いての慰霊祭にも進んで参加したいというご返事でございました。

1月28日に、バレイショ出発式がございまして、購買者のほうから「春一番」のナンバーワン産地ということで、さらに飛躍していこうという激励の挨拶がございました。

1月30日に、徳之島3町長・議長で、三反園知事に「西郷（せご）どん」のロケの要請を行ってまいりました。

2月4日には、春植えの出発式がございまして、310ha目標でありました。南西糖業本部長より、今期の好循環をこれから継続していくことが重要であると、管理作業等についてさらなる躍進を臨みたいという挨拶がございました。

3町議員大会は、先ほど議長の報告のとおりでございます。

2月12日に行われました、中野サンプラザにおきまして行ってみたい！徳之島シンポジウムにおきましては、この1年間取り組んできた丸の内プラチナ大学、そして、芝浦工業大学の取り組み、明治大学の芝キャンパスの報告、東大生の報告など、島の魅力に関しましてかなりの発信ができたと思います。尾辻先生、園田先生、両先生にも来て、祝辞をいただきました。200人以上が参加し、今、本当に伊仙町が地方創生という形でモデル地区と期待をされております。その中で、これからも戦略的に事業獲得をしていくことで、真にモデル地区になるよう最大限の努力をやっていきたいと思っております。

2月22日に、奄美群島農業農村整備推進事業協議会の意見交換会がございまして、去年から、私、会長といたしまして、奄美群島全体の農業、土地改良の推進に邁進していますけれども、その中で、沖永良部のほうから新しい農業農村整備事業の中で、効果促進事業でハウス事業ができないかという要望がありました。

また、徳之島ダム完成後におきまして、新しい農業農村整備事業の中で、県の考えが初めて明らかになりまして、これは、土地改良事業でかなり古くなった土地改良事業の改修という形で、新しくこの事業を推進していきたいということがございました。伊仙町内においても、まだこれから土地改良が必要な地区を選定して、新しい次の奄振のいろんな事業として推進をしていきたいと考え

ております。

2月23日に、県の市町村長研修会がございまして、これはマスコミ等で、常に災害のときに出演していただいている防災システム研究所の山村武彦先生による非常に価値ある講演でございました。常に現場主義で来たこの方がどうしても皆さんに、町民の方々に伝えていただきたいということがございましたので、2つだけ紹介をしたいと思います。

これは、阪神大震災の後に、瓦れきの中からビデオが発見されまして、そのビデオをずっと放送したんですけれども、阪神大震災のときに、コンビニで朝人たちが、店員も含めていたときに、地震が発生して最初の緩い余震のとき、みんな逃げていなかったというふうな状況があります。それから、本震が来たらもう逃げることもできなく、動くこともできない状況になって、そこに凍りついたような状況に人間はなる可能性がある、それがはっきりとビデオに残っておりました。ですから、地震が来たら安全ゾーンというものを常に各建物・各地区で決めて、そのエリアにすぐに走り込む訓練が絶対に必要だというふうなことは、これはビデオの教訓として残っておりました。

もう一つは、津波のときに、地震をまず、放送に関しまして、放送する人たちの気合いが足りない。のんびりした声で「ただいま地震が発生いたしました。皆さん方はすぐ対応してください」とか、こういう放送は絶対によくない。もうとにかく「早く逃げろ」、「早く安全地帯に逃げろ」というふうな放送にすべきだということでありました。これも、東北の震災のときの現実のビデオを放映していただきました。それは、津波が来ているのに、一生懸命逃げている人と全く動かない人がおることがわかります。これも、いわゆる金縛りにあった状況になる人が相当いるということでありましたので、そういう訓練をすべきであるというふうな強い声でございました。

3月3日に、JACの役員の方が来島いたしまして、報道でもなされたとおり、世界自然遺産に合わせて、徳之島・沖永良部経由・那覇便をJACのほうが開設をするという報道がございました。これは、国立公園の効果、また、自然遺産にもなるわけですけれども、エア奄美という会社に来て、今後、沖縄路線も、そして、関西の神戸空港への直行便という話が出てきたときに、JACも新たな動きをしていくということになります。

また、10月からは、徳之島・鹿児島便が全便、これはブラジルのジェット機が就航することになります。エンブラエルという会社の全便ジェット便になります。これは、非常に快適なスペースとなる機材を投入することが決定をしております。

以上でございます。

○議長（琉 理人君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて

○議長（琉 理人君）

日程第4 諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについてを議題としま

す。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

諮問第1号は、人権擁護委員の任期は平成29年6月であります。国への申請及び手続の関係で、人権擁護委員法第6条第3項の規定により提案し、意見を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで説明を終わります。

お諮りします。諮問第1号は、お手元にお配りした意見のとおり、答申したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りした意見のとおり、答申することに決定しました。

△ 日程第5 承認第1号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認

○議長（琉 理人君）

日程第5 承認第1号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

承認第1号は、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）を地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年2月13日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

承認第1号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額57億7,122万3,000円に歳入歳出それぞれ610万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を57億7,732万4,000円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。

歳入歳出補正予算書事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、14款県支出金、補正前の額5億67万1,000円に農業費の園芸産地再生支援事業補助金610万1,000円を増額し、5億677万2,000円とし、歳入合計57億7,122万3,000円に610万1,000円を増額し、57億7,732万4,000円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書は4ページをお開きください。

5款農林水産業費、補正前の額6億5,023万8,000円に園芸産地再生支援事業補助金610万1,000円を増額し、6億5,633万9,000円とし、歳出合計57億7,122万3,000円に610万1,000円を増額し、57億7,732万4,000円とするものであります。

この予算につきましては、平成28年第3回伊仙町議会定例会においてご審議をいただきました園芸農家様への支援補助ということもあり、早急な対応が必要なことから、平成29年2月13日に専決処分とさせていただきます。このことに関しましてご理解いただきたいと思います。

以上、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）について、補足説明をいたしました。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

承認第1号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

平成28年度一般会計補正予算書（第9号）について質疑をいたします。

6ページの歳出、農林水産業費の農業費で目8園芸振興費、専決をして既に予算を使っていると思うんですけども、園芸産地再生支援事業補助金、この内容はどのような事業を今推進しているのか、お尋ねをいたします。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

園芸産地再生支援事業補助金なんですけど、これは昨年、28年2月に寒風被害がありまして、その分の補償という形で行う予定にしています。

この分に関して、このときの被害面積が1万6,304aで、この中の対象面積が1万4,601aということで、この分に関して、今回、バレイショの寒風被害でしたので、バレイショの寒風被害があった場所、この面積に対して補助金を支払うという形で予定しております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

寒風被害による補助金だということでもありますけれども、大体面積で出すのか、kg当たり、個人的にやるのか、その区分をどういう区分にするのか、お尋ねいたします。

○経済課長（元田健視君）

この助成なんですけど、バレイショ種子の注文量という形で、一応予定しております。

○14番（美島盛秀君）

バレイショの量ということは、個人で農協に出荷をした個人の被害の量ですか。どういう基準が

設けられるのか、まだ理解ができないんですけれども、もう一遍お願いします。

○経済課長（元田健視君）

農協及び業者のほうに出した、種子注文をされた方がいらっしゃいますが、その分に対して、注文の袋、何袋というのが出ておりますので、その分に関して一応助成するという形になっております。

○14番（美島盛秀君）

内容的にはっきりした理解ができないんですけれども、これは、被害を受けた調査の結果、農家に対する補助金の平等性というのは、きちんと説明できますか。

○経済課長（元田健視君）

一応、面積が1万4,601aということで、大体10a当たり、パレイショの植えつけ量が一応10袋という形で出ていますので、その分で一応計算してやっております。

個人個人の、28年2月に、種芋をとった量がわかっておりますので、それに対して補償するという形にしております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

ちなみに、10a当たりどれぐらい今は検討していますかね。

○経済課長（元田健視君）

10a当たり、一応、10袋という形で計算しております。

あと、金額なんですけど、ジャガイモの種によっても違います。冷蔵の分と無冷蔵、種類によってもちょっと金額が違いますので、その分で分けているということです。

以上です。

○議長（琉理人君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第1号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認は、承認することに決定いたしました。

△ 日程第6 議案第4号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更

△ 日程第7 議案第5号 徳之島用水地区基幹水利施設等管理条例の制定

△ 日程第8 議案第6号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第9 議案第7号 きばらでえ伊仙応援基金条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第6 議案第4号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更、日程第7 議案第5号、徳之島用水地区基幹水利施設等管理条例の制定、日程第8 議案第6号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第9 議案第7号、きばらでえ伊仙応援基金条例の一部を改正する条例の4件を一括して議題とします。

提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第4号は、伊仙町辺地総合整備計画の一部を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により提案しております。

議案第5号は、徳之島用水地区基幹水利施設等管理条例を制定することについてであります。議案第6号は、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号は、きばらでえ伊仙応援基金条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第4号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について、補足説明があれば、これを許します。

○未来創生課長（久保 等君）

伊仙町辺地総合整備計画の一部変更についての補足説明をいたします。

1 ページ目の資料をごらんいただきたいと思います。

平成28年度から平成33年度までの5年間の計画に変更が生じたので、道路・橋梁関係で740万円、飲料水供給施設において130万円の変更が生じています。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第4号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町辺地総合整備計画の一部変更についての質疑をいたします。

2ページ、全体計画という中で、阿権馬根線というのがあります。それで、平成28年度、今年度の計画の中で測量設計が出ております。この測量設計は実施済みなのか、今測量中なのか。それと、平成29年度の計画の中で6,000万円、阿権馬根線、L=250m、W=6mという予算が計上されておりますけれども、これは29年度の計画で実施可能なのか。この2つについてお尋ねをいたします。

○建設課長（仲 武美君）

辺地債については、追加予算のために、このような予算を振り分けしてあります。主に、阿権馬根線の設計に変更してあります。

また、29年度においては、用地購入を行って工事をやりたいと思います。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

場所についてお尋ねしますが、馬根小学校手前に、阿権に下ってくる部分、阿権に行くと両方畑があって、土砂が落ちて危険な箇所があるんですけども、小学校から250mということですかね。その場所の説明を詳しくお願いします。

○建設課長（仲 武美君）

場所については、B P側が新しい住宅がありますけれども、あの手前から県道まで行きます。

○14番（美島盛秀君）

新しい住宅のところから中央線の県道までのという理解でよろしいですね。

○建設課長（仲 武美君）

はい。

○14番（美島盛秀君）

そこで、測量をして、29年度には実際に工事に取りかかれるのかどうか確認します。

○建設課長（仲 武美君）

29年度に用地買収を先に行いますけれども、用地買収を行って、29年度にB P側から工事を行います。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○4番（上木千恵造君）

同じく2ページの防犯灯整備事業費の37カ所、この防犯灯の設置場所はどこなのか、お伺いします。

○建設課長（仲 武美君）

義名山公園のほうに道路沿いにありますけど、その延長になります。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

体育館の向こう側に引きつづきですか。

○建設課長（仲 武美君）

はい。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更を採決します。

お諮りします。本件は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更は可決されました。

議案第5号、徳之島用水地区基幹水利施設等管理条例の制定について、補足説明があれば、これを許します。

○耕地課長（上木正人君）

議案第5号、徳之島用水地区基幹水利施設等管理条例の制定について、補足説明をいたします。

本議案は、国営畑地かんがい排水事業徳之島用水地区により造成された施設のうち、国から管理の委託を受ける基幹水利施設等、徳之島ダム、徳之島発電所、徳之島揚水機場、北部送水路、南部送水路、水管理施設の管理に関し、土地改良法第96条の4において準用する同法第57条の2第1項に規定に基づき、必要な事項を定めるものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第5号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

徳之島用水地区基幹水利施設等管理条例の制定についてを質疑いたします。

1 ページ、第2条の今言われた1から6まで、この施設を3町長でやるのか、伊仙町内にある配管されているその部分を伊仙町の町長が管理をするのか、管理の区分について説明をお願いします。

○耕地課長（上木正人君）

管理の件についてなんですが、これは3町長で行います。

○14番（美島盛秀君）

そうすると、「町長」じゃなくて、「3町」と入れたほうがいいんじゃないですかね。

○耕地課長（上木正人君）

両町とも、本日、天城町、徳之島町においても、管理条例のほうを議案に提出をいたしまして、この名称に関しましては、やはり3町すり合わせの結果、「町長」というふうな感じで上程をしております。

○14番（美島盛秀君）

理解の仕方なんですけれども、2条のこの条例において、「基幹水利施設等（以下、施設という）とは、次に挙げるもの」と書いてあるんですけれども、これは徳之島3町長が管理をするという何か文言を入れないと、私は、どの施設を伊仙町が管理をするのか、伊仙町に来ている配管、その部分だけを、伊仙町に関係する施設だけをやるのかという理解がしにくかったんですけれども、そこあたり、どういうふうに話し合われたのか。

○耕地課長（上木正人君）

管理者といたしまして、徳之島町、伊仙町、天城町というふうな感じで解釈をしていただければと思います。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号、徳之島用水地区基幹水利施設等管理条例の制定を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号、徳之島用水地区基幹水利施設等管理条例の制定は、原案のとおり可決されました。

議案第6号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

議案第6号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

この条例は、別表第1（第2条関係）に、98号農地利用最適化推進委員、月額3万円と、99号地域おこし協力隊、月額16万円を加えるものであります。

この改正は、農地利用最適化推進委員については、平成28年第4回定例会において承認いただきました農業委員及び農地利用適正化推進委員の定数に関する条例により、本年7月より適用される関係上、平成28年度一般会計予算に計上するのと合わせる必要があるため、提案してございます。

また、地域おこし協力隊においても、事業推進に必要なため、ご提案してございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第6号について質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

地域おこし協力隊員については、こういった仕事をするんですか。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今、想定している分野が、観光分野とか農業分野とかいろいろあるんですが、募集をかけて来た人の面接によって、その人はどの分野に一番適しているのかということ判断して、仕事の内容、協力隊の内容を決めていきたいと考えております。

○3番（牧 徳久君）

この協力隊員は、町の一般の住民から募集されるわけですか。

○未来創生課長（久保 等君）

この事業の内容としまして、都市圏から募集をかけて移住・定住させるということが盛り込まれていますので、募集をかけて、都市圏から地域おこし協力隊を募集するということになります。

○3番（牧 徳久君）

都市圏、都会から募集するということですが、何人ぐらい予定していますか。

○未来創生課長（久保 等君）

29年度におきましては、1人を募集かける予定なんですが、その都度、これは100%の補助事業でするので、またそれに見合った人材等がいれば、また追加していく考えであります。

○議長（琉 理人君）

他にございませんか。

○2番（岡林剛也君）

今の地域おこし協力隊員ですけれども、これは期間とかは決まっているんですかね。

○未来創生課長（久保 等君）

募集をかけて1年間ということなんですが、3年まで延長ができるという、トータル3年間雇用ができ、地域おこし協力隊ということで業務ができるということになっています。

○議長（琉 理人君）

他にございませんか。

○14番（美島盛秀君）

農地利用最適化推進委員の人数と、それから、先ほど、7月まで任期があるということだったんですけれども、これは農業委員にかわる推進委員だと思いますけれども、募集要項が出ていましたよね、希望する。これと同じと受けとめてよろしいですか。希望が何か。

○農委事務局長（樺山明博君）

美島議員のご質問にお答えします。

募集要項にあるとおりでございます。募集人員は東部2名、中部2名、西部2名となっております。

○14番（美島盛秀君）

現在の農業委員が何名かいるわけなんですけれども、現在やっている農業委員経験者が経験豊富だと思うんですけれども、その中で、今、何人ぐらい希望者が出ておりますかね。

○農委事務局長（樺山明博君）

農業委員の募集をかけた人数が、今、14名に対して17名の応募が来ています。推進委員のほうは、もう定数の6名、なかなか手がいなくて難儀したんですけれども、今、ちょうど6名の応募があります。

○14番（美島盛秀君）

これから、農地利用最適化推進委員の役割というのは、大きな使命があると思いますので、しっかりと選考して、推選をしていただくようお願いをしたいと思います。

それから、その下の今ありました地域おこし協力隊員の件につきまして、これは地方創生予算の中で申請をされている報酬と受けとめてよろしいんですか。

○未来創生課長（久保 等君）

地方創生の事業とは別になります。

○14番（美島盛秀君）

先ほどの答弁で、人数を1人ということでしたけれども、今後ふやす可能性があるということなんですけれども、その予算、100%補助事業ということなんですけれども、2人、3人とふやしていけば、それだけの予算の確保は可能ということですかね。

○未来創生課長（久保 等君）

観光分野とかいろいろ分野があるんですけど、それに合わせて要望とか、できる人がいれば、補

正で対応したいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

その補正というのは、一般会計ですか、それとも、補助金の中でできるのか。観光とか農業、専門分野のをやれば、幾らか専門分野があるわけなんですけれども、何人も必要になってくるということも考えられるんですけれども、その予算については満額、その分野について確保、人数も確保できるのか、再度お尋ねいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

補助事業で、一般財源ではありません。ですから、町が必要とする地域おこし協力隊を募集をかけるという考えでいます。

○14番（美島盛秀君）

募集をかけて、2人でも3人でも応募してきたときには、それなりに定数をふやせるというふう
に受け取ってよろしいわけですね。

○未来創生課長（久保 等君）

今、選考して、他の奄美群島でも、地域協力隊員という形で事業を既に行っているところもあるんですが、いろいろな課題というのも見えてきていますので、最初からこういう目的とか、そういうくくりで選考してしたところもあるんですけど、なかなか地域のところと行政とうまくやれないという課題等も見えてきましたので、逆に、募集をかけた人材を面接等を行って、どの分野に適しているかというのを判断して進めていきたいと考えていますが、その中で、始めから3人もするという考えじゃなくて、1人をしてみて、それが順調にいくのであれば、また他の分野もという感じで取り組んでいきたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

言わんとすることは十分理解できますけれども、例えば、これは100%補助ですよ。人材確保という観点からいけば、2人でも3人でも、なるべく多いほうが伊仙町にとってはいいわけなんですけれども、そこらあたりをしっかりと勘案しながら、伊仙町のために取り組めるような人材を推選していただきたいと。

以前から、私は、農業応援隊をつくったらどうかというような話などもしたことありますけれども、そういうような農業立町でありますので、私は農業の専門の応援隊を推選していただければな
とお願いをしてみたいと思います。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第7号、きばらでえ伊仙応援基金条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○未来創生課長（久保 等君）

議案第7号、きばらでえ伊仙応援基金条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

現在、基金条例の中で、特産品開発に関する事業、あと、健康増進に関する事業、環境保全等に関する事業、文化の保存・継承に関する事業、子育て支援に関する事業、青少年育成に関する事業、観光及び定住促進に関する事業という項目は設けてあるんですが、この目的とは別に、目的を明記しないで寄附されるその他という寄附の方々が大量にいる関係上、この他にも前後に挙げるものの他の町長が必要と認める事業に使えるようにということで、今回、第8号として追加で条例の改定をしております。

その他というものが、今、世界自然遺産登録等に向けての事業等がありますのでその分野とか、あと、各種支援等にも使用していきたいという目的がありまして、今回、上程してあります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第7号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号、きばらでえ伊仙応援基金条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号、きばらでえ伊仙応援基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第8号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

△ 日程第11 議案第9号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

△ 日程第12 議案第10号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第10 議案第8号、伊仙町税条例の一部を改正する条例、日程第11 議案第9号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第10号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例の3件を一括して議題とします。

提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第8号は、伊仙町税条例の一部を改正する条例、議案第9号は、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第10号は、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案してあります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第8号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○税務課長（當 吉郎君）

議案第8号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

平成28年度において、地方税法及び地方交付税法の抜本的な改革に伴う法律の施行に伴い、地方消費税の引き上げの実施時期の延期に対応した法人住民税及び軽自動車税の所要の規定の整備を行うために改正するものであります。

以上、ご審議賜り、承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第8号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第8号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

1ページ、まず、午前中の先ほどの全員協議会でも説明があったんですけど、まだちょっと理解ができないところがあるんですけども、第1条の2の下の方の第18条の3中、「軽自動車税を種別割に改める」とあるんですけど、この「種別割」、これはどういうふうな種類なのか。

○税務課長（當 吉郎君）

軽自動車におきましても、常用型の自家用であったり、営業用であったり、また、貨物車トラック関係ですね自家用であったり、営業用であったりとか、あとは、原動機付自転車であったり、軽二輪であったり、小型二輪であったり、小型特殊自動車であったりということでございます。

○14番（美島盛秀君）

そこで、乗用車型とか、営業用とか、トラックが軽トラックという、今、3項目、4項目に分けられるということなんですけれども、3ページの下のほうに、軽自動車及び小型特殊自動車の年額が書いてあります。営業用が6,900円、自家用が1万800円、貨物用が3,800円、この額で今後は徴収するのか、あるいは、今現在、その種別で分けた税額、わかっていれば示してください。

○税務課長（當 吉郎君）

種類もいろいろありまして、例えば、乗用車の自家用車であった場合、平成27年1月1日以降に新車登録していた自家用車であれば、例えば1万800円、それから、新車登録から13年を経過した車両であれば1万2,900円、登録から要するに古い車、13年を超えているような車は1万2,900円であったりとか、あと、営業用であったら、平成27年4月以降は6,900円、8,200円とか、また、現行その期間内ですね、13年以前から27年4月1日までの間であれば、7,200円であったりとか、5,500円であったりと、もう種別にだいぶ分かれております。要するに、古い車は、それだけ高くなるというような状況でございます。

○14番（美島盛秀君）

その上に、環境性能割の申告というふうにありますけれども、最新の排気ガス関係のエコカーとか、そういう車に乗れば何か税金が安いとか、あるいは、今言った説明では、古くなれば税金が高くなるという、この基準というのは、車検時に決めて町に報告、その車検のあれで町は納税義務を課すわけですかね。

○税務課長（當 吉郎君）

伊仙町で課税される段階において、その登録がわかっておりますので、自動的にそういったものは計上されるようになっております。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号、伊仙町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第9号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○税務課長（當 吉郎君）

議案第9号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

伊仙町国民健康保険財政は、平成26年度約1億1,100万円、平成27年度約9,500万円を一般会計より法定外繰り入れをしております。ちなみに、平成28年度も法定外の繰り入れをする予定となっております関係上、財政的に非常に厳しい状況であります。また、鹿児島県からの技術的助言でも、税率の改正や保険税の適正な賦課徴収による歳入の確保など、抜本的な改善策を講じるよう指摘されているところでございます。その対策といたしまして、今回、国保税を改正することといたしました。

今回の改正は、国保税内の後期高齢者支援分の平等割額1世帯に対して係る分、それと、均等割額1人に対して係る分の現状の額の2倍に改正するものでございます。

改正内容に関しましては、大島郡内の税率を参考にし、平成29年2月21日に開催された伊仙町国民健康保険運営協議会で承認を受けて、提案をしているところでございます。

以上、ご審議賜り、承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第9号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第9号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

1ページ、第7条中、3,000円を6,000円、それで、下にずっと倍の額で上げられているんですけども、これは今の税額を倍に上げるという受けとめ方でよろしいですね。

○税務課長（當 吉郎君）

先ほど申し上げましたように、保険税の計算の中で、後期高齢者支援分の中の平等割額と均等割額の現状の3,000円を6,000円に倍額にするという改正でございます。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町の保険税は県下最下位と、先ほどの全協の中でもありましたけれども、県下最下位だから優秀だと私は思っております。高ければ、町民にそれだけ負担が来るわけですから、そこらあたりを勘案しますと、県からの指導等もあった、あるいは、また、30年度から県に移行することが考え

られるということなんですけれども、一般財源から法定外の繰入額が大きいと、だから、何とかしなければいけないと言っているんですけれども、説明でしたけれども、それ以前に、いろんな公共事業等あたりで無駄遣いが多過ぎる。財政改革から先に取り組むべきであって、こういう上げ方はおかしいと思うんですけれども、そこらあたりの認識はどう考えているのか、お尋ねします。

○税務課長（當 吉郎君）

国保財政の運営に関して、それらの財政に関しましては、平成30年度で県に移行されるわけなんですけど、そうなりますと、県のほうから伊仙町の国保税は幾ら集めなさいと自動的にやってくることとなります。そうなりますと、今の現状、支払いしている国保税よりも急激に上げざるを得なくなります。そういった関係で、せめて、さっき申し上げましたように、後期高齢者の支援分に関しましては、他市町村と比べますと、約半分の額なんです。それで、せめて大島郡内に足並みをそろえる形で今回は提案しているところでございます。そうしてもまだ財政は足りないわけなんですけど、30年度になって一気に上げるよりは、今回せめて大島郡内と同等になるぐらいには上げたほうが、将来的には国保の被保険者の皆さんの負担も、まだ急激に上げるよりはいいんじゃないかということで提案をしているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

一概に全体を上げるんじゃなくて、後期高齢者の部分を上げるということなんですけれども、後期高齢者ほど収入が少ないわけだから、痛手を受けるのはそうじゃないの。

それと、審議委員会で話し合われたことが踏襲されて今議会に提案しているという説明だったんですけれども、審議委員会をする前に、やはり町民の声も聞いて、説明をして、まず県下最下位という、他のところに足並みをそろえるということなんですけれども、他の他町村は、そういうのを前もってこうなっていくですよ、説明を十分した上で上げてきた。何年か上げていなくて、伊仙町は急に倍も上げなければならないと、そこらあたりが伊仙町の職員の怠慢でもあったと私は思います。年次年次のそういうのを取り上げて説明をして、町民の理解が得られるような説明があって初めて、私は、上げるのが道筋だと思うんですけれども、今までこういう審議委員会をしたり、あるいは、町民に説明したことがありますか。

○税務課長（當 吉郎君）

いろんな広報紙等では、情報は流しているかと思います。そして、この間の審議委員会のほうで委員の皆さんに、条件というようなことではないんですが、税改正をするに当たっては、今後、町民に理解していただく上にも、例えば、広報紙なり情報紙等を作成して、町民に知らせることを条件として決定するというようなことがありますので、5月あるいは7月あたりの広報紙等には掲載する予定で、町民にまた知らせていきたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

これを議決したら、もうこれだけ決まるんですよ。決めてから説明したって間に合わないじゃないの。町民の声を反映できないんじゃないの。そうじゃないですか。

○税務課長（當 吉郎君）

先ほども申し上げましたように、平成30年度になりますと、県のほうで一括して国保財政を預かることとなります。そうなりますと、今回上げるどころか、急激に上げざるを得なくなるということでもありますので、せめて平成29年度で、伊仙町が特に低い税率の後期高齢者支援分を、せめて大島郡内の他市町村と足並みをそろえるような形で上げたということでございます。

○10番（樺山 一君）

伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

税務課長が今答弁している件で、平成30年度から県に移管すると、そして、今回はならすために上げると、そういう説明は、町民は理解できないと思いますよ。金を払うのになれる必要はないと思いますよ。上げずに、30年に一気に上げたほうが私はいいと思いますけど、もうちょっとまじな説明はないでしょうか。

○税務課長（當 吉郎君）

今の件に関しましては、審議委員会の中でも大分討論がありまして、30年度に一気に上げたほうがいいのではないかという意見等も大分ありました。

しかしながら、そうすると、また被保険者の皆さんが30年度になって一気に上がると、またそれだけ急激な財政負担が伴いまして、せめて1年先に少しは上げて、その次の30年度に上げざるを得ない部分を少しでも少なくしたほうが、また被保険者のためにもなるんじゃないかという考え方が多数でありましたので、今回提案したような次第でございます。

○10番（樺山 一君）

健康保険の財政が厳しいというのをやはり訴えて、ならすためとか、お金を払うのをならすために上げるとか、もうそういう説明は町民に本当通じないですよ。だから、財政が厳しいと、それでしたら、町民も一応納得はするかもわからないですけど、そういう説明の仕方をすれば、町民は納得しないということですよ。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第9号について討論を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第9号について反対討論をいたします。

今の執行部の説明では、町民には理解は得られないと私は思っております。そして、急に税が倍額上がるということと、また、来年度の30年度に向けて、県がもっと上がるんじゃないかという、

そういう説明はやはり町民に理解のできるようにもうちょっと、まだ1年あるわけですから、説明をして、十分検討する必要があると。

さらに、後期高齢者には、負担が増してくるということから鑑みますと、私は、決して町民の理解は得られないと思っておりますので、この議案に対しては反対をいたします。

○議長（琉 理人君）

他にございませんか。

○7番（福留達也君）

先ほどからいろいろ話があって、両方の言い分は確かにわかるんですけども、この前、国保の審議委員会をしたときにもかなり議論がありました。町民の意見を聞く、確かにそうなんです。そのときも、町民の代表5、6名と我々議会から3名、町民からまた3名、そういった代表者の方を交えて、詳しい説明をしながら審議委員会の決定をしてきました。

実際に、現状、法定外の繰り入れをしても、9,000万から1億のマイナスがあると。これを仮に3,000円から6,000円にしたとしても、上がっても8,000万、それぐらいの繰り入れをしなければいけないと。

じゃあ、実際、この国保会計というのを独立採算的に考えてみた場合に、1人当たりどれぐらい負担したらいいのかというのを、先ほども簡単に担当者から聞いたら、「6,000円どころじゃなくて、7万ぐらい負担しなければいけないですよ、本当は」と、そういった話もあるんですけど、いきなりそこに行くわけにもいかずに、県内での保険料、大島郡内のそういった比較、我々は十何年も保険料を上げてきていない、もろもろのことを考えると、今回、上げたほうがいいんじゃないかといった結論に至って、反対の意見もわかるんですけども、ぜひこれを通していただきたいと思います。

○議長（琉 理人君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

これで討論を終わります。

討論がありますので、この採決は起立によって行います。

議案第9号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第9号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

昼は13時30分から開会をします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時30分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

議案第10号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

伊仙町介護保険条例（平成12年条例第14号）の一部、第2条第2項中、「平成28年度」を「平成29年度」に改めるものであります。

平成28年第1回定例議会議案第24号で、介護保険条例の一部を改正したところですが、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、29年度から見直す予定でしたが、消費税率引き上げが先送りされたことにより、国や県に準じて、第2条第2項中、「平成28年度」を「平成29年度」に改めるものであります。

施行期日は、平成29年4月1日からであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第10号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第10号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第11号 伊仙町暴力団排除条例の一部を改正する条例

△ 日程第14 議案第12号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第13 議案第11号、伊仙町暴力団排除条例の一部を改正する条例、日程第14 議案第12号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の2件を一括して議題とします。

提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第11号は、伊仙町暴力団排除条例の一部を改正する条例について、議案第12号は、喜念団地の整備に伴い、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第11号、伊仙町暴力団排除条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（仲 武美君）

それでは、議案第11号、伊仙町暴力団排除条例の一部を改正する条例について説明いたします。現在所有している文言を、鹿児島県及び他の市町村と統一した文言を追加する必要があります。

改正箇所は、第2条第6号関係機関等を第8号へ変更し、第2条第6号に「暴力団員等」を追加し、「第2条第7号暴力団関係者」を追加するものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第11号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第11号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号、伊仙町暴力団排除条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号、伊仙町暴力団排除条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第12号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（仲 武美君）

それでは、議案第12号、伊仙町町営住宅設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

別表2、次のように加える。伊仙町喜念団地1527番地、2棟6戸、平成28年度建設一般公営等をつけ加えるものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第12号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

2棟の6戸ですけれども、ちなみに、今までの条例どおり、家賃の徴収等は同じ形態でいくと思うんですけど、新しい新築の家賃はどれぐらいを考えていますか。

○建設課長（仲 武美君）

家賃については、低いところで3万500円となります。

○14番（美島盛秀君）

これは3LDKなのか、2LDKなのか。また、所得に応じて家賃が上がっていくと思うんですけども、どうでしょうか。

○建設課長（仲 武美君）

3LDKで、所得に応じて家賃が上がることとなります。

○14番（美島盛秀君）

ちなみに、家賃の上限と、どれぐらいの所得でどれぐらいの家賃になるか、答弁ができますか。

○建設課長（仲 武美君）

この間の場合ですと、夫婦共働きで360万までの年収となりますと、約5万五、六千円になるかと思えます。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○4番（上木千恵造君）

入居者については、もう募集は終わったんでしょうか。それとも、これから募集かということをお伺いします。

○建設課長（仲 武美君）

喜念団地については、募集は終わって、今、入居者も決定をしております。

○4番（上木千恵造君）

全戸入居の申し込みが終わったということですね。

○経済課長（元田健視君）

はい。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第12号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第13号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第10号）について

△ 日程第16 議案第14号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

△ 日程第17 議案第15号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第18 議案第16号 平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

△ 日程第19 議案第17号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

○議長（琉 理人君）

日程第15 議案第13号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第10号）、日程第16 議案第14号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第17 議案第15号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第18 議案第16号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第19 議案第17号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）の5件を一括して議題とします。

提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第13号から議案第17号について、提案理由の説明をいたします。

議案第13号は、平成28年度伊仙町一般会計、議案第14号は、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第15号は、平成28年度伊仙町介護保険特別会計、議案第16号は、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、議案第17号は、平成28年度伊仙町簡易水道事業特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第13号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第10号）について、補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

議案第13号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第10号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額57億7,732万4,000円に歳入歳出それぞれ1,012万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を57億8,744万5,000円とするものであります。

予算書8ページをお開きください。

歳入歳出補正予算書予算事項別明細書により、まず、歳入についてご説明いたします。

6款地方消費税交付金、補正前の額8,400万8,000円に1,673万6,000円を増額し、1億74万4,000円とするものであります。

7款自動車取得税交付金、補正前の額363万7,000円に267万円を増額し、630万7,000円とするものであります。

8款地方特例交付金、補正前の額22万1,000円に16万3,000円を増額し、38万4,000円とするものであります。

9款地方交付税、補正前の額30億6,824万8,000円に733万7,000円を増額し、30億7,558万5,000円とするものであります。

13款国庫支出金、補正前の額7億4,656万6,000円に345万3,000円を増額し、7億5,001万9,000円とするものであります。主なものとして、国庫負担金で私立保育所児童措置費、国庫補助金で高度へき地修学旅行費の増、参議院議員選挙費委託金の減等によるものであります。

14款県支出金、補正前の額5億677万2,000円に1,236万9,000円を増額し、5億1,914万1,000円とするものであります。主なものとして、県負担金で民生費国庫負担金分の県負担分、私立保育所児童措置費の増及び後期高齢者医療基盤安定負担金の減、県委託金で県知事選挙費、奄美群島移動規制害虫特別防除費用の減、海岸漂着物地域対策推進事業費の増等によるものであります。

15款財産収入、補正前の額3,325万5,000円に教員宿舍貸付収入小学校分40万3,000円を減額し、3,285万2,000円とするものであります。

16款寄附金、補正前の額1,936万4,000円にきばらでえ伊仙応援寄附金931万6,000円を増額し、

2,868万円とするものであります。

17款繰入金、補正前の額1億1,702万2,000円にきばらでえ伊仙応援寄附金より233万円、肉用牛導入基金より40万7,000円を増額し、財政調整基金への繰り戻し5,000万と合わせて、4,726万3,000円を減額し、6,975万9,000円とするものであります。事業としては、きばらでえ伊仙応援基金事業、畜産振興費の肉用牛特別導入事業国庫返納金に充当するものであります。

19款諸収入、補正前の額7,789万6,000円に社会保険料個人負担金、GAP認証取得支援事業交付金384万3,000円を増額し、8,173万9,000円とするものであります。主なものとして、海岸漂着物地域対策推進事業、高付加価値農業推進事業に充当するものであります。

20款町債、補正前の額5億8,887万2,000円に190万円を増額し、5億9,077万2,000円とするものであります。主なものとして、過疎ソフト事業の事業確定によるものであります。

歳入合計57億7,732万4,000円に1,012万1,000円を増額し、57億8,744万3,000円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書は9ページとなります。

1款議会費、補正前の額8,941万9,000円に人件費分8万8,000円を減額し、8,933万1,000円とするものであります。

2款総務費、補正前の額7億7,167万8,000円に245万4,000円を減額し、7億6,922万4,000円とするものであります。主なものとして、人件費、参議院議員選挙費、県知事選挙費の減、きばらでえ伊仙応援基金積み立ての増によるものであります。

3款民生費、補正前の額15億3,353万円に326万2,000円を増額し、15億3,679万2,000円とするものであります。主なものとして、人権費、後期高齢者医療費の減、老人保護措置費、私立保育所費の増によるものであります。

4款衛生費、補正前の額5億7,311万9,000円に1,911万3,000円を増額し、5億9,223万2,000円とするものであります。主なものとして、人件費の減、海岸漂着物地域対策推進事業の増によるものであります。

5款農林水産業費、補正前の額6億5,633万9,000円に81万2,000円を減額し、6億5,552万2,000円とするものであります。主なものとして、人件費、特殊病虫害防除対策費の減、肉用牛特別導入事業、新規事業としての高付加価値農業推進事業費の計上等による増であります。

6款商工費、補正前の額2,423万9,000円に、平成29年4月4日に開催されます戦艦大和を旗艦とする特攻艦隊戦没将士慰霊祭が、節目である50回目となることから、自衛隊音楽隊等を迎え、盛大に行いたく、事前準備経費300万円を増額し、2,723万9,000円とするものであります。

7款土木費、補正前の額6億3,027万8,000円に256万8,000円を増額し、6億3,284万6,000円とするものであります。主なものとして、人件費の減及び道路維持補修費の増額によるものであります。

8款消防費、補正前の額1億8,017万7,000円に消防団員報酬10万2,000円を減額し、1億8,007万5,000円とするものであります。

9 款教育費、補正前の額 4 億974万8,000円に1,066万6,000円を減額し、3 億9,908万2,000円とするものであります。主なものとして、人件費、修学旅行費の減、大島地区教育研究指定協力校補助金、幼稚園奨励費、社会体育費の全国大会出場補助金等の増によるものであります。

11 款公債費、補正前の額 8 億9,704万4,000円に起債償還元金の増、利子分を減額、合わせて370 万円を減額し、8 億9,334万4,000円とするものであります。

歳出合計57億7,732万4,000円に1,012万1,000円を増額し、57億8,744万5,000円とするものであります。

次に、予算書 5 ページをお開きください。

第 2 表、地方債の補正についてご説明いたします。

起債の目的として、過疎対策事業債、過疎ソフト事業の事業確定に伴い、限度額 2 億7,820 万円を 2 億8,010 万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

次に、予算書 6 ページをお開きください。

地方自治法第213条 1 項の規定により、繰り越して使用ができる経費として、第 3 表、繰越明許費についてご説明いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費、個人カード交付事業費53万9,000円、4 款衛生費 1 項保健衛生費、海岸漂着物地域対策推進事業費2,211万3,000円、5 款農林水産業費 1 項農業費、高付加価値農業推進事業費451万8,000円、7 款土木費 2 項道路橋梁費、過疎対策事業費3,600万円、社会資本総合整備交付金事業費6,300万円、防災・安全社会資本整備交付金事業費5,000万円、4 項住宅費、定住促進住宅建設事業費2,150万円、公営住宅建設事業費1,300万円、9 款教育費 3 項中学校費、伊仙中学校施設環境改善事業費2,617万円でございます。

次に、予算書 7 ページをお開きください。

第 4 表、債務負担行為の変更についてご説明いたします。

国営徳之島用水事業（徳之島用水一期地区）の町負担分の債務負担、期間を平成30年度から平成40年度、限度額を 3 億4,588万2,000円へ、国営徳之島用水事業（徳之島用水第二期地区）の町負担分の債務負担、期間を平成33年度から平成49年度まで、限度額を 2 億6,351万5,000円へ、住宅リース事業費、阿三団地、期間の変更はなく、限度額を 1 億8,915万2,000円へ、同じく住宅リース事業費、阿権団地、これも期間の変更はなく、限度額を9,195万2,000円に変更するものであります。

以上、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第10号）について、補足説明をいたしました。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第13号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

平成28年度一般会計補正予算（第10号）について質疑をいたします。

まず、4ページの款9教育費、これはもう全事業、△の減額になっているんですけども、実施の結果でこれだけ出たのか、マイナスで補正で全部出ているんですけども、理由の説明をお願いします。

○教委総務課長（仲島正敏君）

ただいまの美島議員の質問にお答えいたします。

予算書にありますとおりに、実績に伴いまして減額しております。

あと、プラスになっておるのは、今回、改めてお願いをしている大島地区教育研究指定校の補助金ということでございます。

○14番（美島盛秀君）

せっかく予算で補正として認めたのが、また補正で全事業マイナス補正ということになれば、教育環境の改善ができないような気もするんですけども、そこらあたり、きちんとした教育環境の整備は整ってきているのかどうか、お尋ねいたします。

○教委総務課長（仲島正敏君）

すいません、ただいまの質問でございますけれども、教育費のほうは、ほとんど給料関係が減額になっていたり、負担金とかが減額になっているかと思うんですけども、あと、高度へき地修学旅行費につきましては、当初予算が12月に編成される関係上、見込みで小学校、中学校それぞれの修学旅行費を計画していましたところ、実際、特に小学校の場合、8校ありますので、入学に際しまして人数の移動があったりとか、また、実際、修学旅行に行けなかったりする、直前になってけがをしたりとかであったりとかして、そういうので実績が下がっているというところでございます。

教育の環境がということでございますけれども、こちらに関しましては、特に、築50年を超えているような校舎が多数ございますので、そこら辺はなかなか厳しい状況にあるというような感じでございます。

○14番（美島盛秀君）

厳しい財政状況でありますので、減額でこうして予算が出てくるというのは、理解はできます。しかし、大事な人材育成の教育の予算でありますので、極力こういう予算を利用して、将来の子供たちの育成に努力をしていただきたいと思います。

続けて、6ページの繰越明許費、相当、これは全額で2億円以上になると思いますけれども、なぜ年度内に事業の実施ができなかったのか、これだけ繰り越しをしなければならなかった、その理由の説明をお願いします。

○建設課長（仲 武美君）

7の土木費、過疎対策事業費ですが、これについては、小学校の前の西伊仙の排水路工で、現在、2工区工事を行っております。そして、12月補正で、また2,000万ほど計上をいたしまして、何とか梅雨時期までには、この排水路を完成させたいという、完成を目指しているところであります。

また、次の社会資本総合整備交付金事業の6,300万については、義名山の上ですが、保安林解除の

おくれで、伊仙馬根線の3工区、防犯灯の1工区等であります。

次の防災・安全社会資本整備交付金事業の5,000万については、鹿浦の橋ですが、NTTの配線移転のおくれによるものであります。

次の定住促進住宅建設事業費の2,150万については、現在工事中の阿三住宅のほうの排水路工と小島地区の用地購入費等であります。用地購入で150万であります。

公営住宅建設事業費の1,300万については、東伊仙東西の設計委託料によるものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

○総務課長（池田俊博君）

あと、総務費の個人カード交付事業費、また、衛生費の海岸漂着物地域対策推進事業費、農業費においての高付加価値農業推進事業費、教育費においての伊仙中学校施設環境改善事業費におきましては、繰り越しを覚悟してというか、目して国の補正予算でついた事業で、今回においても、高付加価値農業推進事業費及び海岸漂着物地域対策事業費等は、今回の補正予算においても計上している事業であり、29年度において執行を約束している事業でございますので、繰り越しという形になっております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

極力、明許繰越については、事情は理解できますので、しかし、こういう事業を2億円以上の明許繰越というのは、以前も余りにも額が大き過ぎるという指摘があったと思うんですけども、年度内で工事が終了できるような努力をしていただきたいと思います。

それで、7ページ、債務負担行為の変更について、徳之島用水の債務負担でありますけれども、この変更の理由、説明をお願いします。

○総務課長（池田俊博君）

この理由でありますけど、国営開発事業の終了に伴って、事業完了を見込んでそれを支払するという形ですとずっとやっていたんですけど、過去においての利子の部分に関しての金額が、今現在においての利子の金額で算定される結果により、このような大幅な減額になったということでございます。現状においての利子の割合としては0.3%ほどで、昔と比べて物すごい金額的に少なくなったということが主な原因でございます。

○14番（美島盛秀君）

この債務負担については、一括償還ということで3町とも足並みをそろえるということでしたけれども、天城町、徳之島町は、基金を積み立てしてあると、余裕があると、返済に向けて余裕があると思うと言われているんですけども、伊仙町のこれからの返済方法、どういう方法を考えているのか、お尋ねいたします。

○総務課長（池田俊博君）

伊仙町においても、3町と足並みをそろえて、第一期地区に関しては平成30年度において一括償

還を行い、第二期地区に関しましては平成33年度から過疎債を活用した返済を目指しております。

また、今現在において、伊仙町の財政調整基金において7億7,300万円ほどの積み立てがございますので、平成30年度に関しての一括償還に関しては問題がないものと考えております。

○14番（美島盛秀君）

いずれにしても、財政においては危機的状態でありますので、今後、債務負担行為等についても、しっかりと財政改革をしながら、その中で支払って、余裕を持ちながら支払っていけるというような計画等を立てていただきたいということをお願いして終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

15ページからずっと最後までなんですが、一貫して皆さん、共済費組合負担金、この額が△で落としているのが大きいんですよ。残り1カ月、3月分だけ計算すればいいんですが、他の給料とか手当には、ほぼ順調に計算がされているんじゃないかなと思って見ているんですが、なぜこの共済費組合負担金だけが金額大きいのか、ちょっとお伺いしたい。他のものに合わせて調整が大きいということですね。

企画の63万、その前の会計のところの41万、それから、税務総務で109万、戸籍住民の77万、あと、自分でそれぞれ見てもらってもわかると思うんですが、給料や諸手当など、旅費などに比べると、額が大きく残っていると。この時点まで放置した理由をご説明いただきたいと思います。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの明石議員の質問にお答えします。

このような状態で少し共済の関係が大分多目に計算されていたということは、大変申しわけなく思っております。過去ずっと補正のたびに、ある程度の変更等はしてございましたけれども、なかなかそこがちゃんとした計算ができていなかった状態になってしまったことをおわびいたします。

また、次年度からにおきましては、このようなことがないようにまたやっていきたいと思っております。

○9番（明石秀雄君）

皆さんの計算の過ちとかであればいいんですが、もしかすると、制度が変わったりして数値が変わったりしたんなら、こういうのが出るんじゃないのかなと思ったりしてちょっと聞いてみたんですけど。

それと、21ページ、戦艦大和の財政負担金ですが、これは年度内に終了される準備というのはされる見込みですか。1週間ぐらいしか本当は残っていないんですけど。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

皆さんもご存じのとおり、4月7日に慰霊祭があるということで、皇族の方、また、国会議員、そして、県知事並びに遺族関係が出席されるということで、今期は盛大に交流会を行ったり、音楽隊が先ほど言われましたように来られますので、それとして300万、今度計上してございますが、ま

た新年度に200万計上してございます。計500万ぐらいは使うだろうということで、来年度まで使う予定であります。

以上でございます。

○9番（明石秀雄君）

わかりました。

22ページお願いします。道路橋梁7の土木費の道路維持費なんですけど、今、3月なんですけど、これが補正通って、残り少ないんですけど、執行できる見込みがありますか。

○建設課長（仲 武美君）

道路維持費ですけど、人夫賃金32万4,000円、使用重機借り上げ料の177万4,000円、町道修理の材料に249万円ということですが、このことについては、町内の喜念から小島までの約14カ所ぐらい取りつけ道路と、また、道路の補修と排水路と伐採等を行っていきたくと思います。

よろしく願いいたします。

○9番（明石秀雄君）

今、3月に補正が出てくると、心配するのは、年度内で全部使えるかどうかということですね、我々が心配するのは、ぜひ事業を完成して、いい道路をつくっていただきたいとは思っています。

これで終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございますか。

○4番（上木千恵造君）

歳出の20ページのほうをお願いします。

款5農林水産業費、目6高付加価値農業推進事業費の451万8,000円、これについては、ほとんどが旅費と講師謝礼金というふうになっていますけれども、これはどういう事業をするのか、事業内容の説明をお願いいたします。

○経済課長（元田健視君）

これが全国農業普及支援事業という形で、GAP認証取得支援事業という形で行う予定にしております。GAP申請するに当たりまして、その講師料とか、そういった形が主になると思います。

GAP申請するための一応事業という形になります。

○4番（上木千恵造君）

GAP支援事業ですか、これはどういう事業なんですかね。内容の説明をお願いいたします。

○経済課長（元田健視君）

GAP認証というものは、国際水準のいろんな農産物の規格に合った部分をつくるための講習会とか、そういう形の認証になります。

○4番（上木千恵造君）

また後で詳しく説明していただきたいと思っております。

それと、財源内訳がその他225万9,000円、一般財源が225万9,000円となっていますけれども、これは国の補助等は全然なく、町の負担ということですか。その他というのは、財源はどこですかね。

○経済課長（元田健視君）

これは、28年度の国の補正予算でなった分なんですけど、これに伴いまして、全国農業普及支援事業協議会というところからお金が出るという形になります。この分が、公募が2月にありましてので、この公募のほうに申請をして、今、こういった形で予算計上しているところでございます。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

農業団体からの支援金ということですね、町に対する。

終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

○3番（牧徳久君）

1点だけお尋ねいたします。

18ページになりますが、先ほどもありました海岸漂着物地域対策推進事業として、県から委託金として2,000万ほどいただいておりますが、これを繰り越して使用するわけですが、人夫賃金として1,000万ぐらい予算措置されておりますが、徳之島は外海離島でありまして、非常に周りが海ということで、以前からこの予算はありますが、例えば、小原海岸あたり、岬の下の崖の下とか、小島の鍾乳洞の出口あたりも海岸ですが、行きにくくて大変漂着物があるわけですが、以前、前泊の漁船を借りて、漁船に委託したこともあると思いますが、今後は、ここはどうされるのか、お伺いします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

海岸漂着物地域対策事業は、私たちも29年度に採択できるのかと心配しておったんですけども、国のほうから早々とこのように採択していただいてほっとしているところであります。

今、質問にありましたように、前年度は25%カットされましたが、今回は全額採択されたということで、6名の臨時職員を雇用いたしまして、臨時職員で対応しよう、そういう予定であります。

以上です。

○3番（牧徳久君）

今日、その小原海岸あたりも国立公園化されたんですけど、この地区においても、臨時職員の皆さんで対応されるということによろしいですかね。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

そうです。基本としてはそうでございますが、災害とか被害、台風が多いときには、人夫のほうを少し頼もうかなと思っております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

国立公園化となったわけですので、岬の崖の下のほう、観光客がいつも眺めるところですが、あそことか小原海岸あたり、人目につくところを重点的にしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○2番（岡林剛也君）

18ページの私立保育所措置費ですけれども、各保育所によって金額に全然差があり過ぎるような気がするんですが、これはどういった割り振りをしているんですか。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

今のご質問にお答えいたします。

各認可保育所でなんですけど、園児数のゼロ歳児から5歳児までなんですけど、人数が幸徳さんが2名、わかばさんが3名、いせんさんが4名、広域のほうは1名とか、人数が一定でなくてばらばらですので、あと、保育園の処遇改善の職員1人当たりの平均勤務数が、幸徳さんが10年、わかばさんが8年、いせんさんが7年と均一でなくてばらばらですので、その分の金額のということになります。

○2番（岡林剛也君）

ほぼ理解できないんですけど、これは、要は保育士の給料の関係ということですか。保育士の給料の関係でこの金額ということですかね。

○議長（琉 理人君）

しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時36分

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

すいません、先ほどの答弁に対してお答えをいたします。

平成28年度施設型給付費等の処遇改善等加算に係ります加算率でございます、これが平成28年4月分から1年分としての金額に当たりまして、各保育園の職員の勤務年数に及び基礎分及び賃金改善要求分を加味いたしましての金額でありまして、この加算率になります。

詳細な計算内容につきましては、後ほど提出いたしたいと思います。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

わかりました。職員たちの処遇改善の費用ということですね。わかりました。ありがとうございます。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第13号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

議案第14号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出の予算総額14億748万6,000円に歳入歳出それぞれ885万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額14億1,634万1,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。

歳入ですけれども、8款、共同事業交付金1項、共同事業交付金1目、共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金として185万5,000円を増額補正し、2目、保険財政安定化事業交付金として700万円を増額補正するものであります。

次に、6ページ、歳出をお開きください。

第3四半期までの支出実績により、第4四半期分、保険給付支出見込み額の算定に伴い、2款、保険給付費1項、1目、一般保険者療養給付費を700万円増額補正するものであります。

7款、共同事業拠出金1項、共同事業拠出金1目、高額医療費拠出金においては、本年1月18日付、鹿児島県国保連合会第59号、平成28年度分高額医療費共同事業に係る拠出金の決定通知に基づき、185万5,000円増額補正し、3,486万2,000円とするものであります。

以上、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第14号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第14号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

議案第15号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

続きまして、議案第15号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

予算書をごらんください。

既定の歳入歳出予算総額10億1,023万1,000円に歳入歳出それぞれ1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額10億1,023万2,000円とするもので、内容的には予算の組み替えになります。

5ページをお開きください。

歳入について、2款、国庫支出金2項、国庫補助金3目、地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業として1,000円を増額し、430万円とするものであります。

続きまして、次の6ページをごらんください。

歳出ですが、主なものについてご説明いたします。

3款、地域支援事業費1項、介護予防生活支援サービス事業費1目、サービス事業費19節、負担金・補助金及び交付金を実績に伴い、78万1,000円増額し、13節委託料を28万円減額、同項2目、介護予防ケアマネジメント事業費を20万円減額、また、3款2項、一般介護予防事業費、地方創生事業などの活用により30万円減額するものであります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（琉 理人君）

議案第15号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第15号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第16号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

続きまして、議案第16号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

予算書をごらんください。

既定の歳入歳出予算の総額1億8,839万7,000円に歳入歳出それぞれ43万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,796万1,000円とするものであります。

5ページをお開きください。

歳入ですが、3款、繰入金1項、一般会計繰入金2目、保険基盤安定繰入金を184万5,000円減額して4,624万2,000円とし、3目、療養給付費繰入金を140万9,000円増額し、1億52万9,000円とするものであります。

6ページ、歳出ページをお開きください。

歳出につきまして、2款、後期高齢者医療広域連合納付金1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金として、実績に応じ、43万6,000円を減額補正するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第16号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第16号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第17号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

議案第17号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、補足説明をいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額6億3,692万2,000円に歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億3,682万2,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入から説明いたします。

3款、繰入金、補正前の額8,228万4,000円に10万円を減額補正し、8,218万4,000円とするものでございます。これにつきましては、他会計よりの繰入金の減額でございます。

次に、4款、繰越金、補正前の額342万3,000円に8万8,000円を増額し、351万1,000円とするものでございます。

また、6款、町債、補正前の額3億538万8,000円に8万8,000円を減額し、3億530万円とするものでございます。これにつきましては、繰越金との財源組み替えでございます。

歳入合計、補正前の額6億3,692万2,000円に10万円を減額補正し、6億3,682万2,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳出の説明をいたします。

1款、水道事業費、補正前の額5億8,848万2,000円に10万円を減額補正し、5億8,838万2,000円とするものでございます。これにつきましては、職員手当等の減額でございます。

以上、歳出合計 6 億3,692万2,000円に10万円を減額補正し、6 億3,682万2,000円とするものでございます。

次に、3 ページをお開きください。

第2表、地方債の補正について説明いたします。

起債の目的、(2) 公営企業債、補正前の限度額 2 億958万8,000円に 8 万8,000円を減額し、補正後の限度額を 2 億950万円とするものでございます。合計、補正前の限度額、3 億538万8,000円に 8 万8,000円を減額し、3 億530万円とするものでございます。

4 ページをお開きください。

3 表、明許繰越費の説明をいたします。

1 款、水道事業費 3 項、配水給水費、事業名、西部地区基幹改良事業費491万9,000円、東部地区基幹改良事業費 1 億3,458万円、東部地区増補改良事業費6,361万4,000円を次年度へ繰り越すものでございます。これらにつきましては、国の 2 次補正分の予算でありまして、年度内に執行ができなかったためでございます。

以上、審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第17号について質疑を行います。

○4 番（上木千恵造君）

4 ページの繰越明許費について、質問をいたしたいと思います。

西部地区基幹改良事業費、これは、場所はどこなのか。次に、東部地区基幹改良事業費、同じく場所はどこなのか。下の東部地区増補改良事業費についても、施工場所をお願いいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

ただいまの質問にお答えいたします。

西部地区基幹改良事業費491万9,000円は、犬田布地区の町の住宅前の県道の拡幅がございしますが、県道の拡幅とあわせて配管の入れかえを予定しております。

東部地区基幹改良費は、古里地区、面縄地区の老朽管更新事業を予定しております。

それと、東部地区増補改良事業については、東部浄水場の活性炭ろ過器導入と、浄水場より配水池への送水管の整備等を予定しております。予定というか、発注をしてございます、この増補事業については。

以上です。

○4 番（上木千恵造君）

西部地区基幹改良事業費の491万9,000円、これは県道拡幅工事に伴う水道管の入れかえ工事ということですね。この工事については、既に発注しているのか、今後発注するのか。

○水道課長（喜 昭也君）

これについては、まだ発注していません。県道が決まり次第します。

○4番（上木千恵造君）

その下の東部地区基幹改良事業費、これもまだ未発注ということですね。

○水道課長（喜 昭也君）

はい。今は設計を出している段階でございます。

○4番（上木千恵造君）

その下の東部地区増補改良事業費、これは発注済みというご答弁がありましたけれども、これは、発注はどのような形態で発注しているのか。例えば、随意契約なのか、一般競争契約なのか、指名競争契約なのか、お伺いいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

これは随意契約にて発注しています。

○4番（上木千恵造君）

随意契約で、普通は一般競争入札か、指名競争入札か、それが普通ですけれども、随意契約とした理由があれば、ご説明をお願いいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

契約の理由といたしまして、地方自治法施行令第167条2第1項の6号によりまして、現在、契約履行中の施工業者に施工させるときは、工期の短縮、経費の節減等ができるという、有利と認められるときということに基づき、随意契約を行っております。

○4番（上木千恵造君）

随意契約で契約したということで、随意契約ということになれば、例えば、価格について、前工事と同じ業者が落札するわけでございますけれども、これについて、価格的には適正な価格で処理されているのか。それとも逆に、高い単価で契約はしていないのか。それとまた逆に、余り低い単価でして、業者に低い単価を押しつけていないのか。この辺等が心配ですけれども、適正な価格で契約はしたと、水道課では自信を持って言えるかどうか、お伺いします。

○水道課長（喜 昭也君）

金額については、県に準じて設計単価を設定していますので、適正な金額だと認識をしているところでございます。

○4番（上木千恵造君）

この随意契約については、見積もりについては何社ぐらい見積もりをいただいているのか、お伺いをいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

3社見積もりをしております。

○4番（上木千恵造君）

最後に確認のため、適正な価格で結局契約をしていると、県に準じた価格で契約していて、業者に単価を押しつけるとか、また逆に、高い単価で契約をしているとかいうことはないということで

すね。適正な単価で契約していると。再度、答弁をお願いします。

○水道課長（喜 昭也君）

適正な金額でちゃんとしています。

○4番（上木千恵造君）

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

4ページです。今の質疑に引き続いて質疑をいたします。

明許繰越費なんですけれども、今の説明では随意契約であるということなんですけれども、1億3,458万、6,300万、1億9,000万ですよ、約2億。こんな大きな額の事業を随意契約をやるというのは、おかしい問題じゃないかなと……（「1月にもう契約してある。一番下だけ」と呼ぶ者あり）下だけ。

訂正します。下の東部地区、これは、今現在、工事進行中の業者ということなんですけれども、その名前が公表できるのであれば、よろしいですか。現在工事をしている業者名。

○水道課長（喜 昭也君）

水道機工株式会社と株式会社栄電社でございます。

○14番（美島盛秀君）

この事業については、技術的な面とかにおいて、継続してやらなければならない理由と、あるいは、そういうのがあって随意契約をするということですか。

○水道課長（喜 昭也君）

先ほども言ったんですが、契約の理由として、地方自治法の法令にのっとり、引き続きしたほうがいろいろ経費問題やら、期間の工期やら、仕事がやりやすいということでこのまま引き続いています。

○14番（美島盛秀君）

今の業者名からすれば、地元の業者ではないというふうに思うんですけれども、なぜ地元の業者に指名競争入札等をやってできなかったのか。理由があったんですか。

○水道課長（喜 昭也君）

一部、今、浄水場の内外の整備等は、地元の業者でできる場所は、今、地元の業者がやっています。

○14番（美島盛秀君）

随意契約というのは、極力避けたほうが、額が額ですので、私はいいんじゃないかというふうに思うわけなんですけれども、しっかりと監督をしながら、工事が完成できるように進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第17号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時11分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第20 平成29年度施政方針

○議長（琉 理人君）

日程第20 平成29年度施政方針について説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成29年第1回伊仙町議会定例会の開会に当たり、町政運営に対する所信を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解、ご賛同を賜りたいと思います。

今年は、いよいよ奄美群島待望の「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録に向けて、政府よりユネスコへ本推薦書が提出されました。2018年の登録になります4島の中で、特に国内最大規模の亜熱帯照葉樹林が広がり、希少野生生物が生息する奄美大島、徳之島においては、自然のみならず、奄美特有の歴史や文化も世界的に認められることで、さらなる交流人口の拡大が期待されているところであります。

また、本町の経済基盤を支える農業分野においては、5年ぶりにサトウキビが豊作で、農畜産物も高価格で安定し、平成28年度伊仙町農業産出額については訂正がございます。平成28年度伊仙町農業生産額は50億円を超えるものと見込まれていますが、改めて農業立町として、自然災害等に大きく影響されないよう、持続可能な力強い農業の実現に向けて取り組んでまいります。

また、先駆的に推進をしている地方創生の取り組みについては、全国から大きな注目を浴びており、その相乗効果として、本町の社会的人口——転入と転出の差によって生じる人口は、増加し続けていることから、引き続き地方創生にかかわる各種事業を官民一体となって連携をすることにより、雇用、定住、所得増に挑戦する活気あふれるまちづくりを推進してまいります。

財政については、平成23年度以降、10年間は、徹底した行財政改革を行い、地方債発行の削減や徳之島用水事業償還も勘案し、平成29年度の予算編成においては、職員各自で行財政改革を行う覚悟で、歳入歳出両面にわたって徹底した見直しを行いました。

本町を取り巻く環境は、いまだ厳しい状況が続いておりますが、厳しいときこそ、職員とともに創意工夫と経営感覚を発揮していくことを踏まえ、主要施策を述べてまいります。

1. 「まち・ひと・しごと創生伊仙町総合戦略のさらなる推進」

伊仙町では、まち・ひと・しごと創生伊仙町総合戦略を平成27年12月に策定し、それをもとに地方創生事業を推進しております。とりわけ、1、空き家利活用を初めとした移住支援、2、包括支援を中心とした小さな拠点づくり、3、農業支援センターを立ち上げる、4、いせん寺子屋を中心とした子供たちへの学習支援、5、子宝のまち情報発信等の事業を平成28年度から実施しております。

町民の皆様とともにこれらの目的を達成することで、子供から高齢者まで、生き生きとした生活空間の形成を目指します。

また、多くの出身者、企業からいただいているふるさと納税も、町の重要施策実現のために大切にに使わせていただいております。

企業誘致に関しましては、既に、日本マルコ株式会社平成28年7月から事業を開始しました。現在も、島内全域のアクセス条件のよい糸木名工業団地を整備しており、さらに企業の誘致に努めてまいります。

情報発信においては、平成28年度に大幅にリニューアルを施した町公式ホームページと新たに開設したSNSや動画配信を通じて、町内外のほうへ、行政情報のみならず、伊仙町を丸ごと発信して、官民一体となって伊仙町の魅力をPRしてまいります。

2. 「農業所得向上と持続的な農業改革を目指して」

我が国農業をめぐる環境は予断を許しません。一昨年10月に、TPP——環太平洋経済連携協定の大筋合意がなされましたが、米国のトランプ新大統領は、TPP交渉からの永久離脱を表明し、2国間の貿易交渉へとかじを切った関係で、我が国の経済及び農業分野の先行きは不透明な状況となりました。

とりわけ、本町の農業分野においても課題は山積みしており、特に農家数の減少及び農家の高齢化は、将来の伊仙町農業にとって深刻な問題であります。

本町では、平成26年度に、伊仙町農業振興計画を策定し、人づくり、環境づくり、情報技術の向上を施策の基本方針とした上で、平成28年度に、農業支援センターを旧徳之島農業高等学校跡地に整備し、農業人材の育成に力を入れるなど、各種の施策を積極的に実施し、農業生産額50億円並びに農家の所得アップを図ってまいります。

①担い手対策

地域における持続的な農業を行うためには、担い手の育成確保や将来伊仙町の農業を担う新規就農者の育成支援が極めて重要です。加えて、土地利用促進、施設の充実、情報及び農業率の向上も非常に重要な課題であります。今後は、各地区における人・農地プランを見直し、農地中間管理事業を有効に活用して、中核農家への農地集積を進めていきます。

また、担い手にかかわる将来ビジョンの話し合い活動や青年就農給付金の事業説明を重ね、新規就農者の育成に力を入れます。

さらに、認定農家を初めとする各組織をより活性化するため、メンバー間や他地域との交流を進め、土づくり、技術更新・向上、情報共有などを通じて実践的な組織づくりにつなげていきます。

②農地対策

営農計画と土地の貸借に関する意向を調べるための農家全戸調査を、機構集積支援事業を用いて、今後の町農業振興計画推進に資する基礎資料として活用します。

また、農地中間管理事業に関しては、農地の出し手に対する機構集積協力金を活用して、農地の流動化を促進し、制度の運用を本格化させるなど、担い手への農地集積を図ります。

③農業振興

平成28年／29年期産に関しては、単収生産量とも豊作傾向にある一方で、作付面積の減少が見られました。特に、夏植え面積が大幅に減少傾向にあり、今後、夏植え推進をより強化するとともに、平成28年度、新たに作成された増産計画達成に向け、堆肥助成を行うことで、地力増強を図るとともに、病虫害対策を推進し、単収向上に努めます。

また、ハーベスター営農集団育成のために各種研修会を開催し、組織体制の強化を図るとともに、ハーベスターの機能向上及び単収向上に向け、欠株対策として、一芽苗の助成等も行い、多面的施策を講じます。

④園芸振興

平成27年度末の国営徳之島用水農業水利事業（徳之島ダム）の一部通水開始に合わせ、水利用効果の高い品目の選定と推進を行います。

基幹品目であるバレイショは、新機能を備えた選果機を活用し、ブランド名に恥じない品質の向上と単収向上を目指すとともに、輪作体系を確立するため、春季以降の落花生、ゴマ栽培の推奨やニンジン、カボチャ等についても重点品目として面積の拡大を図り、所得の安定を図ります。

施設園芸に関しましては、農業創出緊急支援事業を活用し、防風対策の高い平張りハウス導入を推進します。

また、農業の基盤である土づくりに関しては、強い農業づくり交付金事業を活用し、土壌分析を徹底して、分析結果に基づいた堆肥製品を推奨します。

⑤畜産振興

伊仙町では、飼養戸数415軒、飼養頭数3,158頭となっていますが、近年、子牛価格が高水準で推移していることが要因で、販売傾向が強くなり、繁殖雌牛の調達に苦慮している状況にあり、将来の繁殖雌牛頭数の減少が懸念されることから、伊仙町家畜導入事業の活用並びに繁殖雌牛の増頭や品質向上を図るため、優良素牛事業の補助金を昨年より増額し、繁殖雌牛頭数確保を加速します。

また、子牛育成マニュアルをもとに管理を行うことで、子牛の品質を高めると同時に、情報提供、研修会の開催、畜産共進会への積極的な参加を促すことで、価格の高騰によるコスト意識低下を招かぬよう、品質のよい粗飼料生産を推奨し、よりよい経営感覚を持つ畜産農家の育成に努めてまいります。

⑥販路開拓付加価値化と食育地産地消の推進

農林水産物輸送コスト支援事業を最大限に活用し、赤土バレイショ、徳之島ブランド「春一番」などの流通コストを削減し、農家の所得増を図ります。同時に、直売所「百菜」を拠点に、保健センターやほーらい館とともに連携し、本町農畜産品の島内外への発信力を強め、より多くの品目の販路開拓と食育も含めた地産地消を目指します。

平成25年に完成し、26年から稼働を開始した伊仙町特産品加工工房については、管理運営を委託した指定管理者との連携により、現在、製造販売中の純黒糖や新たな特産品の開発・製造による町の産業振興及び地域活性化につなげ、このような機運の高まりを追い風に、農商工連携と6次産業化を引き続き推進し、より付加価値の高い農産物の販売手法を探ります。

⑦水産業・林業

水産業に関しましては、離島漁業再生支援事業を引き続き実施し、直売所「百菜」における地元産魚介類の宣伝販売によって漁業の活性化を図ります。

林業に関しては、松くい虫の発生に伴い、被害の拡大防止策を講じていきます。

⑧鳥害獣対策

近年、イノシシやカラス等による農産物被害が拡大の一途をたどっています。集落住民と連携を図りながら、進入防護柵の設置、捕獲銃者の育成・確保、猟友会に対する国からの補助を増額して被害の防止に努め、安定した農作物の栽培環境を整えます。

⑨高齢化に対応した農地集積の実現

平成29年度も、畑地帯総合整備を推進し、農作物の効率化を図り、農地中間管理機関制度を利用し、担い手農家への農地集積を進め、集落営農の継続を図ります。

⑩収益性の高い農業の実現

平成29年度完成予定、徳之島ダムを利用し、喜念地区、木之香・阿権地区、崎原地区、糸木名地区の畑かん事業を推進し、既存作物の単収向上と収益性の高い新品目導入を推進し、農業生産額の向上を支援します。

①農業施設の防災維持管理対策

高齢化のため難しくなった農業施設の維持管理は、多面的機能支払交付金を活用しながら支援をしております。伊仙中部地区農業水利施設については、ストマネ事業により、パイプライン、揚水機場等の老朽施設の改修を進めてまいります。あわせて、東部ダム、中部ダム、西部ダムの耐震性調査を実施し、順次、老朽施設の改修を進めてまいります。

3. 「住民福祉サービスの向上と安心・安全なまちづくりについて」

①保育行政・国民年金行政について、新たな保育環境の充実について

本町の保育行政は、「くわーどう一宝」の理念のもと、平成27年度から施行された子ども・子育て支援法に基づき、町独自の保育環境の充実・発展を目指すとともに、今後も保護者の利便性に即した運営を確立するなど、安心して健やかなる成長を願い、伊仙町の将来に合う子供たちを育ていく体制づくりを推進しております。

国民年金行政につきましては、国民年金法の一部改正に伴い、納付資格期間が従来の25年から10年に大幅に短縮され、平成29年8月1日から施行されることに伴って、老後の安心等を支えるために、年金事務所による年金相談会と役場窓口相談を充実させ、受給権確保及び保険料納付の推進に努めてまいります。

②消費者トラブルの防止で安全・安心なまちづくりについて

年々増加傾向にある消費者トラブルを未然に防ぐため、広報紙等による情報提供や出前講座、弁護士相談会などの啓発活動に取り組み、町民の皆様が安心・安全に暮らせるよう消費者行政に取り組んでまいります。

③老朽化したインフラ整備の継続で安心・安全な住みよいまちづくり

高度経済成長期に集中的に整備された伊仙町の産業経済の基盤である町道は、継続的に整備している道路改良工事とともに、老朽化による補修工事が急務であります。平成22年から行われている社会資本整備総合交付金事業について、阿権馬根線を県道糸木名亀津線から約1kmの用地取得と並行しつつ、改良工事を行います。

また、伊仙馬根線・阿三地区の改良工事を中部浄水場付近まで行うとともに、防犯灯設置工事も引き続き進めていきます。

老朽化対策として——これはちょっと補足します——対策として、防災・安全社会資本整備事業のミノハナ線外6線阿三中山線、ナリシントウ線、西犬田布線、明眼線、東面縄目手久線、耳付2号線)の合計2.2kmの舗装・補修工事を行い、今後も、老朽化の著しい町道から順次整備を行ってまいります。

過疎対策整備事業については、中伊仙地区の冠水対策として推進している中伊仙線の排水路改良

工事を県道まで接続し、豪雨時の冠水被害防止に努めていきます。

公営住宅については、伊仙町公営住宅等長寿命化計画の建てかえスケジュールに基づき、大久保団地の建てかえを行います。既存の敷地では、必要とする戸数の確保が難しい状況にあり、非現地建てかえとして、東伊仙地区で用地を取得し、合計9戸を整備します。

さらに、公営住宅に民間活力を導入し、リース事業による借り上げ型公営住宅を整備し、定住促進を図っていきます。

④安心・安全な水の安定供給について

水道事業は、水質改善、安定した水の供給が最大の課題でありましたが、平成20年度より実施されてきました西部地区簡易水道事業が完成するとともに、東部地区簡易水道事業、佐弁地区から面縄地区においては、平成27年度より、老朽管の更新事業及び東部浄水場の新設工事が行われたことに伴い、東部・西部両地区において、安定した水の供給、水質改善が期待されます。

また、事業が完了後には、西部・東部それぞれの簡易水道特別会計を上水道事業会計への統合も義務づけられていることから、統合に向けて準備を始めているところです。

なお、中部地区については、年次計画を立て、水量・水圧不足地区の発生防止、基幹本管の整備などを進めているところです。

水道事業は、その事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性を持って事業を継続していくという独立採算性が原則とされています。貴重な水資源の有効利用と事業運営に必要な電力の消費にかかわる電気料や薬品等の経費を削減するため、漏水箇所の早期修繕を行うなどの措置を講じ、有収率の向上に努めてまいります。

需要者における水道水に対するニーズは、高度な要求に変わってきています。今後、施設管路の更新に多くの費用を要することが予想されるため、長期的な更新計画と財政収支を見通した上で、水道使用料金の見直しを行いながら、将来負担を先送りしないよう、徴収対策もあわせて実施して、経営の健全化を図りながら、町民の皆様に安心・安全な水の安定供給に努めてまいります。

⑤収納対策について

一昨年より、収納率の向上及び税負担の公平性、または、納税意識の向上を図るため、延滞金の徴収及び地方税法に基づき、滞納者への財産調査や差し押さえを実施しています。引き続き、本年も徴収計画に基づき、各種徴収対策を実施し、財源確保に努めます。

4. 「健康長寿と子宝の町のさらなる活性化」

平均寿命83.7歳の日本は、世界一の長寿国となり、その背景に充実した医療制度などが言われています。誰もが少ない負担で高水準の医療を受けられる医療保険制度は、誇るべき点とされていますが、少子高齢化によって医療保険制度が危機的状況にあり、国は、財政や社会保障費の見直しに伴う法改正を進めています。

本町におきましては、こうした情勢に伴い、適切な事業運営と必要なサービスが提供できるよう、以下の施策に取り組み、健全運営に努めてまいります。

①障害者福祉政策について

障害者福祉政策は、障害のある人も、ない人も、ともに生きる島づくりを目標として各種事業を推進しており、平成26年度に作成した障がい者計画及び第4期障がい福祉計画に基づき実施してまいります。

また、第4期計画の事業内容の反省を生かし、第5期の計画を策定いたします。

難病支援については、平成27年7月から難病の医療費助成対象となる疾患が、151疾患から306疾患に大幅に拡大され、新たな救済が期待される一方、逆に、これまでの助成を受けてきた疾患は、軽度の患者を中心に自己負担の増加が危惧されていることから、各種支援体制を構築するなど、きめ細やかな対応を講じます。

②子育て支援について

子育て支援金については、次代を担う子供の健やかな成長を願うとともに、児童福祉の向上を目的とするため、今年度も支援事業を継続し、一部の支援金を町内の消費活動促進のために、伊仙町商工会の加盟店で使用できる商品券も支給していきます。

③国民健康保険について

本町国保は、相互扶助の考えを基本とし、被保険者からの納税、国庫補助、県補助等により会計運営を行っておりますが、現状は、医療費等の増加に対し、歳入が伴っておらず、収支のバランスを大きく欠いた状態が恒常的に続いている状態となっております。

税と社会保障の一体改革により、平成30年度から国保運営の都道府県化を含む課題を踏まえた上で、国保事業の財政基盤の確立に向けた財政健全化対策として、国保税率の見直し、徴収率の向上、医療費適正化対策の推進、保険事業の推進の4項目を重点的に強固に取り組んでいきます。

④地域包括支援センター、介護保険について

第6期介護事業計画に基づき、介護保険事業にかかわる各種事業の円滑な運営を図るため、医療・介護・福祉関係者、地域住民と連携して行い、地域包括システムの構築に取り組んでまいります。身近な場での介護予防活動の充実、多様な生活支援の整備、地域の支え合いの充実を図り、さらに、地域力向上のため、地方創生推進交付金事業等を活用しつつ、地域包括支援センターのさらなる機能強化を図ることで、介護予防からの地域づくり、生涯現役で活躍できる町を目指します。

⑤後期高齢者医療保険制度について

「長寿・子宝のまち」宣言を行った本町においては、高齢者の皆様方が安全・安心な生活を営むことができるよう、高齢者医療制度を含む社会保障全般の安定強化が求められていますが、今後も国の動向を注視し、町内の被保険者の皆様が続ぎ安心して必要な医療を受けることができるよう、適切な運営に努めてまいります。

⑥保健センターの運営について

長寿・子宝のまちとして注目され、この誘因とも言える地域力を生かした健康的な地域づくりを目指します。

まず、子育て支援については、庁内関係部署や関係機関と連携し、安心して地域で妊娠・出産・育児が切れ目ないサービスや見守りが行き届くまちづくりを推進してまいります。

健診については、特定健診受診率は60%以上にすることが厳しい状況になってきていますが、まずは健診受診で自分の体の状況を把握し、必要な方は特定保健指導を受け、生活習慣の改善が図られるよう支援を行い、疾病予防と糖尿病等の重症化予防に力を入れていきます。

また、障害を持った方や精神的な不安を抱えた方などが地域で安心して暮らせるよう、健康づくり支援や相談支援を行ってまいります。

さらには、従来のほーらい館での健康増進の取り組みや、地域での予防活動を地域包括支援センターや各地域組織と一体となって取り組み、地域包括ケアシステムの基盤づくりを予防分野からも担ってまいります。

⑦町民のさらなる健康増進を目指して

ほーらい館がオープンして9年目となり、当初は会員数1,000名、1日の利用者数500名と目標設定し、徳之島で随一の健康増進施設としてスタートをしましたが、現在では、会員数が832名、1日平均利用者数は430名前後で推移しており、会員数の増加並びに利用率の向上に向けて一層努力を要するところであります。

さらに、施設の老朽化が進む中で、平成28年度には、プールと温浴施設で利用している井戸水の石灰分を除去する軟水器を交換するなど、施設の維持管理並びに老朽化に伴う修繕・更新などの対応を年々迫られています。これらの課題を解決するため、改めて重要な修繕・更新を講じた上で、町民の皆様の健康増進に資する拠点として、各プログラムにおける効果の検証、また、コスト削減策についても調査を行い、本町のみならず、徳之島全体の健康増進のシンボルとして、安定した施設運営を目指してまいります。

5. 「世界自然遺産登録に向けた美しい町・住みやすいまちづくり」

きゅらまち観光課がスタートして、町の貴重な自然環境・生活環境の保全と美しい町・住みよいまちづくりに取り組みつつ、平成30年度の世界自然遺産登録に向けて、行政、地域、各種団体が一体となって推進しております。

現況、環境省の中央環境審議会で、今春の国立公園の指定を経て——本日でありますね——奄美大島・徳之島・沖縄島北部・西表島が世界遺産登録候補地として挙げたことにより、徳之島の名前が世界に誇れる貴重な自然を有していることが証明されることとなります。

また、世界遺産登録は、観光振興の面でも相乗効果をもたらし、特に観光地としての知名度や遺産価値が向上することで、国内外からの観光客が増加することが期待されます。

さらに、住民の方も楽しんでいただけるよう、自然を満喫するために必要なエコツアーガイドの育成や自然の中を歩いて回るトレイルコースの整備、集落の町並みや自然環境についても基準となる景観計画を策定し、世界自然遺産登録を目指す地域として持続可能な観光地づくりに取り組んでまいります。

①自然環境の保全対策について

赤土流出対策は、開発により河川や海域に土砂流出が見られ、環境問題が深刻化しているため、徳之島・奄美土砂流出対策協議会と連携した取り組みで住民意識啓発に取り組みます。

海岸漂着物回収対策は、近年、海岸に国内や国外からの大量の漂着物が押し寄せるなど、美しい浜辺の喪失や海岸環境の悪化、海岸機能の低下、漁業への深刻な問題となっていることから、次代へ引き継いでいくために清掃活動を引き続き行ってまいります。

②汚水処理対策について

本町における汚水処理人口の普及率は大きな格差があり、地域住民の意識等を考慮して、引き続き、生活排水による環境汚染から環境を守るため、合併浄化槽の普及に努めながら、単独浄化槽並びにくみ取りからの切りかえ促進を推進してまいります。

③野犬・野猫対策について

アマミノクロウサギの保護に向けた取り組みとして、野犬・野猫対策を重視し、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例も視野に入れ、猫の登録に取り組みます。

以上を踏まえた世界自然遺産、観光資源、自然環境保全を保持し、豊かで素晴らしい資源を確実に次世代に引き継ぐことを目指します。

6. 「未来を担う子供の育成と生涯学習の推進」

近年、教育を取り巻く環境は、生活様式の多様化や少子高齢化、情報化などの進展により、大きく変化しております。

このような中、将来の本町を支える人材の確保に対する町民の期待はますます高まっております。

教育行政の実施に当たっては、町民の皆さんの思いと環境の変化に的確に応えられるよう、以下の諸施策の実施に当たっていく所存です。

①学校教育の充実について

各学校それぞれさまざまな課題を抱えながらも、子供たちに基礎的・基本的な学力をつけることを最大の課題として取り組んでいるところです。子供たちに確かな学力をつけさせたい、そして、自分が生まれ育った徳之島を誇り、島を愛し、ふるさとの自然、歴史、文化、島の基幹産業である農業を守り、育てようとする人材育成の充実を図っていきます。

また、本町の目指す教育として生きる力の育成を基本とし、知識を一方的に教え込む教育から、子供たちがみずから学び、みずから考える教育への転換を目指し、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、豊かな人間性とたくましい体を備えた子供の育成に取り組んでいきます。

②学力向上対策の推進について

子供たちの可能性を十分に引き出し、自己の将来をみずから切り開いていけるよう、学習面では、児童・生徒にとって分かる授業の実現を目指し、家庭学習の充実を図るため、60・90プラス20運動の推進を図りながら、基礎・基本の確実な定着を図っていきます。

具体的な取り組みとして、伊仙町学力向上推進協議会及び東部・中部・西部地区幼小中連携部会

研修会において、幼稚園・小学校・中学校と家庭・地域が一体となって学力向上、生徒指導、健康の保持増進等の課題について研究・協議し、成果を日々の教育活動に反映させていきます。

また、町内の子供たちの可能性を大いに引き出し、伸ばすための努力に終わりはありません。そのためには、子供たちの学ぶ意欲を向上させることが重要です。意欲は全ての力の源であり、目標や志を持つことにもつながります。その一環として、昨年度に引き続き、小・中学生を対象に、漢字検定、英語検定を継続して実施することにしています。

③特別支援教育について

一人一人のニーズに応じた支援を行うため、引き続き教育支援員を配置し、さらに、各学校や町保健センター、関係諸機関と連携を図りながら、町教育支援委員会や校内教育支援員を充実・強化していきます。

また、特別な支援を必要とする児童・生徒に限らず、全児童・生徒を対象とし、個に応じた指導を大切にする特別支援教育の充実に継続して取り組んでいきます。

④道徳教育について

あらゆる教育活動や日常生活を通して、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断など、折に触れて、自然に身につけていくような流れをつくっていきたいと考えています。

また、心の教育を中心とした生徒指導がますます重要性を増していることを踏まえ、いじめ・不登校の早期発見・解消のために、各学校の生徒指導体制を充実するとともに、教職員一人一人の指導力を向上させ、本年度もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを定期的に配置して、児童・生徒一人一人が安心して過ごせる環境づくりに努めてまいります。

⑤特色ある教育活動について

島唄・島口・美ら島運動を重点的に実施し、郷土の歴史・文化への関心を高めて郷土意識の醸成を図ります。

校区住民等を講師に迎えて、サトウキビやジャガイモの栽培、黒糖づくり等の体験活動によって、土に触れ、みずから生産する喜びと先人に学ぶ姿勢を体験することにより、故郷に自信と誇りが持てるようにするとともに、みずから気づき、考え、実行する生きる力の育成を図ります。

⑥外国語教育について

招致外国青年（ALT）の活用により、小学校は高学年を中心に、楽しみながら英語に親しむ授業を実施しています。中学校英語科における授業についても、英語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の育成を図るため、ALTを配置し、外国語活動の充実を図っていきます。

⑦幼稚園教育について

幼児期は、外界に対する好奇心が最も旺盛な時期です。そういう時期こそ優しく見守りながら、集団生活に適応できるようにきちんと育てることが大切だと考えます。

また、先生方によって丁寧な指導がなされており、幼稚園が安全で安心して心地よく過ごせることができる場になっていることが大切です。

さらに、子育ての一環として預かり保育を実施し、就労支援を行っていきます。

教職員の資質向上については、各学校に指導主事が訪問し、教育支援を初め、年次研修の充実、臨時的任用教員や幼稚園教諭、特別支援員の指導力向上に資する指導助言を行い、指導のあり方を一層改善し、児童・生徒の学力向上に努めてまいります。

⑧開かれた学校づくりについて

学校評議員制度と毎年11月に実施している「かごしまの教育」県民週間、学校を見に行こう週間を基軸に、老若男女が交流の場として集える地域に根差した学校づくりを推進します。

また、町内の学校の6割が複式学級であり、少人数指導のよさを生かしたわかる授業の推進に努めています。

地方創生事業で購入した大型ワゴン車を十分に活用して、小学校間の交流学習を積極的に推進していきます。

教育行政は、学校教育にとどまらず、地域の未来を担う人材の育成と考えています。

そのため、2年目を迎える第5次伊仙町総合計画に掲げられた教育力のある環境づくり、豊かな心・確かな学力・たくましい体を実現すべく、点検と評価を行いながら、町民に信頼されるよう努力し、さらに、開かれた教育委員会として、町民の方々に耳を傾けつつ、教育行政の充実に努める所存です。

⑨生涯学習の推進

鹿児島県教育振興基本計画を推進するため、本町生涯学習テーマを地域のよさ（人・自然・文化）を再発見・再確認し、人間性豊かでいきいきと生きる町民の育成と教育・文化・スポーツの振興を図ります。

その具体策として、地域の連帯性の醸成と自治意識の高揚を図るため、社会教育団体を初め、関係機関と連携を深め、地域人材の発掘と活用を活性化させ、町民が生涯を通じて学習ができるよう機会を提供するとともに、いせん寺子屋との連携を図り、児童・生徒の学習支援に努めます。

⑩成人教育について

P T A連絡協議会や地域女性連と社会教育団体が積極的に活動できるよう支援する他、人権教育など、さまざまな学習機会を提供していきます。

⑪青少年教育について

本町のよさである教育的素材（自然・文化・人材）を活用した親子チャレンジ教室などの体験活動を充実させ、郷土に誇りを持てる青少年の健全育成に努めます。

⑫社会体育関係について

第58回大島地区大会バレーボール競技（女子）が本町で開催されます。その他の競技においても、関係団体との連携を強化し、競技力の向上と競技者増加を目指します。

その他スポーツ少年団及び部活動等の指導者及び保護者を対象とした研修会やスポーツに関する講座を開催し、町民の健康づくりやスポーツ少年団、各種スポーツ団体の活動を支援します。

⑬公民館について

シマグチの日に関する条例の施行に基づき、地域人材を活用した新講座の開設や集落及び各教育機関と連携を図り、貴重な伝統文化「シマグチ」の保存・継承に努めます。

⑭読書推進について

昨年度に引き続き、毎月第1土曜日に、図書館でのお話会の開催及びブックスタート事業を継続する他、季節に合わせた読み聞かせ会を開催し、読書推進に努めます。

⑮文化財行政について

面縄貝塚が国の史跡に指定されたことを受けて、史跡の保存・公開活用に向けた整備計画の策定に取り組む他、町内史跡を題材としたシンポジウムを11月に開催し、重要な文化財の価値をこれまで以上に広く発信し、町民の皆様とともに、文化遺産・自然遺産を生かしたまちづくりに向けた具体的計画を策定していきます。

終わりに、以上、主要施策を述べてまいりましたが、厳しい財政状況の中ではありますが、雇用、定住、所得増に挑戦する活気あふれた伊仙を目指すためには、町民の皆様をはじめ、議会と執行部が連携して全力投球、果敢に挑戦することが各施策の実現につながります。つきましては、町民の皆様並びに町議会の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。平成29年3月7日、伊仙町長大久保明。

よろしく申し上げます。

○議長（琉 理人君）

これで、平成29年度施政方針についての説明を終結します。

- △ 日程第21 議案第18号 平成29年度伊仙町一般会計予算
- △ 日程第22 議案第19号 平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算
- △ 日程第23 議案第20号 平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算
- △ 日程第24 議案第21号 平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算
- △ 日程第25 議案第22号 平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算
- △ 日程第26 議案第23号 平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算
- △ 日程第27 議案第24号 平成29年度伊仙町上水道事業会計予算

○議長（琉 理人君）

日程第21 議案第18、平成29年度伊仙町一般会計予算、日程第22 議案第19号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、日程第23 議案第20号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算、日程第24 議案第21号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、日程第25 議案第22号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、日程第26 議案第23号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算、日程第27 議案第24、平成29年度伊仙町上水道事業会計予算の7件を一括して議題とします。

提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第18号から議案第24号について、提案理由の説明をいたします。

議案第18号は、平成29年度伊仙町一般会計予算、議案第19号は、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、議案第20号は、平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算、議案第21号は、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号は、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、議案第23号は、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算、これらにつきましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案しております。

議案第24号は、平成29年度伊仙町上水道事業会計予算を地方公営企業法第24条第2項の規定により提案しております。

以上、議案第18号から議案第24号までの7件の提案理由の説明をいたしました。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

ただいま提案理由の説明があった議案第18号から議案第24号までの7件については、後ほど当初予算審査特別委員会に付託する関係上、1回1項目の質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。

○2番（岡林剛也君）

平成29年一般会計当初予算についてお尋ねします。

予算書の21ページ、款15、利子及び配当金で、一番下にJAC株主配当金とありますが、450万円収入が見込まれているんですが、これまでの出資金が幾らなのかをお伺いいたします。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えいたします。

昭和58年7月に80株400万円を購入、昭和63年10月に80株400万円です。合計で800万円の出資でございます。

あと、ちなみに、配当金が支払われるようになったのは平成24年度からでございます。今まで合計で2,500万円ほどの配当金が払われている状況であります。

以上です。

○議長（琉 理人君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号から議案第24号までの7件については、議長を除く13名の議員によって構成される当初予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号、平成29年度伊仙町一般会計予算から議案第24号、平成29年度伊仙町上水道事業会計予算までの7件は、議長を除く13名の議員によって構成される当初予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

これから、当初予算審査特別委員会の正副委員長の互選を行っていただきます。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時10分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

当初予算審査特別委員会の委員長に福留達也君、副委員長に明石秀雄君が互選されましたので、ご報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

次の会議は3月8日、午前10時より開会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後 4時12分

平成29年第1回伊仙町議会定例会

第 2 日

平成29年3月8日

平成29年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年3月8日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（平 博人議員、美山 保議員、美島盛秀議員）3名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	稲隆仁君
総務課長	池田俊博君	未来創生課長	久保等君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	澤佐和子君	経済課長	元田健視君
建設課長	仲武美君	耕地課長	上木正人君
きゅらまち観光課長	佐藤光利君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	樺山明博君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	水本齐君	ほーらい館長	中熊俊也君
選挙管理委員会書記長	鎌田重博君	総務課長補佐	佐平浩則君

平成29年 第1回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	平 博人 (議席番号1)	1. 県営住宅建設誘致について	① 伊仙町では定住促進住宅事業において、各集落に住宅建設を行ない、町民の皆様には大変喜ばれております。また地方創生を推進していくなかで人口増も大いに考えられる状況であり、今後もリース事業を活用し、住宅建設を行なっていくとの事だが、町としての財政負担は避けて通れない課題である。このような事を鑑みた上で、伊仙町に県営住宅を建設誘致する考えはないのか問う。	町 長
		2. 義名山総合運動公園の整備、管理について	① 現在、義名山総合運動公園のグラウンド整備、体育館の管理、公園の整備等、町民の皆様より、たくさんの御意見、御要望をいただいております。今後、町としては、我が町唯一の総合公園を町民の皆様、または他町の皆様にも、より一層有効に活用していただく為にも、整備していく必要があると思うが、町としての考えを問う。	町 長 教育委員長
		3. 伊仙小学校付近の街灯設置について	④ 現在、伊仙小学校付近に街灯が少なく、日が落ちるにつれて非常に危険であると聞いております。部活動をしている子ども達も多く、最近是不審者情報等もあります。また、ほーらい館も隣接する町の中心地でもあることから、外観等も考慮した上で、早急に対応する必要があると思うが、町としての考えを問う。	町 長
2	美山 保 (議席番号5)	1. 古里集落の防災と海岸の砂の流出防止について	① 砂の流出について27年9月議会でも一般質問を致しましたが、その後どのような対応がなされたのか問う。古里海岸は、毎年台風の度ごとに、東面縄の海岸や面縄港の泊地に砂が運ばれている。溜まっている土砂を浚渫船を持ってきて砂を除去したこともあります。また、古里海岸では、砂は流され突堤の基礎がむき出しになっています。集落からも強い要望等もあり、今後古里集落を津波や災害から守る為に、砂流出防止対策を県や国へ要望することはできないのか問う。	町 長

2	美山 保 (議席番号5)		② 防災について南海トラフ地震が発生した場合は、一番先に津波の大きな影響を受けるのが、古里集落、喜念集落、鹿浦集落が対象になると思われるが、津波対策は、取られているのか。また障害者や一人暮らしの高齢者対応や避難場所の確保及び整備の対応はできているのか問う。	町 長
		2. 学校施設整備について	面縄中学校の渡り廊下について、28年第1回定例会でも質問を行ったが、渡り廊下について、その後どのように対応されたのか再度質問致します。面縄中学校の体育館は、畳が降ると体育館が離れていることから、授業や、各行事、式典などを行う度、ぬかるみの校庭を傘をさして体育館へ行かなければなりません。このような事をいつまでも続けることはできないので渡り廊下を学校PTAや地域住民、また面縄中学校70周年記念準備委員会での強い要望等もあり、早急に設置して頂くことはできないのか問う。	町 長 教育委員長
3	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 公共事業（工事）の執行について	① 平成28年度第4回定例会において質問した入札については、調査をして答弁するとのことでありましたので再度問う。 ①特産品製造販売プロジェクト事業について。 ②企業誘致促進事業（貸工場）について。 ③公営住宅建設事業（喜念団地）について。	町 長
		2. 直売所「百菜」の運営状況について	① 平成26年度、27年度決算について。また平成28年度の現状について。	町 長
		3. 堆肥センターについて	① 職員による使い込み金の回収はできているのか。また現在の運営状況について。	町 長
		4. 出張旅費について	① 伊仙町の旅費規程及び支給方法と教職員の旅費の支給方法について。	町 長 教育委員長
		5. 町長の資産公開及び後援会について	① 後援会活動及び政治献金について。	町 長

△開 会（開議） 午前10時04分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（琉 理人君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、平 博人君の一般質問を許します。

○1番（平 博人君）

おはようございます。1番、平 博人でございます。今回も一般質問を通しまして、町執行部の皆様方と政策論議を交わし、暮らしに優しいまちづくりに全力で頑張っていきたいと思っております。

それでは、ただいま議長のほうより、平成29年度第1回定例会におきまして一般質問の許可をいただきましたので、通告書に従いまして、随時始めさせていただきたいと思っております。どうぞ明快なる答弁のほうをお願いいたします。

まず初めに、県営住宅建設誘致についてでございます。

伊仙町では定住促進住宅事業において、各集落に住宅建設を行い、町民の皆様方には大変喜ばれております。また、地方創生を推進していく中で、人口増も大いに考えられる状況であり、今後もリース事業を活用し、住宅建設を行っていくということでございますが、町としての財政負担は避けて通れない課題でございます。このようなことを鑑みた上で、伊仙町に県営住宅を建設誘致する考えはないのか、お尋ねいたします。

続きまして、義名山総合運動公園の整備、管理についてお尋ねいたします。

現在、義名山総合運動公園のグラウンド整備、体育館の管理、公園の整備等、町民の皆様よりたくさんのご意見、ご要望をいただいております。今後町として、我が町唯一の総合公園を町民の皆様、また他町の皆様にも、より一層有効に活用していただくために整備していく必要があると考えますが、町としての考えをお尋ねいたします。

続きまして、伊仙小学校付近の街灯設置についてです。

現在、伊仙小学校付近に街灯が少なく、日が落ちるにつれて非常に危険であると、父兄の方々より聞いております。部活動をしている子供たちも多く、最近是不審者情報等もあり、またほーらい館も隣接する町の中心地でもあることから、外観等も考慮した上で、早急に対応する必要があるのではないかと考えております。町としての考えをお尋ねするところでございます。

それでは、引き続き自席のほうで行わせていただきます。

○町長（大久保明君）

おはようございます。平 博人議員の質問にお答えいたします。

まず、1番の県営住宅建設についてでございますけれども、県営住宅の前に、この財政負担ということが書いてありますけれども、この費用対効果というものをいろいろ考えていった場合に、今回の定住促進住宅においても、この地方交付税の人口1人当たり25万と算定した場合の町内への移住を考えてみた場合、今の家賃でも十分これは、費用対効果は出るというふうに算定いたしております。県営住宅に関しましては、今地方創生ということを鹿児島県は少し消極的な状況ですけれども、それは県の考え方が非常に前向きでないと思っております。

その中で、この地方創生の最大の突破口となるのは、町村であり、そして町村の中でも集落の存続であると、これは小学校の存続などであるということ的前提にした場合に、ずっと不公平感があったのは、戦後県営住宅が鹿児島県内においても各地で積極的に建設されました。

それは、県営住宅は県の職員のための住宅であると、例えば県の出張所がある地域に県営住宅をつくっていくと、そうであれば当然離島においては港のところにつくっていくという考え方が中心でありましたけれども、しかし、この県営住宅も家賃等の問題で、鹿児島県は十数年前に県営住宅はつくっていくかないという方針を出していました。

そのときはそのような考え方でしたけれども、時代はいつも大きく変化していく中で、まさに今までのように、鹿児島県においては鹿児島市の一極集中、各島においても、港町に集中していくという考え方が限界が出たきたというふうになっているわけです。そしたら、それはどのように解決していくかということを考えてみた場合に、その集中した人口を分散していく以外にないわけだと思います。

ですから、県営住宅も50年前のこの固まった政策、考え方を見直していく必要があると考えた場合に、この前、両副知事に、県の理事の方々と意見交換会したときに、このことを力説しました。そしたら、副知事のうち1人は、何か全く相手にしないような答えでした。しかし、1人の新しい副知事は、このことに反応をしていました。

ですから、例えば一つの県の今奨学金の問題がありますけれども、これちょっと話ずれますけれども、鹿児島県が出身者、鹿児島県の高校を出て、東京、大阪の大学を出てきて、卒業して鹿児島県に就職するのであれば、奨学金を返済しなくていいという制度をつくって、これでまた議論になったのが、全部鹿児島市内に、鹿児島県の予算を使って奨学金を出して、例えば徳之島の子供でも島に就職する企業があつたらいいけれども、ほとんどが鹿児島市の製造業、そういう会社に行くのであれば、鹿児島市が出せばいいんじゃないかという議論にもなるわけです。

ですから、物事をするときには、必ず公平でなければいけないと思います。例えば、伊仙町が鹿児島県の奨学金は、何十分の1か出すわけですけど、そしたら20人おつたら、1人は伊仙町に来るとかいうふうな決まりを決めるべきだという議論で、今まだなかなか進まない状況にありますので、私は、鹿児島県全体が発展するためには、鹿児島市から人を各自治体に分散するほうがいいと、県全体の長期的なメリットになるということをそのとき話しました。

そして、これは究極の県営住宅は、鹿児島県の小さな小規模校区に1棟か2棟、県営住宅をつく

っていけば、結果として非常に効果的な県の政策になるという話をしたら、それも何か荒唐無稽な話のような返事をしていましたけれども、ただ、私は、歴代の県の住宅対策室長には、全員にこのことは述べてまいりましたので、これからも強く政策を推進して、この主張をしていきたいと思うし、伊仙町議会、また郡の町村会、議長会などで、そういう意見が出てくれればいいのではないかと思います。

以上でございます。

2番は、教育委員会、3番は、担当課のほうで答弁させていただきます。

○1番（平 博人君）

先ほどのお話で、町長から、今の家賃でも効果があるというふうなお話でございましたが、それもなんですけど、現在、伊仙町に住みたくても住めない、待機されている方々もたくさんいるというふう聞いております。やはり町に戻りたい人々を多く受け入れる。今阿三、阿権と、喜念と、住宅をつくって、皆様方が申し込みをされていると思いますけど、まだ徳之島町のほうに2つ県営住宅がございますが、1つは48戸、もう一つ、ベルメールのほうは50戸と、確認したところ、今現在、ベルメールのほうに1戸あいています。それも待機されている方で抽せんを行って、決まる予定だという話でございますが、このようなことを考えていくと、先ほど町長がお話がありましたが、知事のほうは乗り気じゃないと。新たに知事もかわっているわけでございますので、再度要望していただきたいというのもあるんですけど、現在、町営住宅を待機されている方々というのは何世帯ほどいらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

○建設課長（仲 武美君）

現在、50世帯の待機世帯がございます。また、29年度において、東伊仙東に3棟、3戸、東伊仙西に1棟、6戸、また小島地区にリース事業等で2棟の2戸を計画しております。今後少しでも待機世帯をなくすように努力いたしたいと思います。よろしくをお願いします。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。待機世帯を減らしていくということでございますが、現在、募集されている阿三、阿権、この住宅に関して、現在、待機されている子育て世帯もいらっしゃると思うんですけど、その方々からの申し込みがその中にあるのかどうか、おたずねします。

○建設課長（仲 武美君）

現在、阿権地区のほうは4棟、4戸で、約10名の方が応募しましたけれども、1世帯は大阪のほうから、また3世帯は徳之島町のほうから入居予定となっております。あとの6戸は8名ですか、8世帯は待機中ということになります。

また、阿三の住宅については、現在、12名の方が応募しておりますが、これから集落の方々、学校の方々、役場、またその人員等を決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（平 博人君）

今のお話では、待機されている方の中から新たに申し込まれる方がいるかどうかというのは、まだ確認はされていないということでございます。なぜそれをお伺いするかと聞くと、これ1月号の広報誌のコピーをとったんですけど、この免除制度というのがございまして、高校生までの就学生1人につき5,000円免除、上限2万円、4名までのことだと思っておりますけど、この新しい阿三団地、阿権団地に関しては、このような助成制度をとられるわけですが、現在、町営住宅に住まれている方々にも同じような条件の子育て世代の方がたくさんいらっしゃるんじゃないかと思っております。

このようなことを考えても、同じ伊仙町に生活をするんだったら、これは子宝のまち、子育てのまち伊仙町としては、今後平等にしていく必要があるんじゃないかと、このように考えますが、これについて町長の考えをお尋ねしたいと思います。

○町長（大久保明君）

今回の喜念町営住宅も含めて、公募の中でそのことが明らかになってまいりました。喜念に行く予定、希望している方が阿権に来るとか、そういうふうなことが現実起こっておるし、町民の方々からもそのような話は聞いていますので、私は、先ほど公平性という話をしていますので、今後どういう形で、例えば町営住宅は町の条例で、所得に応じた家賃が決定されています。例えば今、子ども・子育て世代の支援のために保育料無料化とか、それから医療費無料化ということが全国的に今後とも進んでいく中で、最も子育て世代にとって負担軽減になるのは住宅費の減免だと思います。

ですから、それに関してまだまだ国のほうも動きはない状況ですけども、町の財政への困難な中で、最優先的に子供が安心して住めるような住宅対策というのは考慮していかなければいけないと思っております。年末に地元の新聞に徳之島3町の取り組みが、足並みがそろっていないというのはおかしいんじゃないかというふうな論評が載っておりました。それは、天城町では、保育料無料化、医療費も無料化していると、他の町はそうでないというのをおかしいという話がありましたけど、自治体間の政策は、それは個々に政策があるわけですけども、そういうことを統一していくのが島のためになるんじゃないかという話、記事でしたけれども、そういうことも含めて、島全体がバランスよくできるような仕組みというのは、将来的には必要でないかと思っておりますけども、今、医療費、保育料の無料化をする中で、住宅費の減免ということも大きな政策の柱になるんじゃないかとは考えております。

○1番（平 博人君）

やはり我が伊仙町は、子宝、子育てのまちということで、今後も島内外に発信していくわけですが、町内に住む子育て世代の皆様方が同じような条件で、本当に公平に、安心して暮らせるまちづくりのためにもぜひこのような、一方は免除があつて、一方は今までの住宅がないとか、先ほどお話があつたように、所得によっていろいろあると思うんですけど、この辺を本当に工夫されて、町独自の考えで、皆さんが公平に平等に、本当に生活をしていけるような制度を今後ぜひつくっていただきたいと思っております。

また、先ほどから言っている県営住宅の件でございますが、本当に待機世帯がいらっちゃって、

今後住宅をつくっていければ、それは減っていくと思うんですけど、もし県営住宅を建設することができれば、本当にこの待機されている皆様方が、本当に望んでそこに行かれるかどうかはわかりませんが、町にはそれだけのスパンがあると、伊仙町には待機をなくすぐらいのスパンがあるということも今後大きく発信をできるわけでございますし、またそれだけの人たちが住めば、町の財政のほうも潤ってくるのではないかと、このように思っているところでございます。

このようなことを考えて、今後再度、先ほどもお話があったように、知事のほうもかわっております。どのような考えをお持ちかは存じませんが、再度町長には県のほうに強く要請をしていただきたいというような思いがございますが、町長いかがでしょうか。

○町長（大久保明君）

新しい三反園知事とも2回ほどお会いする機会がありまして、徳之島には非常に関心があると、まず他の市町村長いっばいの中で、徳之島に関心があるということで、懇親会なんかで話した中で、今回の慰霊祭と、それから本人みずからがどうしても闘牛を観戦したいということの話をしていたので、ですから、県にとってこういう県営住宅を各地区につくっていくと、先ほどの提案はメリットがあると、県にとっても非常に画期的な政策だというふう交渉の中で話を進めて、説得していくことができるのではないかと思います。

例えば、今、単身赴任したいとか、それから都会から、本当に最近思うのは、子育て世代が移住するだけでなく、私が言われたのは、町長は、小規模校、子育てとばかり言っているけれども、本当に島に帰ってきたい人たちは、次男、三男であったり、子供に都会での生活を、家も渡して、島に帰りたいという団塊の世代も含めての方々がたくさんいます。その方々は、全て家がないと、家が欲しいと、あれば帰るという一つのパターンと。

もう一つは、短期滞在型、長期滞在で、法事のときに来て、しばらく住みたいとか、そしてまず大阪の郷友会の方が話ししたのは、自分たちで出資して民泊のような施設をつくって、交互に来たいとかいう話などがありますので、ですからそれを、そういうことを鹿児島県が先頭に立っていくことができるんじゃないかなど、私は、いろいろそういうことも知事とのざっくばらんな話の中でして行って説得したいと思うし、観光面には非常に積極的ですから、国立公園、自然遺産になった中で、県が政策として交流人口をふやしていくとかいうことを県の事業でやっていくことのほうがより今の時代、将来的に効果があるんじゃないかということなどは、説得はして、交渉はしていきたいと思っております。

○1番（平 博人君）

今の町長のお話にもありましたように、帰ってきたいけど、家がないと、県外に住まれている方もたくさんいらっしゃるということでございますので、そういう声があるということは、やはり町として今後対応していく必要があるんじゃないかと考えます。このことについては、本当に町長のほうには頑張ってください、県のほうに強く要望等を今後していただきたいと、このように思っているところでございます。

1つ目の質問を終わります。

○社会教育課長（明 勝良君）

それでは、平議員の義名山総合運動公園の整備、管理についての質問にお答えをいたします。

初めに、義名山総合運動公園並びにグラウンド整備に関しましてですが、義名山公園長寿命化計画と位置づけまして、平成22年より25年までの5年間の計画で整備がなされてきました。平成23年、24年には、総合体育館の改良や増築、平成25年には相撲場の改修工事等がなされてきました。

当初の計画では26年まで、5年間順次整備を予定いたしておりましたが、財政的な面から平成26年、27年、28年の3年間につきまして、事業を休止いたしておりました。平成27年に新たに計画を見直し、29年度より34年までの整備計画を作成し、県を通じて国のほうへ提出いたしております。

主な内容といたしまして、平成29年においては、グラウンド内に設置されている照明の移設並びに管理棟の耐震計画の委託をいたします。また、平成30年から32年にかけてグラウンドの整備、管理棟の改修を計画しており、グラウンドにおいては多目的に使用可能な施設を計画いたしております。平成33年から34年にかけては、グラウンドと遊具、公園間の緑地帯の整備を計画いたしております。

次に、公園内の環境整備、除草等の件かと思えますけれども、28年度におきましても予算の範囲内において作業員を雇い、また社会教育課職員総出での除草作業等も行っており、環境整備に努めてまいりました。

次に、体育館の管理等についてでございますが、伊仙町の体育施設の設置及び管理に関する条例及び同条施行規則に沿って管理を行っております。

ただ、使用料等につきましては、児童生徒の運動会の練習やスポーツ少年団、中学校の部活等の練習においては、28年度までは使用料を免除いたしておりました。その理由といたしましては、平成24年に新体育館が増設されたことによる利用促進を図る一環として免除がなされておりました。

以上です。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。この義名山総合グラウンド、また体育館につきましては、町民の皆様方からいろいろなご意見やご要望をいただいているわけでございますが、今お話にありました伊仙町体育施設の設置及び管理に関する条例、この第8条の使用料でございますが、これはいつからこの金額を徴収するということが始まるのでしょうか。

○社会教育課長（明 勝良君）

使用料につきましてはですが、昨年、平成28年7月1日より旧徳之島農業高校の体育施設、体育館、武道館、グラウンド等を含めて、新たに使用料をいただくということで条例を改正いたしました。総合体育館等の使用料等につきましては、以前からなされていたわけなんですけれども、児童生徒の使用料について免除が28年度までなされてきたという経緯は、先ほど私、説明をいたしましたけれども、児童生徒の使用料については、通常の半額というふうなことで条例もなされております。

ので、今後につきましては、29年度以降につきましては、条例に沿った形で使用料等をいただきたいと、使用料を徴収したいというふうに今考えているところです。

この件につきましては、他の一般の成人の方々も体育館並びにグラウンド等を使用いたしているわけなんですけども、各団体が使用いたしているわけなんですけども、こういった団体からは、条例どおり、今までも使用料をいただいております。こういった団体からも同じ町民といたしまして、金額の半額という条例にうたわれているのも免除するというのは、使用する者として平等性に欠けるんじゃないかというふうなご意見もいただいておりますし、この件につきましては、課長会議等でもいろんな議論をいたしまして、やはり条例を遵守しながら、平等性または財源確保等もやっていかなければいけないんじゃないかというふうな結論に達しまして、29年度以降につきましては、条例を遵守していくというふうなことで、今予定をいたしているところです。

○1番（平 博人君）

29年度から使用料のほうを徴収するというふうなことでよろしかったわけですね。今、この伊仙町のスポーツ少年団の子供たちは、県でも活躍、全国でも活躍されて、非常に頑張っていると思うわけですが、今のお話によりますと、今後旧農高の体育館や武道館、こちらのほうも使用料を取るというふうなお話だったと思うんですけど、今現在、毎日のように体育館や武道館を使用して子供たちは練習をしていると思うんですが、1時間、この条例の8条には1時間につき600円、児童生徒は半額ということでございますが、600円、半額としても1時300円、毎日2時間練習をすると、1日600円の結構これいい金額になってくると思うんです。

本当に指導者も生徒も頑張って練習をしたい、また設備の整ったところで練習をしていきたい。練習をしなければ、何事もうまくならないし、強くはならない。他の学校の子供たちと競争するわけですが、本当に強くなるためにはたくさん練習しないといけない中で、練習すればするほどお金がかかってしまう。この現状というのは、この子育てのまち伊仙町においては、先ほどからずっとお話をしているとおり、ちょっとおかしいんじゃないかなと、逆行しているようなことが考えられます。

今後、今まで一生懸命練習して頑張ってきた子供たちのことを考えますと、このような使用料、この辺のことももう一度、再度もんでいただいて、保護者等の話も聞いて、今後どうしていくか。この条例を決められた経緯というのはよくわかりませんが、今後このようなことをぜひとも考えていただいて、円満に解決するような策をぜひとっていただきたいと、このように思うんですが、どんなものでしょうか。

○社会教育課長（明 勝良君）

我々の業務といたしましては、やはり条例規則等を遵守するという条項の中で進めているわけなんですけども、今後各スポーツ推進委員の方々、また体協関係の方々、各種の団体の代表の方々と協議をしながら、町の情勢等も説明をしながら、協議をして進めていきたいというふうに思っております。

○1番（平 博人君）

ぜひとも各団体の方とも話し合っていたいただきたいと思います。このように徴収されるとしんどいと、たくさんの方からお話をいただいております。子供たちには頑張っていたいただきたい、そういう思いはみんな一緒だと思いますので、ぜひともこの件に関しては、29年度から徴収するという前に再度話し合いを持っていただきたいと、このようにお願いするところでございます。

いろいろな施設を料金を上げて、そこで利益を上げるのではなく、たくさんの方に使っていて、また伊仙町に来て、伊仙のグラウンドで、伊仙の体育館で練習をしたい、このような感じで、たくさんの方から利用していただくことが今後のまちづくりにもつながっていくのではないかと、このように思っているところでございます。

今、天城町も徳之島町も、グラウンドに関しては総合運動公園という形ですか、取り組んでいらっしゃると思うんですけど、少し伊仙町、体育館は立派なものですが、運動公園にしても、少し見劣りするようところが感じられます。やはり今後まちづくりをするにおいても、このようなことも考えて、総合的な計画で、ぜひともこのグラウンド整備等を行っていただきたいと、このように思っているところでございますが、現在、グラウンドに関しましても、ある父兄のお話でございますが、グラウンドゴルフと町民体育祭等しか利用していないような感じがするというご意見も多々ございます。

子供たちがサッカーをしたくても、伊仙のグラウンドではサッカーができないと、このような声が出ております。やはりそのようなことも考えて、伊仙町の子供たちはサッカーをしている子もたくさんいらっしゃいます。自分の町で思いっきり試合をしたり、他町の皆様方と交流したりと、こういったことも他町ではなくて、自分の町で子供たちにさせていただきたいと、こういうことも非常に大事じゃないかと考えます。

今後、また天城町では、皆さんよくご存じだと思いますが、実業団の合宿だったり、大学の合宿だったり、個人の方も向こうは経営して頑張っている方もいます。このようなことを考えたら、今後伊仙町も整備する点は、財政のこともございますが、きっちり整備するところは整備をして、このようなスポーツ誘致を行っていくことによって、町が潤う。伊仙町にスポーツをしに来れば、それだけでみんな帰るわけじゃないんです。父兄の話によれば、そこで弁当を買ってみたり、飲み物を買ってみたり、結構大きな効果があるようなお話を聞いております。

このようなことも考えて、今後総合的にこういった誘致も行い、まちづくりを推進していく、このようなことについてどのように今後考えられているのか、町長のお話を聞きたいと思います。

○町長（大久保明君）

今、沖縄県にプロ野球のチームがほとんど行っています。そして、天城町、徳之島町には、実業団、大学の野球が来ていると、それから今、高橋尚子から始まって、女子の実業団はメッカになっております。それから、奄美大島においても、全く同じ状況で、例えば体育館を使用する女子の柔道とか、武道も住用の体育館に誘致したりしているのが現実です。

ですから、まず伊仙町で取り組むのは、今バレーボール大会が、郡内の大きな大会はほとんど義名山で開催するようになってきていますので、まずは空手とか、学生の剣道なり、そういうところはまだ誰もやっていない分野ではないかと思っております。

将来的に、この徳之島にだけ正式な野球場が2カ所あります。あと奄美大島に1カ所あるだけで、他の島にはないと、奄美大島でも1カ所ですから、伊仙町にも野球場をつくったら、相当数の大会が徳之島で開かれるのではないかという意見もあります。ほーらい館のジムやプールの活用をさらに推進していくために選手、例えばサッカーの今ヨーロッパのプロチームはほとんどがプールを併設しているわけです。

ですから、そういう可能性も含めて、伊仙町でどのようにしたらいいかと、大きなサッカー場をメインにしていくのか、それもいろいろ考えながらやっていく必要があると、そうしたときに課題となるのがやはり宿泊施設でありますので、その辺も長期的視野の中で、今財政的問題で義名山公園が3年間延びている中で、そういうことも考えるチャンスは出てきていると思いますので、町民の方々、各団体の方々、議員の方々等を含めて、町の教育委員会も議論をしていく必要があると思います。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。今のお話にもございましたが、きのう町長から飛行機のジェット化というお話もございましたが、今後そのようなことがあったり、沖縄航路の就航があったりと、この伊仙町には多くの、この徳之島には多くの人たちが来る。これはチャンスだと考えております。

そういうようなことも考えて、先ほどお話があった宿泊施設、今回の質問とはちょっとずれますが、その辺も考えて、その都度その都度していくのではなくて、大きな視点で、まちづくり全体を考えて、このグラウンド整備もですけど、先ほどお話があったサッカー場にするか何にするか、今後考えていかないといけないということでございますが、たくさんの方が来て、たくさん利用していただけるようなものを大きな視点で考えていただいて、ぜひ整備していただきたいと、このように思うところでございます。

それと、この公園の管理についてなんですけど、これもお母さんたちの意見で、公園内の遊具等も結構古いものもあると思うんですけど、これは子供たちの安全性等を考えて、定期的に点検とか、そういうこともされているのでしょうか。

○社会教育課長（明 勝良君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

遊具等の点検につきましては、担当の者が週1回、必ず点検をして報告をするというふうなことで、点検書を作成をして、点検をしてございます。また、以前緑地帯にございました古い、さびてしまって危険な遊具等につきましては撤去してございます。あとちょっと点検の中で支障がある場合には使用禁止というふうなことで、すぐに修繕等の対応を図っているというような状況でございます。

○1番（平 博人君）

あと1点ですが、駐車場の隣のほうにテニスコートが2面ですか、あると思うんですが、時たま高校生たちがオートバイで来て、そこの中で遊んでいるような風景を見かけるということでございます。

また、見た感じ、大分老朽化してきているような感じで見えるんですが、こちらのほうの管理等は一体どうなっているのか、お尋ねいたします。

○社会教育課長（明 勝良君）

現状テニスコートのほうが周りを柵で囲まれているんですが、その入り口部分がさびて落ちてしまっているというふうな状況で、出入りができるような状況にあるんですけども、その出入り等についても、そういう高校生等は、またそういったバイクを乗り込むというようなことはよくないわけでございます。

ただ、一般の方々がテニスの練習をしたりというのも見受けられることから、使用者については連絡をいただくような形をして、そういった外部から高校生とか、そういうバイク、自転車等が乗り入れないような状況に策をとっていきたいと思っております。

○1番（平 博人君）

今後このテニスコートを使用していくのであれば、管理のほうをお願いしたいと、このように思うところでございます。本当に伊仙町唯一の総合グラウンド、総合公園でございます。町民の皆様、また子供たちが安心して集って競技をしたり遊んだりとお母様方の不安のないように管理のほうを今後お願いをいたしたいと思っております。

それでは、2点目を終わります。

○教委総務課長（仲島正敏君）

平議員の3番目の質問にお答えいたします。

伊仙小学校付近の街灯設置はできないかという質問でございます。確かに伊仙小学校の体育館並びに附属幼稚園から続く門にかけては街灯がなく、夜間は薄暗い状態であります。ですので、伊仙小内の敷地内の照明に関しましては、今後ご指摘をいただいておりますので、協議をしまして、学校と対応を考えてまいりたいと考えております。

○1番（平 博人君）

ぜひとも子供たちの安全を確保するためにも、早急をお願いしたいと思います。本来なら本当に伊仙町全小中学校にそうしていただくと、学校というのは集落の中心でございますので、学校付近が明るくなれば、集落が明るくなるということでお願いしたいわけでございますが、今回は伊仙小学校の父兄の皆様方から非常に危険だという、このようなご指摘をいただきましたので、このような質問をさせていただいたところでございますが、先ほどから何回もお話をさせていただいておりますが、この街灯に関しましても、やはり伊仙小学校は町の顔であるほーらい館とも隣接をしております。今後世界自然遺産登録も含め、観光客の集客、総合的な視野で、まちづくりという大きな

視野で見ていただいて、このようなことを総合的に取り組んでいていただきたいというところがございます。

今、街灯のほうは学校のほうと協議をされて、設置のほうに進んでいただけると、このように思うところがございます。何回も、言っていますが、これからの本当に伊仙町、徳之島、本当にチャンスがいっぱいと、このように思っております。本当にこれを取りこぼさないように総合的な視野でまちづくりの推進をぜひ強くお願いをさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（琉 理人君）

これで平 博人君の一般質問を終了します。

次に、美山 保君の一般質問を許します。

○5番（美山 保君）

おはようございます。5番、美山 保です。伊仙町勢の発展と地域発展のため、安全・安心で住みよいまちづくりのために一生懸命頑張ってまいりたいと思います。町議会議員として誇りを持って、平成29年3月議会一般質問の通告どおり、第1回目の定例議会において一般質問をいたします。明快な答弁を期待します。

1、古里集落の防災と海岸の砂の流出防止について、①砂の流出について、27年の9月議会でも一般質問をいたしましたが、その後どのような対応がなされたのか問う。

古里海岸は、毎年台風のたびごとに東面縄海岸、面縄港泊地に砂が運ばれている。たまっている土砂をしゅんせつ船を持ってきて砂を除去したこともあります。また、古里海岸は、砂が流され、突堤の基礎がむき出しになっています。集落からも強い要望等もあり、津波や台風、災害から守るために、砂流出防止対策を県や国へ要望することはできないか問う。

②防災について、南海トラフ地震が発生し、津波が来た場合は、伊仙町では一番に津波の大きな影響を受けるのが、古里集落、喜念集落、鹿浦集落が対象になると思われるが、津波対策はとられているか。また、障害者やひとり暮らしや高齢者の避難対策について、対応はできているのか問う。

2、学校施設整備について、面縄中学校の渡り廊下について、28年度の第1回定例議会でも質問を行ったが、渡り廊下について、その後どのように対応されたのか、再度質問いたします。

面縄中学校の体育館は、雨が降ると、校舎と体育館が離れていることから、授業や行事、式典などを行うたびに、ぬかるみの校庭を傘を差して体育館へ行かなければなりません。このようなことをいつまでも続けることはできません。渡り廊下を学校PTAや地域住民、また面縄中学校70周年準備委員会での強い要望等もあり、早急に設置していただくことはできないのか問う。

2回目からは自席にて質問いたします。

○町長（大久保明君）

美山 保議員の質問にお答えいたします。

1番の古里集落の件でありますけれども、議員がおっしゃるとおり、台風のたびに砂が運ばれて

きたり、そして表面のアスファルトが剥がれたり、非常に脆弱な状況にあると思います。この点に関しましては、将来的なことも含めて、県に要望をしていきたいと思っております。

それから、2番目の南海トラフ地震が発生した場合に関しましては、6年前の3・11、東日本震災後、徳之島3カ町において、津波を想定した防災訓練を行っております。これは面縄のコミュニティーセンターに集まるという形で、古里集落、東面縄集落の方々を中心にやったときに、この視力障害の方たち、またいろいろ防災無線を出しても、聴力障害の方々が聞こえないという課題などは出てまいりました。この訓練により、かなりひとり暮らしの方々の把握はできてはきていると思います。

きのうも申し上げた防災の専門家の話の中で、暮れに新潟県糸魚川で大規模火災がありましたけれども、あれは火災が消える前に安否確認というのを短時間でできておりました。それは各校区、地区ごとに日ごろから防災、火災に関して起きたときの訓練をやっていたということで、軽傷者もなく、あれは本当に奇跡に近いような対策だというふうに評価をしていました。

今後津波対策に関しまして、古里集落、喜念集落、鹿浦集落の中についてはやっていくことが大事であるし、話は変わりますけれども、台風時の今ひとり暮らしの方々の安否確認、安全移動などは、この数年間の中でかなり確立されてきているような状況でございます。

以上でございます。

○建設課長（仲 武美君）

それでは、砂の流出防止についてお答えいたします。

平成27年の9月議会のご質問において、県担当者とも協議は行っております。補助事業申請に当たり、砂の流出前後の写真等、既存資料があれば、事業申請の添付資料として有効である旨のご指導があったため、防波堤施工当時の資料調査、地元有識者への写真等の有無の確認調査及び面縄小学校の所蔵している資料の調査を行っております。現在、有効な資料等は入手していませんが、引き続き既存資料の調査を行いつつ、県との協議を行い、補助事業として申請できるよう努めていきます。

なお、防災・安全社会資本整備交付金を活用し、面縄港海岸保全施設長寿命化計画を策定中であり、古里海岸の基礎がむき出しになっている箇所も海岸保全区域内にあり、補修計画に盛り込まれる予定となっております。砂の流出防止のみの補助事業は厳しいと思われ、長寿命化計画に基づいた海岸保全施設の補修工事と絡めた補助事業を計画的に進めていく必要があると考えております。

以上です。

○5番（美山 保君）

2回目の質問をいたします。

①まず、今、建設課のほうではいろいろと、前回も調査をしたということでございますけれども、一番問題なのは、県や国へ要望するためには、まず建設課に港湾専門技術者職員がいるのかどうか、そして会計検査を受けることができないと、同時に補助申請をしようとしても、県や国は、補助金

をつけてもらえないということで、技術者をまず職員採用をするということが一番大切だろうと、そのように思っております。

そういうことで初めて、いろいろ港湾事業、面縄港の改修工事とか、いろいろそういうのもありますけども、技術者の職員をいかにして確保して課に置くか、そうすることによって県や国に事業をスムーズに申請をしたり、対応ができると、そういうことをできるかどうか、技術者の採用がまずできるかどうか、お答えください。

○建設課長（仲 武美君）

専門職員ということですが、港湾担当者が現在いますが、これからも県との担当者会議等や土木出張所の港湾担当の方々に講義等をお願いし、勉強会等をさせていきたいと考えております。

以上です。

○5番（美山 保君）

今、県の土木出張所とか、そういうところに研修をする、いろいろ勉強会をするということだけでは、技術者は育ちません。やはり実際に土木出張所なり、県に行って、港湾課に直接行って、本当にそこで1年なり2年なり勉強をさせて、そして初めて技術者が育つと思います。そういうことを今後対応してもらえるのかどうか。

○総務課長（池田俊博君）

県への出向研修という関係になると思いますが、今うちのほうでは徳之島の事務所のほうに割愛として今現在1人、2年間の研修ということでさせているところでありますが、これが港湾、知事関係、県の本課のほうあたり、港湾課あたりになると思いますが、そこら辺のところとの研修関係ができるように、また土木のほうともまた相談して行って、できることがあればやっていきたいとは思っています。

○5番（美山 保君）

ぜひ技術者を育てていただきたいと。というのは面縄の改修工事、大きな改修工事も本当に今後考えていかなければいけないと、そういうこともあって、技術者をいかに育てるか、そうすることによって大きな事業もとってけると、そういう思いをしますので、ぜひ港湾課あたりに行って、実際に一、二年そこで生活をする、そして勉強するというのをさせていただきたいと、そのように思います。よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

2番に行っていていいですか。

○5番（美山 保君）

はい、2番に。

○総務課長（池田俊博君）

美山議員の2つ目の質問にお答えいたします。

本町において最も津波被害が大きくなるのは、奄美群島、太平洋沖を震源とする地震による津波

と想定されます。鹿児島県津波浸水想定というのが平成26年9月に策定されておりますが、それに基づきまして、伊仙町防災会議を開きまして、これは平成27年の2月に開きましたが、その中に、津波対策における避難予定場所ということで、海拔10m以下に住家や施設または事業所を有する地域において、海拔15m以上に立地する建物及び場所ということで、伊仙町において10カ所を指定してございます。

この場所として、喜念、東面縄、古里、西伊仙の西、阿三、鹿浦、阿権、西犬田布地区がこの緊急避難場所の設定地区になっております。

また、今後は表示板等の設置や住民への周知、また防災訓練による避難誘導等を活用していきたいと思っております。

また、障害者、ひとり暮らしの高齢者に対応する避難場所でございますが、一時的な避難所として下検福の生活館とか、上面縄の生活館等を予定して設定してありますが、要配慮者に関しましては、長期的な避難も必要となる場合もございますので、ほーらい館や福祉避難所等での対応となることを見込まれます。

以上です。

○5番（美山 保君）

今、特に古里地域の地区、集落の避難ですけども、コミュニティーセンターに行くためには面縄の橋を渡っていかねば避難ができないと、そういうことで、恐らく避難はできないだろうと、恐らく検福側に行くしかないんじゃないかなと、そのように思っております。

検福の避難所においては、本当に避難できるような施設があるのかどうか、そしてトイレにしてもそう、いろいろな備蓄、避難するためには水問題、いろいろな生活用具、そういう備蓄が備えつけられているのかどうか、そしてトイレについても、今の和式ではちょっとじいちゃん、ばあちゃん、障害者、高齢者の皆さんは非常に困るだろうと、そういう思いをしております。

そしてまた、検福の集落からも、今、和式を洋式に変えてもらえんかという要望等もあります。そういうことで、やはり避難場所をきちっと整備して、いつでも避難ができるように、そういう体制をつくることはできないのかどうか。

○総務課長（池田俊博君）

先ほども説明いたしましたと思いますが、災害が起きたときに一時避難場所として15m以上の高台のほうに移り、そこで安全を確保して、そして長期の避難になる場合におきましては、ほーらい館とか、あとは福祉施設、また長期的な避難をさせるという2次避難場所をまた設定しているところでございます。

○5番（美山 保君）

今、検福地区の駐在員からも、うちは避難場所として一応お話をしたときに、特にトイレがじいちゃん、ばあちゃん、そして障害者の皆さんが困ると、そういうことで、ぜひ洋式に変えてもらえんかということもあります。

そういうことで、古里の集落の中でも、やはり障害者の方、そして高齢者、いろいろひとり暮らしの方々がいらっしゃいます。そういう方が本当にまずとりあえず3カ月間、そういうところで生活ができるのかどうか、そういう設備がきちっと対応できているのかどうか、恐らくコミュニティーセンターについてもそうだろうと思います。

そういうきちっと対応できるぐらいの施設は、整備はできているだろうかと、そういう思いをしております。できる限り集落の要望も聞いて、トイレを和式から洋式に変える、そういうことをしてもらえば、恐らく地域の人たちも安心するのではないかなと、そういう思いをしております。よろしくをお願いします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの美山議員の質問にお答えいたします。

まず、生活館に関しましては、下検福には生活館と上のほうに公民館が2カ所あります。現在、サロン活動を上のほうの公民館で行っていきまして、公民館につきましては、地域支え合い事業等を使いまして、水洗化の工事をしてあります。集落の催し物はそちらのほうで実施されていると思います。

あと生活館につきましては、昨年3月まで保育所として使っておりまして、現在はほとんど使用していないようなところです。集落のほうで清掃活動とか、いろいろ管理をさせていただいているところですが、今おっしゃっている災害発生時の避難場所ということで、一時的な使用ということで生活館のほうを利用されると思いますけれども、その点に関しまして和式ですので、すぐ工事ということはなかなか難しく、一時的な場所でありましたら、和式トイレのほうに洋式トイレを置くような形で、一時的なことをするとか、そういう対応にしかちょっと今のところではできないかと思っております。

昨日の区長会の中で、下検福の区長さんとちょっと話したところが、光熱費等の維持費等もありまして、生活館のほうは町のほうに返却したいような意向もあるところです。その辺を含めて、今後協議していきたいというふうに思っています。

それから、高齢者等の対策につきましては、町の防災計画にのっとりまして、伊仙町地域防災計画第2編第1部第3章第6節、要配慮者の安全確保でうたわれておりまして、これに準じて対策を行っています。要介護者や障害者、難病患者（児）におきましては、避難行動要支援者名簿を作成しまして、年に一度名簿を更新し、各集落の民生委員及び警察署、社会福祉協議会等の関係者に配付し、情報共有を行っております。

基本的に要介護認定者や障害者、難病患者（児）におきましては、自動的に台帳登録を行っておりますが、同意を得た方につきまして、各関係機関に避難行動要支援者名簿として配付されまして、その名簿をもとに各集落で実際の避難援助を行うことになっております。

ひとり暮らしの高齢者につきましても、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員の方々を中心に実態把握に努め、災害発生時の支援の有無について確認を行っているところであります。

また、特別な配慮を要する方の避難場所につきましては、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を平成27年4月1日より伊仙町社会福祉協議会、社会福祉法人徳之島福祉会と締結しておりまして、災害発生時に障害者等で特別な配慮が必要な避難者支援のためには、町内の福祉事業所を災害福祉避難所として開設し、対応を行っているところでございます。

○5番（美山 保君）

結局古里地域は、特に避難に対応しなければならない地域だと、そういうように思っております。そういうことで、やはり地域のことを考えて対応できるような体制をつくっていただきたいと、そのように思います。

次、学校関係。

○議長（琉 理人君）

2番の学校。

○教委総務課長（仲島正敏君）

それでは、美山議員の学校施設整備についての中で、面縄中学校の渡り廊下はできないかという質問に対しましてお答えいたします。

昨年度の美山議員の質問を受けまして、面縄中学校に何度か足を運び、解決策はないか、検討を重ねてまいりました。現在、校舎から体育館におきまして、幅約1mのコンクリートの渡り廊下が設置されていますが、美山議員の指摘のとおり、屋根はかけられてございません。屋根をかけた場合、体育、スポーツ活動において支障が生じるのではないかとと思われる点がございます。

まず、野球部の練習、特に外野の守備練習に影響があるのではないかと考えられます。

次に、軟式テニス部のテニスコートにかなり隣接をしておりますので、こちらのほうのプレーの妨げになるのではないかなと考えられます。

さらに、現在、面縄中学校では、直線100mの短距離コースのゴールがございまして。このコースのゴール側に立つことになり、中学生の走力で走り抜ける際には、そこに柱が立つことになりまして、かなり危険が伴うのではないかなというふうに現場を見て、学校の先生方と話した結果、考えているところでございます。

○5番（美山 保君）

今、総務課長からお話がありましたけども、実際にコンクリート舗装を少しだけ、少しというか、80%ぐらいされているということでございますけども、その位置は東側にちょっとずらしていけば、できる範囲はあります。土地はあります。それをいかにしてするか、しないかだけの話だと思います。

そういうことで、一応100mコースやテニスコート、それに対する対応は1mずらせば、必ずできると思いますので、そういうことを考えて、校舎と体育館が100mも離れているということで、やはり環境的にいろいろな授業、行事、学校の生徒の勉強、そしていろいろ式典やそういうのについても傘を差していかなければならないと。そういうことがあって、どうしても渡り廊下をつくってほ

しいということを強く、70周年記念の準備委員会でもそういう話が出て、この要望をしているわけでございます。

学校の生徒の皆さんも、やはり必要だということを強く話をされております。そういうことで、ぜひ予算もいろいろ大変だろうけども、そこを何とか一応計画を立ててやっていただきたいと、事業計画にのせていただきたいと、そのように思っております。よろしくをお願いします。

○教委総務課長（仲島正敏君）

美山議員のお気持ちよくわかりました。それで、昨年の28年度の第1回定例会のほうでも、時の総務課長のほうから答弁があったと思うんですけども、改めて危険性を回避し、かつ予算をかけずに屋根をかける方法がないものなのか、前回美山議員がおっしゃっているとおり、PTAや関係者の協力をいただきながら、できる方向を検討してまいりたいと思います。

○5番（美山 保君）

確かにPTAのほうとしても、70周年事業としても、やはり町と協力してやると、そうしなければ恐らくできないでしょうという考えをしておりますので、ぜひ町側のほうで、また予算計上していただいて、そしてまた70周年記念や、そして学校、PTAにもそういう体制の話をして、きちっとできるような体制をとっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（琉 理人君）

これで美山 保君の一般質問を終了します。

次に、美島盛秀君の一般質問を許します。

○14番（美島盛秀君）

こんにちは。14番、美島盛秀でございます。平成29年度第1回定例会におきまして、一般質問の許可がございましたので、質問をいたします。

町長を初め、説明の執行部の皆さんの明快で、町民に納得のいく答弁をお願いいたします。5項目について通告をしてありますが、7,000人の町民の声として、伊仙町の現状を問いただしてまいりたいと思います。

今日における町民を初め、あるいは国民の目は、テレビ、新聞等にくぎづけであります。東京都の豊洲新市場の問題、最近は大阪豊中市の国有地払い下げの問題などなどであります。元東京都知事の石原慎太郎氏は、元徳洲会理事長の徳田虎雄氏とは盟友だと聞いており、大いに私も興味のある問題でもありと考えております。さらには、国外における北朝鮮関連の問題やテロの問題など、世界情勢が悪化しており、国外における諸問題等にも注目していかなければなりません。

このような大きなニュースは話題になりがちではありますが、果たして伊仙町では何が起きているのか、伊仙町においても耳に栓をしたくなるようなことがたびたび聞こえてまいります。このことは、伊仙町民の皆さんもそろそろ目覚めてきたのだなという期待をしているところでございます。

町政を預かる者の一人といたしまして、重大な責任を感じております。町民の皆さんが町政に対して声を大にして批判をし、議論をしていくことこそが町勢発展につながっていくと期待している

ところでございます。私も是々非々で、町民一人一人の幸せのために町勢発展に一生懸命取り組んでまいります。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず、公共工事の執行についてでございますが、この件に関しましては、平成28年度第4回定例会において質問をした入札についてでございますが、答弁が不十分であったために、再度質問をするものであります。総務課長の答弁で、公平、公正に執行されていると認識しているという答弁がございましたし、また副町長におかれましては、当時いなかったから、再度調査をして答弁をすると、こういう答弁もございました。

そこで、去年の9月の決算審査特別委員会の委員長審査報告をちょっと読み上げてみますけれども、これは27年度の特別審査委員会の報告です。「町財政におきましては、財政の硬直化が進んでおり、さきにも申し上げたように徴収率向上による自主財源の確保と弾力性のある財政運営、決算において多額の不用額等が計上されておりますので、管理計画に基づいた適切な予算の執行管理を行い、健全な財政運営がなされるよう要望いたします」と、その中に、特に、「今回問題になった直売所百菜を初め、特産品開発製造販売プロジェクト事業の黒糖工場やさきに述べた日本マルコ株式会社など、事業の進捗が当初の計画どおり進んでいない事業がありますが、平成25年度の決算審査委員長報告でも触れましたが、早急にこれらの事業を検証する各課横断的な組織を立ち上げ、問題点を検証し、事業を計画どおり進められるよう強く要望する」と、このように決算審査委員長の報告をしております。

それに伴い、私は、この事業等が計画どおりいっているのかどうか、あるいは事業が計画するときにおかれては、調査、検証等をやってこられたのかということの質問をしたわけでありまして、きちんと調査、検証をしたという答弁でありました。

しかしながら、今の現状からして、私には、この事業等における進行状況、結果を見て、きちんと進んでいないという思いがありましたので、質問をして、先ほど申し上げた総務課長や副町長の答弁では不十分だということで、再度質問するわけでありまして。

そこで、先般の質問の中で、25年度の特産品製造販売プロジェクト事業におきまして、地元業者でなく、特に島外業者が落札をしているという問題等は、当時の入札結果からも、私は質疑をしたこともあります。

その中において、なぜ地元の業者育成の観点から、地元業者が入らずに外されたのか、そのことについて再度お尋ねをいたします。当時5社の指名で、3社は地元、町外が2社あります。指名委員会が25年10月24日、執行が11月6日執行されて、26年の5月ごろだったと思いますけれども、完成をいたしております。なぜ地元業者が入らなかったか、その理由を再度調査してあると思いますので、その理由等をお尋ねをいたします。

次に、企業誘致促進事業（貸工場）についてでございますが、平成25年9月18日にマルコの説明会があり、また歓迎会がありました。その資料によりますと、総事業費が8億3,500万円、これをマル

コ株式会社が建設をするという説明でありました。

しかしながら、明けて26年の1年後、この企業誘致が事業主体が伊仙町という公共工事に変わっている。4億5,000万の予算でという説明で、そして26年度の町の一般会計予算に3,600万が計上された経緯があります。

そういう中で、さらにこの企業誘致促進事業のマルコについても、町内業者が外れて、島外業者が落札をしているという経緯があります。こういう観点で、島の業者を含め、あるいは島の町民は何か不思議な点があるということを行っているわけであります。そういうところあたりになって、なぜ島外業者だったのか、お尋ねをするものであります。

次に、社会資本整備総合交付金事業の喜念団地の住宅です。この指名委員会の記録によりますと、28年9月14日の記録によりますと、建築1工区、2工区においては、町内業者における建設業許可、建築一式を持っている町内業者を選定したというふうに担当が議事録に残っております。

その結果もここに案としてあるわけなんですけれども、地元業者が外れて、他町村の業者が急に入れかわっていると、不自然なことがあるということを知っております。なぜこういうことに至ったのか、この3点、お尋ねをいたしたいと思えます。

次に、直売所百菜の件でありますけれども、26年度、それから27年度決算が行われずに、28年度に入ってからまとめて決算をしたという経緯がございます。その当時のその総会におけるいろいろ資料があるわけなんですけれども、その件に関して町長の答弁は、1億5,000万も売り上げながら、運営状況が悪いと、いろいろその職員等、いろんな問題等があって、運営がうまくいっていないという答弁でありましたけれども、なぜそういう点に至ったのか。

当時、私は、いろいろ質問、質疑をいたしまして、徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」管理運営業務委託契約書なるものがあるはずだと、その条項の中にはちゃんと規約があるはずだからということ言ったら、そういうのがないという当初の答弁でありまして、この中に毎月町長に報告しなければならないという条項もあるんです。

そういう報告も受けない、こういう事業を野放しというんでしょうか、そういうままにしてほったらかしておいた責任は誰がとるのか、3,000万ちょっとの借入金やら使途不明金があるわけなんですけれども、そういうような事業が幾つも出てきている。こういうことに関して直売所百菜の26年度、27年度決算状況、それから28年度における現在の運営状況等をお尋ねいたします。

また、職員を配置して、この件に関しては、整理、精査していくということで、当時職員が派遣されたと思えますけれども、今そのことについてどうなっているのか、お尋ねをいたします。

続いて、堆肥センターについてについてであります。

これも19年が経過していると思えますけれども、町長は事業の費用対効果においては長い目で検証しながらやっていかなければ、費用対効果というのは出ないと、こういうことでもありますけれども、これも既に21年から始まっている。やがて10年になります。まだ資料等によると、回収もできていないということでもありますので、この職員による使い込み金の回収はどうなっているのか、そ

して今の運営状況はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

次に、出張旅費についてであります。

前回の質問の中で、条例どおり、規則どおり旅費を支出している、出張命令を出しているという答弁でありましたけれども、旅費請求の手続という条例の中の第14条において、ちょっと2項を読み上げますけれども、「概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、当該旅行を完了した後1週間以内に旅費の精算をしなければならない」、こううたわれております。

そして、3項めに、「支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない」とあります。

だから、ホテルに宿泊しなかった、自宅に泊まった分については、私は、過払い金として返納すべきだというふうに思うんですけども、そこらあたりはどう考えているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

続けて、5番目の町長の資産公開でありますけれども、後援会活動及び政治献金についてという項目で通告してありますけれども、前回いただいた資料によりますと、給与の836万、土地の194m²、建物の148.5m²と、こんな簡単な資料でありまして、私は余りにも少ないんじゃないのと、きちんとした資料じゃないのということを前回の質問でいたしましたけれども、この資産公開の条例におきましては、10項目の報告義務があります。

その中には、なかったものはなかったで、きちんとした報告をしなければいけないと思うんですけども、例えば預貯金、あるいは借入金、年間の退職金等あると思います。4年間町長としてお務めになりましたので、退職金等の預貯金等もあると思います。あるいはその報告書の様式に従って提出をしていただけなかった理由、今後またその様式に従って提出ができるのかどうか、お尋ねをいたします。

それと、こういう資産公開でありますので、町長は特定健診のときに医師として健診をされております。そういうときに報酬等をいただいているのかどうか、そういう報告も私は必要ではないかと思っております。

あるいは特定企業等の顧問料と、いろいろあると思いますけれども、そういう全般にわたっての資産公開、これは10項目にわたって義務づけられておりますので、ぜひそこらあたりを検討された、精査された上でできるのかどうか、お尋ねをいたします。

そして、この通告の中で、献金という問題が政治献金についてと通告してありますけれども、最初に述べましたように、今、伊仙町でもいろんな話が出てきている。本当に耳に栓をしたいぐらいのような話が出てきている。これは事実です。私は、本人からも聞いております。

だから、そういうことについて、その献金問題、その献金をいただいているのかどうか、ちゃんとした報告ができると思いますので、この5項目についてお尋ねをいたしまして、2回目から自席で質問をいたします。

○議長（琉 理人君）

あとは昼から答弁をいただくということで、ここで暫時休憩をいたします。昼は1時から開会をいたしますので、よろしくをお願いします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時01分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の美島盛秀君の質問の中に、4番の出張旅費についての質問の中に、町長が家で泊まっているという質問がありましたが、議事録には、前回の質問の答えには、そういう答弁がなかったので、この部分については削除いたします。

よろしいですね。

○14番（美島盛秀君）

調査をして報告しますと言ったんじゃないの。

○議長（琉 理人君）

家で泊まっているということを答弁しているという発言がありましたが、とにかくその部分だけを削除しておいてください。

それでは……。

○14番（美島盛秀君）

家に泊まっているということを認めてないということね。そういうことでいいんですね。

○議長（琉 理人君）

答弁をお願いいたします。

○町長（大久保明君）

美島議員の質問にお答えします。

1番の公共事業の執行については、これは、副町長のほうから答弁させていただきます。

○副町長（稲 隆仁君）

美島議員の質問にお答えいたします。

公共工事の執行についてということでもありますけれども、まず、第1点、指名に地元業者が入らなかった理由ということでもありますけれども、業者指名につきましては、契約担当者は3者以上の業者を指名すると、なるべく指名するということであり、工事の種類や工事の規模等を考慮したときに、町内業者だけの対応が難しいということもあり、島外業者が指名に入ることも間々あることでもあります。

2番目に、なぜ落札者が島外業者になったかということでもありますけれども、今のように、島外業者、島内業者で入札するわけでもありますけれども、落札については、あくまでも入札の結果であ

り、発注側が関知すべきことではないと思っております。

そして、指名業者と決定の段階で、今の業者が変わっているという点でありますけれども、指名委員会はいくまでも業者を指名、推薦する委員会でございます、決定権はいくまでも契約担当者、町長にあるわけで、決定の段階で変わるということは間々あることであります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

今、町内業者指名したってということと、それから工事内容について、その事業が、工事が請け負われないような何かある、そういう見方しているんですけれども、たしかに特産品製造販売プロジェクト事業においては、地元業者も入ってます。3者入ってます。ところが、この3者もすばらしい会社でありますけれども、この他に落札した島外業者以上に地元では活躍をしている業者、小学校、中学校の建築、体育館等の大型建築をしている業者、2者が入ってないんですよ。

なぜ、地元のそういう業者がおりながら、この特産品製造販売プロジェクト事業入れなかったのか、そのことについてお尋ねします。

○副町長（稲 隆仁君）

業者を指名するときに、一つの条件的なことで委員会で協議することは、手持工事、そして今の、その進捗状況等を考慮してやっている関係上、他に手持工事があるときには、指名から外すこともあるということでございます。

○14番（美島盛秀君）

先ほど副町長が、最終的な決裁権は町長にある、ということでもありますので、そのことを勘案した上でその業者を入れなかったのか、あるいは次には、次のところに、ふしぎな事があるんですよ。企業誘致促進事業で指名推薦委員会では、地元のその大手の会社が2工区に入ってるんです。ところが、その業者を外してるんです。こういうことが本当に常識的に許されるのか、これ町長が決裁しておりますので、町長の答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

今の副町長の答弁の中で、最終決定権は町長ということでございますけれども、これ指名委員会の中で決定して、その指名委員会の前後に町長と打ち合わせをしたりすることもまれにあるわけですから、その中でこのような変更ではなかったかと思っております。

○14番（美島盛秀君）

じゃ、次の、喜念団地についてお尋ねしますけれども、喜念団地においては、さっきも言いましたけれども、指名委員会の記録で、1、2工区においては町内業者における建設業許可、建築一式を持っている町内業者を選定したと議事録に残っております。

その上で、ある地元では、喜念に所在のある業者が外されて、町外業者が入っている、なぜその入札業者が、推薦協議会で提案されているのに、それを外して島外を入れたのか、推薦資料がちゃんと町内業者と書いてある、そこまで外した理由は、町長が最終決定、決裁者でありますので、町

長の答弁で、なぜ外したのかお願いいたします。

○町長（大久保明君）

今の美島議員の質問の中にあつたように、町長決裁であるということでもあります。

それは、そのときの事情、そしていろんな、もろもろの事情があるわけですから、その中で決裁をした、することがあるということでもあります。

○14番（美島盛秀君）

これ以上、聞きませんが、こういうような不自然なことが、何でこの3件も続けてあるのか、1事業についてのこういう入れかえとか、そういう決裁であれば話はわかりますけれども、3事業ともに、こういう不自然なことが起きている。

これは時間がたつにつれて、また明らかにされることだと、こう思いますので、この件に関してはもうこれ以上申し上げません。

6月、9月と議会がありますので、そのときにまたできる、変化が出てくるかも知れませんが、その時期が来たら、また質問したいと考えております。

そして、この特産品製造販売プロジェクト事業、それから企業誘致促進事業、マルコの、この2件については同じ業者で、しかも島外業者なんですね。

この業者においては、工事金、代金、電気工事なんですけれども、未払いで今裁判して、一審で支払命令が出てっていう、問題のある会社なんです。

こういう会社が伊仙町の、こういう大きな事業、仕事しているということにも、私は問題があるのではないかなというふうに考えておりますので、今後の流れを見守っていききたいと、見きわめていききたいと思っておりますので、1番目の質問に対しては、これで終わります。

○議長（琉理人君）

次に、2番目の答弁を。

○町長（大久保明君）

直売所「百菜」の運営状況に関しましては、詳細については、経済課長のほうから答弁していただきますけれども、この経営状況に関しまして、私も参加いたしまして3回ほど、1回は全職員の意見を聞き、また今後の、この総会の開催等に関しまして、早急に開催するように努力している状況でございます。

これにいたしましても、これは伊仙町の象徴となるような、交流ひろばの中の百菜でございますので、もっとも見直すべき点を見直し、そして、新たに組織を組みかえて、前向きにより健全な経営ができるよう努力をしていくよう皆さんと今、協議をしている状況でございます。

○経済課長（元田健視君）

美島議員の質問にお答えします。

その前に、ちょっと美島議員のほうで、少し勘違いをされてるような感じを受けますので、百菜のほうには直売所百菜と、あと百菜出荷組合という、2つあります。先ほどの百菜出荷組合と直売

所百菜のほうが、混同しているような質問の内容に受けましたので、この部分、一応間違いのないようにお願いをしたいと思います。

百菜出荷組合のほうでの、26年、27年の決算報告がなされてなかったということですので、直売所百菜のほうは、決算のほうは出ておりましたということになります。その中で百菜出荷組合のほうで、前回、旅費を10万5,440円と出資金の、これは26年度なんですけど110万円、この分が引き続き精査するというので、総監考で話をしておりました。それと27年度の運営資金の出資8万1,900円、この運営資金の分に関しては、領収証等そろいまして、そろっているんですが、この旅費支出の分の中の幾らかは、ちょっと二重旅費という形になってまして、今精査しているところでございます。

あと、これは直売所百菜の件なんですけど、28年度の現状ということで質問がありましたので、今までの毎月の収支が出ずに、数字的な状況がわからない状態ということで、今年の2月より、半期に経理専門の人員を補充しまして、数字的には経営状況の把握に今、努めてるところです。

12月現在で、約800万ほどの損失が出ておりますが、その中で部門事の収支を出して、弱い部分の問題点を把握して、従業員全員で解決に向けた建設的な意見交換を行っているところでございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

ここでも、いろんな不自然な、出荷組合に委託をしているわけなんですけれども、総会の議事録もらってきたんですけども、例えば、組合長から組合費を、請求額、個人的に来たと、送られてきて、法人会員には1万円ですかね、6万円の請求書を送ってきたと、1万円に対して6万円の請求を送ってきて払うこと、そうしたら、それは後で、後払いでしたというふうにして精査したというようなこと等は、なんかこう理解できないようなことが幾つか何か所かあるんですよ。

そういう中で監査をして、26年、27年の監査をして認めていく、それで今言われた経理専門の人を今雇って精査しているということなんですけど、その前に、前回の答弁では職員を派遣して整理させていく、そういうことだったんですけども、なぜ、職員を今入れずに、こうして経理を専門にする者を入れたのか、その経理専門というのはどういう人で、まあ、名前いいですけど、どういう人で、どういう専門職なのか、また、どういう雇用の仕方をしてるのかお尋ねをします。

○経済課長（元田健視君）

経理専門の方なんですけど、奄美日章学園の講師をされてると、こちらのほうで講師をされてる方で、そういった経理に精通してる方ということで、一応お願いしております。

雇用関係なんですけど、一応、百菜自体での雇用が今、余裕がないということで、経済課のほうの事務賃金等で雇用をしているところでございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

経済課の予算で、その組合の経理の今、日当ですか、報酬を払っているということでもいいですか。

○経済課長（元田健視君）

はい。そのとおりです。

○14番（美島盛秀君）

それはちょっとね、予算の流用というか、予算に計上されてないのに使うというのは、これ、当たり前予算執行と考えられますかね、どうですか。その額でどれだけかかるのか。

○経済課長（元田健視君）

額面に関しては、2月で13万5,000円程度の一応、金額を支給しております。あと、3月についてはまだ途中ですので、どれだけかかるかはまだわかっておりません。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

これこそ予算の無駄使いなんですよ、職員を派遣してせっかく精査すると、3月いっぱい整理すると言っておきながら、職員は異動させ、余計な予算を投じて、予算も認められてない予算、どこに、こんないい加減な予算執行、これでいいと思いますか、町長。このことに関してどう思う、町長の見解をお願いします。

○町長（大久保明君）

大事なことは、この百菜の経理を明らかにすることが最も重要であります。そして決算書を出して、総会を迅速に開いて方向性を決めていくということが、最も大事な問題であります。

ですから専門の人を入れて、正確な決算、それを作成していかなければ一步前へ進まないわけがあります。そういう意味での、今回の緊急的な雇用でございます。

○14番（美島盛秀君）

このことに関しては、毎年、毎年、貸付金が500万あるから町との関係はあるよ、ということ等を言いながら、私は質疑も質問もしてあります。

ところが、報告がなかったとか、これから指導していきますとか、こんないい加減なことばかりして、今になってまた大事な問題だから専門職を入れてやると、これは言いわけに過ぎないですよ、行政を預かるトップとして私は失格と思いますよ。

この予算については後になってまた、補正なり何かあると思いますけれども、やはりこういう、会計、予算、1円なりとも町民の税金ですので、まず3月どれだけ支出するかわかりません。そういうことはきちんと整理をして、また報告ができるように、3月いっぱいできるということでありますので、その整理がまとまり次第、また議会報告をできるのかどうかお尋ねします。

○経済課長（元田健視君）

百菜出荷組合の件に関しては、3月後半から4月初めに一応、総会を開くということで約束はしております。

ただし、直売所百菜の件に関しては今精査中ということで、この時期に関しては明確な、今は出すことが、今のところはできない状態です。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

それでは今、百菜の状況は運営自体、危ぶまれる、どうなっているかわからないということですよね、まだはっきり決算の整理がついてないということなんですけれども、その中でやはり3,000万以上の使い道のわからないようなお金があるわけですので、こういうことをしっかりと精査をして、議会に報告をまたしていただきたいと思いますし、今後これがきちんと精査できなかつたら、どう考えているのか、この運営について。

それと、今いる職員の報酬等は、どのようにして支払われているのかお尋ねします。

○経済課長（元田健視君）

直売所百菜の、今3,000万の不明金とありましたが、出資してる分に関しては、不明金はないです。一応、領収書全部そろって出したからわかっております。その中で、それで一応2,500万程度の今、累積の赤字が出ているということになります。

あと、直売所百菜の賃金なんですけど、その百菜の中で今やりくりをして支払っているところです。以上です。

○14番（美島盛秀君）

3,000万のうちの2,500万、まだ残っていると、精査させていくということなんですけれども、今こういう、金がそれだけないと整理がつかないわけなんですけれども、経理ができて整理できたら、今後、このお金についてどう方向づけをしていく考えですか、その2,500万について。

○経済課長（元田健視君）

この件に関して、今、百菜が各部門の問題点を把握して、これを少しでも黒字にしていくような形で、意見交換、百菜の従業員内で話し合いをしながら、前向きに今検討しているところでございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

その中には、町の貸付金の500万も入っているわけですか。

○経済課長（元田健視君）

そうです。

町の貸付金500万、あと、ほーらい館の電気料金、約300万円も入っています。

○14番（美島盛秀君）

今、町も財政の厳しいときなんですけれども、そういう先々も見通せないようなところに貸し付けしてある500万、こういうのは回収は、私はできるのかなと思うんですけれども。もう、ここらあたりで、きちんとそういうのを精査して、債務、出荷組合と契約を解除して、そして、町が直接運営をする方向づけに持って行けるのかどうか、それと、まだ原田組合長は百菜との関係があるのか、もう組合長はやめるのでいいんですけれども、その契約等を解除ができるのかどうかお尋ねします。

○経済課長（元田健視君）

百菜との契約解除なんです、委託契約のほうに、百菜との賃貸契約のほうにうたってありますが、甲は次の理由が生じた場合はこの契約を解除することができる、ということで、甲が第3条及び第14条の規定に違反したとき、ということになっております。第3条は、乙は施設、当該事業に定める業務以外に使用してはならない、この業務以外、業務というのは直売所の施設の管理運営に関すること、あと、農林水産物、農林水産加工品、工芸品などの地場産の販売に関すること、農林水産物の生産技術、加工技術、工場に関すること、地産地消の推進に関すること、あと、もう1点が、甲がこの施設を必要としたとき、という形になっております。それとまた14条、第三者に対して業務の一部もしくは全部を委託してはならないという、この違反したときに解除できるとなっておりますので、一応、第2条と第14条に関しては、そういった違反が今のところなされておられませんので、解除することはできないものと思います。

また、甲がこの施設を必要としたとき、町がこの施設を必要としたときに関しては、一応、解除ができるということになっておりますが、今のところ、この施設に関して、直売所百菜が直売をするという形で今使用しておりますので、町が別のものに使用するというような計画はなされてませんので、今のところはちょっと解除は難しいのではないかなと思っております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

契約上、解除が無理だと、難しいということになれば、きちんと整理するためには時間もかかるわけですので、そういう今後の経理担当の方針と、こういうのを予算化してきちんと線引きをすることができるような、誰が見ても理解できる、わかるような方法で整理をし、また、できるものがあれば解除して、もう恐らく継続して、組合長のほうはやめたいという意向らしいですから、解除をして新たな出発点を見出していけるようお願いをしたいと思っております。

そのことについては、どうお考えですか。

○経済課長（元田健視君）

百菜の運営に関して、いろいろな視点を持って考えて、運営がうまくいくような形で考えていきたいと思っております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

次に、大きな3番目の、堆肥センターについて。

○町長（大久保明君）

堆肥センターの問題は、もう10年近くなると思いますけれども、そのような方々に、この問題がなかなか解決しないということで、多大な迷惑をかけております。心からおわび申し上げたいと思います。

現時点におけますこの状況については、経済課長のほうから答弁をしていただきます。

○経済課長（元田健視君）

堆肥センターについて、美島議員のご質問にお答えいたします。

職員の使い込みの回収はできているのかということですが、職員による使い込みは、平成26年3月11日を最後に入金されていない状態です。

この対策として、今まで住所変更をされていたので、催促状などが発送できなかったということで、今回、現住所のほう把握できましたので、2月3日の日に催促状を本人宛に発送しております。

あと、現在の運営状況なんですけど、現在、大竹興産のほうで堆肥センターを運営してるんですけど、近年の堆肥使用の減少にあるため原料のバランスが悪く、今なってきたということなんです。

また、機械等の修理、メンテナンス等で、いわゆる経費がかかっているということなんですけど、自分のほうで、大竹興産独自でメンテナンス、修理等できる分はやってるということなんですけど、その分でなんとか今、運営していったら、できてるということのようです。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

26年3月11日以降、入金がないと、2月3日に催促状を送っているんですけども、この2月3日以降の振り込み等は確認できますか。

○経済課長（元田健視君）

通帳の記帳をこの間したんですけど、2月3日以降の振り込みは、今確認されておりません。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

運営状況聞いても、設備が古くなって非常に苦慮しているということなんですけれども、そのあたりで町の補助金等も出して、堆肥の補助で農業推進等もやってるわけなんですけれども、やはり堆肥センターというものが、これからいかに重要な役割を果たしていくかということ等を考えますと、この回収、使い込みのお金なども回収をして、そういうのに充てられるようにしなければならないんじゃないかなと、これ以上、町の財政で施設設備の整備等には、無理があるんじゃないかなという感じがするんですけども、今後、この運営に関して、こういう施設設備の整備等、どうしても必要だと思われるものに対しては整備をして、農業振興、堆肥生産に努めていかなければならないと思うんですけども、そこらあたり、どういうふう考えているのかお尋ねいたします。

○経済課長（元田健視君）

現在、修理というか、堆肥センターで使っているショベル、あとユンボ、これは大竹興産のほうで独自でリースをしているそうです。

この分、今まで町のほうであったユンボ等が、もうほとんど動かなくなったということで独自でやっている、重機等で賄ってるということらしいです。

そしてまた、堆肥、原料なんですけど、年間、今現在で約1年分の在庫があるということで、なか

なか需要が少なくなってきたということですよ。

この入って来てる原料が、全部出荷できるようになると大分楽になるということで話しております。

また、いろいろな機械等の老朽化は、今回10tのトラックを昨年入れたんですが、まだ2台ありまして、そのうちの1台を入れかえてるということで、もう1台がまだ18年以上たってる、大分古いトラックということで老朽化が進んでいると、それとまた、堆肥散布車ですね、これも約20年近くなるということで、これも順次、できれば更新していきたいということで、大竹興産と話をしてるところでございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

厳しい運営状況みたいなんですけれども、自分の重機等で努力をしていると、こういうことで運営上、頑張っていることを認めたいと思います。

また、町の施設がありますので、今後どうしてもできないと、これ以上できないということであれば、そういう予算等も計上しなければならないと思うんですけれども。

とにかく私も農業推進をする上で、春植え推進のために1町5反分の堆肥を購入しました。これを契機に、この堆肥、土づくりはうまくいくのかどうか、私も体験してみたいという思いで、考えておりました。

1年分の在庫があると、やはり経済課を中心にして、土づくり推進事業あるいは、ここらあたり、もうちょっと単価を下げてやるとか、その在庫を有効活用できるような農業振興に努めていただきたいと、こう思います。

堆肥センターについては以上です。

○議長（琉 理人君）

続いて、4番の出張旅費について答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

この4番については副町長のほうから、かわって答弁をしていただきます。

○副町長（稲 隆仁君）

旅費の件についての質問にお答えしたいと思います。

伊仙町の旅費規程につきましては、全て概算払い定額によって支給するとなっておりますけれども、教職員の旅費との支給方法の違いというところであろうかと思っておりますけれども、教職員につきましては、精算払いになってるのではないかなと思います。もちろん概算払いにおいても、旅費の精算はするところでもありますけれども、個々の交通費及び宿泊費、そして日当等においては、定額で支給するというようになっておりますので、例えば、宿泊料においては旅行中の宿泊に応じ、1人当たりの定額により支給する、その額は宿泊先の県内、県外によって、7,000円、9,000円と定額で支給するというふうになってるようなことでございます。

○14番（美島盛秀君）

出張旅費については、条例上、規約どおり支払いをしていると、こういうことでありますけれども、先ほど私が言いました、規則の3項、支出命令者は前項の規定により精算の結果、過払い金があった場合には、所定の期間内に当過払い金を返納させなければならない。これは支払命令権者あるいは、この件については町長自体でありますので、町長が命令を出してする、また過払い金があれば返納しなければならないのは、それはもう町長の責任でやらなければならないわけでありまして、先ほど言いました、自宅に泊まってるか、いないか、ことについて再度確認をしたいと思いません。

町長は鹿児島出張の際、自宅に泊まられているのかどうかお尋ねいたします。

○副町長（稲 隆仁君）

町長答弁の前に、説明申し上げたいと思います。

過払い金がある場合は、精算をして返納する、あるいはまた、次から請求するというふうに確かになっておりますけれど。

それで、その過払い金はどうして生じるかということにおいては、旅費行程の短縮、延長含めて、飛行機から船航路等の変更が生じたときには精算しなければならないわけでありまして。

議員がおっしゃってるところの宿泊の件についてと思えますけれど、旅費の調整ということがございまして、教職員の旅費の支給方法については、ホテル等に泊まらなかった場合は減額して支給するという、確かに載ってると思いますが、これは旅費の調整ということになると思えます。

これについては、条例第30条、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により、または旅行の性質上、この条例または旅費に関する他の条例の規定により旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費をこえた旅費、または通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、規則でその必要としない部分の旅費を支給しないことになっていると。

規則で必要としない部分と申しますのは、先ほどの教職員の旅費規程におきましては、この旅費の調整というところで、ホテル等に泊まらなかった場合は減額して、今普通に伊仙町の場合は県内7,000でありますけれども、もし宿泊しなかった場合は減額して支給するというふうな状況でありますけれども、これも規則に定めるということでもあります。

それでは、伊仙町の旅費支給規則がどうなってるかと申しますと、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

旅行1、旅行者が公用の車を利用したとき。公用車で送り迎えされたときとかです。

それから2、航空賃、鉄道賃が町以外の経理から支給された場合。例えば、町村会、あとは、いろんな協議会とか県のときに支給される場合がありますけれども、これも場合によっては、町長も返納してるという状況でございます。

よって宿泊先の返納という問題ではなくて、定額で支給している以上、この条例規則にのっとり

て対応しなければならない、というのが現実でございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

今の説明で理解はできますよ、規則で決められていることですから。ただ、こういう規則というのは守るための規則であって、これを守らなかったら、どう処分するとかいうのは載ってないわけですので、もちろん理解できます。

しかし、私は町長の旅費の問題では、町長が支払命令権者、あるいは決裁権者、そういう権限を持っている、両とも権限を持つて本人だから、本人だから私は、自分の原因となった、ああこれは自分のやり方が、この分は調整して返さなければいけないのではないかな、こう思って私はこれ、もらうのが問題だと思います。

規約がそうたっているかもしれませんが、それは私、県の、行って調査したら、県では5,000円一律、調整金として返すわけです。自分で申告するということです。

だから伊仙町あたりも今後は、こういうようなこと等を検討して、泊まるべきところに泊まって、でなかったら、領収書が出せなかった場合には、みずから返納できるように、そういうことも倫理的な問題ですので、やってほしいと思いますけれども。

今後、町長本人がそういう、本人の考えを、そういう条例をつくったりする考えがあるかどうか、町長の見解をお願いいたします。町長本人のことだから。

○町長（大久保明君）

今、美島議員も話したとおり、旅費というのは、その精算から手続から、それから領収書の問題等ですね、我々は例えば、いろいろ移動をかなりします。そうしたときにいろんなチケットとか、それから新幹線の分とか、そういうのを大変煩雑な状況にもあります。そういうことも、いろいろ含めての調整という表現だと、私は理解をしております。

それから今、副町長が話したとおり、条例の改正については、これはより時代に合った適切な形で調整をしていきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

町長は、そういう出張も多いし、県外の出張も多いし、いろいろ交通手段的なことも多くて、調整することもあるでしょう。

しかし職員は、あるいは我々議会は交通費をもらって、年に一、二回行くだけなんです。それに使うお金にしても、懇親会とか、あるいはタクシー代とか自分で出します。予算内では到底足りません。もちろん職員もそうでしょう。

だけど、町長については、やはりそういう交際費とかあります。そういうのが認められているわけですので、ちゃんとした領収書等と調整をして、返すべきことは返していけるような、今後の条例改正、規則改正には努力をしていただきたい。

私も個人的には安いホテルを探したり、いろいろします。子供にお土産でも、その分を残して払

っていきたい、という気持ちを持ってやるんだけれども、なかなか旅費以内で収めることはできない、足りないぐらいです。そういう観点から、日当の2,000円でも出したらということになったと思います。

ですからやはり、トップリーダーとして十分なモラルを発揮して、職員や議会や町民の理解が得られるような行動をしていただきたい、というふうをお願いをいたします。

○議長（琉 理人君）

5番の答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

後援会活動及び政治献金につきましては、先ほど美島議員が言ったとおり、私の資産は、大変限られておる状況でございます。

以上でございます。

○14番（美島盛秀君）

さっき言いました、10項目、きちんとした提出書類があるんですけども、これにのっとして資産公開、提出できるかということを知りたいですね、どうですか。

○総務課長（池田俊博君）

町長の資産公開は条例、その規則にのっとして公開はいたしております。

○14番（美島盛秀君）

前回の資料があるのですけれども、給与所得、当地建物、これ規定の書類でないでしょ、条例の中に規定の提出書類があるのではないですか、ひな形が。

○総務課長（池田俊博君）

こちら、質問を抜き出した形でしたと思いますけど、条例の規定にのっとした様式で資産公開しているということです。

○14番（美島盛秀君）

特定健診で、医師として健診をしてるけれども、その報酬等をもたらってるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（池田俊博君）

町長におきましては、各協議会、町村会の理事とか、そういうのでも、役員報酬とかございます。

その支払先のほうから、源泉徴収票が必ず町税務課のほうに送られてきます。

保健センターの、医師の健診におきましても同様な形で、国税分の所得の20%ほどを差し引いたという形で税務課のほうに送られて、全てを精査しまして、所得を計算してございます。

それは、税務課の所得証明で証明されております。

○14番（美島盛秀君）

そういうような、この給与所得以外の所得は、資産として出さなくてもいいということですか。

○総務課長（池田俊博君）

所得申告のほうでやっておりますので、それを全て含んだ金額がそれでございます。

○14番（美島盛秀君）

この額でちゃんと合ってる830万で。

○総務課長（池田俊博君）

そうです、そのとおりでございます。

恐らく830万というのは、控除後の金額が830万ということで、控除前になると一千何百万、一千ちょっと超えてる金額でございます。

○14番（美島盛秀君）

理解ができましたけれども、それでは政治献金については受けているのかどうかお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

政治献金は、私は受けておりません。

○14番（美島盛秀君）

それでは、ここに後援会の資料があります。大久保明後援会です。

もう全部、ゼロで申告されてる、報告されてるんです。その後援会の、ゼロでしてるんですけども、あそこ今、電気とか水道とかガス、そういうのは恐らく使っていると思います。そういう経理等ははどうしてるんですかね。

○町長（大久保明君）

あその土地は、私たちの土地ですけれども、後援会のほうが、その電気代等是对応していると思います。

○14番（美島盛秀君）

私が言ってるのは、その後援会事務所の電気とか電灯とか、そういうものを全部ゼロで報告されてるんですよ。ところが今、電気も水道もガスもついてると思います、それは月々払わなければとめられるはずですけども、使用料。どうですか、そこらあたりの支払方法。

○町長（大久保明君）

今、副町長のほうから、聞こえたかもしれませんが、その後援会の方々が、その報告書も全部出してるわけですから、それはまた聞いてみないとわかりません。

○14番（美島盛秀君）

後援会の活動で報告するわけですけれども、後援会の報告の中にゼロであるか、ゼロだからお金がないのにあそこの電気代と水道代、維持できるのということですよ。

それは後援会に聞いてみないとわからないと言いますが、後援会の責任者はいます。そういう後援会の活動の中で、それを全然全く知らないということはないと思います。だから私は、献金とかもらって、その分で維持してるのではないかなという思いなんですけれども、そこらあたり、なぜ、ゼロで報告されていること、ご存じですか。

○町長（大久保明君）

先ほども話したとおり、後援会のほうといろいろ確認をしております。

○14番（美島盛秀君）

これ以上、言いません。

冒頭申し上げたように、東京の豊洲問題と大阪の国有地払下げ問題、私は大なり小なり、伊仙町にもそういうこと等がある、私は多額の献金を受けているというふうに認識をいたしております。

これが事実、何千万も献金をしたという、直接本人から聞いております。まあ、こういうことに関して答弁はいりませんけれども、いずれ、こういうことに対しても、明らかになってくることは確実だと私は信じております。そういうようなこと等に対して……もう答弁要らない、要らないです。

これで終わります。

○町長（大久保明君）

私のほうも反論したいと思います。

美島議員は、よくいろいろ話があるとか、世間がこう言ってるとか、本人から聞いたとか、それが正しいと思ってるわけですか。

○14番（美島盛秀君）

当たり前ではないですか。本人が言うのに。

○町長（大久保明君）

もうこれで終わります。

○議長（琉 理人君）

これで、美島盛秀君の一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

明日は3月9日、平成29年度当初予算審査特別委員会において現地視察となりますので、議員の皆様は、現地仕様の紺の制服を着用で本議事堂へご参集願います。お疲れさまでございました。

散 会 午後 1時59分

平成29年第1回伊仙町議会定例会

第 3 日

平成29年3月9日

平成29年度伊仙町一般会計他 6 特別会計当初予算審査特別委員会

平成29年 3 月 9 日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 委員の派遣について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂浩一君 事務局書記 荻田恭平君

～平成29年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査特別委員会（現地調査）～

△開 会（開議） 午前10時00分

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

ただいまから平成29年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査特別委員会を開会します。

当特別委員会は、平成29年3月7日の本会議において付託されました平成29年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算の審査を目的としており、委員会の会期は本日3月9日から14日までの6日間を予定しております。詳細については、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

また、委員の皆様におかれましては、同当初予算審査において慎重に審査を行った上で、委員会報告書を提出いたしますので、効率的かつ円滑な委員会運営を行えるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

日程第1 委員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。平成29年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査に関する現地調査を実施するため、伊仙町議会会議規則第74条の規定に基づきお手元に配付してある委員派遣要求書案のとおり、議長へ委員派遣要求書を提出してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、委員の派遣についてはお手元に配付してありますとおり、委員派遣要求書を議長へ提出することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次の特別委員会は、3月10日午前10時より本議事堂において、平成29年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査を行いますので、本議事堂にご参集ください。

散 会 午前10時05分

平成29年第1回伊仙町議会定例会

第 4 日

平成29年3月10日

平成29年度伊仙町一般会計他 6 特別会計当初予算審査特別委員会

平成29年 3 月10日（金曜日） 午前10時03分 開議

1. 議事日程（第4号）

- 日程第 1 議案第18号 平成29年度伊仙町一般会計予算（補足説明）
- 日程第 2 議案第19号 平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（補足説明）
- 日程第 3 議案第20号 平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算（補足説明）
- 日程第 4 議案第21号 平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（補足説明）
- 日程第 5 議案第22号 平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（補足説明）
- 日程第 6 議案第23号 平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算（補足説明）
- 日程第 7 議案第24号 平成29年度伊仙町上水道事業会計予算（補足説明）

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
14番	美島盛秀君		

1. 欠席議員（1名）

13番 琉理人君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂浩一君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	稲隆仁君
総務課長	池田俊博君	未来創生課長	久保等君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	澤佐和子君	経済課長	元田健視君
建設課長	仲武美君	耕地課長	上木正人君
きゅらまち観光課長	佐藤光利君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	樺山明博君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	水本斉君	ほーらい館長	中熊俊也君
選挙管理委員会書記長	鎌田重博君	総務課長補佐	佐平浩則君

～平成29年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時03分

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

ただいまから平成29年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査特別委員会を開会いたします。審議を始める前に委員並びに説明員の皆様に議事運営方法についてお知らせいたします。

本日より一般会計他6特別会計当初予算審査を行います。会計ごとに審議を行いますので質疑並びに説明をする際は、各会計予算書、施政方針、歳入歳出事業費明細書のページ数を明示した上で進めていただきたいと思います。

また、補足説明を行う際は、特に平成29年度の主要施策や対前年度より予算額が著しく増減している項目を重点的に補足説明されますよう申し添えます。

さらに、質疑や答弁をされる場合は、簡潔、明瞭に発言されることとし、質疑においては議会申し合わせ事項に基づき、1項目3回までの質疑を許可いたします。それ以上の質疑は当初予算における審議能率が低下するおそれがある関係上、ご遠慮いただきますようあらかじめ申し添えておきます。

日程第1 議案第18号、平成29年度伊仙町一般会計予算について、議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、平成29年度伊仙町一般会計予算について、補足説明をいたします。

平成29年度伊仙町一般会計予算書の1ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59億191万7,000円とするものであります。

予算書10ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書により、まず歳入についてご説明いたします。

1款町税3億484万3,000円、前年度比595万9,000円の増額となっております。個人町民税において、平成27年度決算、平成28年度見込み額等を勘案し、増額計上。軽自動車税においては税制改正に伴う、28年度見込み額に基づいて、増額となっております。

2款地方譲与税7,121万9,000円、前年度比150万2,000円の減額となっております。地方揮発油譲与税において、平成28年度基準財政需要額の地方財政計画で示された99.3%を見込んでおります。自動車重量譲与税において、平成28年度基準財政需要額の97.5%を見込んでおります。

3款利子割交付金52万9,000円、前年度比18万4,000円の増額となっております。平成28年度基準財政需要額の地方財政計画で示された167%を見込んでおります。

4款配当割交付金69万円、前年度比9万1,000円の増額となっております。これも平成28年度基準財政需要額の地方財政計画で示された75%を見込んでおります。

5款株式等譲与所得割交付金38万7,000円、前年度比38万6,000円の増額となっております。平成28年度基準財政需要額の地方財政計画で示された56%を見込んでおります。

6 款地方消費税交付金8,865万4,000円、前年度比464万6,000円の増額となっております。これも、平成28年度基準財政需要額の95%を見込んでおります。

7 款自動車取得税交付金744万2,000円、前年度比744万1,000円の増額となっております。これは、昨年度において消費税の増額分で取得税交付金が減額するという形で1,000円を計上してありましたが、消費税の改正が延期になったおかげでこのような計上となっております。

8 款地方特例交付金31万円、前年度比8万9,000円の増額となっております。平成28年度基準財政需要額の107.7%を見込んでおります。

9 款地方交付税30億9,449万円、前年度比1億6,636万3,000円の増額となっております。普通交付税においては、前年度実績の1.2%の減、特別交付税において、平成27年度実績及び地方創生推進事業費の特別交付税対象分の増を見込んでおります。

10款交通安全対策特別交付金、前年度と同じ160万円を計上してございます。

11款分担金及び負担金5,760万7,000円、前年度比396万5,000円の減額となっております。主なものとして、分担金において、畑総事業負担金の減、負担金におきましては、老人保護措置負担金、幼稚園保護費負担金、預かり保育負担金等の増によるものであります。

12款使用料及び手数料6,095万3,000円、前年度比644万円の増額となっております。主なものとして、使用料において公営住宅使用料、定住促進住宅使用料、なくさみ館使用料の増によるものであります。

13款国庫支出金7億9,047万1,000円、前年度比1億1,665万2,000円の増となっております。主なものとして、国庫負担金において、障害者自立支援給付費等負担金、子供のための教育、保育給付費等負担金の増、児童手当負担金におきましては減となっております。国庫補助金におきましては、社会福祉補助金、臨時福祉給付金、低所得者分の減、社会資本整備総合交付金、地方創生推進交付金の増、国庫委託金におきましては、参院議員選挙費の減によるものであります。

14款県支出金5億8,652万7,000円、前年度比1億6,429万4,000円の増額となっております。主なものとして、県負担金におきまして、障害者自立支援給付費等負担金、子供のための教育、保育給付費負担金の増、児童手当負担金におきましては減、県補助金において社会福祉補助金、元気度アップ地域包括推進事業の終了による減、農林水産業費補助金で強い農業づくり交付金、多面的機能支払交付金、松くい虫駆除補助金、消防費補助金におきまして、奄美群島防災関連施設整備事業補助金の増となっております。県委託金におきましては、県知事選挙費、海岸漂着物地域対策推進事業費の減及び県道管理委託金の新規計上によるものであります。

11ページをお願いします。15款財産収入1,358万5,000円、前年度比443万5,000円の増額となっております。主なものとして、日本エアコミューターの株主配当金の増によるものであります。

16款寄附金1,500万1,000円、前年度比1,489万9,000円の増となっております。主なものとして、きばらでえ伊仙応援基金、企業版ふるさと納税の増によるものであります。

17款繰入金1億3,994万円、前年度比2,481万4,000円の増額となっております。財政調整基金、き

ばらでえ伊仙応援基金、伊仙町肉用牛特別導入事業基金からの繰り入れであります。

18款繰越金は前年同額1,000円を計上してございます。

19款諸収入4,976万8,000円、前年度比1,029万9,000円の増となっております。主なものとして、雇用保険収入の増、畜産基盤再編総合整備事業個人負担金、市町村振興協会交付金の計上によるものであります。

20款町債6億1,790万円、前年度比9,320万円の増額となっております。主なものとして、特定地区公園整備事業、公営住宅建設事業、防災行政無線デジタル化更新事業等に充当するものであります。

以上、歳入合計59億191万7,000円とするものであります。

歳出につきましては、各課より詳細な説明をいたします。

予算書8ページをお開きください。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる第2表債務負担行為について、ご説明いたします。定住促進住宅リース料（小島団地）期間、平成30年度から平成44年度までの15年間、限度額、5,226万円とするものであります。

次に、予算書9ページでございます。地方自治法230条第1項の規定により起こすことのできる第3表地方債についてご説明いたします。

起債の目的、1、過疎対策事業債、限度額2億5,510万円、起債の方法、証書借入または証券発行、利率、5%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体の金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その貸し付け条件により、銀行その他の場合にはその債務者と協議するところによる。ただし、町財政の都合により繰り上げ償還することがある。

2、辺地対策事業債、限度額3,100万円、起債の方法、利率、償還の方法は先ほど説明したとおりであります。

3、公営住宅施設整備事業債、限度額1億6,280万円。起債の方法、利率、償還の方法は先ほど説明したとおりであります。

4、緊急防災減災事業債、限度額2,100万円。起債の方法、利率、償還の方法は先ほどの説明であります。

5、臨時財政対策債、限度額1億4,800万円。起債の方法、利率、償還の方法は先ほど説明したとおりであり、合計6億1,790万円であります。

1ページにお戻りください。第4条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高限度額は10億円と定めるものであります。

第5条歳出予算の流用、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。2、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）にかかる予算額に過不足を生じた場合には、同一款内の経費の各項間の流用となっております。

以上、歳入につきましては、これで終わりたいと思います。

それでは、歳出につきましては、総務課関連等を説明してまいりたいと思います。

予算書におきましては26ページからでございます。

事項別明細書におきましては、24ページから説明させていただきます。

1款1項1目議会費9,659万9,000円、前年度比865万5,000円の増額であります。主なものとして、18節備品購入費、議場音響システムの更新事業の計上による増であります。

27ページをお開きください。2款1項1目一般管理費3億6,076万円、前年度比3,749万4,000円の増額であります。主なものとして、9節旅費におきまして、全国町村会へ1年間の職員研修派遣旅費、14節使用料及び賃借料におきまして、帳票類納付書等の印刷用の高速カラープリンター経費、さらに19節負担金補助及び交付金におきましては、昨年より実施しておりますがんばる集落、支援事業補助金等を計上してございます。

30ページをお開きください。事項別明細書においては25ページでございます。2目財産管理費15節工事請負費におきまして、庁舎外壁補修工事を計上してございます。今年度の国立公園の決定、また次年度からの世界自然遺産登録に向けて庁舎外壁の塗装工事を行っていくものであります。

31ページをお開きください。4目電算システム費13節委託料自治体セキュリティクラウド接続作業委託料を計上してございます。この分の増額が主なものであります。あと、5目男女共同参画事業費、6目会計管理費、3目交通安全対策費におきましては、昨年同様の計上でございます。

予算書75ページをお開きください。8款消防費1億9,179万円、前年度比1,181万2,000円の増額でございます。主なものとして、2目非常勤消防費、高規格救急車導入事業の減、3目におきまして防災まちづくり事業費において、奄美群島防災関連施設整備事業、行政無線デジタル化更新事業によるものであります。節においては15節工事請負費による増が主なものであります。

97ページをお開きください。11款公債費9億310万円、前年度比945万6,000円の増額であります。元金におきましては、増となっておりますが、利子では減少しております。また、この地方債の償還におきましては、106ページ、1番最終のページですけど、この中において平成27年度末における現在高、平成28年度末の見込み額、そして本年度増減見込みを詳細に計上しております。参考にさせていただきたいと思います。

あと、また97ページのほうにお戻りください。12款諸支出金13款予備費におきましては、前年同額計上してあります。

以上、総務課関係の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

それでは引き続きまして、未来創生課の所管事務関係の補足説明をしていきたいと思っております。

まず予算書32ページ、明細書については27ページになります。2款総務費1項総務管理費7目文書広報費について説明します。本年度136万2,000円、前年度比45万6,000円の増です。これにつきましては、広報紙のページの増刷、近年の広報紙に載せるページ数の増によるものでございます。

続きまして、予算書33ページから34ページ。明細書については28ページになります。8目企画費1億89万7,000円、前年度比2,060万3,000円の減でございます。旅費需用費委託費使用料負担金等の未来創生課の事務経費を計上しております。事業費としましては、光伝送路維持費としまして、サーバー室の電気料171万5,000円、施設保守委託料1,240万円、九電N T Tの電柱使用料645万円の計上です。19節の負担金及び補助金としましては、奄美群島成長戦略事業、U I Oターン支援体制構築事業を含む奄美群島広域事務組合負担金として941万9,000円を計上、また生活路線バスの維持経費としまして、地方公共交通特別対策事業補助金1,159万3,000円を計上しております。奄振ソフト事業としまして、航路航空路運賃軽減等事業補助金が2,350万4,000円の計上です。その他各種協議会の負担金及び補助金を計上してございます。

9目の企業誘致対策事業費について、説明します。明細書については29ページです。糸木名にあります伊仙町企業誘致促進施設の維持管理経費及び県企業誘致対策協議会への負担金を計上してあります。企業誘致の施設の使用料としましては、歳入としまして予算書16ページに貸工場使用料として360万計上してあります。

続きまして、10目きばらで伊仙基金事業費に関しましては、返礼記念品代手数料、基金積立金を計上してございます。返礼品代としましては、昨年までは寄付金の20%程度返礼品代として計上してありましたが、今年から40%程度の返礼品代を計上してあります。これは他の市町村並みに持つていくことと10万円程度の高額の寄付金をした方たちについても今回からすっぽんや牛肉などの取り扱いを始めたことにより、返礼品を40%程度に想定しております。

11目企業版ふるさと納税事業費について、図書購入費、事務経費を計上してあります。企業版の納税分を図書購入費に充てる計画です。

12目地方創生推進事業費については、事業の推進事務経費として保険料、賃金、旅費、需用費を計上してございます。それから、システム導入委託料1,000万円については、人口動態の予測や動態による交付税、税金、保険料等の変動予測を得るシステムを導入し、今後の地方創生事業や総合戦略における政策立案に分析結果を役立てたいと考えております。

続きまして、予算書35ページ、明細書については30ページでございます。13目移住推進事業費について、説明します。推進事務費委託料を計上してございます。空き家リノベーションハード事業委託料としまして、1,000万円を計上してございます。町がリノベーション申請案件により選定を行い、県宅建協会に事務委託をする計画でございます。

続きまして、14目地域おこし協力隊推進事業費について説明します。初日の日に報酬条例の一部改正においてもご審議いただきました協力隊員の報酬192万円の他、移住にかかる経費費用弁償45万円及び推進事業経費を計上してございます。また、使用料及び賃借料としまして、車の借り上げ料、住宅使用料、パソコンリース料の124万円の計上でございます。

ちょっとページが飛びますが、予算書41ページ、明細書については33ページに移ります。2款総務費5項統計調査費1目統計調査総務費から9目の土地利用対策費までは各種統計事務の費用を計

上してございます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○税務課長（當 吉郎君）

続きまして、税務課関係の歳出予算の説明をいたします。ページ数は予算書36ページ、明細書のほうが30ページとなります。2款2項1目の税務総務費につきまして、昨年度と比べまして、422万8,000円ほど減となっております。主な原因といたしましては、昨年度計上いたしました固定資産税標準宅地鑑定評価業務委託料を削除した関係であります。こちらのほうは3年に一遍計上することとなっておりますので、今年度は必要ないということで計上してございません。そして、昨年度と比べまして計上してあるのが、公用車の車検整備関係でございます。あとは、税業務の事務経費でございます。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

それでは、町民生活課の29年度の歳出予算をご説明いたします。

予算書は37ページ、明細書は31ページになります。2款総務費3項戸籍住民基本台帳1目戸籍住民基本台帳費で217万円の増になっておりますけど、これは19節負担金補助及び交付金が68万5,000円計上してございますが、これは個人番号カード交付事業交付金になります。

続きまして、予算書の46ページ、明細書は37ページになります。3款民生費1項社会福祉7目福祉援護費、去年は計上してございませんでしたけど、この中で19節負担金補助及び交付金に22万円計上してございます。これは戦没者遺族会負担金でございます。これは毎年11月の中旬に義名山神社前の慰霊碑の前で戦没者の合同追悼式並びに遺族会総会を開催しております。現在遺族会の会員が161名で、毎年60名から80名ほど参加をいたしております。

予算書48から49ページ、明細書は38ページになります。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、この中で20節扶助費が1億2,160万円計上してございますが、これは3歳未満、3歳以上、小学校、中学校までの児童手当の給付費に当たります。年3回ほど支給してございまして、2月15日、6月15日、10月15日が支給日に当たります。

予算書49ページ、明細書は39ページに当たります。3款民生費2項児童福祉費2目へき地保育所費に本年度が2,719万1,000円でございます。昨年度比が8万9,000円ほど増額になっておりますけど、この増額分は昨年度阿三へき地保育所にクーラーを設置したのに伴う、光熱水費の増額分に当たります。

予算書の50ページ、明細書は39ページに当たります。3款民生費2項児童福祉費3目私立保育所費についてご説明いたします。本年度の予算が2億7,324万円に対しまして、昨年より1,473万1,000円の増額であります。内容といたしましては、19節負担金補助及び交付金（子供のための教育）、保育給付費負担金の私立保育所分と僻地保育所分の合計に当たります。補助といたしましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担割合に当たります。

同じく50ページで、3款民生費2項児童福祉費4目子育て支援事業費の中の13節委託費に子育て支援病児保育委託費として100万円計上してございますが、この事業は今年度よりになります子供支援病児保育ということで、伊仙町にはちょっと関連する業者がないものですから、徳之島町にございますNPO法人親子ネットワークがじゅまるの家にこの事業を委託予定をしておりますけど、この交付金事業が5月下旬に決定がなされておりますので、一応この当初予算に計上はしてございます。

町民生活課からは以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

平成29年度保健福祉課における一般会計歳出予算についてご説明申し上げます。

昨年度といたしまして、増減額の大きい事業と新規事業についてご説明いたします。

予算書44ページをお開きください。明細書は35ページになります。3款民生費1項社会福祉費3目社会福祉費13節委託料において、伊仙町高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画策定委託料として180万円を、同目19節負担金補助及び交付金について、町老人クラブ補助金を15万円増額していますが、平成29年度が3町輪番制で開催しております徳之島地区高齢者スポーツ大会の開催当番に当たりまして、運営費の補助金として増額しています。

また、予算書46ページ、事業明細書は36ページになりますが、3款民生費1項社会福祉費6目障害者福祉費13節委託料におきまして、伊仙町障害者計画第5期障害者福祉計画策定委託料として150万円を計上するものであります。

3款民生費1項社会福祉費6目障害者福祉費20節障害者自立支援給付金として、前年度比13.7%増額の2億4,000万円を計上しています。障害者の介護給付や訓練給付に関わるもので、事業に対する情報も浸透してきていることから給付費が増加していると思われま。

予算書は47ページをお開きください。明細書は38ページになります。3款民生費1項社会福祉費10目臨時福祉給付金（経済対策分）事務費分として297万4,000円を、臨時福祉給付金として4,425万円を計上し、生活保護費等の受給者を除く町内在住の低所得者向け非課税世帯の方を対象に経済対策分臨時給付金として2,950人に1万5,000円の給付金を支給するものであります。

予算書48ページ、明細書は38ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費11目小さな拠点づくり推進事業費として、これまでほーらい館で実施してきましたうりたわっきゃ教室や元気はつらつ教室に加えまして、9月より試行的に行ってまいりましたが国庫の地方創生推進交付金事業を活用し、ほーらい館を拠点とした介護予防教室としていきいき園芸教室を水曜日と金曜日に週2回開催し、運動だけでなく野菜作りやリクリエーション、脳トレ、料理作りなどさまざまなメニューを組み入れて健康運動インストラクターを中心に運営をしていきます。

また、13節委託料で600万円を計上しておりますが、このような取り組みを今後さらに展開していき、生活支援も含めた地域づくりを町民も多く参画して地域包括ケアシステムの構築を図り、将来的には高齢者や障害のある方もみんなが輝けるまちづくりができるよう、3年を目安に未来創生課

や担当部署と連携して、拠点づくりと安定運営できる仕組みづくりをつくるために外部の専門機関の協力を得て組織づくりと町民がいきいき活躍できる仕組みを行っていききたいと思っております。

次に、保健センターについてご説明いたします。

予算書は53ページから54ページ、明細書は42ページから43ページをお開きください。4款1項保健衛生費5目保健センター運営費8節報償費講師謝礼金として20万円、9節旅費費用弁償として講師旅費20万円を計上して、地方創生事業の一環として子育て支援講演会を開催し、講師を招聘して行うものであります。

また、同日13節委託料においては、分析調査委託料として350万円を計上し、長寿食材調査成分分析委託料として食育や6次産業化に有効活用するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費8目予防費は13節予防接種委託料について、新規事業としましておたふく風邪ワクチン接種が開始されることから72万円を計上しております。また、高齢者のインフルエンザ接種委託につきまして、他町と同額の2,500円の助成を行うものであります。対前年度比14.2%増額の1,291万3,000円を計上しております。

次に予算書55ページ、明細書は45ページから46ページになります。4款衛生費1項保健衛生費8目すすく親子推進事業については、13節委託料において、新生児聴覚検査として1人3,000円、67人分の20万1,000円を計上するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○選挙管理委員会書記長（鎌田重博君）

それでは、4項の選挙についてご説明申し上げます。38ページをお開きください。事業明細書につきましては、32ページから33ページでございます。1目の選挙管理委員会費は委員会経費でございます。

39ページをお願いいたします。2目選挙啓発費、これは明るい選挙推進協議会の運営費でございます。今年度は大島地区の明るい選挙推進競技大会が大和村で開催されました。29年度は天城町で開催されます。

3目町長選挙費でございます。今年10月30日で任意満了になります、確定ではございませんが、10月22日を予定しておるところでございます。

40ページをお願いいたします。4目町議会議員選挙費でございます。平成30年2月2日に任期満了となりますので、今のところ1月に下旬を予定しております。

以上、選挙管理委員会費の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

きゅらまち観光課の関連の予算をご説明いたします。

予算書は51ページで、説明は40ページでございます。4款衛生費1項保健衛生費1目衛生総務費でございますが、これは増額1,480万9,000円となっておりますが、主な増額の原因といたしましては、19節負担金補助交付金の徳之島食肉センター特別会計負担金が250万1,000円増額となっております。

ます。これは食肉センターのボイラーが老朽化しているということでございます。前施設のボイラーをそのまま使ってるということで非常にこうだましまし使っているということでございます。

続いて、2目環境衛生費でございますが、これはほぼ前年度と同額でございます。

3目清掃費、前年度と比較いたしまして1,533万8,000円減額となっておりますが、これは主な原因といたしまして徳之島愛ランドの負担金によるものでございます。償還金がほぼ終わったということでもあります。

次に、4目美しい村づくり総合推進整備事業、前年度と比較してこれもほぼ同額でございます。

続きまして、ちょっとページを飛んでいただきまして68ページのほうお願いいたします。明細のほうは56ページでございます。6款商工費1目商工振興費、前年度と比較して109万1,000円増となっておりますが、これはプレミアム商品券発行事業の負担金でございます。前年度も消費者にいろいろと利用していただき、多くの効果があったということで今回100万ほど増額してございます。

次に、6款商工費の2目観光費、前年度と比較して448万8,000円増額となっておりますが、この増額分は戦艦大和慰霊祭の負担金によるものでございます。

次に、4目徳之島地域分情報発信施設運営費、これも前年度とほぼ同額でございます。

6款の商工費の5目世界自然遺産推進事業、6目景観計画策定推進事業、7目徳之島エコツーリズム推進事業費は、前は2款のほうにございましたが、款を統合するというので、今回6款の商工費のほうに全額をうつして。これは世界自然遺産になるということで、今回は5目のほうの、世界自然遺産推進事業費は少し多めに増額してある次第であります。6目と7目は前年度とほぼ同じでございます。

以上でございます。審議賜りますようお願いいたします。

○農委事務局長（樺山明博君）

それでは、農業委員会関係の歳出予算の主なものについて説明いたします。

予算書の56ページ、事業明細書の46ページをお開きください。5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の中の1節報償費805万2,000円は農業委員と今年度より新設される農地利用最適化推進員の報酬でございます。続いて、2目農業者年金事業費は前年度とほぼ同額となっております。

予算書の57ページ、明細書の47ページをお開きください。3目機構集積支援事業は主なものといましては、先進地視察にかかる費用弁償と普通旅費130万円と視察時のバス借り上げ料15万円です。以上で農業委員会関係の予算の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○経済課長（元田健視君）

引き続き、経済課の補足説明をいたします。

予算書58ページ、明細書47ページをお開きください。5款農林水産業費1項農業費4目農業総務費11節需用費551万5,000円のうち修繕費445万円を計上しております。修繕費のうちの430万円をたい肥センターの計量器の修繕を予定しております。この計量器は経年劣化がひどく、昨年検査のと

きにいつ故障してもおかしくない状態だということ指摘されたことから今回大幅な修繕を予定いたしました。

続きまして、19節負担金補助金及び交付金から環境にやさしい農業総合推進事業補助金です。明細書48ページです。昨年に引き続き、町単単独で実施し、たい肥等を散布しながら持続性の高い土づくりを推進し単収向上に努めていくことで600万円を計上いたしました。

続きまして59ページ、明細書49ページです。6目糖業振興費19節サトウキビ増産推進事業補助金600万円ですが、サトウキビの面積拡大のため春植え推進補助金として10aあたり1,000円、夏植え推進補助金として10a当たり2,000円の補助を行い面積拡大に努めてまいりたいと思います。またその下の強い農業づくり交付金の1億4,607万円は南西糖業株式会社の伊仙工場の結晶管の老朽化に伴う更新事業を予定しております。

続きまして、7目有機物供給センター管理運営費18節備品購入197万4,000円ですが、ためますでの発酵を促す抜気を行うためのポンプ購入費用を予定しております。

続きまして、60ページ、明細書の50ページです。9目畜産振興費19節負担金補助金及び交付金の大島地区肉用牛共進会出品組合負担金93万1,000円、これは3年に1度大島地区で開催されており、今回は与論島で開催され、伊仙町から約10頭の出場を予定しております。また2つ下の優良素牛保留補助金1,000万円について毎年1頭3万円の補助金を行っていましたが、近年町内の飼養頭数減に伴い、頭数確保をするために1頭5万円の補助を予定しております。上限として200頭までの予定で行っております。

続きまして、62ページ、明細書53ページ。17目農業支援センター運営費15節工事請負費3,000万円、これは研修ハウス30aを予定しております。また18節の備品購入費1,000万円、研修用の農機具の購入費用等を予定しております。

続きまして、66ページ。5款農業水産業費3項林業費1目林業振興費13節委託費松くい虫防除委託費、297万8,000円。近年松くい虫がだいぶ広がってきまして駆除の目的で、昨年度は50m³で行っていましたが、来年度はその倍の100m³を予定しております。

以上で、経済課の説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○耕地課長（上木正人君）

それでは、耕地課管轄の歳出予算の補足説明をいたします。

予算書の65ページをお開きください。明細書は53ページとなります。5款農林水産業費2項農地費1目農地総務費11需用費光熱水費125万円は町内地下水ポンプの電気代でございます。

同じく下のほうに100万円として修繕代を計上してございます。

65ページをお願いいたします。明細書はそのまま53ページです。13委託料一筆測量図面の作成業務委託につきましては、畑総をしているところの終了後の地区ごとの図面の作成業務に112万円を計上してございます。

その下の農道台帳作成委託料これにつきましては、畑総終了後農道の路線が変わった箇所及び修

正の台帳委託料に241万円を計上してございます。

19負担金補助及び交付金、多面的支払交付金、町負担金でございますが、対前年度比1,160万円の増額で計上してございます。国、県、町との負担金を合わせた額を各組織への負担金でございます。伊仙町では現在7組織取り組んでるところですが、29年度は新規採択を西部地区に1組織、面積拡大を2組織東部地区に計画をしてございます。

続きまして、予算書はそのまま、明細書は54ページになります。伊仙町土地改良区への運営補助が350万円でございます。

次に、徳之島用水土地改良区の運営の負担金が、対前年度比772万円の増額で計上してございます。増額の要因といたしまして、徳之島用水農業水利事業の施設完了に伴い、平成29年度より国からの管理委託を行うダム本体関連の揚水機場発電所、南部送水路、北部送水路、水管理施設などの管理費分、それと土地改良区に管理を委託しております全島を網羅しているパイプライン、ファームポンド、北部系の松原、手々、山、花徳、下久志、南部系の河地、木之香、面縄、目手久、亀津のファームポンドの管理委託料がこちらのほうに入っております。その下の伊仙町畑かん推進協議会に30万円計上してございます。事業の目的といたしましては、今後推進していかなければならない畑かん事業の同意取得推進のための負担金でございます。建設業協会、南西糖業、農協のメンバーで協議、研修会を行っているところです。

2目特定地域振興生産基盤整備事業費の19負担金補助及び交付金でございます。担い手育成型、第2面縄第2期地区につきましては7haの区画整理を予定しております。

次の喜念地区につきましては、畑かん事業4haの計画をしております。

予算書の65ページをお開きください。明細書は54ページです。糸木名地区でございますが、国営の犬田布団地畑かん支線8キロを予定しております。

その次の第1面縄第1期地区につきましては、事業が終了に近づきましたので換地業務でございます。次の第2面縄第1期地区につきましては、今年度5haの区画整理を予定してございます。

次の担い手支援型畑かん町負担金につきましては、木之香、阿権地区と崎原地区の分で木之香、阿権地区につきましては、地区内の畑かん30haの工事でございます。崎原地区についても地区内の支線5キロの工事を予定しております。

その次の基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金といたしまして、500万円計上してございます。今年度はまた伊仙中部の3工区から2工区にかけてパイプラインの更新200メートルとダムとポンプ室連結制御盤の修繕でございます。

続きまして、4目ダム管理費の13委託料ダムテレメーター業務委託料に200万円を計上してございます。ダム制御室における計器、その他付随する計器の保守点検でございます。

予算書66ページをお開きください。明細書はそのまま54ページでございます。6目地籍調査事業費13委託料870万円を計上してございます。今年度は面縄港周辺10町歩と目手久クリーンセンター西側10町歩を立ち合いから測量までの委託を予定しております。

以上で耕地課管轄の歳出予算の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○建設課長（仲 武美君）

それでは、建設課関係の説明をいたします。

71ページをお願いいたします。説明書については59ページです。7款土木費2項道路橋梁費1目過疎対策事業費15節の工事請負費については、下検福目手久線道路改良舗装工事と東コウスク線の道路舗装工事によるものであります。

その次の3目道路維持費については、人夫賃金、燃料代、重機借り上げ、町道の道路の舗装材料等であります。

4目県道維持管理については、説明書の59から60ページにあります。県道路維持管理については、平成29年度より県管理道路の管理事務移譲を受け、除草等の作業を行うものです。18の備品購入については、草刈り機やチェーンソー等であります。

72ページをお願いいたします。説明書は60ページです。5目社会資本整備総合交付金事業、これについては防犯灯整備事業費の1,500万、伊仙馬根線整備事業費の1,500万、それから阿権馬根線整備事業費の5,000万円、そして阿権馬根線の用地購入の1,000万円を計上してあります。

6目防災安全社会資本整備交付金事業については委託料については1,300万円、これは測量の委託料であります。犬田布のミノハナ線、阿三中山線、ナリシントウ線、西犬田布線、ミョウガン線、東面縄目手久線、耳付2号線と第2阿権橋第2鹿浦橋の委託料であります。15の工事については中伊仙線と第2阿権橋の8カ所の工事費等であります。

73ページをお願いいたします。説明書については61ページであります。7款土木費4項住宅費1目住宅管理費については、7節の賃金については人夫賃金と大工賃金です。

74ページの2目公営住宅建設事業費については、13節の委託料の設計委託料の765万円については目手久団地の設計委託料です。工事管理委託料については、東伊仙東西団地の委託料であります。

15節の工事請負費2億2,000万円につきましては、東伊仙東西団地の工事費と大久保団地の解体撤去工事に伴うものであります。

3目定住促進住宅運営費については民間活力を利用した整備した住宅のリース料です。これについては、阿三2棟8戸と阿権木造平屋の4戸の分であります。74ページの7款土木費5項公園費1目特定地区公園整備事業については、義名山の管理棟の耐震の委託料と電灯のLED交換による工事等であります。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時28分

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

会議を開きます。

この後、教育委員会部局の説明になりますが、もう少しゆっくりと時間をかけて予算書だけでなく、明細書も議員が目を通せるスピードで説明のほうよろしくをお願いします。

○教委総務課長（仲島正敏君）

引き続きまして、教育委員会部局のうち、教育委員会総務課の担当している予算につきまして説明をいたします。

予算書の76ページからでございます。説明書は24ページからでございます。まず、9款1項教育総務費2目事務局費199万2,000円の減額につきましては、昨年度は特に77ページの9目旅費が昨年度は指導主事の赴任旅費を計上しておりましたが、今年度2年目ということで移動等の予定ございませんので、その分の減額でございます。

続きまして、78ページ。3目外国人青年招致事業費、本年度395万3,000円、前年度500万6,000円、マイナス105万3,000円ですけれども、こちらにつきましては、外国青年招致ALTでございます。昨年度の7月に昨年まで勤務されていらっしゃいましたALTが帰国、また同じく新しい今現在のALTがまた米国より赴任したことによります旅費を昨年度は計上してございましたが、今年度がその予定がないということで減額をいたしております。

続きまして、79ページから始まります2項の小学校費なのですけれども、こちらのほう特に大きな変化がございますのが、81ページでございます、学校管理費、明細書は27ページからなるのですけれども、こちらは特にふえているのが11需用費の中の光熱費並びに修繕費でございます。修繕費のほうは135万ほど昨年より増額になっております。ご承知のとおり、老朽化の著しい小学校ですし、各教員住宅なども含めて計上させていただいております。

それと、減額になっているのが昨年度81ページの中に、今年度は印刷費製本費を計上してございませんが、昨年度は副読本、私たちの徳之島の更新がございまして、その分計上してございましたが、今年度は更新の時期ではございませんので、印刷製本費は計上してございません。

続きまして、82ページ。10目教育振興費、こちらはマイナスの96万4,000円になっているのですけれども、特に20節扶助費の中の高度へき地修学旅行費が昨年度に比べまして、次年度は修学旅行へ行く児童の数が少ないということで減額になっております。

続きまして、83ページから始まります3項中学校費の中で、増減が大きいのが4目学校管理費がマイナス754万9,000円になってるのですけれども、こちらは昨年度11節需用費の中に教師用教科書指導書代ということで、昨年度は中学校の教科書の改訂があり、こちらにその代金として383万円ほど計上してございましたが、今年度はその改定がないということでその分の大幅な減額となっております。

すいません、先ほどちょっと説明が不足してましたけれども、82ページの小学校費の9目学校管理費の18備品購入費並びに84ページの中学校費学校管理費の18備品購入費、こちらも引き続き、小中学校の机や椅子の更新のほうの計画をいたしております。

続きまして、85ページ。3項中学校費の5目教育振興費です。こちらのほうも20節扶助費の高度僻地修学旅行費が昨年度に比べまして、旅行へ行く生徒の数が29年度は少ないということで予算の減額計上いたしております。

続きまして、9款教育費の4項幼稚園費、こちらの中に4目幼稚園管理費の中で86ページの18節備品購入費ということで、1,500万計上いたしております。こちらのほうは歳入の18ページ、13款国庫支出金2項国庫補助金5目総務費国庫補助金1節総務費国庫補助金の中の地方創生推進交付金が7,524万歳入で計上されているんですけども、この事業に伴いまして、3幼稚園の遊具が老朽化いたしておりますので、こちらのほうの更新もしくは増設費用で1,500万、各園500万ずつを予定いたしております。

以上、教育委員会総務課の所管いたしております予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○社会教育課長（明 勝良君）

それでは続きまして、社会教育課管轄の歳出予算のご説明をいたします。

予算書88ページ、明細書の71ページ。施政方針につきましては18ページからご参照いただきたいと思います。まず9款教育費5項社会教育費3目学習支援プロジェクト事業費でございますが、この事業は地方創生推進交付金及び学習支援センター事業債等を活用した事業でございます。7節294万円の予算が計上されてございますが、この賃金につきましては、図書の司書の賃金でございます。28年度までは図書室の運営に計上してございましたが、新規事業により29年度より有資格者を1名増員いたしまして計上してございます。

続きまして、報償費の25万円でございますが、学習支援センター設立に伴う検討委員会時の謝金でございます。さらに旅費につきましても検討委員会時の講師の旅費の62万5,000円となっております。13節の委託料につきましては、学習支援センターの設計及び地質調査の2,600万円を計上してございます。

続きまして、予算書の91ページ、明細書の74ページをお開きください。8目図書室運営費の減額でございますが、先ほどの学習支援プロジェクト事業の新規事業により図書司書の賃金が減額されてるということでございますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、予算書の92ページ、明細書75ページをお願いいたします。11目の文化財活用事業費でございますが、8節の報償費及び9節の旅費につきましては、面縄貝塚が昨年国史跡に指定されたことを受けましてシンポジウムを開催いたす予定でございます。開催時の講師謝金及び旅費でございます。同じく委託料につきましては、町内文化財等の説明版の設置及び文化財パンフレットポスター等の作成の80万3,000円でございます。

続きまして、14日の伊仙寺子屋事業費でございますが、この事業につきましても地方創生推進交付金並びにきばらでえ伊仙応援基金を活用した事業でございます。

8節の報償費108万4,000円につきましては、同事業の講師の謝金でございます。需用費の教材費56万円でございますが、現在の町内の小中学校において利用されてる教科書を講師用として購入をして授業を進めていくということで計上してございます。

13委託料につきましては、この事業がネットを活用した遠隔双方向ライブ授業として行ってますので、その委託料の400万円でございます。

以上、社会教育課管轄の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○学給センター所長（水本 齊君）

それでは、給食センター運営費の説明を行います。

一般会計の94ページから96ページです。明細書につきましては、77ページから79ページでございます。前年比と比べて、1,000万7,000円の増額となっておりますが、これは29年度よりパン工場運営費を給食センター運営費の中で予算計上してあるためであります。

29年度といたしまして、主なものといたしましては96ページの14節使用料及び賃借料の中に運搬車リース料が含まれております。これは、運搬車3台で給食を配給してらんですが、そのうちの2台が平成3年度とかなり車も古く、年々修理費も多くなってるために29年度入れ替えを予定しております。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

これで一般会計の説明は終わったんですけども、ここで1回休憩して午後1時から特別会計の説明のほうに移りたいと思います。それではこれで一時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時01分

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第19号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計について、補足説明があればこれを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

議案第19号平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算案について、補足説明いたします。

国保の運営状況は県の実地調査でも指摘のとおり、単年度収支が赤字で自主財源である保険税収納額の不足等による決算補填等を目的とした法定外繰り入れが恒常的になっっていることから税率改正や保険税の適正賦課徴収、収納率向上による歳入の確保、保険事業による医療費適正化対策など、赤字解消に向けた抜本的な対策を講じるよう指導、助言をいただいている状況です。また、平成27年度歳入歳出決算に関わる決算審査意見書におきましても、歳入面で類似の指摘を承ってる次第でご

ございます。これまでの会計運営のあり方と真摯に向き合い、国保財政の健全化に向け、平成29年度は平成20年度を最後に行っていなかった国保税の税率の改正を行い歳入の増を図るとともに、特定健診受信者をふやし疾病予防を図るとともに、医療費の伸びを抑制するための医療費適正化対策にさらに力を入れていかなければなりません。保険給付にいたっては、平成26年度は脳卒中対策などで減少していましたが、平成27年度からは増加に転じており、平成30年度に国民健康保険制度改正により保険者が市町村から都道府県へ広域で運営されることにより、国保特別会計の安定運営を目指しておりますが、適正化に向けた取り組みをさらに強化していかなければならない状況であります。

予算書1ページをお開きください。平成29年度歳入歳出予算案総額は、歳入歳出それぞれ対前年度比比較4.11%増の5,506万8,000円増額となる13億9,509万8,000円となっております。

まず歳入につきまして、6ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。対前年度の増減の主なものといたしましては、1款国民健康保険税、今回の税率改正案を反映させた12%増となる1億462万1,000円。

4款国庫支出金8.1%増となる5億2,785万9,000円。

5款県支出金、県調整交付金については19.8%減の8,241万3,000円。

6款療養給付費交付金は66.7%減の1,576万6,000円。

7款前期高齢者交付金は13.9%増の7,649万2,000円。

8款共同事業交付金は15%増の4億813万3,000円となっております。

また、10款の繰入金につきましては、前年度比3.19%減の1億7,880万6,000円となっております。

予算書11ページから12ページをお開きください。事項別明細書は4ページをお開きください。10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金については、全体としては減額になってはいますが、そのうち④の一般会計繰入金、いわゆる法定外繰入金については9,587万4,000円で、前年度比2.4%増となっております。

ここで少し、法定外繰り入れについて説明をさせていただきたいと思っております。

10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金でございますが、事業費明細書のほうであります、経費事業費の負担割合が記載されております①から⑤まであります。このうち①、②、③、⑤につきましては、法定内繰り入れになっております。1番の保険基盤安定繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金、保険税負担能力が低い低所得者に関わる保険税軽減分について国が7%、県が68%、残り25%を町が財政援助します。7割軽減、5割軽減、2割軽減ということですが、伊仙町では7割軽減等が多い状況にあります。この分をこの割合で補填するものであります。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

この明細書の4ページの下のほうですね。右下のほうですね。ここの明細書の一般会計終わったあとですね。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

特別会計国保の歳入事業費明細書の4ページになります。

1番につきましては、先ほども申しましたけれども、保険基盤安定繰入金、保険税負担能力が低い低所得者に関わる保険税軽減分について国が7%、県が68%、残り25%を町が財政援助、7割軽減、5割軽減、2割軽減に対しての繰入金になっております。

2番も同じく法定内繰り入れて、出産一時金費用額42万出産費に関しまして、3分の2交付税で入ってきます。

それから、3番財政安定化事業費繰入金低所得者負担能力補てん分に対する支援措置、病床過剰分に対する支援措置及び60歳代の高齢者被保険者を一定以上抱える保険者に対する支援措置として算定分につきまして、交付税で入ってきます。それと5番の事務費繰入金は国保の事務費等にかかる事務職員の賃金等にかかるものです。このうち、④番の一般会計繰入金が国保関係の決算補填をする分として一般会計から繰り入れられるものです。よく言われます法定外繰入というのが④番の一般会計繰入金になります。

こういった状況でありまして、法定内を大幅に超える繰入金で決算収支バランスを整えてきた状況を是正していける方向へということで、保険税の増と高騰している保険給付費支出の削減の努力をさらに本町では強化しなければならず、国保の運営は厳しい状況下であり、財政運営の責任主体が県へ移行する平成30年度を前に現況の改善対策の一部である短期的な取り組みとして、今回保険税率改正を行った次第であります。

歳出につきましては、対前年の増減の主なものをご説明いたします。

予算書14ページをお開きください。事項別明細書は7ページになります。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費が前年度比69%増の455万1,000円となっておりますが、これは8節報償費において平成28年度補正を行いました国保保険者努力支援事業のヘルスケアポイント支援費として109万5,000円を、また30年度からの法改正に伴う、システム改修委託料または新制度移行準備に関わる改修の負担金として国庫補助対象経費の増額計上になるものであります。

予算書16ページをお開きください。明細書は9ページになります。2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は対前年度当初比15.6%増額の6億3,562万3,000円。3目一般被保険者療養費、前年度比50.2%増の600万9,000円となっておりますが、脳卒中対策事業など医療費適正化により平成26年度は減少しておりましたが、糖尿病や心臓疾患など疾病の重症化に伴い、高額な薬剤の利用が進んだことなどが保険給付費部分全体で平成27年度決算が対前年度伸び率8.3%、本年度においても対前年度同月比2月末現在7.5%の伸び率の状況であり、現在見込みで前年度並みに給付費支出を伸び率になると想定しております。

また2目退職被保険者等療養給付費、また4目退職被保険者療養費については平成26年度で制度終了となり経過措置該当者の退職者医療適用対象者数が年々減っていることによる減額となっております。

同様に、2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費について、対前年度当初比

27.8%増の1億1,499万1,000円となっており、がんや重症化した腎疾患や心疾患に関わる高度な医療や高額薬剤が使用されることにより増加傾向となっております。心疾患や人工透析等高額医療費を使用する前の疾病予防や重症化予防に重点的に取り組む必要性を痛感しているところで、適正化に向けて健診受診者をふやし予防を徹底するよう努力していきたいと考えております。

予算書18ページをお開きください。明細書は10ページになります。3款1項1目後期高齢者支援金については25年度特定健診特定保健指導実績などもありまして対前年度比10.8%減額の1億2,764万7,000円となっております。

予算書19ページ、事業費明細書は10ページをお開きください。6款1項1目介護納付金については前年度比7.8%減額の6,906万3,000円で、本年度決定額に依じての見込み額となっております。

同19ページ、明細書は11ページになります。7款1項共同事業拠出金1目高額医療費拠出金においても、先ほどのとおり高額医療の伸びがあり前年度比17.4%増の3,874万1,000円となっており、4目保険財政共同安定化事業拠出金においては前年度5.7%減額の3億3,976万1,000円となっております。この2つの共同事業に関わる歳出予算計上額においては鹿児島県国保連合会通知による平成29年度拠出金案に基づくものであります。

予算書19ページ、明細書11ページをお開きください。8款1項保健事業費1目特定健康診査等事業費については、実績に基づき前年度比12.2%の減額の1,081万4,000円を計上しておりますが、平成24年度の65.2%をピークに年々受診率が下がっており医療機関からの情報提供などはふえていますが、受診者が減っていることから重症化につながったり医療費の適正化といった点からは受診者をふやし一時予防で疾病予防とまた適切な保健指導などにより重症化を防ぐ努力が必要と考えております。

以上、国保特別会計当初予算案について補足説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

続きまして、日程第3 議案第20号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算について、補足説明があればこれを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

続きまして、議案第20号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算案について、補足説明をいたします。

本町におきましては平成27年3月に高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画を策定し現在進行中ではありますが、平成29年度が第7期策定年度に当たり現在基礎資料となる実態調査を終え、今年度中に調査結果を分析いただき、作成いただいた報告書をもとに平成29年度中に策定委員会を立ち上げ作業部会、策定委員会を経て、平成30年3月議会に条例改正案や事業計画書案を上程して承認いただく計画であります。

現在第6期計画を推進中ではありますが、本町の特徴的な取り組みといたしましては、3町包括支

援センターが連携を取り合い他地域に先駆けての総合事業に取り組み、また認知症初期集中支援チーム形成等の事業も手がけております。

特に本町におきましては、町営の健康増進施設ほーらい館を有することから、これを活用した予防教室の充実を図るなど予防事業の充実と地域での拠点づくりとしてのサロン活動に力を入れ、地方創生事業も取り入れての地域包括ケア体制整備に関するさまざまな事業を推進しているところであり、平成28年度は体制強化として人材育成などにも力を入れてまいりました。認定率が県内でも上位にありましたが、現在では総合事業が浸透してきたこともあり、要支援者などが減少したことから、数年前と比較しますと給付費の改善もありましたが、介護保険制度が浸透してきたこともあり、少しずつ給付費が伸びてきている状況にもあります。平成30年度の医療介護の2大改革にスムーズに移行できるよう関係各機関、部署と連携して地域包括ケアシステムの構築を目指し介護保険事業の健全運営を図っていきたく思っております。

予算書1ページをお開きください。平成29年度歳入歳出予算案総額は歳入歳出それぞれ対前年度比0.59%、576万4,000円増額となる9億7,453万6,000円となっております。

予算書6ページをお開きください。

すいません、その前に3月9日現在介護保険徴収率説明したいと思います。現年度分で96.5%、平成27年度の3月度時点が95.76%、また滞納繰越分で3月9日現在4.81%、27年度は3.64%で前年度より少し徴収率は上がっている状況にあります。

予算書6ページをお開きください。事業費明細書は1ページになります。歳入につきましては、対前年度の増減の主なものとしたしましては、1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料1節現年度分保険料普通徴収が前年度から増額の1,456万7,000円、現年度分特別徴収が前年度から増額の1億1,375万7,000円を計上し滞納分合わせて前年度から1,844万2,000円増額の1億2,896万5,000円を計上しております。

予算書6ページから7ページ、明細書は2ページから4ページになります。2款国庫支援金支出金、1項国庫負担金または同2款2項国庫補助金のうち1目調整交付金または3款支払基金交付金1目介護給付費交付金及び4款県支出金1項県負担金については介護給付費の削減効果もあり減額となっております。

また反面、認定率が下がった要因でもありますが、総合事業等を利用する方がふえたことから、2款国庫支出金2項3目4目の地域支援事業費交付金または3款1項支払基金交付金2目地域支援事業費支援交付金または4款県支出金2項県補助金2目3目地域支援事業費交付金5款繰入金1項一般会計繰入金2目地域支援事業費繰入金につきましても増額となっております。

歳出につきましては前年度と増減が大きいものについて説明いたします。

1款総務費2款保険給付費1項介護サービス等諸費につきましては前年度と大差はありません。

予算書10から11ページ、明細書は7ページから9ページになります。2款保険給付費2項保健予防サービス等諸費については総合事業の推進で介護認定を受けずにほーらい館での各予防教室や地

域でのサロンへの参加、またはみなしサービスでの通所介護や通所サービスの利用などにより利用者の減少により前年度比46.6%減額の2,060万円とするものです。総合事業実施により介護予防が推進され、要介護手前の方の選択肢が広がった予防事業に積極的に参加することにより、適正化が図られてきているものと思われます。しかし、介護度の高い方の割合が高いこともあり重度化の予防について、さらに取り組みを事業所などとも連携して行っていくなど今後の課題として取り組んでいきたいと考えています。

予算書13ページをお開きください。明細書は11ページになります。3款地域支援事業費1項介護予防生活支援サービス事業費1目サービス事業19節負担金補助及び交付金について前年度比92.8%増額の1,152万円を計上していますが、平成27年度から始まっていますみなし通所介護、みなし訪問介護利用者が増加しているところによるものですが、介護保険給付費でなく総合事業の枠で認定を受けずに介護者本人や家族、包括支援センター事業所などが協議して必要な方に利用をいただいております。

同3款地域支援事業2項一般介護予防事業費については前年度比15.8%減額の864万7,000円となっております。看護師賃金を3項包括支援事業任意事業に組みかえたこともあります。13節委託料について前年度20.3%減額の612万円となっており、地方創生事業を活用してほーらい館における通所介護予防事業を展開しているところであります。

予算書14ページ、明細書は12ページ13ページになります。3款3項包括的支援事業任意事業費として前年度比319%増額の614万3,000円を計上しています。1目総合相談事業において総合事業利用者が増加していることもあり7節賃金で看護師、社会福祉士各1名、また7目総合支援事業において、7節看護師賃金として計上し、総合事業の充実や認知症対応の支援としての事業の充実を図っていききたいと考えています。

また、5目在宅医療介護連携推進事業におきましても、前年度比91.5%増額の45万2,000円を計上し、平成30年度の介護医療の法改正に基づく医療連携の体制づくりなどに備えていききたいと考えております。

以上で介護保険事業特別会計予算に関わる補足説明を終了します。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

日程第4 議案第21号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明があればこれを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

議案第21号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

後期高齢者特別会計の編成に当たりましては県からの技術的助言にもありますが、収納率が下がっていることから収納率の向上を図り、特に年金より天引きでない普通徴収保険料や滞納繰越分の徴収に力を入れていきます。

平成28年度は後期医療費も伸び、国保同様に高額薬品などの医療技術の向上もありますが、また

ここ数年医療機関の増加もあり、筋骨格系疾患の伸びが予測されていることから適正受診やまた重症化予防に努め、健康長寿の町を図るために長寿健診の受診や介護予防事業などへの参加を勧め、地域包括支援センターや保健センターと連携を図り予防を図るとともに、被保険者に対するきめ細かな対応などを重視し、県後期高齢者医療公益連合と連携を図りながら制度運営に必要な経費を計上し、制度の円滑な運営に努めていきたいと考えております。

予算書 1 ページをお開きください。平成29年度歳入歳出予算案総額は歳入歳出それぞれ対前年度比1.7%、320万9,000円増の1億9,128万円となっております。

予算書 6 ページをお開きください。明細書は 1 ページになります。歳入につきましては、対前年度の増減の主なものとしまして、1 款 1 項後期高齢者医療費保険料 1 目特別徴収保険料につきましては対前年度比4.5%減額の132万6,000円ですが、2 目普通徴収保険料29.7%、235万円を増額して計上してあります。平成29年 3 月 1 日現在現年度徴収率が94.73%、滞納徴収率が41.44%といった状況となっております。今後も徴収率向上に努めていきたいと思っております。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金 2 目保険基盤安定繰入金前年度比3.7%、176万4,000円減額の4,632万3,000円、3 目療養給付費については医療費の伸びに伴い、対前年度比4.31%、4,258万円増額の1億306万2,000円、9,880万4,000円を計上しております。重症化に伴う医療費の増加分になっております。

予算書 8 ページをお開きください。明細書は 3 ページになります。歳出につきましては 2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金においては19節負担金補助及び交付金において療養給付費425万8,000円、率にして4.31%増額の1億306万2,000円であります。同節の保険基盤安定負担金では前年度比3.67%、176万4,000円減額の4,632万3,000円ですが、医療費増高により被保険者保険料特別徴収分については4.46%、132万7,000円減額の2,843万2,000円ですが、被保険者保険料普通徴収分については17.6%、132万8,000円増額の888万6,000円、被保険者保険料滞納繰り越し分については81万1,000円増の137万円を計上しまして、医療費の適正化として納付書や保険料決定通知書の送付を行うなど被保険者の適正受診を図るとともに、他会計と同様に予防事業にも力を入れていきたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

日程第 5 議案第22号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について、補足説明があればこれを許します。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

それでは、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計当初予算案の説明をいたします。

施政方針は12ページから13ページ、明細書は 1 ページから 3 ページをご覧ください、参考にお聞きいただきたいと思っております。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,951万6,000円と定めるものであります。これは前年度より985万6,000円ほど増額していますが、このほとんどが施政方針にも書い

てありますが、施設の老朽化による修繕によるものであります。

予算書の4ページをお願いします。歳入歳出予算事項別明細書、まず歳入予算額から説明しますと、1款使用料及び手数料は5,662万1,000円とするもので、主なものといたしましては本会員の月会費が2,916万円、スイミング月会費が1,107万2,000円、都度使用料が899万1,000円、文化施設使用料が355万1,000円などです。

2款繰入金6,085万1,000円。そのうち運営繰入金が4,543万9,000円。職員給与繰入金が1,541万8,000円。

3款繰越金は科目設置になっております。

4款諸収入は1203万7,000円で、主なものといたしましてはショップ売り上げ収入が230万円、保健事業収入が440万円です。

次に、歳出予算を説明いたします。予算書8ページをお願いいたします。1節報酬の1,746万円は嘱託職員の報酬です。

7節賃金の1,707万4,000円のうち180万円は清掃員の賃金、411万円は運転手の賃金、そして1,116万4,000円はスタッフの賃金です。

8節報償費の10万4,000円は運営審議会の出会謝金です。

9節旅費の42万5,000円は運動指導士養成講習や水泳大会引率などの旅費です。

11節需要費の5,717万2,000円のうち主なものといたしましては、消耗品費、燃料費、高熱水費、修繕費、給水施設消耗品費、衛生消耗品費などです。

13節委託料の910万3,000円は運転管理業務委託料、電気工作物保安管理委託料、それに設備管理業務委託料などです。

以上です。ご審議賜り、ご採決いただきますようよろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

日程第6 議案第23号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

議案第23号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算について、補足説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ3億9,084万3,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。明細書は1ページでございます。歳入から説明いたします。1款使用料及び手数料5,380万1,000円を計上しております。前年度比136万8,000円の増額を見込んでおります。

2款国庫支出金9,181万5,000円を計上してございます。前年度比9,043万5,000円の減額でございます。これは東部地区西部地区老朽管更新事業、また東部地区増補改良事業の補助金に減額によるものでございます。

3 款繰入金8,392万4,000円を計上しております。前年度比226万9,000円の増額になっております。これにつきましては一般会計よりの繰入金でございます。

4 款繰越金、5 款諸収入いずれも1,000円を計上しております。

8 ページをお開きください。6 款町債 1 億6,130万円を計上してございます。前年度比8,330万円の減額でございます。これにつきましては、簡易水道事業債の減額でございます。

続きまして、9 ページをお開きください。明細書は2 ページでございます。歳出について説明いたします。1 款水道事業費 1 項一般管理費4,996万5,000円を計上しております。前年度比617万3,000円の減額となっております。これは主に人件費、また13節委託料の公営企業法適用推進指導助言委託料などが主でございます。

次に10ページでございます。明細書は2 ページ、3 ページでございます。2 項原水浄水費3,501万7,000円を計上しております。前年度比31万8,000円の減額でございます。これは主に11節需要費、各浄水場の電気代、修理費、または薬品代です。

12節役務費は水質検査費が主でございます。

13節委託料は各浄水場のポンプの保守点検ろ過装置の点検委託料でございます。

また16節原材料費はろ過用砂代などがございます。

次に11ページをお開きください。3 項配水給水費682万6,000円を計上しております。前年度比143万2,000円の増額でございます。これは主に11節需要費の配水管の修理費及び浄水器の取りかえ費です。

14節使用料及び賃借料は公用車のリース料が主でございます。

18節備品購入費これは漏水調査探知機の購入費を予定しております。

次に、2 目西部地区基幹改良事業費909万円を計上しております。前年度比115万円の増額となっております。これにつきましては、木之香地区の県道の拡張に伴う配管布設替え工事を予定しております。

次に、3 目東部地区基幹改良事業費。明細書は4 ページでございます。1 億5,108万3,000円を計上しております。前年度比4,643万円の減額となっております。これにつきましては、面縄地区目手久地区の老朽管布設替え工事等を予定しております。

4 目東部地区簡易水道増補改良事業費8,904万円を計上しております。前年度比1億2,114万1,000円の減額であります。これにつきましては東部浄水場の建設に伴う事業費でございます。

次に12ページをお開きください。2 款公債費元金利子合わせて4,982万2,000円を計上しております。前年度比138万2,000円の増額になっております。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

日程第7 議案第24号、平成29年度伊仙町上水道事業会計予算について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

議案第24号、平成29年度伊仙町上水道会計予算について、補足説明をいたします。

予算書の3ページをお願いいたします。明細書は1ページでございます。まず収益的収入及び支出でございます。まず収入のほうから説明いたします。1款水道事業収益1項営業収益と2項の営業外収益の合計で1億2,780万8,000円を予定しております。これにつきましては、主に水道料金の収益、また他会計よりの負担金などでございます。

続きまして、支出について説明いたします。明細書は2、3、4ページでございます。1款水道事業費1項営業費用と2項の営業外費用の合計で1億1,342万4,000円を予定しております。主に各浄水場の修理費及び電気料または人件費が主でございます。

続きまして4ページをお願いいたします。明細書は5ページでございます。資本的収入及び支出について、まず収入のほうから説明いたします。1款資本的収入1項企業債と2項他会計出資金の合計で2,457万2,000円を予定しております。これは企業債、他会計よりの負担金が主でございます。

続きまして、支出について説明いたします。1款資本的支出1項建設改良費と2項の企業債償還金の合計で4,295万7,000円を予定しております。これにつきましては備品購入費、配管布設がえ費、または企業債償還費が主でございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

以上をもちまして、本日はこれで散会いたします。

次の特別委員会は3月13日午前10時より本議事堂において、平成29年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査を行いますので本議事堂にご参集ください。

散 会 午後 1時50分

平成29年第1回伊仙町議会定例会

第 5 日

平成29年3月13日

平成29年度伊仙町一般会計他 6 特別会計当初予算審査特別委員会

平成29年 3月13日（月曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第18号 平成29年度伊仙町一般会計予算（質疑～討論）
- 日程第2 議案第19号 平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（質疑～討論）
- 日程第3 議案第20号 平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算（質疑～討論）
- 日程第4 議案第21号 平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～討論）
- 日程第5 議案第22号 平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（質疑～討論）
- 日程第6 議案第23号 平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算（質疑～討論）
- 日程第7 議案第24号 平成29年度伊仙町上水道事業会計予算（質疑～討論）

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
14番	美島盛秀君		

1. 欠席議員（0名）

1. オブザーバー（1名）

13番 琉理人君

1. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂浩一君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	稲隆仁君
総務課長	池田俊博君	未来創生課長	久保等君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	澤佐和子君	経済課長	元田健視君
建設課長	仲武美君	耕地課長	上木正人君
きゅらまち観光課長	佐藤光利君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	樺山明博君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	水本斉君	ほーらい館長	中熊俊也君
選挙管理委員会書記長	鎌田重博君	総務課長補佐	佐平浩則君

～平成29年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

平成29年度伊仙町一般会計予算他6特別会計当初予算審査特別委員会を開会いたします。

前回3月10日金曜日に行われた議事を引き続き行います。

議案第18号、平成29年度伊仙町一般会計予算について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

平成29年度伊仙町一般会計予算について質疑をいたします。

その前に、明細書の1ページ、2ページ、下のほうに休職の欄で出向、派遣が7名、休職が5名になっていますけども、どういうところ出向、あるいは派遣させているのか、あるいは休職はどういう人がいつまで休職するのかお尋ねをいたします。

○総務課長（池田俊博君）

出向に関しましては、鹿児島県の徳之島事務所のほうに1名、大島支庁のほうに1名、派遣として、奄美群島の広域事務組合、あとは徳之島の介護保険組合……

○14番（美島盛秀君）

広域に何人。

○総務課長（池田俊博君）

1人です。

あとは徳之島の介護保険組合と、あとはアイランドのほうに1人、徳之島アイランド広域連合のほうです。出向はそれだけか、あと、育休と産休のほうで残り4名ほど今休んでいるところです。

○14番（美島盛秀君）

今の派遣、出向、あるいは休職については、文書をもって議会報告にできますか。それと、今のこういう休職が5名ですけれども、仕事に差し支え等はないのかお尋ねいたします。

○総務課長（池田俊博君）

仕事に差し支えがないかと言われると、やっぱり休みますとそれは少しは影響は出てくると思いますけど、育休とか産休というのも一応はその人なんかの権利といいますか、それは仕事をしている関係上で育休、産休はさせなければならないということになっていますので、その分は他の職員の方で補っていくようにやっているところです。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、仕事に支障、差し支え等がないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、一般会計について質疑をいたします。

歳入の13ページ、款の町税、項2の固定資産税の1固定資産税、現年度分の9,814万7,000円なんですけども、この固定資産税については一般の町民の人たち、あるいは、その他に企業類、南西糖業とか、あるいはAコープ、ファミリーマート、伊仙クリニックなどなどありますけれども、そう

いうところの固定資産税等については、この中の何%ぐらいに当たるものでしょうか。

○税務課長（當 吉郎君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

いろんな企業等の固定資産税もいろいろあるわけなんです、もろもろの積み上げで昨年度も9,800万ほどなっているわけなんです、詳しく何%というのは個々の積み上げでありますので、すぐにお答えはできませんが、例えば範囲をちゃんと決めれば、後で計算をすることはできるかと思えます。今すぐに何%かというのは、今では答えはできませんけれども、その範囲がわかれば何%というのははじき出せるかと思えます。

○14番（美島盛秀君）

できるのであれば、そういう民間の固定資産税等、どれぐらい入っているのか、後でよろしいですけれども、資料で提出できればお願いをいたしたいと思えます。

それと、これに関連して、町が委託をしている場所のそういう税金関係、例えば、民間に委託している製糖、黒糖工場、あるいはマルコの工場、あるいは堆肥センター、あるいは、もろもろのいろんな町の貸付の、ありますけれども、これは町の財産ですので、町には固定資産税は入らないというふうに認識をしておりますけれども、こういうことに関しても、やはり今後は財政の厳しい中でありますので、契約の内容では無償で貸付とかというふうになってはいますが、少しでも、固定資産税の分に当たるぐらいでもぜひ課税ができるような、そういう調査研究等もやって、なるべく町の財政計画に役立てていただきたいと思えますけど、そういうこと等をできる可能性はあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

美島議員、要するに町から委託されているところの税ですか。

○14番（美島盛秀君）

そうそう。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

ああいったところの固定資産税というのは発生するのですか。

○14番（美島盛秀君）

町だから取れないでしょ、取っていないわけでしょ。町有地だから。

○税務課長（當 吉郎君）

固定資産税自体がありません。

○14番（美島盛秀君）

だから、その分に当たるぐらいは、無償で貸し付けているから、その分の、値するぐらいの賃貸料というか、そういうのは考えはないかということだけ。

○総務課長（池田俊博君）

固定資産税としての課税のほうはできないと思っています。

また、委託とか、そういうのでやっているのに関しましては、これから研究しないといけないんですけど、それぐらいの使用料とか、そういうのも必要があれば、またそこら辺のところは徴収できるような、契約の形態、また、つくってあげば、そういうのが可能だと思います。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、研究していただいて、民間の企業から固定資産税を取る、一生懸命頑張って固定資産税等はしっかりと払ってくれている、あるいは従業員も雇用して町に貢献していただいている。町のいろんな、それは費用対効果というのですけれども、そういうような関連からしても、みんな町が無償で貸すというのものがなまかなというふうに感じておりますので、今後はそういうことを、法的な観点もあろうかと思っておりますので、研修等をされて、そういう委託先にもお願いをするということをしていただければいいのではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、27ページ、節9の旅費の説明のお願いをいたします。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

28ページ。

○14番（美島盛秀君）

28、いや、27ページの駐在員に関して、町長は以前、駐在員を区長にするという、どこかで私、話を、挨拶の中で聞いたような記憶があるのですけれども、これは条例を、4月からということ町長が言っていましたけれども、この駐在員を区長に変える。これには条例の変更が必要と思っておりますけれども、4月から区長に変える予定があるのかどうかお尋ねをいたします。

○総務課長（池田俊博君）

駐在員に関しましては、条例のほうではなくて、規則のほうで駐在員の規則を設けていまして、今、駐在員会のほうで、駐在員という名称ですと、警察の派出所関係のほうと間違われるということで、区長にしてくださいという話が来ていますので、そこら辺のところを考えながら、規則のほうの改正をしながら、これから先は区長会ということで名称を変更していきたいというふうには考えております。

○14番（美島盛秀君）

そういう話等があれば、やはり4月当初から、きちんとはつきりとしたのをやるべきだったのではないかなと思っておりますので、ぜひ4月1日から区長というふうに出発ができるように極力お願いをしておきます。

次に28ページです。節9の旅費についてお尋ねをいたします。

特別職の旅費、一般質問のほうでもお尋ねをしたわけですけれども、この旅費については規程どおり、規則どおり支払いをしているということですが、去年の第3回定例議会、9月議会ですけれども、町長の自宅に泊まっていることですが、答弁は控えさせていただきましてということで答弁をもらっていないのですけれども、その後、9月議会以降、鹿児島県内の出張で旅費として支出をしているのかどうかお尋ねをいたします。

○総務課長（池田俊博君）

これは一般質問のほうでもお答えしたとおりでございますので、また、旅費規程にのっとって支給しているということでございます。

○14番（美島盛秀君）

県内の旅費だけについてです。この旅費については支出をしているのかどうか。

○総務課長（池田俊博君）

先ほどと同じ答弁になりますけど、支出は規程にのっとってやっております。

○14番（美島盛秀君）

している。

それから、町長の交際費について、以前、資料の提出等をお願いしたのですけれども、旅費等は、領収書等を出してなくて、監査でやっているから、監査を確認するようになってきている議長の意見だったと思いますけども、今後、資料提出があれば、旅費、あるいは町長交際費については、これだけ予算を認めるわけですので、この部分については領収書、あるいは費用の件については提出をしていただきたいと思いますが、どう考えているのかお尋ねいたします。

○総務課長（池田俊博君）

交際費ということが限られている用途ですので、監査のほうにおいても、その用途の内容までは監査ができないということですので、総額でどれぐらい出したというのは公表できますけど、その内容のほうまでは、そこまでは今のところは考えてはおりません。

○14番（美島盛秀君）

詳細については出す必要はないと考えているというふうに受け取ってよろしいかと思っておりますけれども、では、その下の食糧費について50万、この食糧費というのはどういうところで使われるのかお尋ねをいたします。11の需用費。

○総務課長（池田俊博君）

県外のほうから視察が徳之島のほうに来て、このときにお茶代とか、そういうのをやるとか、あとは、職員が県のほうに、事務会合のほうに行った場合の懇親会とか交流会のほうの会議のほうの参加費とかいうのに利用しています。

○14番（美島盛秀君）

こういう費用関係、旅費とか交際費とか、あるいは需用費、あるいは役務費、こういったような費用については、しっかりとした精査した明細書、そういうのがきちんと添付されて、資料として今後残しておけるような行政システムに構築していただきたいということをお願いいたします。

それから、29ページの節13の委託料、顧問産業医委託料とありますけれども、これは内科検診とか、歯の検診だと思いますけど、一般質問でもお尋ねしたんですけれども、町長が特定検診の検診を受けているんですけれども、そういうときは検診ができるんですけれども、町長は医師でありますので、こういうのも省いて、こういうところで町長が検診をすれば費用なんかかからないんじゃない

でしょうか。

そこらあたりの区分、説明ができればお願いをいたします。

○総務課長（池田俊博君）

町長という職で忙しいところもありまして、検診とか、そういうのも、ある程度のはやっているところもあるのですが、なかなか職のバランス的なので、全てをできるとかいうことではありませんが、ある程度に関してはやっているところではあります。

○14番（美島盛秀君）

やはり、町長はトップでありますので、そういう財政計画的な、そういうのも、こういう予算にきちんと反映ができるような、そういうような考慮も必要だと思いますので、執行部と一丸となって今後は、予算財源の見直し等を含めて努力をしていただきたいと思いますと思っています。

それと、次のページ、30ページの目2の財政管理費の節の15工事請負費の1,500万、庁舎外壁改修工事、塗装工事等もありますけれども、世界自然遺産が登録されるから、それに向かって環境整備というふうにだと思えますけれども、外から見ても、そんなに私は悪いとは思っていません。見栄えが悪いとかいうようなふうには、まだきれいじゃないかなと、これ塗装をして30年ほどになると思えます。

恐らく30年ぐらいたつと思えますけれども、それ以外に老朽化施設の報告で、あちこちにこれから補修をしたり、修理をしたりしなければならぬところがあるという報告を前回受けたのですが、例えば、阿権小学校です。築50数年たっています。軒下がぼろぼろに落ちてきて、あるいは危ないところもありますし、あるいは福祉館も軒下が落ちてきてぼろぼろで、これでよくけがをしないと思われるぐらいありますし、また、他の集落の学校や、あるいは生活館、福祉館、公民館、今たくさんあると思えます。

私は、常日ごろ言っていますけれども、優先順位というのがあるだろうと、そういうところから見直さなければいけないのじゃないのということを書いてきたわけなのですが、その中で、福祉施設、阿権の福祉施設、福祉館においては集落で水洗トイレに変えてあります。大概、各集落の公民館とか福祉施設は水洗トイレではありません。

お年寄り、老人は腰が痛かったり、足が痛かったりして、和式には座りきれないです。だから行きたくない、阿権でもそうだったです。お年寄りが余り、老人会とかそういうので使っているけど、そういう会合にも出たくない、トイレに行きたいけど、我慢しているから行けないというようなことで、阿権は集落で水洗に変えてあります。

ですから、やっぱり思いやりの予算といいましようか、そういうのも私は必要じゃないかなということなのですが、私はこういう、今予算化してありますので、役場もだめとは言いませんけれども、必要な予算でありますので、塗装もしなければならぬとは思っています。

今後、こういう老朽施設の塗装とか、あるいは外壁の補修とか、そういうのは計画をしているのか、早急にできるのかどうか、お尋ねをいたします。

○総務課長（池田俊博君）

昨年に町の公有財産のほうの計画、策定をしております。その中において、急にぱっという形では補修とか、そういうのは多分できないということで、年次的に優先順位を考えながらやっという計画のほうをつくっているところでございますので、これから先、各集落関係の施設等の調査等なども行いながら、優先順位を決めてまた補修関係等を実施していきたいとも思っています。

また、区長会のほうからも各集落のそういった水洗トイレ関係、要望等もありますので、そこ辺はまた何とか考えていきたいと思っているところです。

○14番（美島盛秀君）

そういう老朽施設とか、もちろんこの庁舎も50年以上たっているのじゃないですか。建てかえる時期も来ているわけなのですが、その外壁の工事、これは老朽施設のその計画の中に入りますか、この予算は。

○総務課長（池田俊博君）

その計画の中においては、個々の事業関係についての計画という形ではないですけど、総体ではこういうことをやっているというような形で計画のほうは立てているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

私は、急に出てきたような感じもするのですが、1,500万、この1,500万あれば、各集落のそういう危険な所等の修繕等、十分できる可能性もあるのです。だから、そこらはやっぱり優先順位というのを考えて予算の配分等も考えていかないとはいけませんけども、これは当初予算ですので、今後、補正あたりで修正もできると思いますので、ぜひ、そういう優先順位等を考えて今後事業を進めていただきたいと思います。

その上の節14の使用料及び交付金の国有林野借り上げ料、これ、水道の浄水場、水の所と思えますけれども、国有林の、と思えますけど、今、大阪の、豊中の国有地払い下げの問題等もありますけれども、やはり国有地も払い下げはできるわけですので、これは50万、10年間すると500万、相当なこれは無駄遣いだと思えますけども、以前にもずっとこれは50万ずつ続いているわけですので、ここらあたり払い下げができるのか、あるいは今まで払い下げの交渉等をしたことがあるのかお尋ねをいたします。

○総務課長（池田俊博君）

これから先、公有地関係、国有林野関係等、払い下げができればやっていきたいところですけど、今のところ交渉はしていませんけど、これからまた、どういう形で払い下げができるかどうかというのもまた国の林野庁のあたり、また確認していきたいと思えます。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、いつも町長も二、三年前から、財源が厳しいから、ここ何年か大型事業はできないと口では言うのですが、やはり、行財政改革、計画を立てていくのであれば、こういうできること、

財政が捻出できる、こういうことから先に取り組んでいくのが、私は財政計画、財政改革だと思えますので、ぜひ、こういうできること、こまかい事から先に計画を立てていただきたいと思えます。

34ページ、目9の企業誘致対策事業費の節13の委託料、高圧電気管理委託料、それから浄化槽管理委託料、これ当初の説明のとおり、従業員110人ということで、そういう目標を立てて、この高圧電気等もあると思えますけれども、今は全く8人程度の従業員でやっていますので、それぐらいの費用はまだこれよりも少なくとも済むと思えます。

ですから、こういうところもしっかりと、さっきも言ったように、予算が節減できることは、この高圧を落として、あるいは浄化槽も、浄化槽は小さくすることはできないと思えますけれども、ここらあたり、これ無駄遣いがあると思えますけれども、そこらあたり検討をする余地はあるのかどうかお尋ねをいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

浄化槽については規模が決まっていますので、変更することはできないと思えます。

高圧電気関係については詳しくないので、電圧を下げて工場が対応できるのかどうか、その辺がわかりかねますので、調べてからにしたいと思えます。

○14番（美島盛秀君）

浄化槽は設置してありますので、何人槽かわかりませんが、18万、それから、高圧が28万ですけれども、やはり、こういうところも、あと、これが契約内の10年間ずっと今のままで続くのか、あるいは、その前にこの条件を満たす雇用ができて結果的によくなるのかどうか、そこらあたりもやっぱり私は、以前から言っているように調査研修をしっかりやっているのかということを行うのは、こういうところで無駄遣いがあるということを指摘しておきたいと思っておりますので、今後もぜひそういうところを精査しながら事業を推進していただきたいというふうに思っておりますし、今後こういうことが予算的に縮減できるのか、見直しができるのかどうか、研修をしていただきたいと、精査をしていただきたいと思えます。

その下の目11企業版ふるさと納税事業費の1,000万の節の11需用費の970万の図書購入費、これは企業版なのでありますが、この1,000万の目標がないと、これ図書購入できないわけなのでありますが、これめどは立っているのかどうかお尋ねをいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

28年度、今年度の12月までの実績が、一応企業版ふるさと納税で120万円の寄附がありました。来年度に関しまして1,000万計上はしてあるのですが、寄付をもらえるように取り組んで努力をするつもりなのですが、それに届かなかった場合に関しては、その寄附金に相当する金額で対応をしたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

そんな、これから企業版ふるさと納税が1,000万の可能性はあるとは思いますが、また、これ以上になる可能性もあるわけですので、図書購入はすばらしい事業だと思っております。

以前から私は、図書室、図書館の建設を要望したり、意見を述べてきましたけれども、その中で、やはり、図書というのは子供たちの将来の人材育成のために非常に大事だと思っておりますので、図書館ができる前に移動図書ぐらいはやっていいのではないかなと思いますけれども、移動図書等の検討はできないのかどうかお尋ねをいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

今のご質問なのですが、また、その移動図書に必要な車とか、そういうのも出てきますので、その辺また財務といろいろ計画を練りながら対応をしていきたい。できるできないというよりも、そのできる可能性があるのが探ってまたいきたいと思っています。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、町長の言っている小さな拠点づくりということで、各集落と集落をそういうバスで交通路線を便利にしていくということだと思いますけれども、ほーらい館にはバスを購入しました。その事業ができるわけですので、ぜひ、子供のこの移動図書、こういう子供の子育てという、出生率日本一を標榜するのであれば、やはり、子供の今後の教育、こういうことにもっともっと力を入れるべきだと思っておりますので、ぜひ、最優先でこういう図書、あるいは移動図書あたりは進めていただきたいと思っていますので、ぜひ、年度当初でありますので、これから補正等、いろいろ勘案しながら進めていける努力ができるのかどうか、町長、総務課長あたりで、その決意を聞きたいと思いますが、どうでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

伊仙町はこれから40年後、どうやって持っていくかということを今現在考えながら事業を進めているところでありますので、これからいろんな形で町民のためになっていく事業はどんどん取り入れていきたいとは思っております。

○14番（美島盛秀君）

教育委員会にお尋ねしますが、各小中学校の図書室、あるいは、その司書補関係、そういう内容については充実していると考えているのかどうかお尋ねをいたします。

○教委総務課長（仲島正敏君）

ただいまの美島議員の質問にお答えいたします。

図書室が充実しているかという問題につきましては、各学校で若干の温度差はあるのかなというふうに捉えているところでございます。

司書補につきましては、教育委員会総務課のほうに1名配属、臨時職員を雇用いたしまして各学校、月の中で毎月スケジュールを決めて訪問をして、図書の手入れだったりとか、図書のそういう教育について指導をしていただいているような状況でございます。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、小中学校の図書の充実を図っていただきたいと思いますが、ふるさと版、この応援基金の図書購入、これは町の図書室に配置するのか、各小中学校に配分するのか、それと、資格を持

った司書を各3中学校あたりには必ず1人は置いて、そして、その校区の小学校にも時間をあれして指導に行くということ等は考えられないのか、今後そういう検討をしていく必要があると思うんですけども、どうでしょうか。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今現在、計画に乗っている図書購入費については、町の図書館という想定で計画が進めているところです。

○社会教育課長（明 勝良君）

ただいまの司書の件についてお答えをさせていただきます。

今現在、中央公民館のほうに有資格者が1人いるのですが、新年度より新たな事業の中で、もう一方有資格者がいますので、今、29年度以降につきましては2人体制で図書関係については有資格者で対応をしていきたいということを考えております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ3人にして、各校区の指導も、月に一遍か何回か小中学校に回っていけるように、ただ、この町の図書館にだけでなく、各小中学校へも、1日、あるいは1週間に一遍ぐらいずつ派遣していくことで、子供たち等に図書の指導をしていただきたいと思うのですが、今1人、今後2人体制にしたいということですが、それはできると思いますので、ぜひ各小中学校での派遣指導できるようにお願いします。

35ページ、目13の移住推進事業費の節13委託料、空き家イノベーション事業の委託料ですが、以前もありました。決算期、やったと思いますけども、この空き家リノベーション事業、これ上限は幾らぐらいなのか、何件分なのかお尋ねをいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

上限については200万という上限ですが、件数については、補修が上限までかかる場所もあれば50万円で済むというところもありますので、件数的には、その補修カ所によらないと件数というのはまだ出てこないと思うのですが、上限は200万円を想定しています。

○14番（美島盛秀君）

移住定住促進には欠かせない事業でありますので、ぜひ、しっかりとした調査、研究等を重ねて、1カ所に集中するのではなくて、各集落に配置できるような取り組みをしていただきたいと思います。

同じく35の目14の地域おこし協力隊の事業について、この節1の報酬、これと、あるいは節14の車借り上げという使用料等がありますけれども、これはあわせて、この人は島の常勤するのか、常勤して島と一緒に取り組んでいくのか、あるいは、そのたびに島に来てやるのか。

それと、その隊員の、説明のときにも言いましたが、農業支援センターができますので、その農業支援センターに関連して、その専門員、応援隊員、こういうのを置いてやればいいのか

いかなど私は考えるのですけども、常勤なのか、あるいは非常勤なのかお尋ねをいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

地域おこし協力隊員については、この間も説明した都市圏から町のほうに住所も移した時点で来てもらいますので、常勤という形になります。それと、農業支援センターについては、推進員という予算を設けてありますので、農業支援センターについてはそういう対応で可能かと思えます。その支援センターとは別の形の農業支援という形であれば、また地域おこし協力隊員でも対応はできると考えております。

○14番（美島盛秀君）

その下に使用料、車の借り上げ料があるのですけども、1年間定住、移住すると、そしてまた、これは1年間で終わって何の意味も、効果もないと思いますので、ぜひ継続して、こういう人たちに、また、1年間この仕事を伊仙町のために取り組んでいく、そして、また来年度また予算ができたなら、この人と交代したかったら交代するというようなことはできると思いますけども、ずっとこの人でやるのか、あるいは車の借り上げ料がありますけれども、これで車を買って、常時この応援隊用の車を公用車として買う必要もあると思うのですけど、そこらあたりの事業の推進における計画等をお尋ねいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

契約は1年間ではありますが、その1人の隊員に対して3年まで延長ができるというふうになっていますので、せっかくそのノウハウを持った人が来て、1年間で事業が終わるのではなくて、3年引き続きの対応をしてもらいたいような計画を立てています。

それと、車の借り上げ料ですが、リース契約という形の3年間の買い取りというのもできると思いますので、その辺検討をして進めていきたいと思えます。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、こういう専門の人が来て島のあるいは各分野に活性化ができるような事業計画を進めていただきたいと思えます。

36ページ、一番下の目2賦課徴収費の節8報償費ですけれども、これは一般の徴収員と思えますけど、今何人で徴収を一般にお願いしているのかお尋ねいたします。

○税務課長（當 吉郎君）

ただいまの質問ですが、徴収員に関しましては、合計で4名いらっしゃいます。ただし、1人はその集落だけを徴収をするという形で、残りの3人は東部地区、中部、西部に分かれて徴収をしているところがございます。

○14番（美島盛秀君）

税金の徴収は役場の職員の仕事だと私は思うのですけれども、ここらあたりもやはり民間にお願いをすれば、予算が100万出ておりますけども、こういうことも考え直して、職員に超過勤務のがありますので、手当等も出していると思えます。だから、職員がもっともっと努力をできる、そうい

う人たち、民間に頼らずにも、職員が自分の義務を、仕事を、責任を持って果たせるような、どう
いう努力をしていただきたいと思いますと思うのですが、職員では足りないのか、人数が。あるいはなぜ
民間に委託するのか、そこらあたり区別、認識をお願いいたします。

○税務課長（當 吉郎君）

そのことに関しまして、基本的には、最近、徴収は行うものではないと、税金というのは個人が
自分で支払うべきものであって、徴収を行っていない市町村が結構ふえてきております。ただし、
伊仙町あたりはずっと昔から必ず臨戸して徴収をするような慣例的になっておりまして、なかなか
いきなり徴収員を置かないというようなことでは、また徴収率が上がってこない、また、町民の皆
さんの納税意識あたりもまだまだでございますので、徴収員を置いて対応をしているところでござ
います。

そして、職員も、例えば夜間徴収を行っております。昨年度の11月あたり、また、1月、2月も
行いました。3月もまた1週間ぐらい決めて夜間徴収等を行っているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

この問題に関しては、そういう個人的な滞納者、そういう情報が漏れて、税金を払わん人とか言
う人がいるのです。そういう人を使うと、職員には守秘義務の点がありますけれども、そういう一
般の人たちにもお願いすると、何か、あそこは税金をもらい行ったらすぐ払ってくれるとか、あそ
こは何回行っても居留守を使って払わないとかいうようなこと等を言うらしいです。

だから、そこあたりをしっかりと指導しながら今後やっていかないと問題等も発生してくるとい
うことになりますので、なるべく民間委託は避けて、職員で徴収に当たれるような体制を今後考え
ていただきたいと思います。

40ページ、選挙費の節16の原材料費、今年は町長選挙、あるいは来年度は我々議会選挙もあるわ
けですけども、1年以内に2つの選挙があって、材料費がここ2カ所とも出ているわけですけど
も、これは1回使った材料を次にとっておいて、せめて4年ぐらいは保管も可能だろうけど、こう
いう無駄遣いがないようなことなどはできないのかどうか、お尋ねをいたします。

○選挙管理委員会書記長（鎌田重博君）

一応原材料費として組んでありますけど、この間の参議院選挙のも幾らか残っていると思いま
すけど、それなどを見て、大丈夫であればそれを使って、そうでなければ、使用しない場合はこれ
を落としたいと思えます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

なるべく選挙が終わったらすぐ撤収すればそのまま残っているのですが、あちこち行ったら
ポスターの張られたまま、あちこちに持っていかれて、牛小屋の壁に張られておったりとかするの
をよく見かけるのですが、何か見苦しいです。

自分のポスターぐらいは自分で外すとは思いますが、そういうこと等がないような、環境に

も配慮しなければならないと思いますので、材料費の無駄遣い等にならないように、保管等をきちんとするような検討をしていただきたいと思います。

43ページ、款3の民生費、目1の社会福祉総務費の節1報酬、民生委員について、よくお願いをしたりしてもなり手がいないと、引き受けてくれる人がいないということで、仕方ないから駐在員さんが受けなければならないとかいうふうなことがよくありますし、聞きますけれども、この民生委員の報酬というのはどういうような報酬の出し方をしているのですか、お尋ねいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

美島議員の質問にお答えいたします。

民生委員さん、おっしゃるとおりで、なかなか手がいらっしゃらなくて、12月に一斉改選をしたところですけども、今も3カ所決まっていないところです。

報酬に関しましては、すみません。今お答えできませんので、あともって説明をさせていただいてよろしいでしょうか。申しわけありません。

○14番（美島盛秀君）

社会福祉、民生委員あたり、このあたりは非常に大事な事業でありますし、やはりそれぞれの集落でいろんな老人福祉関係、老人問題等々取り上げてやるのは、民生委員さんとか区長さんが協力をしてやっていかなければならないと思いますけれども、そういうなり手がいないという現実を考えたときに、どうすればいいかということ、やはり行政としては真剣に取り組まなければならない問題だとは思っております、その反面、その下、43の節19の負担金補助で社会福祉協議会への補助金420万あたり、民生委員連絡協議会補助金が324万とありますけれども、こういう中から何かそういうのにも支出ができるような検討等はできないのか。

また、あるいはその民生委員がこういう委員の中に入っているのかどうか、そこらあたりの組織のあり方についてお尋ねをいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

民生委員連絡協議会の毎月定例会を行ってございまして、社会福祉協議会のほうでその辺、調整等を図っていただいております。それも含めての負担金323万4,000円になっております。

○14番（美島盛秀君）

ちょっと聞き取れなかったけど、もう1回。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

その19の負担金補助及び交付金の中の民生委員連絡協議会補助金とあります。今、民生委員会の組織の運営に関しましては、社会福祉協議会のほうで実際動かしていただいております、定例会を毎月持ちまして活動をしていただいております。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、この社会福祉協議会補助金の420万8,000円、民生委員連絡協議会補助金の323万4,000円、この2つが一緒になって組織を運営しているということよろしいですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

社会福祉協議会補助金と民生委員連絡協議会、これ全て民生委員じゃなくて、社会福祉協議会にいろんな事業委託をしておりますけれども、含めてが上になりまして、民生委員に関してが2番目のその323万4,000円の分になります。

○14番（美島盛秀君）

こういう補助金と、他にもずっと補助金や助成金を出しているわけですが、これ町の一般財源でありますので、こういうような補助金を出している箇所においてはしっかりと精査をしながら、きちんと会計の報告が町に、その支出の、ができるような、監査請求、あるいはそういう資料提出など求められた場合には、きちんとできるような組織にさせていただきたいとお願いをいたします。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

美島議員、さっきの報酬の1万6,000円というのは、民生委員とかを推薦する、そういった委員の報酬であって、今は民生委員連絡協議会補助金300幾らというのは、それが民生委員に渡っているのじゃないですか。

○14番（美島盛秀君）

この中から出しているということですか。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

その320何万から民生委員さんには渡っているのです。さっきの1万6,000円というのは、民生委員を誰々にしましよと、その推選委員のそのメンバーに渡す報酬です、これは。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島盛秀君）

この民生委員、あるいは民生費については、私はやっぱり民生委員というのは、何かボランティアをするべきだというような考え方が先行して、なかなかボランティアだけでは間に合わないというような気持ちをするのですが、やはり、これだけの社会福祉協議会や、あるいは民生委員連絡協議会に750万ほど補助金を出しておりますので、このあたりで何か検討をして、今後、民生委員への活動が活発に促せるような何か検討はできないものかお尋ねをしたいと思います。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ありがとうございます。民生委員さんの活動につきましてはおっしゃるとおりで、もう少し集落の皆さんのいろいろな相談等に対応を日ごろからずっといただいておりますので、活動をしやすいような、意欲的な活動ができるような支援を考えていきたいと思っています。

先ほど報酬についてありました。上の報酬に関しましては、新しく民生委員さんを決めるときに、推選委員会を開く際の日当になるのですけれども、19節の負担金、補助金及び交付金の中の民生委員連絡協議会補助金に関しまして、その中で民生委員さんの年間の活動費としまして5万9,000円、1年間に謝金として払われているそうです。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ今後も協議会の中で民生委員が活発に集落、あるいは各地域での活躍ができるような組織づくりに努力をしていただきたいと思います。

59、60ページ、農業費の畜産振興費の節19、下の目9の畜産振興費、説明で、去年は3万円で今年5万円、増額されているわけですがけれども、ちなみに去年の3万円の補助金で何頭、素牛を保留しているのかお尋ねをいたします。

○経済課長（元田健視君）

28年度の予算で一応600万組まれております。この分で200頭を予定しているのですが、まだ決定はしておりません。これから審議、今やっていますので、大体200頭前後の予定しております。200頭を超えるとその分で案分という形をとる予定にしております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

私が言っているのは、28年度3万円で何頭か、これは29年度で1,000万の200頭ということだと思いますけど、ちなみに28年度、3万円では何頭が予定されて、今実績があるのかということですけど。

○経済課長（元田健視君）

先ほど申しました。28年度の方はまだ決定しておりません。3月の競りの保留等ありますので、その分の測尺、体高等を図りまして、素牛の規格に合った分になりますので、その分に関して今まだ決定はしていないということになります。今年度中もそろそろそういった測尺のほうに行っておりますので、担当のほうで。それで決定するという事です。大体200頭前後ということで予定しています。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、28年度の予算はまだ決定をして消化をしていないと、何頭購入をするのか、購入できるのかわからないと、それで、そうすると、この予算については3月競りを待たないと何頭になり、どれだけ支出が決まるのかわからないということですか。

○経済課長（元田健視君）

そのとおりです。

○14番（美島盛秀君）

なるべく当初予算で1,000万の予算が計上できていますので、早く、1カ月でも早く牛を購入して、

そして育てて、1年後には子牛を生ませるという人たちもいると思います。

ですから、もう4月から受け付けて、3月の競りで決まっているあるわけですので、それで翌年度は出すというような、そういう前倒しでやらないと、予算は決まったけど、その1年間は使われない、その3月末、年度末まで待たないと購入できないということでは、やる気も失う人もいると聞いています。

ですから、そこらあたりをきちんと、買う人と、そして、予算と合わせながらやっていただきたいと思うのですけども、どうでしょうか。

○経済課長（元田健視君）

一応200頭という上限があるのですが、200頭の3万円で600万、一応28年度組みました。

今年は5万円の200頭で1,000万円という形になるのですが、この分に対して、なぜ3月末になったかということ、200頭を超えた場合、200頭以内でしたら毎月その分は出せばいいんですけど、2月に200頭を超えてしまって、3月に保留した場合は、その分に関して補助金が出ないという形になりますので、それではいけないということで、3月の保留分まで入れて200頭を超えた分は、その予算の範囲内で案分するという形をとっていることで、この3月末までかかっているということでございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

この予算においては、起債で一般財源の中から出ている予算じゃなくて、補助金等もこれに含まれていますか、国とか県の。

○経済課長（元田健視君）

この分に関しては、地方債のほうをお願いしております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

そうですね。国や県の補助金が入っていないのだから、地方債でできるわけだから、もっと増額もできるわけです。だから、農業振興というのであれば、もっとこういうところに力を入れて、起債をつけてふやしていただきたいと思いますが、こういう起債の上限が、枠があるのですか、どうですか。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの起債の件なのですけど、これは過疎債のソフト事業関係のほうでやっていますので、その分、各他の事業のほうも、その過疎のソフトで当てはめている関係上、上限のほうが1億あたりまでの上限ということですので、急にふやすということはなかなか当初で決められた部分に関しては、そういう状態でいっているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

今年は畜産、あるいはバレイショ、サトウキビ等、農家が本当、どこへ行っても話題が豊富です。

ですから、農業が、農家の皆さんが所得向上につながって豊かになれば、伊仙町は本当に明るくなります。なぜかという、財布をあけやすいから、金回りもよくなる、地域が潤う。

ですから、私はこういうのもっともっと力を入れて、起債あたりもふやして、予算をふやしていけば、私は町民の皆さんもその起債面、借金面においては理解していただけるものだと考えておりますので、ぜひ、そういう町民が理解できるようなそういう予算等にもっともっと力を入れていただきたいと思います。

61ページの目12の青年就農給付金事業、研修に行ったときの説明で、7人、そして今後3人の新規参加者がいるということで、10人の新規就農者になるわけですが、やはり、こういう事業を取り入れることによって後継者が育っていくというふうを考えておまして、ぜひ今後もこの事業を進めていただきたいのですが、やはり、この新規就農については、余り経験のない人たちが多いんじゃないかなという気がします。

ですから、その研修とか、そういうのを一生懸命努力させる、また、親がおって、親のもとで指導をされながらやっている人は頑張ると思いますけども、ぜひこの計画が途中で返納になるとかいうことにならないように、しっかりと指導をしていただきたいわけですが、それに伴って、今現在いる7人についての経営状況、どういう作物をどれぐらいの面積でやっているか、その経営状況を資料で、研修のときをお願いしたのですが、資料で我々にも提出して勉強をさせていただきたいと思いますが、その資料等について提出は可能なかどうかお尋ねをいたします。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

青年就農給付金、ただいま7人のほうの経営状況ですが、この分に関しては面積等、どういった経営をしているかというのは提出可能だと思います。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、私たちも勉強をさせてもらって、今後、農業の振興に我々も努めてまいりますので、ぜひ資料を提出していただきたいと思います。

62ページの目17の農業支援センター運営費の節15の工事請負費の3,000万、これについては、今年の地方創生事業で進められると思いますけれども、説明であったように、ビニールハウスのところ、あるいは今後、備品なども購入すると思うのですが、その場所とか土地、ビニールハウスの規模、さらには義名山にあります県所有の土地、あれを借りてこの農業支援センターで農業を指導したり、あそこに研修圃場をできないかどうかお尋ねをいたします。

○経済課長（元田健視君）

今回、この工事費ですが、一応ビニールハウスを予定しております。この場所ですが、まだ決定はしておりません。これから探すところですが、一応、案として、美島議員がおっしゃったとおり、旧農高の今遊んでいるビニールハウス、コープラハウスあった場所等を一応できればと思って今、

交渉を進めていこうと思っている段階です。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

義名山のその土地の利用。

○経済課長（元田健視君）

義名山の土地もそうですが、研修用の土地という形でまとめて使っていただけたらいいかなと思っています。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

農高跡地には、なるべく農高跡地のほうがいいと思うのですが、ビニールハウスのガラスの今までの古い施設がまだ残っています。

あれも見ておれば、使えるのか使えないのかどうかわかりませんが、非常に環境が悪いし、あそこに歴史民俗資料館もあるし、あるいは農業研修センターもあると、非常に人の交流や流れがよくなってくると思うのですが、あそこを私も見たときに、これは何とかならないのかなという気がするのですが、この交流の中からの解体とか、そういうのも含めて検討をする必要があると思うのですが、あの解体についてはどう考えていますか。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの件ですが、解体とかあるのですが、一応、一番古いガラスハウスのほうは解体してあります。あと、コープラハウスと、もう1軒のガラスハウスが残っておりますが、一応予算等を見ながら、その分も検討をしていただけたらと思っています。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

その解体を既にされているというハウスは、県がしたのか、あるいは町がしたのか。あるいは、今、国の農業改革によって遊休農地の活用ということもありまして、町の真ん中にある遊休農地があれば大変ですので、やはり、国や県にもお願いをして、恐らくスムーズにいくのじゃないでしょうか、町が要望をすれば。早急にあそこに払い下げと、あるいは検討をして解体をして、あそこを中心にした、農業支援センターを中心にして、圃場をあそこを中心に農業推進に取り組んでいただきたいと思うのですが、その予算等をどう考えているのか、再度お尋ねいたします。

○経済課長（元田健視君）

予算等ですが、この地方創生の予算等で一応計画をしまいたいと思っています。

また、さっきの壊したガラスハウスですが、これは県のほうで壊したものと、整地にしたものと思われま。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、今あるハウスも県にお願いをして解体をしてもらって、遊休農地がないように、農業支援センターを中心にして農業振興に取り組んでいただきたいと思います。

まだまだたくさんありますけれども、一人でこうするのも、後の人たちがまだ待っているようですので、後の人にも質問をさせていただきたいと思います。これで終わります。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんでしょうか。

○4番（上木千恵造君）

平成29年度の施政方針について若干お尋ねしたいと思います。

施政方針の3ページ、真ん中ぐらい、農業生産額50億円並びに農家の所得アップを図ってまいりますという項目がありますけど、3ページの真ん中あたり、農業生産額50億円については、大久保町政4期目の最重要課題のマニフェストでありました。そういうことで、24年度からずっとこの施政方針にも載せてございます。

そういうことでお聞きしますけれども、平成27年度の農業生産額の実績と、28年度、まだ年度途中ですので、しっかりした金額は出ていないと思いますけど、推定で幾らぐらいなのかお伺いをいたします。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

27年度に関しては、約38億4,000万、生産額を出しております。あと、28年度に関しては、まだ決定ではありませんが、今回、サトウキビが7万402トンということで、今、平均的な買い取り価格2万2,190円を掛けまして、15億6,200万円の予定をしております。あと、畜産が約2,200頭、これが平均価格72万円の消費税1.8を掛けまして、17億1,000万。

園芸ですが、これはほとんどバレイショですが、園芸のほうがつかみにくくて、大体伊仙町に入ってくるバレイショの種子が7万袋、これに20キロで、大体7倍という予想で、昨年平均単価187円を掛けて18億3,200万円ということで、合計しますと51億500万の予定となっております。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

町長の目標を達成したかのような感があります。今後もまたさらに増額に向けて頑張っていただきたいと思います。

次に、4ページの真ん中あたりです。糖業振興の単収向上に向け、欠株対策として、一芽苗を補助していると書いてありますが、この一芽苗とはどういうものか説明をお願いします。

○経済課長（元田健視君）

一芽苗はどういったのというと、サトウキビの節を1つだけ切って、プランターに植えて、芽を出して、補植用につくっている苗になります。大体1プランターで50本ずつの苗をつくって、

補植用に、これはメリクロン推進機構、あと南西糖業のほうで苗をつくっております。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

この助成金のあれはどのページに載っていますか。59ページのこの農業振興費のこの欄にありますか。

○経済課長（元田健視君）

一芽苗の補助金に関しては、この予算からではなく、糖業振興会のほうから助成という形で出しております。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

次に、6ページをお願いします。6ページの一番下の伊仙中部地区農業水利施設について、ストマネ事業というのはどういう事業なのか、また、事業主体はどこなのかお尋ねします。

○耕地課長（上木正人君）

ただいまの上木議員のご質問にお答えをいたします。

今おっしゃっていますストックマネジメントというものに関しましては、昭和24年度の土地改良法制定を受けて、本格的な基盤整備が進められてきたのですが、多くの土地改良施設がつくられた中に、高度成長期につくられた施設は耐用年数をほとんどが迎えていると、また、老朽化も進んでいるということで、所有する市町村や土地改良区の団体が適正に保全管理しているか、または老朽化により機能不全に至り、その効果が発揮できない状況にあるのではないかなということで、これを定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時適切な機能保全対策を通してリスクを管理しつつ、施設の長寿命化とサイクルコストの低減を図る技術体系及び管理手法の総称であるというふうなことが言われております。

補助率に関しましては、国が65%、県17.5%、町17.5%です。

○4番（上木千恵造君）

事業主体はどこですか。

○耕地課長（上木正人君）

事業主体については、県のほうがやっております。

○4番（上木千恵造君）

この事業に関しまして、本年度もどこか予定地区がありますか。あったら教えていただきたいと思うのですが。

○耕地課長（上木正人君）

今年度もパイプライン、あと、ダム施設の、これも私が事業明細のほうで説明をさせていただいたのですが、中部工区の3工区から2工区にかけてパイプラインの更新200メートルと、ダムとポンプ室の連結制御盤の修繕でございます。

○4番（上木千恵造君）

次に、9ページをお願いします。9ページの上のほう、簡易水道特別会計を上水道事業会計へ統合を義務づけられているので、統合に向けて準備を進めていますということですが、現在の統合の事務の進捗状況、そして、何年度をめどに計画をしているのかお伺いをいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

現在、簡易水道について資産の状況やら調査をし、31年度までに準備をし、32年度には完全に統合をするようにということでございます。

○4番（上木千恵造君）

32年度に統合が終わるといえることですか。

○水道課長（喜 昭也君）

32年度から統合が始まるということです。

○4番（上木千恵造君）

同じく9ページの真ん中あたり、水道料金の見直しを行いながら将来の負担を先送りしないようにしますと書かれていますけれど、このちょうど同じ文面、28年度の施政方針にもちょうど書いてありますけれども、この水道料金の見直し状況は現在どうなっていますか、お伺いします。

○水道課長（喜 昭也君）

水道料金の見直しについては、つい先月の末に水道運営審議会をもちまして一応値上げをするということが決定をしたのですが、審議会で決定して議会上げるわけですが、その前にやはり町民の方々に、こういう感じで料金が上がりますよというのを周知をし、町民の声を聞きながら、また議会に提案したいと思います。もう審議会では、値上げをしましょうということに決定をしました。

○4番（上木千恵造君）

審議会の答申でも値上げする方向性で、答申があったと、そういうことで、これ答申と条例改正等があると思うのですが、今の段階では、何月ごろに条例改正等の条例を議会のほうに提出予定しているのかお伺いします。

○水道課長（喜 昭也君）

まだ、明確には何月ごろと決定はしていません。まず、審議会でこういうふうに決まりましたよというのを、町民にお知らせをしながらする予定で、まだ決まっていません。

○4番（上木千恵造君）

今、伊仙町は非常に厳しい時期ですので、住民に負担していただく分については、きちんと住民に負担をさせていただきたいと思います。

13ページのほうをお願いします。

13ページの、世界遺産登録に向けての美しいまち住みよいまちづくりの、一番下あたりですかね。トレイルコースの整備と書いてありますけれども、このトレイルコースというのは、どういうコー

スなのかお伺いします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

トレイルコースというのは、今、観光地を、犬田布岬とかありますけれども、東部から西部まで各集落の見どころのあるところを、観光コースをつくろうということで、今、計画して進めているところでありまして、伊仙町の場合は、ほかの他の市町より早く計画を策定して、トレイルコースを策定して進めているところでございます。いわば、各集落内のところのいいところを観光コースで結ぼうということです。いいですか。

○4番（上木千恵造君）

わかりました。各集落の見どころのあるところ、例えば、喜念は喜念で、伊仙は伊仙で、そういうところを、道路とか整備じゃなくて、この集落内の施設をまとめて、それぞれコースを整備するということですよ。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

まず、今、世界自然遺産にも向けて、希少動植物で観光客がたくさん来られるということで、まず犬田布岳とか、ああいうところに行って、クロサギとかいろいろ観察はするんだけど、やはり、次に来ていただくためには各集落の見どころのあるところを喜念のほうから、まず東部のほうは古里まで、いろいろ見どころの所を観光するコースを、今、つくっているところであります。

そうした場合、観光客がまた来年も来て、今度は中部の見どころのところのコースを回ってきたいなと、再来年は、また西部のほうのコースを観光してみたいという、そういうコースを、今、つくっております。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

各集落でコース、場所を設定するという理解すればいいですね。

平成29年度一般会計予算書の30ページの、財産管理費の15工事請負費。先ほども質問がありましたけれども、これは、庁舎の塗装工事と理解してよろしいのでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

そのとおり理解してよろしいと思います。

○4番（上木千恵造君）

何かテレビ、新聞等で8月か9月ごろに、世界自然遺産に向けてユネスコの調査団が来るようなことが書かれていましたけれども、そのユネスコの調査団が来る前までに、庁舎の塗装は終わることとはできないのかお伺いします。

○総務課長（池田俊博君）

今、担当のほうに、できるだけ早目に対応するようにということで指示をしてございます。

○4番（上木千恵造君）

ぜひ、早目の執行をお願いしたいと思います。

48ページ、目11小さな拠点づくり推進事業費の、節13委託料、補足説明では、外部の専門機関へ委託すると説明がありましたが、どのような調査をするのか。また、どのような機関に委託をする予定でいるのかお伺いします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの上木議員の質問にお答えいたします。

この委託事業ですけれども、今年度、28年度におきましても地方創生推進事業の1年目としまして、外部機関としまして、studio-Lの山崎先生のほうにお願いしまして、2月8日にワークショップ、町民の代表の方々含めてのワークショップと、ほーらい館のほうで講演会を行っております。

今まで、いろいろなボランティアでしたりとか、いろんな育成組織とかですね、やってまいりましたけれども、この先生におきましては、島根県の海士町の総合計画に携わったりしたりとか、全国いろいろな事業に関わっている先生で、私たち、この5年間の地方創生推進事業のほうを、今、交付金事業のほうを推進しているところで、単年度ずつの交付になりまして、この29年度につきましては、今から申請を上げていて、5年間は、一応、計画は出しているのですけれども、そういった段階で1年目として、さっきも申しました、ワークショップと講演をしまして、2年目は、この先生のほうに2つお願いをしまして、1つが、今、いろいろな小さな拠点づくりということで、ほーらい館を拠点とした、大きなバス等を回してのいろんな予防活動等、介護予防とかですね。いろんな事業を行っています。

拠点としたほーらい館を活用した取り組みで、この項目にあります、農業ということで、ほーらい館で運動だけじゃなくて、交流とか、農業体験活動とか、そういうのも含めてのいろいろな取り組みもしているところですので。そういったほーらい館を拠点と、あとは各集落を結んで、各集落のサロン活動の展開とか、その辺を含めての取り組みを進めています。

それに関しての体制として、インストラクターの養成とか、そういうのも28年度実施しましたが、1つ、この拠点となる所と、あとは集落での、そういう小さな拠点づくりを活性化していくんですけども、1つが、それを動かすために包括や保健センターのほうとか、いろいろ専門職と動いていますが、どうしてもこういった人たちだけでは、多様な活動に取り組みはできないということで、そういった人たちを、例えば、28年度に育成しました、健康運動インストラクターという方々が15名おりますが、そういった方たちの拠点とか、いろいろですね。

これは保健福祉課だけじゃなくて、ほかの部署にも関係してくると思うのですけれども、拠点となるそういう会社づくりとか、組織をしっかりとつくっていくということ、そういったことに関して、やはり専門的な知識を持った方々のご指導をいただきたいということで、それが1点目としてお願いしているのと。

あと、この先生が全国で展開しています、いろんなワークショップですね。住民参画型ということで、住民の方々も入って、その町のワークショップの中では課題ですね、伊仙だと伊仙町のどんな課題があつて、もう一つは、伊仙町にはそういう課題があるけれども、こういう社会資源がある、こういう人がいる、こういった方たちがいて、伊仙町で何がやっていけるかということころですね。住民参画型のワークショップを展開する中で、全国でやっているようなところを立ち上げていきたいということで、その2つを29年度におきましても、推進していただきたいということで。なかなか伊仙町の行政だけじゃなくて、やはり専門的なところも入っていただかないとそういうところはなかなかうまくいかないということで、失敗しないためには、専門の知識のある方にアドバイザーとして入っていただくということで、お願いしているところであります。

○4番（上木千恵造君）

先ほど、地域おこし協力隊ですか、そういう感じと似たような事業だと理解すればいいんですかね。ちょっと違うのかな。いいです、はい。

51ページ、款3 民生費の目2 環境衛生費、10項負担金及び補助金の合併浄化槽補助金が2,120万円、計上されていますけれども、今年度は何基ぐらいを計画しているのかお伺いします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

29年度は5人槽が57基、7人槽が2基、それから10人槽が1基で、撤去10基で、60基を計画しております。今現在、27年度までには809基設置しております。伊仙町は、32.9%で、依然として県下では最下位でございます。県のほうをちょっと見てみますと、89.9%で、全国で39位となっております。伊仙町の今までの単独浄化槽から合併浄化槽に転換したのが、今日現在で355基でございます。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

今の整備は県下最下位で32%ということで、今後とも引き続き努力していただきたいと思います。72ページをお願いします。

72ページの6 防災安全社会資本整備交付金事業の、15工事請負金1億4,400万円計上されていますけれども。この内訳として、町内の舗装工事7カ所、そして第2阿権橋の補修工事ということで説明がありましたけれども、鹿浦架橋については、今年は工事がいいのか。また、いつごろ完成するのかお伺いします。

○建設課長（仲 武美君）

鹿浦の橋に関しましては、28年度から29年度に繰り越した部分、下部工事を行いました。また、4月から5月にかけては発注をいたしまして、大体、4カ月から5カ月、養生期間を設けて、来年の30年度に完成をさせる予定といたしております。

○4番（上木千恵造君）

第2鹿浦架橋については、台風時、風が強い夜は橋が通れないということで、迂回に指定されて

いると思いますけれども。今後、迂回路はどうするのか、計画があればお伺いします。

○建設課長（仲 武美君）

台風時については、迂回路等については十分な対応を行っていきたいと思います。また、迂回路については、新福橋から義名山か、阿三の下る所か、どちらかで迂回路を行っていきたいと考えております。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

阿権の新福橋ですか、あそこに迂回路を回すということですね。わかりました。

74ページ、目2の公営建設事業費の、13委託料2,800万円。内訳、設計委託料が765万円、工事管理が1,185万円、耐震促進事業委託料が850万円と計上されていますけれども。この一番上の設計委託料765万円について、これどこの設計をするのかお尋ねします。

○建設課長（仲 武美君）

設計委託料については、目手久地区の設計委託料となります。

○4番（上木千恵造君）

目手久地区というのは、どの辺、農協の下のあの辺になるのかな。場所については今後、決めるのか。それとも古い住宅を取り壊して作り直すのか。

○建設課長（仲 武美君）

場所については、今後、十分に検討をして決定をしていきたいと考えております。

○4番（上木千恵造君）

時間になりましたので、これで終わります。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

ここでしばらく休憩いたします。午後は1時半からの開会となります。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時31分

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き質疑を行いたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

ただいま委員長から許可がありましたので、平成29年度一般会計予算について質疑をいたします。

まず、質疑に入ります前に、明細書の4ページに円グラフがありますが、伊仙町の歳入予算については59億191万7,000円とありますが、このうち、上の円グラフを見てもおわかりのとおり、自主財源におきましては13.7%しかない、あと残る86.3%が依存財源ということで、ほとんどが、半分以上が地方交付税に依存しているということであります。その右を見ますと、また公債費が15.3%、

9億ぐらいあるわけですが。その下を見ても、また各特別会計への繰出金が6億2,800万円ほどありまして、非常に財政が厳しいのが見ておわかりのとおりではないかと思えます。ごらんとおりの状況でありますので、職員におかれましては、今後ともこのことを踏まえまして、厳しい財政を、どのようにして健全財政で維持できるか、研究、研鑽しながら頑張ってもらいたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

一般会計予算の8ページをお願いします。

8ページに、第2表債務負担行為とありますが、昨年度は、28年度は阿権団地、阿三団地におかれまして、定住促進住宅が建設されたわけでありまして、小島団地においても、ようやくこの債務負担行為の予算化がされまして、29年度中には建設の見込みができたわけでありまして、これについて、今後の建設に係る見通し等をわかればスケジュールなどを述べていただきたいと思っております。

○建設課長（仲 武美君）

定住促進住宅の小島団地ですが、今現在、土地の農振除外告示申請をしている状態でございますので、今月中には許可がおりますので、土地の所有者と用地の登記等まで終わらせて、来月からは、1カ月ほど公募等を募っていきたく思います。

また、事業については、10月かそこら辺になるのじゃないかという見込みであります。

○3番（牧 徳久君）

この定住促進住宅については、以前から一般質問あたりでも、小島地区には1軒も町営住宅がないということをやっと訴えてまいりました。そして、小島集落からも99%の陳情書を添えて出ているものだと思います。

それで、小島集落においては、大久保町政が13年にスタートし、早、4期終了間近となりましたが、5期目も出馬するということですが、ずっと1期目から集落座談会するたびに、小島集落からは要望が出ておまして、以前、故、盛議員あたりも、ずっと要望してきたわけですが、これがやっと、今回、実現の運びとなりましたが。小島集落の住民は、非常に期待しているところでありまして、今回、10月にまた選挙があるわけですが。ぜひ、この集落で説明会のたびに、要望が出るたびに、ぜひ小島には住宅をつくりますという公約を掲げておりますので、選挙の前までに、新年度が入りますと、早急にこれを着工し、小島集落にも住宅ができたということをお願いしたいと思いますがいかがなものでしょうか。

○町長（大久保明君）

牧議員の質問にお答えいたします。

今、質問の中にあつたように、この問題は、大変、重要な問題でありました。過去にもいろんな土地の交渉等が進まなかった状況もありますけれども。今回、民間資金を活用した形で、リース事業という形の中で、土地の選定などを牧議員も含めて検討した結果、造成したら2棟可能な土地が、

地域の、しかも糸木名小学校に最も近い地域にありましたので、非常に、今後、順調に進むのではないかと考えております。

また、2棟だけでなく、今後、小島地区は、非常に土地改良地区の集落周辺にありまして、なかなか土地の活用というか、住宅の土地を選定するのは難しい状況ですけれども、場所を離れた地域にもあって、そのことを希望する住民の方々、また出身者の方々がいるのであれば、今後とも人口、集落の規模の割には非常に少ない、前までゼロであったということが、これは大きな町政の失点であったかもしれません。ですから、そのことを小島の方々に今まで遅れた分も含めて、今後、強力で推進していく責任があると思います。

この4月に、今、農振除外が3月に確定して、そして順調にいけば夏ごろ、先ほど10月という話ですけれども、できるだけ早急に、着工に向けて建設課を中心にまた進めていきたいと考えております。

○3番（牧 徳久君）

ありがとうございます。非常に、2棟ということでありましたが、今後とも検討して、糸木名小学校存続のためにも、住宅をふやしていただきたいと考えております。

続きまして、22ページをお願いします。

22ページの、款17の繰入金、1の繰入金のところの、財政調整基金繰入金1億円とありますが、これ1億円取り崩しているわけですが、今後、先ほども申し上げましたとおり、厳しい財政の中でこのような方策をとったとは思いますが、今後、1億円取り崩しますと、さらに31年度かな、徳之島ダムの償還とかが見えているのがあるわけですが、これを考慮に入れた取り崩しでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

この財政調整基金の取り崩しということですが、一応、予算編成上の関係で、1億円は繰り入れという形で計上はしてございますが、これから、また予算の執行段階に入りまして、できる限りの節約等を行いまして、また繰り戻しのほうも行っていきたいと思っております。

また、ちなみに平成28年度においても1億円繰り入れをしてありますが、先の補正予算において5,000万円ほどは繰り戻しをしてございます。またこれから、最終先決関係あたりになると、それも、あと5,000万円ほど、また繰り戻しができる状況だと思っておりますので、そこはよろしく申し上げます。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、そのようにして節約をしながら、財政運営には当たっていただきたいと思っております。

その下の、きばらでえ伊仙応援基金についても、1,320万7,000円ですが、これについては、ふるさと納税される方が目的に沿った形で寄附をされていると思っておりますが、そのように執行しているのかお伺い申し上げます。

○総務課長（池田俊博君）

これにおきましても、ふるさと納税の中から、観光関連とか、あとは青少年教育とか、いろいろ

7項目ありましたが、その事業に充当した部分をいかに事業に使ったかということ、寄附者の皆様にも、また報告をしていかなければならないということで、今回の事業ごとにまたやって、報告等を行っていきたいと思っています。

○3番（牧 徳久君）

この前の説明では、返礼品率が20%から40%にふえたということですが、全国で、このような返礼率でいろいろマスコミで問題になっていると思いますが、ちょっと多すぎるのではないかなという感もしますがどうでしょうかね。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

近年、返礼品という形で他の市町村等も肉用牛を扱ったり、いろんな返礼品を考えているところでありまして、伊仙町においても、子牛を出荷して鹿児島あたりで肥育をしてという観点から、伊仙町も肉用牛を扱っていけないかということも、今、取り組んでいまして。今現在、返礼品を取り扱っているところが、百菜、ブルーシェル、これはヤコウガイの細工、ヤコウガイを使った印鑑とか、そういうもの。あと、九州スッポン、松永商事、にしかわ酒店、それから、にしかわ酒造、長寿食材研究所、あと小田畜産、牛の中山。この下の、小田畜産と、牛の中山というところが牛肉の関係になるのですが。

ほかの市町村に寄附した方たちが、伊仙町の返礼品を比べたりそういうこともありまして。今、未来創生課で想定しているのは、島のことを思って10万円ほど寄附された方には、今、1回きりの返礼品を今までしていたのですが、年間とれるオールシーズンで、例えば、タンカンの時期だとタンカン、あと、バレイショの時期、それからパッション、マンゴーとか、そういうもの、年間を通じた返礼品を扱って、年間を通じてこういう島のものが届くということにすれば、寄附された方たちも、また忘れずに次年度も寄附してくれるんじゃないかということも想定しながら進めている関係上、40%程度の返礼品が適切ではないかということで、このようになっております。

○3番（牧 徳久君）

例えば、100万円寄付したと仮定しますと、40万円分の品物を返礼として返すということですか。

○未来創生課長（久保 等君）

5万円程度から10万円程度まででありまして、島のことを思って、純粋に思って、金額の多い方たちには、さっき言ったみたいにオールシーズンで、100万円寄附したからといって、40万円するわけではないんですけど、それは島のことを純粋に思ってしてくれる方たちには、またそれなりの、金額ではなくてオールシーズンで返礼品が返していければという考えです。

○3番（牧 徳久君）

わかりました。次に、23ページお願いします。

23ページの、款19の諸収入ですが、雑入のところの駐車場職員負担金150万円とありますが、これについては、以前、職員から駐車場料金をとっておって、一旦やめて、また始まったわけで、これ

いつごろ、今年から始まったわけですか。いつからですかね。

○総務課長（池田俊博君）

この駐車場の職員の負担分ですけど、昨年度28年度の当初予算でも計上してございます。28年度からまた再開したということです。

○3番（牧 徳久君）

借り上げ料も150万円ですから、職員負担額も150万円ですから、役場は1円も払わずに、職員が全額負担という形になっていますが、これ1人当たり幾らぐらいになるのですかね。

○総務課長（池田俊博君）

1人当たり月1,000円という形で負担していただいております。

○3番（牧 徳久君）

職員組合とは協議はされているのですかね。

○総務課長（池田俊博君）

今年度、私のほうでは協議をしていないのですが、28年度当初のほうで職員組合とは協議していると思います。

○3番（牧 徳久君）

今後も、この駐車場料金を職員から月1,000円とるのであれば、ちゃんと区画をして、線引きをして、誰の車の専用駐車場という指定を町がするのが当たり前と思いますが、今後、例えば、一般客がざーっと来た場合、職員は、金は払いながら駐車できないということになりますので、それは町のほうが、金をとる以上は指定をする必要があると思いますがどうでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

昨年も確か同じような質問を、多分、受けて、答弁していると思っているのですが、そこら辺のところは、また職員の皆さんと話し合いをしながら、駐車スペースの割り当て等、できるものでしたらやっていきたいと思っています。

○3番（牧 徳久君）

次に、30ページをお願いします。

30ページのところの総務費の中の、19負担金補助及び交付金のところの、頑張る集落支援事業補助金300万円とありますが、この事業におかれましては、昨年からはじめた事業で、一般財源で各集落に支援している事業だと思っておりますが、昨年度の実績がわかればお願いします。

○総務課長（池田俊博君）

昨年度実績といたしまして、8集落で295万円の支出を行っているところであります。

○3番（牧 徳久君）

とてもいい事業でありますので、こういった事業は全集落なるべくいただけるように推進して、伊仙町内33集落あるわけですが、8集落だけじゃなくて、全集落がいただけるように、残りのとらなかった25集落にも交付できるように努力していただきたいのですがどうでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

これは、区長会のほうとか、そういうところのほうにも、一応、お願いいたしまして、各集落と
いうか、既に応募されている集落がこういう事業をやっているんで、応募の方法等も、こういうよ
うな方法でやっていますよというような事例等も示しながら、これから先、また各集落のほうには、
できるだけ応募していただけるよう周知していきたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

次に、33ページお願いします。

33ページの企画費の中の、13委託料についてであります。光伝送路の施設保守委託料1,240万円
とありますが、各集落を歩いてみますと、伊仙町においては光ファイバーが各戸に整備されている
わけですが。この線が断線して垂れ下がっているところがあちこちに見受けられます。この光伝
送路におきましては、委託業者が、毎月、町から委託された施設を点検して、町に報告すべきもの
と思いますが、この報告はなされているのかお伺いします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

保守委託をしておりますので、その箇所と、あと写真撮影したもので報告をしているところであ
ります。

○3番（牧 徳久君）

小島集落では、2カ所ほど線が切れて垂れ下がっているということを電話で連絡をしましたが、
台風のととか、台風じゃないこの前も2カ所ほど切れて下がっていたわけですが。住民から電話
がくるまえに、この保守契約でこの会社が回って調べるのが妥当な姿でありまして、住民から電話
がくる前に、町から委託を受けているわけですので、今後はこのように指導をしていただきたいの
ですがよろしくお願いします。

次に、34ページ。

企画費の中の19の負担金の、航路・航空路運賃軽減等事業負担金2,350万4,000円ですが、町長が
施政方針の前に述べましたが、今現在、鹿児島から徳之島にはプロペラ機が就航しているわけ
ですが、今後10月から全便ジェット化になると。それから、来年度におかれましては、徳之島からエラ
ブ経由で、沖縄にJACの飛行機が新規運行されると。さらに、今後、3月26日からは、関西空港
と奄美空港間に格安航空のLCCが就航するということを決定しておりまして、今後、3月7日に
国立公園化されまして、来年の奄美群島の世界自然遺産登録に向けては、航空路的には非常に努力
しているところが見受けられるわけですが。この名瀬と大阪の運賃が非常に安くて、関西の人も喜
んでいるわけでありまして。これを經由して徳之島に来るには、我々は6,000円幾らで、離島カード
で6,000円ぐらいで来れますが、一般の人は9,000円から1万円ちょっとぐらいだと思います。こ
の値段も含めて、この接続便を、このLCCに接続できるような状況にもっていくように要望はで
きないものかお伺いします。

○未来創生課長（久保 等君）

今のところ、各航空社は世界自然遺産が控えているということで、いろんな路線やサービス、運賃についても、若干考えて、JACとしても値段とか路線とかもいろいろ考えているところですので、そういった大島を経由して関西方面、東京方面に行く時間帯の、3町の、航路対策協議会のほうから要望していけば、その時間帯もそれに近いものに合わせていけるのは可能だと思います。

○3番（牧 徳久君）

今後は、ぜひこの便を調整して、増便するなりして、接続できるように努力していただきたいものだと思っております。

ちょっと、その上の徳之島空港利用促進活性化事業負担金と20万円ありますが、これは空港利用促進協議会の補助金だと思いますが、今現在、徳之島空港では駐車場が非常に狭いということで、もしそこに寝泊まり駐車した場合は、張り紙がされるようになっておりますが、一般の人は今ごろは車を駐車せずに、レンタカー屋さんに500円で預けたりしていると思っております。

今後、駐車時も拡大、世界遺産になると非常にレンタカーとかのあれが多くなると思っておりますが、駐車場も拡大する必要もあるし、またこのジェット化、今後、鹿児島4便の、これが唯一の徳之島ジェット空港で、奄美運航で大島本島より先に、一番真っ先にジェット化された空港でありますので、今後の奄振におかれまして、ボーディングブリッジと言うんですかね。あれを奄振で整備する、今後、要望はできないのか。

もし、あれができますと、年寄りの身障者あたりも便利になりますし、雨天や雨風のときも、乗り降りが非常に楽になるわけですので、今後の30年度、期限切れかね、次期奄振あたりに目玉事業として、3町でこれを要望できないものか町長にお伺いします。

○町長（大久保明君）

今、10月から4便、エンブラエルというジェット機が就航します。これは、鹿児島、伊丹間を運航している、もちろんボーディングブリッジを使ってやっているジェット機です。以前、この奄美で2つのジェット空港という形で、ジェット機が来ることを予想して自然遺産になればという形で、3町で地域活性化、地域振興事業で、2分の1補助でタラップと、もう一つ、ジェット機というのは一度着陸したら、必ずもう一度エンジンを起こす機械が必要であります。その2つを購入してあったことが、今、功を奏していると思っておりますけれども。そうなれば、ボーディングブリッジが、当然、必要になってくると思っております。当然、県のほうに要望をしていきます。

先ほど、奄美空港と徳之島の接続の件と、もう一つ、出身者の方々、本籍地割引とか、これは国交省のほうでも、いろいろ交渉をして、交渉というか、今後、可能性があるというふうに、今、話しております。出身者、本籍が奄美にあれば割り引きが効くということなどがもう出ておりますので、やっぱりこの場合、いろんなアイデアを私たちが出すことの1つに、移住とか交流を頻繁にする方々に対して、鹿児島の方と同じような割引ができないかとか、そういうことをどんどんアイデアを出して、それをまた、交渉の舞台に上げていくとかいうことは、非常に大事だと思います。

自然遺産の効果、交流人口は本当に果てしないものがあると思います。それをいかに、やっぱり着実に実現して、島の交流人口、そして増加。島の農産物などをもっともっと発信できるような形をつくり上げていきたいと思っておりますので、強力に要望してまいりたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、交流人口がふえて、これから世界自然遺産になって、徳之島に来る観光客がふえれば、おのずと航空運賃も下がってくるものだと思いますので、利用率が上がれば、それだけ航空会社も下げざるを得なくなりますので、ぜひ強力に、今後は、この利便性についても、ボーディングブリッジの整備と次期奄振に要望して、利便性についても、行政側は対応していただきたいものと思っております。

○町長（大久保明君）

奄美空港と徳之島間のアクセス数が非常に悪くなっていることに関しては、強く交渉しています。今の航空機もサブ機が徐々に引退という形で、廃棄じゃなくて、どこか外国に売るとは思いますけれども、本当に徳之島、エラブ、沖縄にATRという飛行機、これはプロペラですけども、非常に快適な新規の飛行機が来ます。それが徳之島、奄美間もそれに数年で更新していきます。そのときに、今、成田、奄美と徳之島の時間がものすごい3時間待ちぐらいです。エラブ・与論に寄るっていても絶対にアクセスできないような状況などを、今度、関空と奄美のバニラがどういう時間帯になるかちょっとまだわかりませんが、そちらのほうも、とにかく1時間以内にアクセスできるようなことをやらなければ、これは効果ないわけですから、それはJACのほうはそのような方向でいくと、そしていろんな、今、時間帯がずれているのは、機材が足りないから、JACというのは、鹿児島県の離島だけじゃなくて、西日本の離島を、網羅しています。新しい機種がどんどんふえていけば、その時間帯の利便性は高くできるというふうに、今、話をしていますので、そのことは期待できると思います。

○3番（牧 徳久君）

続きまして、35ページをお願いします。

35ページの、13移住推進事業費の中の委託料ですが、先ほどの、午前中に美島議員も質問しておりましたが、この空き家リノベーション事業については、上限が200万円で、件数は未定ということですが、これ毎年、このようにして予算化されておったと思いますが。200万円としますと、上限で1,000万円ですので5件ぐらいはできるということですが。このめどは、例えば、伊仙町は東部、中部、西部とありますが、5件としますと、東部2件、中部2件、西部1件とか、そういったことはされるのか。また、どこどこに集中するのか。お願いします。

○未来創生課長（久保 等君）

今の質問にお答えします。

これが集中させようということじゃなくて、これを活かしたいとかいう家主さんとか、それがあったところを町が選定をして、広く利用していただけるようにしたいと考えております。

○3番（牧 徳久君）

区長会あたりにも、これを報告しまして、また広報なりに載せるなりして、広く住民にも周知していただいて、こういった事業をあるということを知りてからしていただきたいと思っております。

次に、下の、徳之島交流ひろばほーらい館運営費の繰出金であります。先に申し述べましたとおり、全体で10%の繰出金があるということで、6億2,800万円の繰出しを全体でしているわけですが、ほーらい館にも4,543万9,000円を繰出金、給与を含めると6,000万円の繰出しをしているわけですが、ほーらい館の予算を見ますと、全体で1億2,951万6,000円、そのうちの6,000万円を一般財源から繰り入れて運営を行っているわけですが、残り6,800万円。これしか、自主、ほーらい館は財源がないわけでありまして、いわば6,000万円は他会計から繰り越し、赤字ということですが。今後も、以前のときに民間委託ということで、これはもうしないということでありましたが。委託じゃなくて、これはもう赤字するよりは移管という形で、犬田布保育所といせん保育所を移管ということで、民間に移管したわけですが、こういった考えでも、この赤字を町が持つよりはいいのじゃないかと思っております。いかがなものでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

このほーらい館の関係に関しましては、ほーらい館の運営審議委員会等でも何度か議題に上ってやっているとありますが、今の民間委託ということはないで、町の運営でやっていくということで、その審議会の中でも決定してございます。

また、今、伊仙町のほうの地方創生関係の事業関係では、そのほーらい館を核とした事業を進めているところでありますので、できる限り、今は町のほうの運営でやっていくように努力していきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

築20年ぐらいになるかな、中の機械あたりも、今後、更新時期になると思いますが、多額の更新がきますと、また一般財源からの繰り出しという形になりますので、今後、非常に大変な状況に陥る可能性があります。こうする前に移管したほうが、町財政的にはいいのじゃないかと思っております。再度、お願いします。

○総務課長（池田俊博君）

いろいろな考え方もございますと思っておりますが、ほーらい館の運営審議委員会等で諮りながら、またこれはやっていきたいと思っております。今年度におきましても、ほーらい館の修繕費等、やっぱり出てきていますので、その部分に関しまして、少し繰り入れのほうを行って、快適な運動等ができるようにやっていきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、審議会あたりも提案しまして、将来性が逼迫しないような方向で進めていただきたいと思っております。

続きまして、45ページをお願いします。

45ページの5番、5目の国民年金事務費であります。施政方針によりますと、この年金受給者の期間が25年だったわけですが。これが29年の8月1日から10年間、国民年金を払えばいいということになるという法律改正がされるということですが。そうしますと、20歳から、前の法律では60歳まで掛金、払ったです。これは20歳から60歳の間に10年間かければいいということですか。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えします。

今、無年金者ということで、25年かけていなかった方には、年金が支払われないということで、その無年金者の解消のためにということで、10年間かければ年金がもらえるという、救済措置の形での考え方でございます。20歳を超えて9年間払えば、今の状況でも、多分もらえるとは思いますが、その金額的なのは10年かけたぐらいの金額で、普通でしたら40年かけてもらって満額もらうのと、またそのかけ方の違いがございます。

○3番（牧 徳久君）

そうすれば、やっぱり40年かけた方が満額ということでありまして、10年というのは、いわば無年金者、この方たちを救済するための法律ということで受けとめてよろしいわけですね。はい、わかりました。

続きまして、59ページをお願いします。

59ページに、サトウキビ増産推進事業補助金600万円とありますが、伊仙町では、今年度は、この明細書によりますと、春植推進に反当りに1,000円を支給すると、夏植推進におきましては、反当り2,000円を支給しますということとありますが。今年、天城町でサトウキビの植えつけのため、プリンスベイトというのを、植えつけする場合は、必ず薬剤を投入しないと、最近では植えつけできないような状況ぐらいに病害虫が発生しておりまして、必ずサトウキビを植えるときは、この薬剤を投入してキビを植えるわけですが。例えば、天城町の農協で買った場合3,720円、これ消費税込みですね。そうした場合、天城町では、徳之島町もですが1,500円で、半額でこれを町の経済課から切符をとれば買えるということを説明受けまして、伊仙町に聞きましたら、伊仙町では堆肥の助成しかしていないと。それだけ選択の余地があればいいんですが、伊仙町のほうでも、堆肥の助成を受けたら、このプリンスベイトとか薬剤を受けたい方がいると思いますので、今後は、両方選択ができるような方向でお願いできないものでしょうか。

それと、徳之島や天城町では、港に行けば、肥料ですね、普通の肥やし、これも半額で、自分とれば半額で助成しているということを知ってびっくりしたのですが、こういったのを伊仙町でも、堆肥だけじゃなくて選択できるような状況にできないものでしょうか。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問ですが、今回、天城町さんとかが行っている事業が、国の28年度補正予算のほうで行っているものと思われま。その中で、伊仙町は堆肥、あとブン、これが今、大分ふえてきて

いるということで、その捕獲用の殺虫と、それを200機、今回入れたということで、その予算を使っているということです。今回、そういった事業等、また国の方から出てきた場合に、堆肥及び肥料することも可能だと思います。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

それで、施政方針の4ページにも書いてあります。堆肥助成を行うとともに、地力増進を図るとともに病害虫対策も推進しますと書いてありますので、この病害虫対策も推進していただきたいものだと思います。

また、キビ植えつけ時に、最近が高齢化で、ハーベスターの時代になっていますが、苗を確保する場合、この苗を切る人、運搬する人、こういったのが人手不足で、今頃の時期になりますとジャガイモの収穫とか、キビの植え付け、キビの収穫、非常に猫の手も借りたいぐらい人がいないということで、集中しますので、これがないということではありますが。こういった対策も、今後は、町のほうでできないものかお伺いします。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問ですが、今、南西糖業さん、町糖業部会等で植えつけ用キビの収穫及び運搬、昨年度まで、東部、中部、西部、3名ほどいたのですが、今年度になりまして、今、東部、中部、西部のほうがいなくなりまして、運搬のほうも東部しかいないという形で、その人夫を確保するのに苦慮しているところでございます。

なかなか、重労働ということではないということで、おまけに、東部のほうの担当されている方が、今年いっぱいという話も、ちらほら聞こえてきたりしておりますので、なかなか人が見つからないということが現状ということになります。なるべくそういった方を、春と夏の2回だけということになりますので、なかなか人が集まらないという、今、状況です。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

キビの日あたり南西糖業と役場職員が、総出で農家に来て加勢をしたりいろいろしたけど、こういったのも、今もまだ続いていますかね。

○経済課長（元田健視君）

今年もキビの日が3月8日から14日まであるのですが、その中で9日、10日の日に南西糖業の職員と、あと町の職員が採苗作業を行って配達まで行っております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、きびの増産に関しましては、このような応援体制も、今後も続けていただきたいと思えます。

その下の、強い農業づくり交付金というのがありますが、1億4,607万円、1億円も南西糖業に国

が助成しているわけですが。これはどういった関係ですかね。

○経済課長（元田健視君）

強い農業づくり交付金は、今、伊仙工場の南西糖業の結晶缶、砂糖をつくる所ですが、この部分が老朽化しているということで、この更新事業になります。

また、この事業に対しては、国と南西糖業の負担という形で行う予定にしております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

はい、わかりました。また勘違いして、国が南西糖業に、もうかっている会社にだけ補助金を出しているのかと勘違いしました。

次に、62ページのほうお願いします。

農業支援センター運営費の中の賃金であります。農業技師賃金が288万円、指導員賃金が300万円、これ明細書を見ますと、農業技師の賃金にしましては、月12万円、指導員賃金にしましては、月25万円。この25万円と12万円の差額が大きな差があるのはどういった関係でしょうか。

○経済課長（元田健視君）

この差額分ですが、農業普及指導員、農業普及課のほうを退職された方とか、そういう技術を持っている方を対象にしようと思ひまして、賃金を25万円にしているということです。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

農業技師の賃金が12万円ということですが、25万円はいいとしまして、これについても、国の地方創生事業だと思ひますが、この金額的に農業を推進する上では、余りにも安くはないでしょうか。

○経済課長（元田健視君）

1日6,000円という形で、今、計上しております。1日6,000円の20日間ということで2名。この分は事務のほうを主に担当してもらおうということで、あと土壌診断、土壌検査ですね、事務のほうで。という形で、一応、この値段を計上しております。

○3番（牧 徳久君）

現場での指導とか、こういったのはしないわけですか。

○経済課長（元田健視君）

指導という形は、手伝いという形はするものと思ひますが、指導は、今のところ農業指導員のみという形になります。

○3番（牧 徳久君）

技師という名前がついていますので、やっぱり12万円じゃなくて、せめて25万円と15万円ぐらいにするという形でもいいのじゃないかと思ひますので、あとでまた考えていただきたいと思ひます。

続きまして、64ページ。

64ページの、多面的機能支払交付金、町負担金、2,792万6,000円についてであります。今年、今年度から西部地区の新しい上晴地区とか、こういったところも入るとい話を聞いておりますが、天城町では、非常に瀬滝地区あたりで、この人選でもめているとい話を聞いているんですが。今後、維持する上での役員の人選が非常に大事になってきますので、新規地区におかれましては、トラブルがないように指導できるのかお伺いします。

○耕地課長（上木正人君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

これまで設立してまいりました、多面的機能支払交付金の活動の立ち上げに関しましては、役員の人選関係でもめているとか、そういった話は聞いてございません。また、今回29年度より西部地区、崎原、上晴、河地地区で立ち上げをするのですが、この中でも、そういった話はまだ聞いておりませんが、もし、もめるようなことがあれば、私たちのほうでも、スムーズな組織づくりに協力をしたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

続きまして、68ページをお願いします。

68ページの観光費の中の、13委託料、子宝観光発信委託料とありますが。100万円とありますが。事業の明細書を見ますと、これは徳之島観光連盟に委託するということですが、何を発信するのか。町のホームページ以外に観光連盟に委託して、何を発信するのか詳しい説明をお願いします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず初めに、この事業は地方創生事業でありまして、まだ確定はしておりません。今、申請を出して、その確定がもしかしたら取下げになるのではということ、5月ごろに決定する予定でございます。この内容といたしましては、喜念の新田神社を観光コースにしております。

内容といたしましては、喜念新田神社に続いて、周辺、関係者に聞き取り調査し、その歴史、言い伝え、地域での扱われ方、関連を求め、実際に利益を賜った体験等について情報を収集し、本人了承のもと、この御利益があった事例を作成したり、周辺の方にまつわるいろんなものを聞き取りし、調査を行い、観光コースに取り入れていくという策定でございます。そして、観光パンフレットに載せたり、インターネットに載せたり、また、その新田神社に行くまでの看板等を設置したりする委託でございます。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

今、子宝ということで、新田神社には子宝のシンボルがあるわけですが、このシンボルが小島の神社、神社と言うか寺、これにもありますので、今後は小島の鍾乳洞の近くにある寺、これについても子宝神社でありますので、同じような考え方で、喜念も含めて、伊仙町には東から西までこういった子宝の寺があるということ、宣伝していただきたいのですがいかがなものでしょうか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

観光連盟とまたいろいろと連携をとりながら、ぜひ進めてまいりたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、喜念の新田神社には男性のブツのあれがありますし、小島の寺においても、ちょうど似たようなあれを展示して、展示と言うか、そこにありますので、同じような考え方でお願いしたいと思います。

続きまして、72ページをお願いします。

6の防災安全社会資本整備交付金事業、工事請負として1億4,400万円ほど上がっておりまして、また、その前に29年度建設課の工事予定箇所として、この地図に上がっておりますが。昨年度もこの地図も見て申し上げましたが、小島地区あたりには、全然、印が入っていない。ちょうど同じような質問をしましたが。

この前、町長が町内視察したということで、実際、歩いたら住民からの要望が多かったと思います。歩けないような道もあったと思いますが。これが延々10年ぐらい続いても、全然、この印が入らない。不思議なぐらいですが。今回、建設課長が新しく変わって、初めて西部の建設課長が就任したということで、非常に、内心、喜んでいるわけですが。この明眼線についても、就任してすぐ県道から何百mされているのですが、途中までして上はしていない。これを崎原の4差路が、基山太さん宅がありますが、そこぐらいまでできるのか。建設課長にお伺いします。

○建設課長（仲 武美君）

社会資本整備総合交付金事業で、8路線と1、阿権橋の橋梁を行います。明眼線においては、ミノハナ線、阿三中山線、ナリシトウ線、西犬田布線、明眼線、東面縄目手久線、東耳付2号線と、阿権の橋梁等行います。明眼線においては、今年、29年度においては300mから400mあたりまでいくかと思います。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、明眼線におきましては、上晴、小島、崎原集落あたりの方が、犬田布の農協に肥料とか買うときにも、常時、通る道でもあります。また、学校の上晴地区あたりの通学路にもなっております。通行量も多いものだと思います。さっき言った、4差路付近まで続行してきれいにしていたきたいし、また、明眼神社の中間付近にカーブのきついところがありますが、ああいったところをする場合はカーブミラーの設置はできないのかお伺いします。

○建設課長（仲 武美君）

今から設計に入りますので、設計の中で協議いたしますのでよろしくお願いいたします。

○3番（牧 徳久君）

ということで、明眼線はされるわけですが、今後、せっかく西部の課長さんが就任しましたので、小島地区にも、この印が来年あたりはできるようによろしくお願いいたします。

あと、88ページお願いします。

3の学習支援プロジェクト事業費の中の、委託料の設計委託料。これは学習支援センターを建設するものだと思いますが、この場所等がわかればお伺いします。

○社会教育課長（明 勝良君）

ただいまの牧議員の質問にお答えをします。

ご指摘のとおり、この委託料につきましては、学習支援センターを建設するというふうな意向の中で計画をいたしているところでございますが、場所等については、今後、こういう施設や土地利用等の検討委員会等の中で協議をしながら進めていきたいというふうに思っています。今のところ、候補地としては旧農業高校跡地等が有力でございますが、まだ決定という段階でございませんので、今後、検討していきたいと思っております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

以前、農業高校跡地の検討委員会を再開するというものでありましたが、この会の再開はされているのですか。

○社会教育課長（明 勝良君）

農業高校跡地利用検討委員会というものに関しましては、一応、解散ということで行いましたので、今現在は、町のほうで町の公有地、町の土地に関し、また施設等に関しての利用検討委員会という中で、旧農業高校跡地利用検討会も引き継いで協議を行っているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、農業高校跡地でもいいでしょう。この事業が、これは企業版ふるさと納税でされると思いますが、これも含めて頑張ってお成功していただきたいと思っております。

続きまして、社会教育の中で、この資料ではないのですが、若干申し上げますと、先ほど子宝神社ということで、小島の寺を指摘しましたが、あそこが去年、おととしとずっと草ぼうぼう生えているものですから、うちが清掃した覚えがあるのですが、2回ほどしているのですが。町の史跡にもなっていると思っております。今後、ほかのところも含めて、史跡は社会教育課のほうで、なるべく除草等管理していただきたいのですが。今後、できますでしょうか。お伺いします。

○社会教育課長（明 勝良君）

史跡関係につきましては、資料館のほうで整備事業、また管理等行っておりますので、29年度につきましても、多少の予算を計上してございます。そういった予算の中で各史跡の除草、管理等、行ってまいります。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、あぁいった史跡についても24カ所、徳之島の史跡巡りの中にも入っております関係上、ぜひ、それを草ぼうぼうじゃなくて、今後、国立公園化にもなりましたし、世界自然になりますと、観光客も、多数、来島するものと思っておりますので、ぜひ良好な状態において管理をしていただきたい

と思います。

これで終わります。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時56分

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

会議を開きます。

質疑を行います。

○10番（樺山 一君）

平成29年一般会計予算書について質疑を行います。

まず、28ページお願いします、28ページです。総務費総務管理費、目一般管理費の共済費、特別職退職手当負担金というのがありますけども、これは、町長含め副町長、教育長、特別職の退職金の負担金だと思いますが、町長の1期4年間の退職金はお幾らですか。

○総務課長（池田俊博君）

町長の退職金は、ちょっと手持ちのほう、ありません。ちょっと今調べてみます。

○10番（樺山 一君）

後で調べて報告をお願いいたします。質疑中に調べられれば、また教えてください。

じゃあ30ページ。美島議員、上木議員からも質疑がありました財産管理費工事請負費について質疑をいたします。

いろいろと賛否両論ありましたけども、総務課長の苦しい説明で、世界自然遺産登録のために庁舎をきれいに塗装すると。塗装しなければ、世界自然遺産登録ができないとお考えでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

直接これをきれいにしたからといって、世界自然遺産登録になるというわけではないと思います。国立公園化、また世界自然遺産への登録という形でお客様がいらっしゃるという観点のほうから、交流人口の増、観光の面という関係で、一応予算計上してございます。

○10番（樺山 一君）

外見よりも、やっぱり中身ですよ。中身を大事にして、もちろん役場職員の質の向上、そしてまたインフラだったらトイレ。この伊仙町のトイレ、もう全職員そして訪問される方々、我々議員、余り快適ではないと思われまうけど、そういうのをもう優先して。もう私ども議会に来て、町のトイレに入りたくない。小のほうでしたら何とか我慢できるけど、大のほうは家に帰ってますよ。それぐらい、やはり職員もそう思っていると思いますけど、やっぱりそういう優先順位等考えてしたほうが、私はいいと思います。

また、もちろん、この塗装もしたければいいし、トイレを改修とかそういうのもやはり組めるのだったら組んだほうがいいと思いますよ。そしてまた、庁舎を改修するよりは、抜本的に庁舎をいつつくりかえるのか、町長、考えたことがありますか。

○町長（大久保明君）

今の樺山 一議員の質問は、的を得た質問だとは思いますが。トイレの整備が優先でないかということでございますけれども、確におっしゃるとおりだと思います。

庁舎に関しましては、5年以内に、これは新築という形で今考えてはおります。

○10番（樺山 一君）

ぜひですね、新築という方向で、基金の積み立て等行って。

熊本震災で、ほとんどの庁舎が地震で破壊されました。やはり、築50年たっていますこの庁舎、それを大きい地震が来れば、確実に壊れると思います。そして、指示態勢がもう全然できない状況になると思いますので、ぜひ庁舎の新築については議論をしていただきたいと思います。

さっきのやつ、わかりました。

34ページ、目10きばらで伊仙応援基金事業費、節8の報償費記念品代、これは戦艦大和の慰霊祭で使われる経費だと思いますけど、どうでしょうか。（「どれ」と呼ぶ者あり）これ、すいません。じゃあ、これはカットします。

35ページ、目15徳之島交流ひろば「ほーらい館」運営費についてお尋ねします。

節28繰出金、徳之島交流ひろば「ほーらい館」運営繰出金が、前年よりも1,000万円近く増加しております。その内容についてご説明をお願いします。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

議員の皆様と執行部の方、発言する前に、例えば樺山議員でしたら「10番」って言ってもらっていいですかね。これ、正確な議事録とるため録音していますから、よろしくをお願いします。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

1,000万ほど多くなっていますが、これ、施設の老朽化による修繕がほとんどであります。例えば説明しますと、プールのろ過装置の部品交換が700万ほどかかります。

それと、あと、水回り関係。石灰分が多い水で、しょっちゅう地下水をくみ上げているポンプやらその関係機器が故障して、しょっちゅう業者を呼んで修理させたりしています。

あと、バスも、今度は新しく地方創生関係で入りますが、今使っているバスが、これもかなり古くなっておりまして、修理を行ってあります。これも頻繁に故障するので、これもほんとは3台ともに交換したかったですけども、とりあえず地方創生で来る1台ということで、新しいほうから順に修理はしている状況であります。

あと、風呂、温浴施設ですが、水やお湯を循環させるためのポンプ類も、今さきお話ししましたような、石灰分多いということで、これも故障が多くて、今、水の勢いが少なくなったりしている

状況であります。

こういう感じで1,000万円を多く計上しましたが、また、これではまだちょっと追いつかない状態かなと思っているところであります。

以上です。

○10番（樺山 一君）

施設が老朽化すれば、備品の更新費がやっぱり高くなると思います。

先ほど牧議員から質疑がありましたけど、外部に移管するという事で質疑をしていましたけど、移管ができない状況であれば、保健センター等あって施設を利用しているわけですので、できなかつたら保健センターと合併をして、その下にある職員給与繰出金1,541万8,000円ですかね、職員を向こうに常駐させなくて、保健センターの所長あたりに管理をさせて。それぐらいやっぱり経費を節減していかないと、来年は、この給与の繰出金以上の設備費の更新がかかるのじゃないかと、私は思いますよ。

そういう形で、やはりそういう組織の改革、そして現在のほーらい館長そして事務職員、役場の中に戻して、やはり他の仕事をさせたほうが、効率がいいのじゃないかと思えますけど、どうでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

先ほどの質問で、町長の退職金ということですけど、1期4年間で1,442万円ほどの退職金の支払いがあります。

また、ただいまの質問におきましても、今ちょうどほーらい館と保健センターの合併という話があるのですが、そういう機構改革を行わないとやっぱり節減というのがなかなかできないということで、今、町長、副町長、またほーらい館のほう、あとは保健センターのほう等々も、また、ほーらい館を中心とした健康増進課の昇格とか、そういうのを今検討している段階ではございます。

○10番（樺山 一君）

ぜひ、その機構改革を進めて。そうしないと、ほーらい館のその繰出金だけが加算をして、町を見た人のイメージも悪くなるし、また、役場の職員が庁舎内に入れば、また他のところで効率が発揮されますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

そしたら、先ほどの28ページ、特別職手当組合負担金に戻ります。

1期4年間で町長の退職金が1,442万円ということですが、過去3期しておりますが、3期、1,442万円掛ける3で町長は退職金をいただいたということですか。

○町長（大久保明君）

条例上そうなっていますので、それは、私はいただいております。

○10番（樺山 一君）

もちろん条例上ですので、いただく権利は十分町長にあるわけですので。

この間、曾於市で、市長が退職金を返納したいというのを新聞で見たのですが、町長も3期分の

退職金はいただいておりますが、今期4期目はちょっと条例を改正して、いただかないという方向は考えられないのか、お聞きいたします。

○町長（大久保明君）

大変厳しい財政状況の中でございます。

私も曾於市長とは、よくお話をしております。ただ、退職金に関しては話をしたことないのですが、ただ、県の保健福祉関係で同席をしております。非常に立派な方で、共産党委員ということですが、そういうふうな雰囲気は全くないすばらしい方ですので、その辺の決意に関しまして、今お聞きして、やはりリーダーたるものは、そういう覚悟が必要でないかなというふうには今思いました。

具体的に、全額不要とするのか、いろいろ生活もあるわけですから、それも含めて、このことは前向きに検討をしてみたいと思います。

○10番（樺山 一君）

いい答弁をお聞かせいただき、ありがとうございます。

10月には町長選挙もあるわけですので、減額をすとか、そういう方向でいけばイメージ的にもよくなるのではないかなと思います。ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

44ページ、社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金、シルバー人材センター運営補助金320万円が出ておりますが、以前、今の事務長じゃなくて以前の事務長で、監査ができる状態じゃないとかそういう話もありましたけども、助成金を出している行政サイドとして、運営状況、そういう報告は受けておりますか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの樺山議員の質問にお答えいたします。

そうですね、局長が去年の1月にかわりまして、都度、相談等、報告等、特に10月に1回相談等ありまして、やはり3町を比較しますと、伊仙町はNPO法人で運営していますので、なかなか発足も遅かったこともありまして、運営状況が厳しいということで、事務料を25%いただいでいて、他町は10%ですけど、その辺もあって、25%でしても、なかなか……。

28年度におきましては、特にカットして250万ということにして、2名の職員分の給与にも満たないところで運営していただき、大変苦しいということで、何とかもう少し上げることできないか等、そういう相談も受けています。

今、2月末現在の報告もいただきまして、何とか今年は、ジャガイモ等もありますけれども、その辺も含めて、何とか今のところはプラス・マイナス・ゼロに近いぐらいの運営状況みたいです。

3月のまだ収支出ていませんけれども、その辺も含めて、ぎりぎり、もう……。

今、その事務手数料が25%ということで、なかなか他と比べても賃金が低いということで、なかなか、会員さんも減っていくのじゃないとか、いろいろ課題はたくさんありますが、何とかやっているところで、もう少し、今年少しだけ、29年度におきましては若干上げておりますけれども、

これでも2人の給与分ぐらいで上げていまして、厳しい状況ではあります。

今NPOで運営していますので、今年12月には、担当のほうが県のほうのシルバー協会にも相談にも行きまして、社団法人化すればいいのですけども、なかなかそこはまだできないというところで、今後また相談しながらやっていきたいというふうに思っております。

報告は受けております。

○10番（樺山 一君）

ぜひ、324万円という多額の補助金を出しているわけですので。

我々、社会教育課のその補助金を各連盟は受けているのですが、3万3,000円の補助金を受けて、もう相当の報告書を迫られています、社会教育課のほうから。それぐらい、やっぱりその使った内容、そういうのをぜひ報告を受けて、そして適切な監査ができるように指示をしていただきたいと思えます。

次、51ページ、衛生費、目の環境衛生費。

午前中ですかね、上木議員からも質疑がありましたけども、19、負担金補助及び交付金、合併浄化槽設置補助金2,120万円、あります。合併浄化槽の設置の補助金だということでしたが、午前中答えた、5人槽、何て言う……。もう一回、また教えていただけませんか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども申したとおり、29年度は5人槽が57基。これは、補助額は33万2,000円です。そして7人槽が2基で、これは、たしかには41万4,000円だったと思えます。そして10人槽が1基、54万3,000円だと思えます。

それで、撤去が今10基であります、1基につきまして9万円でございます。

以上です。

○10番（樺山 一君）

今、課長が答えたように、5人槽57、7人槽2、10人槽1基、それで十分な補助ができておりますか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

伊仙町のほうはこの状況であります、天城町と徳之島町のほうでは少し上乘せをしております。伊仙町のほうでは、やはり財政がちょっときついという状況で、基本的な補助をしているところでございます。

○10番（樺山 一君）

そうですね、金額の件も、やっぱり両町と比較すれば、ちょっと低いと。

この件数については、これで足りていますか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

件数につきましては、28年度も60基を計画しております、今のところ53基でございます。そし

て、その60基はなかなか満たない状況であります。

以上です。

○10番（樺山 一君）

それで足りているということですが、ぜひ、今、伊仙町が一番、水環境、そういう環境が鹿児島県で悪いということをおっしゃっていましたが、それを啓発するためにも、合併浄化槽を推進していただいてもらいたいと思います。

また、くみ取りは今、伊仙町内で何軒ぐらいあるものですか、お聞きいたします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

今ちょっと資料を持っておりませんので、少しだけお待ちいただきたいと思います。

○10番（樺山 一君）

もう、それはいいです。私が聞いた件数は、約1,000軒ぐらい、くみ取りがあるらしいです。

なぜなら、くみ取りを浄化槽にかえないかといえば、浄化槽で補助金が出て、なけなしの金を使って浄化槽にかえても、今度は清掃管理費が発生するわけですので。

5人槽で、年間清掃管理費、伊仙町でお幾らですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

お答えいたします。

約3万8,000円から4万ぐらいとなっております。

○10番（樺山 一君）

浄化槽を設置して、清掃管理費で約3万8,000円から4万円かかるということですね。

ほとんどの方が、今くみ取りのトイレをお持ちのほとんどの方が、もう高齢者の方ですよ。例えば、1年間くみ取りをしても3,000円、1回くみ取りしたら3,000円、まあ3,000円も要らないと。1年間もそんなにかからないという現状です。それを勧めて浄化槽にかえても、今度は清掃管理費が払えない。

ほんとのいい環境行政を進めていこうと思います、町長。その浄化槽の設置だけでなく、管理もやはり補助をしてあげるとか。福岡あたりの財政が潤沢かもわかりませんが、福岡あたりはやっぱりその清掃管理料も補助している町村があると聞いております。ぜひ、それぐらい、やはり町が、鹿児島県でワースト・ワンとか言われているのでしたら、画期的な政策を打ち出していかないと、そのイメージは拭えないと思いますけど、どうでしょうか。

○町長（大久保明君）

画期的な政策をとっていくということは、今までの町村行政においては、非常にそういう考え方が少なかったと思います。今、少子化の問題で、例えば、医療費を無料化とか保育料を無料化という、それから授業料無料化という流れが出てきたことは、時代の行政のあり方も当然のように変わってきているような気がいたします。

今樺山議員からあつたくみ取りの高齢者の件数が約1,000件だとして、その人たちが、この浄化槽、

3人槽にもなって、そして、その補助金も各町よりは少ないという状況など、具体的なことを試算して、維持管理の助成などを含めた試算しても、例えば1,000件であれば、これ3万円だと、補助すると3,000万という計算になります。そういうことなどは、まさに画期的な政策であると思います。

そのことに関して、そのような提案を今、樺山議員からしていただいたことは、大変、私たちが今まで気がつかなかったことをしっかりと提案をしていただいたというふうに思っておりますので、今後は、例えば、それは私の退職金1,440万でも足りないわけですが、そういうことは、いろんな形でやっていくことこそが町村行政であるというふうには、今最近思っておりますので、このことも、きゅらまち観光課も含めて、しっかりと計画を立てて議論してやっていく価値はあると思います。

○10番（樺山 一君）

ぜひ前向きに、庁舎内で会議を開いて、鹿児島県でワースト・ワンということにならないように、真剣に議論をしていただきたいと思います。

次、61ページ、目12青年就農給付金事業、負担金補助及び交付金。青年就農給付金についてお尋ねいたします。

先般、現場視察ということで、面縄の方の圃場に行きましたけれども、私は年間150万円を受けて、今若い青年が就農しておりますが、余りもうかっていると、もうかりそうにない、もうかりそうとか思えなかったのですが、経済課長は、あれを拝見してどのように感じたか、お聞かせください。

○経済課長（元田健視君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

青年就農給付金、年間150万ですが、これは生活を潤すためではなくて、これから先、農業していく上の、下地をつくるための給付金です。この下地をつくって、あと、後々潤っていけば、いければと思っております。

現段階では、他の給付金受けている方々も、何とかやっつけていける、いけているという形でしか受けてないです。

これから先、こういった分を下地にして潤っていけるようなふうにできればと思っております。

以上です。

○10番（樺山 一君）

私が言うのは、現在が潤うとかじゃなくて、5年後、あの青年が、もうばりばり農業して潤っていけるのかなと、私は心配しました。

ぜひ、課長、資金を年間150万補助してあげるだけじゃなくて、営農指導、そして、つくっている作物の売り先、そういうのも、役場でぜひ探してあげるとか、そういうことをしないと、若い青年だけじゃできないですよ。そういうのも、もう営農指導、150万円の資金をあげるのも大事かもしれないのですが、営農指導が一番、私は必要だと思いますけど、どうですか。

○経済課長（元田健視君）

今のご質問ですが、営農指導という形で、今、年間4回ほど、普及課及び町担当、あと園芸・畜産・糖業の担当交えて、営農指導に回っているところです。

また、青年給付金を受けている方々ですが、4Hクラブに入っただいて、横のつながり、同じ農業している人のいろんな意見を聞いていただいて、それで何とかいろいろなヒントをもらって営農していけたらと、今思っているところでございます。

以上です。

○10番（樺山 一君）

営農指導も行っているとのことですが、農業改良普及課と連携をして、青年が農業して、もうかのような農業をさせるようにしていただきたい。もうかれば、誰もがまねしてし、するなと言ってもしますよ、もうかれば。そういう農業ができるような形に努力していただきたいと思います。

次に、65ページ、目6地籍調査事業費が組まれています。今、伊仙町の進捗率は何%でしょうか。

○耕地課長（上木正人君）

今、資料をちょっと持ち足らないものですから、後ほど報告させていただきます。

○10番（樺山 一君）

それは後でよろしいです。

29年度は目手久地区とどっか他をするという耕地課長の説明を聞きましたけど、ぜひ、目手久地区、町有地、クリーンセンターのその近辺でしょうか。

○耕地課長（上木正人君）

クリーンセンターの西側というふうにお聞きしています。

○10番（樺山 一君）

去年の行政視察でクリーンセンター行ったときに、町有地がクリーンセンターの下のほうにたくさんあると。それがどこまでかわからないという話がありましたけども、ぜひ地籍調査をして、あの町有地がどこまでなのか、その境界線を明確にしてください。

クリーンセンターの、今52ページ、負担金及び交付金、徳之島愛ランド連合負担金が安くなっていると。きゅらまち観光課長のほうから、結局、そのつくった、元金返済ですかね、それが少なくなったので、ちょっと減ったと。しかし、あと何年かすれば更新が来るわけですので、向こうに、徳之島町、天城町につくれない状況になったら、今のクリーンセンターの隣接したところに処分場をつくるとか、そういうことが確実に起こりますので、その辺を、やはり町有地の確保を明確にしてくださいと思います。

次に、68ページ、19負担金補助及び交付金、徳之島地区トライアスロン大会負担金150万円。平成28年度は100万円だったと思いますが、なぜ50万円ふえたのか、お聞きいたします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えしますが、増額した分がちょっと把握できません。トライアスロンは6月

25日になっておりますけれども、後ほどまたご説明いたしたいと思います。

○10番（樺山 一君）

3町で負担をして、もちろんトライアスロンが行われていると思います。伊仙町では、バイク、自転車が伊仙町の県道を通過していかれておりますが。

しかし、2020年度、トライアスロン競技が徳之島であるわけです。その競技は、天城町1町で開催される予定と聞いております。そのところで、結局3町でトライアスロンを運営してるわけですので、なぜ、徳之島町、伊仙町をぜひともコースに入れていただきたいとか、そういう要望はなされなかったのでしょうか。お答えをお願いします。

○町長（大久保明君）

トライアスロンの国体とか今オリンピックとか、世界選手権はもうルールがありまして、例えば、これはもう水泳が1km、それからバイクが40km、ランが20kmと決まっております。しかも、周回コースというふうにも決まっておりますので、それはもう天城町内のごく一部で周回する、その自転車の周回、ランの周回、一緒ですから、ほんの狭い地域でやることになりますので、それは天城町で中心として、徳之島トライアスロンをやっているわけですがけれども、この国体はもうそこしかできないということと、それから、国体の参加者は、男子女子、都道府県1人ですから、47ですね、男子47、女子47名という形での参加の、トラック競技のような状況での観戦ができるということになります。

○10番（樺山 一君）

わかりました。競技上で規模が小さいということでご理解したらよろしいでしょうか。

69ページ、今の、負担金補助及び交付金の19節戦艦大和慰霊祭負担金200万円が組まれていますが、こういった内容で使われる予定でしょうか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

岬の戦艦大和慰霊祭の中で、特に交流会がございまして、交流会も必要でありますし、また闘牛もあるということで闘牛の負担、それから、ちょうどテントがございませぬので、テントも5はりあり、そして皇族関係の送迎車も必要ということで、計画を、今しているところでございます。

そういった面で試算いたしますと、約500万ぐらい今かかっているところであります。

以上です。

○10番（樺山 一君）

今、先般の補正予算の300万と29年度の当初予算の200万、500万、慰霊祭にかかるということ、お答えいただきました。

そしてまた、闘牛の予算も組んでいるということでしたが、幾らぐらい組んでいますか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

50万ぐらい組んでありますけど、できるだけ協議いたしまして、30万ぐらいにしていきたい

と、今考えているところでございます。

○10番（樺山 一君）

予算を組んでいる、予算を組んでなかったのを急遽組んだのかわからないのですが、毎回、こないだ伊藤知事が徳之島に、去年かな、来られたときも、闘牛を見せました。そして今回また、三反園知事ですかね、とか皇族の方々が来られるということで、闘牛大会をするということですので。

闘牛を3組ぐらい組んでけんかさせるのは、やっぱり相当の経費がかかりますよ、その牛主、そして、それをする人は。そういうのを考慮して、1人に負担がいかないような形で、やっぱりそういう宣伝をすれば、確実に町のプラスになるわけですので、そういうときはやはり予算を使って、いい闘牛、そして中途半端な闘牛じゃなくて。

闘牛は、牛がけんかして負けたり勝ったりよりも、外から来るお客さんは、小学生が闘牛場の中に来てはっぴを着て踊ったり、そういうのがやっぱり印象に残って帰られると思いますので。

ぜひ、今回のこの戦艦大和慰霊祭のときの闘牛の催しは、そういうのも主催者の方にお願ひして、また見て印象に残るような形に、ぜひしていただきたいと思います。また、そりゃ金がかかりますよ。その金もぜひ考えて、いいおもてなしができればと思っております。以上です。30万円ではできませんからね。

89ページ、また負担金及び補助金及び交付金、町体育協会費補助金380万が予定されておりますが、もう毎年一緒の金額。これ、どうにかならないですかね。

○社会教育課長（明 勝良君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

今ご指摘のとおり、この補助金等につきましては、毎年同等の金額でございます。町のスポーツ推進ということで、補助金等ふやしていきたいという希望は各団体からも受けていますし、要望も多いわけですが、先日の補正予算にも、全国大会の出場補助金等を議決いただきましたけども、今回は、九州大会並びに全国大会とか、そういった大会へ出場する方々の補助金等を考慮いたしまして、29年度につきましても、28年同様の予算計上になっております。

各、大島地区大会等の出場者の負担が、伊仙町の場合には、他町村よりも負担割が大きいという現実もございますので、今後また次年度に向けて、予算の増額を図っていきけるよう努めてまいりたいと考えております。

○10番（樺山 一君）

今、その体育協会の、何団体あるのか、そしてまた、今課長から出たように、伊仙・面縄合同の、スポーツ少年団なのかな、あれは中学校の九州大会そして全国大会の補助をしましたけども、その2回の金額をまたお答えいただきたいと思います。

○社会教育課長（明 勝良君）

お答えをいたします。

今、町の体協の団体でございますが、手元に資料がございませんので、後ほどご報告させていた

だきます。

伊仙町の合同の野球チームの補助金に関しましては、九州大会出場時に補正を組ませていただいて、122万5,000円、このたびの補正で、全国大会出場ということで、この全国大会出場時においては、各種スポーツ団体の出場要項と補助金要綱とを作成いたしまして、その基準にのっとりまして、旅費の半額ということでございます。

また、条項の中に上限、全国大会の場合には5万円を限度するという項目に沿って、今回、全国大会に15名の選手・監督が規定にのっとりまして出場するというので、75万円でございます。

以上です。

○10番（樺山 一君）

去年前回の補正そして今回の補正、九州大会、全国大会で、122万5,000円と75万を補助している。そして、何団体かわからないのですが、町の体育協会の補助金として380万。

約200万近く、その中体協の補助は、1年間の体育協会の補助金のもう半額ですよ。そういうことも勘案して、そういうその補助金の使われ方、そういうのを、もうちょっとそれぞれかみ砕いて、1年間の体育協の団体に出す補助金、そして大島地区大会への出場補助金の半分を使うぐらいの、そういう助成を、やはり考えていただきたい。子供らに全国大会に出ていただいたり、そういうのもやっぱり必要ですけれども、そういうやはり予算の使い方をこれから十分に検討していただきたい。

そして大島地区大会で、補助率が少ないものですから、もうほとんどの方が行きたがらない。もう自分で、自腹が多い。こういうのを今からは是正される考えはあるのか、ないのか、お伺いします。

○社会教育課長（明 勝良君）

お答えをいたします。

九州大会並びに全国大会の今後の出場につきましては、要綱を策定していただいておりますので、その要綱の基準にのっとり、今後助成等が行われていくものと思います。体育協会の大島地区大会の負担割合ってというのが、今現在では町の補助が4割、個人の負担が6割というふうなことで、個人負担が非常に多いということで、各団体のほうから厳しいご意見等をいただいております。

その辺の状況につきましても、29年度の大会が7月にあるわけですけれども、出場者の数、そういうものを勘案しながら、是正できる分は是正するように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○10番（樺山 一君）

そういう実情、各連盟の実情をやはり把握して、裾野を広げるような形で助成をしていただけるようにお願いをしておきます。

次に、各課に予算措置されている13委託料について、浄化槽管理委託料について質疑をいたします。

先般、一般廃棄物収集運搬業の許可取り消し請求事件の判決が、平成29年2月28日だったと思いますが、どのような結果だったか、お伺いをいたします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えする前に、先ほどのトライアスロンの50万円の増は、30周年の記念の大会により50万円プラスになったということです。

今質問のありました取り消し処分は、2件ございました。平成28年行ウ第9号一般廃棄物し尿・浄化槽汚泥の収集及び運搬の許可を取り消すという、これが本体でございます。

もう一件は、平成28年行ウ第7号一般廃棄物し尿・浄化槽汚泥の収集及び運搬の許可の効力は、本体が確定するまで停止するという判決でございました。

○10番（樺山 一君）

2つの判決が出て、新規許可を取り消しなさいと、そしてまた、営業を停止させなさいという判決が出たということによろしいでしょうか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

そのとおりでございます。

○10番（樺山 一君）

その判決日に、2月28日、役場の関係者がその判決を聞きに裁判所に行ったのかどうか、お伺いいたします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

行っておりません。弁護士の方に依頼してございました。

○10番（樺山 一君）

判決には、役場関係者が行かなかったということですよ。

役場が訴えられている判決に、役場関係者が行かなかった。弁護士は誰もいなかったということ、私は聞いてますけど、町民の税金を使って、訴訟、弁護士費用を、訴訟を起こしているわけですよ。やはり判決日には行って、判決はびしっと聞いて、それぐらいのやっぱり緊張感が私は必要じゃないかと思えますけど。

前日も、取り消し処分で役場側が敗訴しております。そしてまた今回も敗訴しました。それにかかる裁判費用、弁護士費用、1回目、2回目、どれぐらいかかっているか、わかったら教えていただけませんか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

27年度の判決で取り消したときには、60万円支払っております。

今回の請求は、今現在70万円の請求書を受けているところでございます。

○10番（樺山 一君）

今係争中で、そしてまた判決が出たわけですが、町民の血税をやっぱり使って弁護士費用を捻出しているわけですので、やっぱり緊張感を持ってしないと裁判は勝てませんよ。この環境行政はそんなに甘くはないと、私は思いますよ。

今回の裁判で抗告はするのか、しないのか、町長、お伺いします。

○町長（大久保明君）

控訴はもう、しました。

それと、裁判費用に関する町民の血税であることは、当然であります。

先ほどからいろいろ質問がありますけれども、伊仙町の環境行政は、単に合併浄化槽の普及率が一番低だけではなくて、多くの課題を抱えております。そのための裁判を今しとるわけですから、これはどんなことがあっても負けてならない裁判だと、私は覚悟をしております。そのことが、ひいては裁判費用の何倍何十倍何百倍かの価値を生み出すと私は信じておりますので、今、緊張感が足りなかったという話は、反省はしております。

今後は、控訴、そして、していく中で、私自身がその裁判に参加して、町のある姿、現状を細かく訴えてまいらないと、この裁判は勝てません。ですから今、環境問題というのは、簡単なことで勝てないということは、今回のことで、裁判所の報告見て、これは全町民からして、それから鹿児島県の環境生活衛生課の方々も、この角を打ち砕いていかない限り、これは前に進まないということも、良識ある方々はよく理解していると思います。ですから、

これから伊仙町が、あらゆる面で、先ほどから税金の問題と色々な問題、おくれてる面を一つ一つ解決はしていきたいと思っております。ですから、このことは敢然と控訴していきたいと、私は決意をしております。

以上でございます。

○10番（樺山 一君）

その抗告控訴では、私ちょっと勉強不足でわからないものですから、議会の承認とかそういう、議会で諮る必要はなかったのでしょうか。

○町長（大久保明君）

このことは、弁護士と相談しましたら、係争中のことあって、このことは、議会の議決は必要ないということを明確に答えていただきました。

○10番（樺山 一君）

そういうことでしたら、問題はないと思いますけども。

今町長がおっしゃっているように、当初は競争原理を働かせて、管理清掃料金を安くして町民に利益が出る、そのために複数のやっぱり許可業者があったほうがいいと。そして、それをまた、そういうふうには訴えて町民の理解を得ようとしたんですが、しかし、この廃棄物し尿浄化槽汚泥の収集運搬業は競争原理が働かないということが、前回の裁判でも、今回の裁判でも、やはり指摘はされております。

1回目の裁判で、一般廃棄物処理計画書が作成されてないので入り口で却下されたということだったので、今回もやっぱり、その一般廃棄物処理計画書がまともだったのか信憑性が疑われるという検案も出ておるようです。

だから、今までに伊仙町で積み重ねてきた、この一般廃棄物処理行政では、今のところ許可をしてもなかなか難しい。もう少し、あと3年、5年ぐらい、まともなやっぱりそういう行政をしていかないと、難しい。

先ほどの浄化槽の件でも私質問しましたけども、浄化槽法で、20人槽以下の浄化槽を年3回以上点検、管理、そして1年1回以上の清掃をしなければならないとうたわれております。伊仙町の条例では、年何回ですか。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

樺山議員、当初予算に関しては。

議員報酬とか、浄化槽がどれぐらいですかということであって。そういったことは、一般質問とかで、したほうがいいと思いますよ。

○10番（樺山 一君）

一般質問じゃなく、この委託料は全課にあるわけですよ。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

ですから、そういったの、徹底して一般質問ですべきだと思いますよ。

○10番（樺山 一君）

一般質問は終わったから来月するの。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

その「浄化槽の点検を何回してますか」とか、そこまでは、ここで今すべきですか、これ。（「委員長」と呼ぶ者あり）

○町長（大久保明君）

質問には答えてまいります。

私は、その判決の両弁護士の本論をつぶさに読みました。そして、その裁判官の裁判の趣旨で強調されているところは、2つでございます。

一つが、この競争原理になって、原告側が路頭に迷うようなことがなればよくないと、ですからそれを保障しなければならないというのが、裁判官の1つの原告側を支持した理由であります。もう一つは、やはり今、そのいろんなデータを、例えば、町の証明とかいろんな現状、町の条例で毎月ということになってはいますけども、そういうことも含めて、この書類にずさんと思われる面があるという。この2点だったと、弁護士の主張を見たらですね。

しかし1番目の主張は、要するに競争原理ということで、この環境行政で、それがストップしたら町民に大きな損害を与えることはあってはならないということです。

これからは、私がそれに対する反論は、幾らでも今考えておりますので、この業界は決して聖域ではない時代になってきたと思います。ですから、これは全国で唯一、その許可をして、それが最高裁まで、認められた自治体は、鹿児島県の阿久根市が2社ある清掃会社に1社を加えた、これも裁判をして3社になった経緯もございます。

ですから、競争原理、競争原理ということではなくて、どうしたら町民の多くの方がこれから浄化槽の恩恵を受けて、そして2社が切磋琢磨しながら新しい要請に応じていくかということを考えていく時代じゃないかと思います。1社が来たら1社が潰れるとかそういう戦いではなくて、切磋琢磨して併存、共存していくことは十分可能だと、私は考えております。これは私の考えです。

○10番（樺山 一君）

今町長がお答えになったとおり、年12回毎月点検ですよ。

そういうのを条例で縛りつけるだけじゃなくて、3回にして、例えば年12回をするのを3回に点検をしてこれ、私の思いですよ、これも。清掃会社、そういう人はどうかわかりませんよ。3回にして、例えば12回行くよりは3回行ったほうが、経費安くつきますよね、管理する経費が。今、3万8,000円から4万円と言っていますが。

そしてまた、清掃年1回以上ということの規定されていますが、夫婦2人だけの世帯って、やっぱり伊仙町相当の数があると思うのですよ。そしたら、浄化槽汚れないのですよね、夫婦2人だけで使用しても。それを、例えば1年半に1回とか、2年に1回とか、そういう形で役場が指導したりして「うちは、使わないよ」と、そして「うちはそうしてくれんか」と、その浄化槽の管理者、その家主さんが言えばそういう方向に持っていくとか、そういうことでも町民に利益の還元は十分、私はできると思いますよ。

だから、そういうのをやはりそれぞれが勉強して、どう町民に還元していくか。皆さん、そうでしょう、やっぱりひとり暮らしの人が浄化槽1年中使っても、そんな汚れないですよ。それを、例えば2年に一遍にしてくれと、その分清掃料金をちょっと抑えてくれないかとか、そういう形で町民に利益はやっぱり与えられると思うのですよ。だから、そういう前向きな考え方も持って、ぜひ、浄化槽、この廃棄物の行政に前向きに取り組んでいただきたいと思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

○耕地課長（上木正人君）

すいません、ちょっとタイミングが悪かったですが、大変申しわけございません。

先ほど樺山議員のほうからご質問がございました地籍調査事業費の進捗率ですが、本町では27年度末で8.6%でございます。

進捗率、これから上げていくように努力をいたしたいと思います。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

ほかに質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

最後になってきますと質問する箇所も少ないのですが、続けて行います。

最初に、教育委員会のほうで、学校施設ですか、体育館とか運動場の開放に関する料金を徴収するようになっているという話ですが、スポーツ少年団、すなわち義務教育をしてもらっている義務教育期間中の使用については、その使用料を減免できないかという、一般の方のからのお話ありま

したので、質問しているわけですが、今までのように条例は徴収するようになっているのですが、何かの形で減免できないかをお尋ねしたいと思います。

○社会教育課長（明 勝良君）

ただいまの明石議員の質問にお答えいたします。

一般質問でも同様の質問が行われたわけですが、条例上、町民に対しまして、社会教育課管轄のスポーツ施設等の使用料が記されとります。

28年度までは、スポーツ少年団を含む中学校の部活動等についての日ごろの練習等においても、免除をしております。免除する中で、やはり他の団体同等に、同じように体育館並びにグラウンドを利用している方々がいらっしゃいます。特に高齢者の方々も利用も多く、グラウンド・ゴルフ、ゲートボールといった形で、ほぼ毎日のように高齢者の方々もグラウンドを利用しながらやっているわけですが、あいにく、この高齢者の利用団体につきましては、免除されることなく、通常の条例にのっとった使用料をお支払いいただいております。

その中で、意見としては、自分たちは年金生活をしているのだと、年金生活をしている人からも使用料取るの、同じ取るのであれば平等に取ってはというふうな厳しいご意見等もいただいているわけでございます。

そういった中で、各課長会等でもいろんな議論をいたしまして、一時、条例に沿った形で使用料をいただくというふうなことで29年度以降は考えていたわけですが、今後につきまして、体育協会の方々や、また学校関係者の方々、関係団体と協議をいたしまして、また、この問題につきましては方向を示していきたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（明石秀雄君）

最近、今年からですが、子供・子育て対策として、住宅料にも子供の人数において減免をしようという話も出てきました。同じように、スポーツをする子供たちにも、何とかそういうのは、減免する方向で考えられないかということですが、ちなみに、スポーツ少年団を徴収したら、どれぐらいの収入が見込まれるのか、お伺いします。

○社会教育課長（明 勝良君）

社会教育課の施設利用料として、予算書の6ページのほうに使用料の収入と記載してまして、101万円ほどの収入を見込んでいるわけですが、27年度の収入の実績といたしまして、91万円ほどの実績でございます。

28年度につきましては、まだ途中ですので集計上げてございませんが、そういった状況でございます。

ただ、今後、スポーツ少年団等の使用料をいただいたときの見込みでございますが、今現在、ここ5年間ほど免除というふうな形でできておりましたので、例えば、休み等に行われる大会時には、スポーツ少年団並びに中体連の大会時には免除をいたしております。

ただ、バレーボール協会とか、そういった団体が主催をして大会出場料をいただいている大会につきましては、条例に沿った使用料をいただいておりますが、今後スポーツ少年団から利用料いただいた場合ということですが、今現在が免除されているということで、平日使用しているということで、これが条例どおり使用料いただきますよというふうなことになった場合、他の団体がしているように、学校施設での体育館での練習とかなると、義名山の体育館、総合体育館を使用しないということで、その辺の見込み額については、試算化できる状況ではございません。

○9番（明石秀雄君）

一般財源の少ない我が町で、そういったものも非常に大事だと思います。個人的には、やっぱり取るべきものは取るというのも原則的な考え方ではありますが。

やはり、そういった子供たちが、運動でも全てのもので活性化するのであれば、これもまた考えようによってはいい方向じゃないかなと思ったりしております。

今後、もし検討される余地があるならば、体育協会やスポーツ関係、各種団体等の代表者等の集まりをつけて、話し合いをされて、減免措置ができるようになったら、お願いをしておきます。

それでは、35ページをお願いします。

ほーらい館の繰出金でありますけれども、やはり非常に高いという概念を持っているのですが、今後やはり施設が劣化しますと、先ほど来からずっとそういう話が出ておりますけれども、金がかかるわけです。

そこで、これは提案ですが、向こうに、指導員とかいろんな形で、今日のあれをしてみますと7人ほど、指導員からずっとあの人たちに任せることはできないのか。または、もう先ほども提案、話が出ていたのですが、ほーらい館、保健センターを課に昇格をさせて、健康増進課か何かにというような形でもつくれば、それも管理ができるわけです。それやっても金はかかる、かかりますけれども。

もし、それができないのであれば、向こうへ派遣している、派遣というか、職員の給与の低いほう我々が在職していた時分は、出先機関というのは、ほとんどが係長待遇だったです。例えば、診療所の事務長、保健センターの所長さんも、当時は係長でした。そうすると、給与は低く抑えられますね。そして、今行っている人たちのほとんどが、もう定年前の高い人たちです。この人たちは中でやれば、給与が高いとか低いとか言われなくて済む。繰り出しが少なくて済むわけですので。

何らかの形、機構改革などすればできると思いますが、そういう考えはないのか、お伺いします。

○町長（大久保明君）

先般のほーらい館運営協議会の中では、まず料金の話が出ました。そのときに、ほーらい館長から大変心配だということで、職員がかなり、町職員なる方2人、それ以外で2人は都会で働きたいと、あと2人は報酬が安いということでやめたいということなどを聞きまして、とにかく大変なことになるということで。

その後、いろんなほーらい館の方々と集まって、いろいろ協議して。

まず、ほーらい館長は向こうのインストラクターの中からやっていただくという話があります。そして、今先ほどからあったように、健康増進課という形で、今は保健センター所長に兼務していただくという話を提案しました。

もう一つは、この人員を効果的に使うため、利益も上げるために、水泳の指導をしている方が、今、水泳教室の待機待ちが100人近くいます、そのことを解決するためには、水泳の指導に専任させていただきたいと。受け付けしたり事務に行ったりして、なかなか集中できないと。そうすれば、毎日水泳教室ができるというふうな、インストラクターのほうからの提案もありました。そのことをぜひしていただきたいという、自分たちに自由に営業させていただきたいという意見が出てきました。

そして今、副町長、総務課長も含めて会議をして、それを、これは課の設置条例などいろんな手続も相当必要ですし、独立してやったときのいろんな保険の問題などもまた別個に生じてきたりしますので、今、急にはできませんけれども、段階を踏まえていくと。そして、インストラクターそしてその方々みんなが、自分たちがこうしたらもっと効率的に、もっと利益も上がるだろうと。ひいては、その使用料はもう少しやっばり高くてもいいのではないかなどというご意見も出ているし、上げて決して会員が減ったりはしないだろうなという意見も出ましたので、現場をわかっている方々にやっていただくということで、保健センターは向こうにありますので。

今言った新しい機構改革は前向きに取り組んでいきたいと思っておりますので、今すぐにはできないということで、交渉をして、徐々に、徐々にいいいきますか、議会の皆さん方の承認を経なければ得ないということなども話をしていますので、そうすれば、心機一転、いろいろ改革してからが、もっと自由に自主的にやっていけば、さらにいいほーらい館にできる可能性は十分あると考えております。

○9番（明石秀雄君）

これはもう先ほどの答弁のように、すぐ「はい」というわけにはいかないだろうと思っておりますので、ぜひ時をかけて検討して、みんなでそのいい方向に進んでいただきたいと思っております。

51ページ、お願いします。

衛生総務費の19、食肉センターの特別会計負担金ですが、今、食肉センターの利用運営状況というのは非常に悪いと見ているのですが、この運営の方法を何かいい方向に変えられないかなという思いなのです。

例えば、一番今使っている業者さんに委託をすとか、そういうのは考えられないのか、お伺いをいたします。

○町長（大久保明君）

広域連合議会が、今回あります。その中での大きな課題になるわけであります。

報告いたしますと、一つ、焼却炉の話ですけれども、長年のずっと要望してきた、維持管理費を入札にしたら、約600万ほど年間の維持管理費が下がったりしていますので。

この広域連合議会の中で、食肉センターの件をどうするかということで、今、ある方が伊仙町に移住してきた方がいて、環境問題の専門家でございます。毎日のようにクリーンセンター行って見て、いろんな改善すべき点も指摘をさせていただいておりますので、食肉センターの、この維持管理とそれから頭数、今下げどまりのような状況ですけれども、当初の目的であった島の豚肉文化を復活するような流れが出てきたりする可能性もありますので、自然遺産の中で、そうした場合に、今頭数が少ないのがふえていけば、経営なども順調にしていく可能性もありますので、今回の広域連合議会のほうで、今言ったことは話をしていきたいと思います。

○9番（明石秀雄君）

ぜひ検討してみていただきたいと思います。

それから、57ページお願いします。

目の4の11、修繕費が435万円組まれております。どこをどのように修繕するのか、それと、その下に補修材料費が10万円を組んでいるのですが、材料費が10万で400万単位の補修するというのが、いかにも、腑に落ちないのですが、どこをどのようにするのか、お伺いします。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えします。

修繕費ですが、これは堆肥センターの計量器、これが一応430万ほどかかるということ。

計量器のほうが、もう経年劣化という形で、去年の計量器の検査時に、もういつ壊れてもおかしくない状態だということで、早急に修理したほうがいいということで、この430万という金額を当初予算のほうで組んだ次第です。

以上です。

○9番（明石秀雄君）

わかりました。

60ページ、畜産振興、9目の下のほうの償還金利子、節の23、2,673万2,000円が入っております。

これはいつまで続くのか返納計画があれば、お願いします。

○経済課長（元田健視君）

この国庫補助金返納でございます。この国庫補助金は、29年度で最終になります。

○9番（明石秀雄君）

了解です。

62、10目の15のイノシシ侵入防止柵資材費510万。これは、原材料費だけが計上されているように、だな、それでできるのか、お伺いします。

○経済課長（元田健視君）

この分はイノシシ侵入防止柵資材費ということで510万は資材代だけです。この設置の方は集落の地権者等の組合でもらう事になっています。

○9番（明石秀雄君）

一応、28年度もあつたと思いますが同じようにやっていますか。

○経済課長（元田健視君）

一応、28年度と同じような形で町はやっております。

○9番（明石秀雄君）

72の目の5、社会資本整備総合交付金事業ですが12の鑑定手数料というのはどういうことでしょうか、お伺いします。

○建設課長（仲 武美君）

お答えします。鑑定手数料においては、今度に行く、阿権・馬根線の土地の鑑定料であります。

○9番（明石秀雄君）

それから、ここに、27年度の決算の状況をちょっと。

この中で何点か指摘を、分析表をちょっと見ているのですが、何せ財政力指数が全国で一番低いのか、類似町村の中では107分の107ですから、一番低い0.11、相変わらず我々もう30年ぐらい前とも変わらない財政力指数ですが、それに比べて、歳入歳出決算額が59億9,300万、標準的な財政規模が36億3,000万ぐらい。その中で、地方債、借金の残高が82億9,000万。非常に、財政力というか、小さい割には大きな予算を組んで仕事をやっている関係か、借金が多いわけです。

そこで、その決算の指摘が、類似団体を財政力が非常に下回っているわけですが、普通建設事業の優先順位と地方債の有効性を勘案し、発行の抑制を図りなさい、私は、これにできるのは職員数の見直しなどによる人件の抑制というふうに言われているのですが、大分、伊仙町も、職員も定員管理として落とされて、よくなっているのかなと思って見ていたのですよ。

しかし、やはり他のところから見て高いほうになっている。一般財源を非常に確保しなければならないというふうに言われているのですが、当初予算を組むに当たって、こういったものを見たりして予算を組んだのかどうか、お伺いをいたします。

○総務課長（池田俊博君）

当初予算を組むに当たりまして、伊仙町で今、ちょっと計画をというか、中・長期財政計画、この計画を一応見ながら当初予算編成に当たっているところであります。

今、事業量のほうが少し多くはなっているところでありますが、まだ今のところ基盤整備の分に関しては、3町に比べて少しおくらしている段階があるところも、こういうふうに、事業というか、予算が伸びた要因にもなっておりますので、ここら辺のところは済んでいって、後しばらくするとまた落ち着いた状況になってくると思います。

○9番（明石秀雄君）

どうも予算書ができあがって、もうここに出てきたこれを変更しようとは言いませんけれども、やはり長期的に財政を見る、安定させていくためには、こういったものを見ながら、町の独自の計

画性と照らし合わせながら、ぜひやっていってほしいと思います。

それから、財政構造の弾力性、普通というのは経常収支比率が高いということではありますが、1年ぐらい前、去年、おとしよりは、少しはよくはなっているのだけれども、まだまだ高いと。今、27年度の決算では87.0、やはりこれも、少なくとも80を割るぐらいの数字まで持っていくような努力をしないと、このまま続きますと、やはり予算の運用が非常に難しくなるのじゃないかなと思ったりしております。

先ほどから、課の統廃合と構造改革をなさいと、も言っているのですけれども、そういったものを含めて、やはり経常収支比率の軽減化に努めていただきたいと思います、何か秘策がございませうか。

○総務課長（池田俊博君）

財政の構造というか経常収支比率を抑えていくとか、あと、また予算を組みながらというか地方債を活用しながら、今伊仙町では予算を確保している状況等でございます。またこれから先ずっと、町の役場の庁舎の移転とか小学校の改築とか、いろんな面でまたこれから普通建設事業費が出てくる段階に入ってきている状況でありますので、そこら辺のところはマジック的にできるわけではないと思いますが、できるだけ節約、節減やっていって、これからの伊仙町をつくり上げていきたいと思っております。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 4時45分

再開 午後 4時50分

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○9番（明石秀雄君）

あと1点は、物件費、人件費ですが、物件費については、1人当たりの金額は低くはなっているようであるということは、言っております。しかし、これは一部事務組合であったり消防組合等に当たる金額が大きいので、ここで一般では出てこない、低く抑えられているということでもありますので、ぜひこういったものを参考にしながら、人件費等の削減に努めていただきたい。「人件費」っていても職員の給与ではありませんのでね、職員の給与についてはラスパイレス指数では、類似団体では96.3、伊仙町が86.6でもう10ポイント低くなっておりますので、これはまた職員組合等の話し合いなどしながら少しずつ改善をしていただきたいと思います。

それともう一つは、将来負担ですが、ぼちぼち少しずつよくなってきている。しかし、相変わらず、82億ですか、一般会計のほうでの将来負担というか高騰している。これを見直し、地方債の残高を減らす工夫を、今後も継続して続けていただきたいと思います。

それと、公債比率も年々よくはなってきましたが、まだまだ努力をする余地はあるというふうに思います。

今後の財政運営については、経常比率、それから、もちろんですが、保健福祉課、国保税あたりの繰り出し、水道事業への繰り出しなどをできるだけ抑えていかないと、もう国保については徴収率、水道については水道料を100%取ると。または、国保税も水道もですが、料金、保険料の改定など見直しを早急にやって、町の財政の安定化を図る努力が今一段と必要だと思いますので、歳出削減、収入の確保には十分に手をつけて、努力をして、今後の財政運営をしていただきたいと要望して、終わります。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

お諮りします。

伊仙町議会会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、次の会議は、3月14日火曜日、午後1時30分に再開いたします。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。

延 会 午後 4時54分

平成29年第1回伊仙町議会定例会

第 6 日

平成29年3月14日

平成29年度伊仙町一般会計他 6 特別会計当初予算審査特別委員会

平成29年 3月14日（火曜日） 午後 1 時32分 開議

1. 議事日程（第6号）

- 日程第 1 議案第18号 平成29年度伊仙町一般会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第 2 議案第19号 平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第 3 議案第20号 平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第 4 議案第21号 平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第 5 議案第22号 平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第 6 議案第23号 平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第 7 議案第24号 平成29年度伊仙町上水道事業会計予算（質疑～討論～起立採決）

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
14番	美島盛秀君		

1. 欠席議員（1名）

13番 琉理人君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂浩一君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	稲隆仁君
総務課長	池田俊博君	未来創生課長補佐	上木博之君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	澤佐和子君	経済課長	元田健視君
建設課長	仲武美君	耕地課長	上木正人君
きゅらまち観光課長	佐藤光利君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	樺山明博君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	水本斉君	ほーらい館長	中熊俊也君
選挙管理委員会書記長	鎌田重博君	総務課長補佐	佐平浩則君

～平成29年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午後 1時32分

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

ただいまから、昨日に引き続き平成29年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査特別委員会を開会いたします。

議案第18号、平成29年度伊仙町一般会計予算について、質疑を行います。

○2番（岡林剛也君）

平成29年度伊仙町一般会計予算書について質問いたします。

13ページ、歳入の、明細では14ページですね。目5総務費、国庫補助金、地方創生交付金7,524万円となっておりますが、前回の説明では3幼稚園の遊具を購入するということでしたけども、他に何か大きい計画があれば。18ページですね、ごめんなさい、18ページの。

○未来創生課長補佐（上木博之君）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

それぞれの課にいろいろ事業が計上されておまして、保健センターであれば、子育て支援講演会、長寿食材調査成分分析とか、総額1億円ぐらいを予定しています。（発言する者あり）それは、あれですね、国からもらえる、その2分の1の補助金となっております。

○2番（岡林剛也君）

そのうち幼稚園の遊具というのは、大体どれぐらいの金額になりますかね。

○教委総務課長（仲島正敏君）

ただいまの質問にお答えいたします。

7,024万円のうち、750万は幼稚園の遊具ということになっております。

○2番（岡林剛也君）

ということは、ほとんどが他の課の事業を集めて、それで1億円ぐらいということよろしいですか。はい、わかりました。

次に、歳出、68ページ、明細書は38ページになりますかね。小さな拠点づくり推進事業費の13委託料、包括支援センター公社化実現可能性調査委託料600万円、これについて説明をお願いいたします。48ページですね、申しわけない。すみません。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

もう一度お願いします。

○2番（岡林剛也君）

48ページ、明細書の38ページ、小さな拠点づくり推進事業費、包括支援センター公社化実現可能性調査委託料600万円、これの説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先日の説明の中でもいたしましたけれども、小さな拠点づくり推進事業としまして、現在、ほーらい館のほうで、うりたわっきゃ教室とか、元気はつらつ教室等、いろいろ介護予防教室を行っています。

これを地域包括ケアシステム構築という観点に置きまして、ほーらい館を拠点としたいろいろな介護予防で、今年、この事業の中でもやっていますけれども、去年の9月からいきいき教室というのをやっています、言えば通所のデイサービスのような形です。2時間程度のうりたわっきゃとか、2時間程度の運動だけじゃなくて、来ていただいて昼食をとったりとか、レクリエーション、あと認知予防、あとは園芸療法ということで、ほーらい館の近くの畑をお借りしまして、そういった農作業体験をしながら、収穫した物を使って調理実習をしたりとか、その辺でミニ庭園のような教室を今しています。

そういった展開をしていくに当たって、今、ほーらい館のほうには保健センターがありまして、庁舎内に包括支援センターのほうでいろんな活動をしているんですけども、そういった専門職だけでは対応できなくなってきました、ほーらい館のインストラクターにしてもしかりですけども、そういう体制をとっていくために、今、もっと小さな拠点づくりということで、今のこういった展開を各集落のほうにも広げていきたいと思っています。

そうしたときに、こういった専門職でしたりとか、それを支えるいろんなボランティア、それ含めて、どうしても行政だけでなく民間のお力もおかりして、そういう拠点となる会社といえますか、そういったものをつくっていききたいというふうに考えています。

そうしたことで、この中の2つあるんですけど、1つ、委託費の600万というのが、ご説明しました山崎先生に委託をしてのそういう組織づくりと、あとは、ワークショップを展開しての、住民の方々参画してのいろんな全国でされているような取り組みを伊仙町内でもしていきたいということが1つ。

あとは、さっき申しました、そういった園芸療法とか、そういった教室運営のための事業費合わせてのこの1,170万という予算になっております。

○2番（岡林剛也君）

今庁舎内にある包括支援センターをどっかに、また別個に出先みたいにつくるとかいう、そういう計画とは違うんですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

今、役場の庁舎内のほうに包括支援センターがありまして、介護保険もありまして、いろんな相談とか、いろんな活動をしています。それはそれで大変重要なことをしておりますので、完全に包括が動くとかじゃなくて、あと保健センターのほうでいろんな予防をしていますけれども、それだけでも回し切れないということで、昨年9月から12月にかけて、健康運動インストラクターという方を15人養成しています。

そういう方々の賃金を工面していかないといけないんですけども、いつまでもこういった事業あ

りませんので、こういったのを動かしていくために、きのうからもありますけども、ほーらい館の運営等も含めまして、そういった事業を企業というか、そういったところ立ち上がらないかということで、行政だけではなかなか厳しいですので、そういったところに関して専門の機関に委託をして、そういう仕組みができないかということで今ご相談しているところです。

○2番（岡林剛也君）

今1階でやっている包括支援センターの仕事というのは、介護の問題とか、あと生活困窮者の最後のよりどころみたいな仕事をしてもらっていると思うんですけども、それプラス、また他のいろんな活動もされるということのようですが。それで、今いる職員もそれだけで手いっぱい、非常にきつい仕事だと、大変な仕事だと今よく耳にするんですが、それで何がよくなるかって、職員がまた余計負担が大きくなるかとか、今困っている介護難民みたいな方々が余計時間待ちとかになるということは、この事業のあれではないですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

包括の機能としては、十分今までどおりやっていきたいと思っていますし、また、これからも努力していきたいと思っていますけれども、それだけではなかなか、こういった地方創生の事業を推進していくに当たってはなかなか厳しいということで、4月からいろいろ、機構改革とかもいろいろ話がありますけども、そういうスタッフというか、職員を置いてということも、今庁舎内のほうで少し議論を今始めているところでして。

包括は包括として、今事務職員が1人おりますけども、今その職員のほうでこの事業も準備が入ってまして、大変きつい思いをしているのは重々承知しています。そういったところもありまして、この予算ヒアリングの中におきまして、そういったところも含めて、そういう体制がとれないかということで相談しているところです。

○2番（岡林剛也君）

この事業も5年間は最低でも続ける計画ですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

質問にお答えします。

5年間の継続事業になっていますけども、これがこの事業だけでというのではなくて、さっきから言います他課のいろいろなところもあります。包括の事業としましては、基本にこの包括ケアシステムというのがありますので、事業のほうは、いつまでもこういったことを、こういう補助金とか使ってじゃなくて、回していけるようにということがありますので、この会社づくりに関しては2年間ですかね、計画に上げてますけども、まだ年度年度更新でやってますので、包括ケアシステムに関しては5年間全部入ってはおります。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの公社の実現可能性の調査なんですけど、今伊仙町では生涯活躍推進のまちということで、その事業をするに当たって、包括支援センターの場合は申請事務とか、その事務の繁雑さで少

し今追われている状態ですので、実際にそれを動かす第三者的な、いわゆる社会福祉協議会みたいな形で、それを動かす会社をつくって、今のこの小さな拠点づくりの事業をする会社をつくらうということなのです。

要するに、今CCRCの事業を進めている関係に当たって、その事業をするには、どうしても地域の中で、市町村じゃなくての会社の経営というのが必要となってくるということで、それがどういうふうにして実現していけるかということで、今それを模索しているところでございます。

○2番（岡林剛也君）

地域包括ケアの困っている方々がこれ以上困らないように頑張ってくださいと思います。

次、62ページ、農林水産業費の明細では52ページですかね。節13カラス駆除委託料45万円、猟友会とありますが、これの説明をお願いいたします。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

カラス駆除委託料、これは猟友会のほうに、今町内で3カ所、カラス捕獲わなを3カ所つくっております。この3カ所の維持管理を猟友会のほうにお願いしております、その分の委託料になっております。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

今あるその3つのわなをまた活用してやるということのようですけども、鉄砲で撃つとか、そういうことじゃないんですよね。

○経済課長（元田健視君）

この分は鉄砲というわけじゃなくて、箱わな、カラスをとるわながありますので、その分の維持管理という形になります。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

その上、節8報償費でもカラス100羽1,000円で10万円とありますが、これは鉄砲で撃つやつですか。

○経済課長（元田健視君）

この分に関してはそうです。空気銃とか、そういった分で捕獲して経済課のほうに持ってきていただければ、1羽1,000円という形で買い取るという形になります。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

次は62ページ、17農業支援センター運営費、節7賃金588万円が組まれていますが、3人分ですかね。これは4月で、運営はいつからする予定ですか。

○経済課長（元田健視君）

当初、4月からの予定していたんですが、この事業が5月末の事業採択を予定しているということになりましたので、6月からという形になるものと思います。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

3名雇用みたいな感じなんですけども、公募するのか、それともこっちからお願いするのか、その辺は。人の当ては、もうめどは立っているんですかね。

○経済課長（元田健視君）

県のほうとかいろいろお願いしているんですが、なかなかその人材が今見つからないという状態です。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

せっかく人件費を組んであるので、誰でもいいから経験者を呼んで、ただ予算消化のためにだけ雇うのではなくて、本当に新規就農者に農業技術を教えることができる人、また、町民、農家の方が質問とかしに行ったらちゃんと答えられる人を雇用してほしいと思いますけども、どうでしょうか。

○経済課長（元田健視君）

農業指導員という形で、農業の経験者、普及課の指導員等、そういった経験を積んだ方を今のところお願いできればと思っているところです。

○2番（岡林剛也君）

そうですね、ちゃんと農家の期待に応えられる人を雇用してくれると強く望みたいと思います。

次、また62ページの工事請負費、これは1,000万円のハウスを3棟で3,000万となっていますけども、これは建てる場所はどこでしょうか。

○経済課長（元田健視君）

場所なんですけど、まだ決定はしておりません。候補としては、旧農高跡地の今ハウスが建っている場所をお借りできれば、そのほうで対応したいとは思っているところでございます。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

あそこはまだ県から管理を任されていないんですね。じゃあこのハウスは、またビニールなのか、ガラス製のあれなのか。

○経済課長（元田健視君）

ビニールハウスを予定しております。

○2番（岡林剛也君）

ビニールハウスは多分園芸作物だと思うんですけども、他に新規就農者が実習できる大きな農場とかは用意はされる予定はあるんですか。

○経済課長（元田健視君）

旧農高跡地のほうに義名山とか、そういう土地がありますので、そういったところを借りることができれば、そこを実習地等にしていきたいと思っております。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

そうですね、義名山神社の東側一带に最適な場所があります。つい最近まで、去年あたりまで、小中学校の生徒やPTA、また部活動でいろいろ作物をつくって、それで活動費をいろいろ捻出していたんですけども、去年、県が、どういういきさつかわからないんですけども、使用してくれるなということで、今もう耕作放棄地のようになって、周りの町民からも、見た目も非常に景観が悪いと、もったいないと。何とか県から使用できるようにお願いしてほしいと言われたことがあって、1度、町長を連れて見に行っただけです。そのとき町長に、県のほうにかけ合ってもらえませんかとお願したんですけども、その後どうなりましたかね。

○町長（大久保明君）

徳之島高校の校長先生ともお話いたしました。校長先生はいろいろ責任は持てないということで、大島支庁長に話しましたけれども、大島支庁長にいろいろ要望したその結論は、答えはまだ聞いておりません。

○2番（岡林剛也君）

ぜひとも、この間も副知事ともお話をしたとおっしゃってましたので、そういう機会があったら、副知事または今度、県知事もいらっしゃるんで、そのときにでもまた直接お話しして、ぜひあそこを借りれるようになれば、サトウキビ畑の実習圃場としても十分な広さがあると思いますので、ぜひそれも強く要望したいと思います。

では、63ページですね、次は。節18の備品購入1,000万円とありますが、これはどういう備品を購入されるのかお願いします。

○経済課長（元田健視君）

備品購入費なんですけど、これは開設、運営用の必需品という形で、農業機械等を予定しております。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

たしかあそこには土壌分析室とかもつくってあると思うんですけども、土壌分析は今も役場でやっているんで、多分それが使えると思うんですけども、その機械ということは、トラクターとか、そういう大型のものを予定しているんですか。

○経済課長（元田健視君）

そのとおりです。

○2番（岡林剛也君）

次に、66ページ、目1 林業振興費の13委託料、松くい虫駆除費297万8,000円。明細書の55ページ

ですかね、そこに詳しく載っているんですけども、これによると松くい虫の駆除と伐倒となっておりますが、今、町内の道を走っていると、もう道にかぶって、いつ落ちてくるかわからないような松が相当あります。特に尺八池から馬根に抜けるあの通りですね。もう通るたびに怖い思いをするんですが。そういうの、あの辺は国有林とか、私有地とかに入っているのもありますけども、町有地にあるのはもちろんですが、道にかぶっている、その私有地にある松とか、そういうのはどう考えていますか。

○経済課長（元田健視君）

この事業は国の補助事業でありまして、この補助事業の中で伐倒、駆除できる分が町有地、あと、私有地と国有地に関してはできないという形になっておりますので、その分は対応できないような形になっております。

ですが、この事業じゃなくて、別の伐倒だけの事業がありますので、その分は29年度に申請は出す予定しているんですが、この分、申請が通れば町の町道あたりの危ない箇所は、これを組んで対応できるものと思うんですが、まだ申請段階なものですから、それが通るかどうかという今状態です。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

1 本当りの切るための予算は大体どれぐらいを見込んでいますか。

○経済課長（元田健視君）

1 本当りなんですが、そこまで見積もりはとったことがありませんので、今のところわかりません。

○2番（岡林剛也君）

どっかにたしか県からの県道管理委託料みたいのと、あと町道の道路維持費というのがたしか計上されているんですけども、そういうのででも対応してもらわないと、もしそれが人とか、車とかに落ちてきたら大変なことになると思うんですよ。あれいつ落ちるかかわからないんで。

この間、教育委員会の前の墓地、そこから道にかぶっている松を、たしか建設課の方が切っておられたと。大変いいことをしているなと思ったんですけども、そういうふうにして、あそこは特に危険だったんですけど、そういう危険箇所の把握とかはされたことありますか。

○建設課長（仲 武美君）

今、松のことですが、電線等がありますので、その電線等にかかっている部分については九電のほうにお願いをしているところであります。また、九電のほうでも切るときに上の枝だけしか切ってくれませんので、これまた九電とも相談して、何とか切るようにお願いをしていきたいというふうに考えております。

○2番（岡林剛也君）

先ほども言いましたように、県の県道管理費とか、道路維持費とかありますんで、そういうのも

使って、これは緊急でぜひともやってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、ページ74ページ、目2、明細書の61ページ、公営住宅建設費、節17公有財産購入費900万円とありますが、これはどこを予定しているんですかね。

○建設課長（仲 武美君）

これについては、来年度予定している目手久地区のほうの用地購入費となります。

○2番（岡林剛也君）

面積は大体どれぐらいかわかりますか。

○建設課長（仲 武美君）

面積等、また土地の予定地は2カ所予定されていますが、まだ確定ではありませんので、今後、集落の方々等とも話し合っ、用地を決定していきたいというふうに考えております。

○2番（岡林剛也君）

この間、現地視察で、今つくっている阿権、阿三の住宅を見てきたんですけども、たしか去年の9月でしたっけ、第3回定例会で小島の住宅地と阿権の住宅地を予算可決したんですが、阿権がたしか250万でしたかね、相当広い土地でした、この間見に行ったら。だから、この900万というのも、その3倍はあるのかなと思うぐらいの値段なんですけども、一体、2棟でしたっけ、つくると言ったの。

○建設課長（仲 武美君）

1棟6戸の予定をしています。

○2番（岡林剛也君）

1棟つくるのに900万ですか。これは今は畑ですかね。畑になっていますか、場所は。

○建設課長（仲 武美君）

今は、予定というか、候補に上がっているところは埋め立てとかされておりま。

○2番（岡林剛也君）

町の予算も限られていますので、なるべく交渉をして安くできるものなら安くしてほしいと思いま。

あと、またこれも去年の第3回定例会で、東伊仙西の土地をたしかあそこは450万でしたかね、で購入してあると思うんですが、また東伊仙東にも何か土地を、町有地と民間の土地を交換して、今度そこにまた住宅をまたつくるといので見に行っただんですけども、ああいう土地の交換といのは、別に議会の承認とか、そういうのは必要ないんですか。

○総務課長（池田俊博君）

議会の議決を要する事項ということに関しまして、土地の平米が5,000m²以上、あと700万円以上ということが合わさった状態以上のやつを議会のほうの議決ということ、それ以外の分に関しては議決は要しないということです。

○2番（岡林剛也君）

わかりました。

次、88ページ、きのうも何回か質問がありましたけども、この4社会体育費の——違います、ごめんなさい。学習支援プロジェクト事業費ですね、その上の。委託料260万とありますが、多分これは、この施設は企業版ふるさと納税と、あと不足の分を一般財源で賄うとたしか計画したはずなんですけども、この企業版ふるさと納税は今どれぐらい集まっているのか。また、今後のこの予定、それをお聞きしたいと思います。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

委託料2,600万ね。

○社会教育課長（明 勝良君）

ただいまの質問にお答えする前に、昨日、樺山議員のほうから質問がございました、その件につきまして、1件だけ説明不足でございましたので、改めて説明をさせていただきます。

現在の町体育協会の加入団体はというご質問でございました。現在、20団体が町の体育協会に加盟いたしております。

それでは引き続きまして、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

現在、企業版ふるさと納税がどれほど寄附されているかというところは、私のほうでは把握いたしておりませんが、この学習支援プロジェクト事業につきましては、地方創生事業を活用した中で、先ほどの歳入の18ページの7,524万円のうちの29年度、この事業につきましては1,559万6,000円という地方創生の事業を活用しながら、この分を50%、残りの50%をご指摘のとおり企業版ふるさと納税を活用し、4年後を完成をめどにというふうな形の中でこの事業を進めていたしております。

29年度につきましては、設計の委託並びに予定地の地質調査等の委託事業を行うということでございます。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

その学習支援センターの総工費といいますか、それは大体幾らぐらいになる予定ですか。

○社会教育課長（明 勝良君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

年度別の事業計画並びに総工費等について、資料を今手元にございませぬので、後ほど調べてご報告させていただきます。

○2番（岡林剛也君）

伊仙町には中央公民館の下に図書館がありますが、大体、夏休みや休みの期間、勉強したい町内の子供たちは、大体みんな亀津の学習センターに行って、みんな図書館とか活用しています。自分も1回行ったんですけども、大変すばらしい施設だったと。しかし、いかんせん予算が莫大な金額かかるということで、伊仙町もあそこまでとはいかなくても、コンパクトでも質の高い、いいもの

をつくってほしいと思いますので、頑張ってもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○8番（前 徹志君）

さっき岡林議員のほうからも質問がありましたけど、松くい虫の件ですけどね。きのう、義名山の上に上がれば、四つ角のほうに1本伐採してあるのがあったんですよ。あれはどこがしたのかお聞きします。四つ角の。（発言する者あり）わかりました、個人でやったそうです。自分で答弁します。

そして、松くい虫の効果がどれぐらいあらわれているのか、県の100%の事業ですけど、わかる範囲で。効果、とまりますかね。うちの鹿浦小学校の松が駆除しても枯れたんですよ。もう枯れる手前なんです。どれぐらいの効果があるのか。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問なんですが、多分樹幹注入の事業だと思います。各小学校等で行っていると思うんですが、この分に関してはタイミングだと思います。松くいが入った後に樹幹注入しても効きませんし、入る前にそういった処理ができれば幾らかは大丈夫、何年かは大丈夫だということをお聞きしております。

以上です。

○8番（前 徹志君）

その駆除をどのように定めて駆除をするんですかね、目当てにして。そういう専門家の知識とか何かありますか。

○経済課長（元田健視君）

その時期なんですが、時期は10月から今2月、3月、木が動かない時期に駆除をする、駆除というか予防をするという形になります。そのタイミングなんですが、これはちょっと難しく、松くいが入ってしまうと効かないということになりますので、入る前にしないといけないということなものですから、このタイミングは、いかんせんやってみないとわからないという形になり、少しでも赤く、枯れだしたら多分無理だと思います。

以上です。

○8番（前 徹志君）

その委託はどこにするんですかね。

○経済課長（元田健視君）

これは、公共施設等は町のほうの予算補助事業でできるんですが、私有地、あと国有地に関しては各自でやってもらうしかないという形になります。

以上です。

○8番（前 徹志君）

要するにめくらめつぼう薬を入れるちゅうことですね。結局葉が赤くなったら、もう何もしないちゅうことですね。

○経済課長（元田健視君）

赤くなって、もう枯れかかっている分は、もうやっても効果がないという形になると思います。その分、また入っているかどうかが見当がつかみませんので、こればかりは何とも言えないという形になります。

○8番（前 徹志君）

でしたら、この予算を伐採、そういうのに多く使って、町道とか、県道とかに通行の邪魔にならん、また、うちの鹿浦小学校の松ももうだめちゅうことですので、伐採のほうを考えてもらいたいと思います。

もう一つ、森林環境直接支援事業委託料、66ページ。町有林の整備とありますが、これはどのよう

○経済課長（元田健視君）

に整備するのか。この事業は森林の育成という形になりまして、森林のほう行って、下葉、下の小さい木とか、そ

ういうのを伐採しまして、森を育成していくという事業になります。

○8番（前 徹志君）

以上です。わかりました。ぜひ伐採のほうはよろしくお願いしときます。

次は68ページ、観光費、節13委託料、子宝観光発信委託料とありますが、マップで何か子宝の島を発信するとありますが、これもう少し詳しく説明お願いします。（発言する者あり）それは私の聞き逃しで、再度質問しましたので、すみません。

69ページ、徳之島地域文化発信施設なくさみ館ですが、賃金が278万4,000円ありますが、これは何人分ですかね。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

28年度の当初予算には1名組んでございまして、途中補正でもう1名を補正して、2名体制にしております。

○8番（前 徹志君）

それで、前年度より194万7,000円増額なっているわけ。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

多分、去年の補正にこの答弁はされてると思いますけども。

○8番（前 徹志君）

事務賃金ちゅうのは資料室と闘牛場の整備、そういう事務的なものが2名だと思いますけど。

資料室入場料もらってますよね。年間どれくらい入ってるのか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

ただいまちょっと資料が手元にごさいませんので、後ほどお知らせいたします。

○8番（前 徹志君）

私が考えるには、そこを無料にすれば、女の子の事務賃金が要らなくなると思うんですよ。で、闘牛場の整備とか掃除するのを1名にすれば、1名体制で運営していけると思うんですが、どうですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

資料室には観光客がよく来られておりまして、やはりその臨時職員がすごく内容がわかっていて、そしていろいろな質問をしたらそれにすぐ答えてくれる。特にまたその子は牛が好きで、牛のことなどの説明をすぐ対応できますので、どうしても必要じゃないかなと思います。

○8番（前 徹志君）

すぐ説明できる、闘牛に知識を持っているちゅうことで、私が見るには徳之島町の住民だと思いますが、そういう点で雇っているんですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

そういう点で、ご理解いただきたいと思います。それと、先ほどの資料室の入場料は12万5,000円となっております。

以上です。

○8番（前 徹志君）

わかりました。

年間12万5,000円、資料館の入場料が。年間12万5,000円もらって、結局この278万を2で割れば、百四、五十万ということになるんですけど。いかななものかなと私は思うんですけどね。まあ、仕方ないでしょう。（笑声）

「なくさみ館」は私も利用しますので、これ以上は言いませんけど。人のこと言うとあれなんですけど、伊仙にも若い闘牛のこと説明できる女の子もいると思うんです。なるべくだったら、伊仙の予算からこう出るんだから、その人がいけないちゅうことじゃないんですよ、将来的にそういうことを考えながら、なくさみ館も運営していけたらなと思いますけど。よろしくお願いします。

終わります。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号、平成29年度伊仙町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第18号、平成29年度伊仙町一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第2、議案第19号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について、質疑をいたします。

説明書の4ページ、款10繰入金、他会計繰入金一般会計繰入金の節1、一般会計繰入金の説明が載っておりますけれども、全員協議会、あるいはまた条例の改正のところでも説明があったと思うんですけども、この目的に保険者の財政運営の不安定を緩和する、というふうに目的に書かれているんですけども、もう少しかみ砕いた、わかりやすいような説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

事業明細書の4ページにあります。当初の説明でもこの点少しお話しさせていただきましたけれども、この経費事業の負担割合というところに、1番から5番まであります。この中の法定内と法定外、で法定内とは法的に繰り入れてもいいよというものが1、2、3、5になります。これが、ここの目的に書いてありますように、保険者の財政運営の不安定を緩和するということでありまして、1番の保険基盤安定繰入金については保険者負担能力が低い所得者にかかわる保険税軽減分について、国が7%、県が68%、残り25%を町が財政援助をするということで、7割負担軽減とか5割負担軽減とか2割負担軽減で、そういった方々の負担をするためのこの割合で入る分になります。1番です。

2番目が出産時一時金費用の3分の2ということで、これは交付税で入ってきますけれども、これも出産に関しての負担軽減ということで入ってきてます。

それから、3番目の財政安定化支援事業繰入金につきましては、低所得者負担能力補填分に対する支援措置、病床過剰分に対する支援措置及び60歳代の高齢者被保険者を一定以上抱える保険者に対する支援措置ということで、国保連合会でそういう財政的に所得が低い市町村でしたりとか、医

療費が高い市町村とかの県内のそういう財政負担を軽減するための措置ということで、入ってきています。

それから、5番目の事務費繰入金に関しましては、これは一般の事務分に関しての繰入金になりますので、それに対しまして、4番目の一般会計繰入金というのが決算、会計を閉めるに当たっての補填分というところで、一般財源から繰り入れをする分が4番になっております。

よろしいでしょうか。

○14番（美島盛秀君）

私の理解する範囲内では、例えば低所得者に係る保険の財政援助とか、あるいは支援措置という文言があるんですけども、そういう観点からすれば、私はこの被保険者のこう援助するお金であって、別に保険料を上げる必要はないというふうに思うんですけども。その中で支援を受ける、例えば保険証がもらえない、保険証を今出してない、例えば国保税が滞納になっていたら保険証がもらえない人がいると思うんですけども、そういう支援をしなければならない、そういう人たち何人ぐらいいるか、人数がわかるでしょうか。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

保険証を交付されていない人の人数ということですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

では、数値で、すみません、お示しすることはできませんけれども、滞納とかされていて保険証を持っていらっしゃらない方、更新できない方に関しては、短期保険証でしたりとかを発行したりとか。短期保険証を発行していますのが、伊仙町で56世帯、あと短期保険証に関しましては分納誓約ということで、少しでもお金を入れていただいて、1カ月とか3カ月とか、そういう形で保険証を発行するんですけども、病気にかかりまして保険証がないというときには、資格証明書ということで、それを発行することによって、10割払っていただいて、それを保険税を入れて保険証を発行した場合にお返しするという形の方が、資格証明書発行世帯が5世帯、伊仙町では平成28年6月1日現在出ております。

保険証を持ってない方に関しては、後ほどまたお伝えしたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

私が聞いてるところによりますと、保険証を持ってない、そういう短期に、3カ月とかこう短い時間に証明書でもらえるとか、もらえないという人が何人かいるということを知っているんですけども。さっき言った滞納分の五十何人とか、あるいは今の4人とか、そういうのを合わせれば七、八十人は保険証を持ってないと、問題のある人がいると思われるんですけども。そういう人たちの支援をする、措置をするということでもありますので、私はこの繰入金とかこういうのはあつてしかるべきだというふうに、私は認識をするんですけど。そこらあたりのこの保険証のない人、あるいは短期で出せる人、滞納する人の指導等、そういうのをどういうふうに行行政として行っているのか、お尋ねをいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

国民皆保険ということで、保険には加入していただいて、保険料は納めていただくということが前提条件だと思うんですけども。それで、どうしてもやっぱり病気にかかって、いざ必要となったときには、さきに言いましたように資格証明書なり発行して、まずは病院には受診していただく、適切な治療を受けていただくということが前提だと思いますので、その上での措置として、資格証明書とか、そういう対応でできるんじゃないかなと思います。

あと、先ほどからの低所得者の負担というところになりますと、今7割軽減とか5割軽減とか2割軽減というところで、町のほうは、これは国でも認められてしていますけれども、それに対する7割軽減世帯が763世帯、5割軽減世帯が274世帯、2割軽減世帯が103世帯ということで、こういう世帯も多いんです。ここら辺のところを財政的に負担するということで、国、県、町で軽減した分で、負担を法定内でも出していいということで、この補填をしているところです。

○14番（美島盛秀君）

今の説明で、何百人というそういう措置を受けている人がいるわけなんですけども。例えば国が7%、県が68%、町が25%、こういう財政を繰り入れて、何とかやりくりをして、そういう人たちを助けているわけです。これは、国や県やあるいは町として、困っている人を助けるのが行政の仕事で、政治の力だと私は思うんですけども。そこを、伊仙町の場合は特に保険税が厳しいと苦しいということで、県から指導があつて、国保税を上げなさいというふうな指導があつたと受けとめてよろしいですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

おっしゃるとおりであります。それと、そういった軽減世帯も多くありますので、やはり入ってくるお金が少ないんです。入ってくる分が少ないし、もともとの保険税率が低いので、どうしてもこれでは運営していけないということで、県からも指摘を受けていまして、後期高齢者の分をせめて郡平均ぐらいまではもっていけないかということで、今回税率改正を行ったところであります。

○14番（美島盛秀君）

ということは、日本で一番貧しい伊仙町ということになりますよね。だから、そこあたりを繰入金で補っているというふうに私は感じるわけなんですけれども。今後、町民が所得を上げて、日本一の所得向上を目指して、豊かな町政発展に向けて、町長頑張ってください。お願いします。

終わります。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。

したがって、議案第19号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第20号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。

○4番（上木千恵造君）

平成29年度介護保険特別会計予算書について、質疑をいたします。

歳出の14ページをお願いします。

節13の委託料、うりたわつきや教室委託料が72万円、地域さわやかサロン委託料が324万円、いつも一れ教室委託料が120万円、元気はつらつ教室委託料が95万円組まれていますけれども、このうちの地域さわやかサロン委託料324万円、これは社会福祉協議会に委託ということになっているようですけれども。社会福祉協議会の職員がいて各集落へ指導をするということでしょうか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この地域さわやかサロン委託料324万円に関しましては、今地域サロンのほうが2種類ありまして、自主運営している分と社会福祉協議会のほうに委託している分、2種類あります。社会福祉協議会のほうには1万円で指導員を派遣して、そちらのほうで各町内サロンをしているのと、集落が自主運営しているところには1回5,000円ということで、週1回でしたりとか月2回とか月1回とかいう形で、集落のほうと委託契約を結んだりとか、社会福祉協議会のほうに結んだりとか、そういう形で今運営しているところでございます。

○4番（上木千恵造君）

社会福祉協議会と、それとまた集落とに委託するのと2種類あるということですね。集落に委託する場合については、集落の指導員とかそういうのは集落の方がなさるのでしょうか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

そうです、指導員につきましては、その集落の運営へ任せていますので、例えば5,000円、1回委託料があるんですけど、その中で例えば2,000円なり、その指導員を外部講師を委託してという形でその5,000円の中からお願いしたりとかいう形をとっているところもありますし。そうではなくて、自分たちでいろいろそれを活用して、いろいろな取り組みをされている状況です。

○4番（上木千恵造君）

この指導をなさる方々は、何か資格とかそういうのは必要としないのかどうか、お伺いします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

特に資格等はありませんが、研修等行かれて、いろいろな研修を積まれている方がほとんどです。昨年、さきの健康運動インストラクターの方々も同じような形ですけども、ほーらい館のそういった運動でしたりとか、あとは県とか島内の研修等、そういったところで研さんされている方です。

○4番（上木千恵造君）

この指導員は私の家の隣でも月2回ぐらいしてるようですが、婦人会の方が指導員としてやってるようです。それで、この指導員という方は主に、例えば婦人会の方が主なのか、それとも役場職員を退職なさった方とか、そういう方が主なのか、どういう方が多いですかね。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

社会福祉協議会さんのほうでされている指導員が5人いらっしゃると思いますけれども、それぞれ、役場退職された方もいらっしゃるれば、女性連の方もいらっしゃいます。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第20号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算は、原案のと

おり可決することに決定しました。

議案第21号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第21号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第22号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計について、質疑をいたします。

8ページの歳出、目1の一般管理費の節7の賃金なんですけれども、今全体的に職員を含めて何人体制で運営してるのか、お尋ねをいたします。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

まず、嘱託職員、いわゆる報酬を払っている方、その方が7名。それと、賃金を払っている方が、清掃している方が2名、バスの運転手している方が2名、他に5人ほどいろいろな手伝いしたりしている方がいます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

この予算について、一般会計からの繰り入れが大分今年はふえているみたいなんですけれども、補修費を含めて増額になってますけれども。広報で4月1日から毎週月曜日に休みになるという広報等が載っていたんですけれども、このことについて運営審議会でどのような話し合いがなされたのか、お尋ねをいたします。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

この件に関しましては、今現在月2回ほど休んでいるんですが、老朽化の進んだほーらい館の施設が修理する暇がない、時間がないということで、毎週月曜日、要するに月4回休むことになりました。

それと、赤字ということで、月2回ですから、年間で24回休むことになります。その1日の経費が、支出全部の金額を339日で割ると33万ぐらいになるんです。33万掛ける24をすると、約800万近く支出経費が削減されるということもありまして、審議会です承を得て、許可していただきました。

○14番（美島盛秀君）

この件に関しては、規約があると思うんですけども、規約等を改正したのかどうか。

あるいはまた、利用者は24回利用ができなくなるわけでありまして、1カ月の利用料等も勘案して審議委員会で審議されたのかどうか。あるいは、利用している人たちの意見等を聞いたのかどうか、そこらあたりの審議委員会の内容等をまとめてお願いいたします。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

審議委員会のメンバーが利用者代表も、利用されている方の代表も東部、中部、西部入ってまして、それが利用者の意見だと思っているところであります。

そして、条例改正はまだしてないです。ちょっと調べさせてください。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時00分

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

美島議員の先ほどの質問にお答えしますが、条例になっておりまして、大変申しわけなく思っております。条例を改正後、施行したいと思います。よろしく申し上げます。

○14番（美島盛秀君）

条例等検討して、きちんとした形で実施していただきたいと思います。

やはり24回の休みがとれて、1回で33万円のコストが抑えられるということなんですけれども、その24回の人件費等も勘案して、どういう対応をすればいいかということ等も検討する必要があると思いますので、ぜひ、精細な検討をしていただきたいと思います。

終わります。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○10番（樺山 一君）

平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について質疑をします。

6ページ、歳入、使用料の5,662万円、そして、明細のスイミング月会費1,172万の使用料収入を見込んでおりますが、私の聞いた話では、スイミングを教えるインストラクターが4月以降、なんかやめるという話も聞いたんですが、その方がやめたらスイミングの会費の収入がなくなるのではないかと、そして、予算的に不足が生じるのか、そういうこともやはり、勘案しているのかお伺いいたします。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

今の、やめるっていう話が2月の半ばにありまして、いろいろ説得やらどういう条件だったらできるのかってことで、いろいろ町の総務課長やら町長とか副町長とかと話し合いながら、いろんな模索したんですが、どうしてもやめるっていうことです。どうしてもやめたいということです。それを、結論が出たのが3月の初めごろで、この予算書ができ上がってからだったんですが、その後、今、樺山議員からの質問にありましたように、私、ほーらい館の計算してみましたら、収入が1,100万ほど減っていくわけですが、それと今回、やめたいって、やめるっていう方がその方だけじゃなくて、あと4人もやめたいということで、その給料を相殺しますとそれも1,000万超えてるんですが、これで、スイミングの収入とはいってこいみたいな感じになるんですが、問題は予算を合わせるだけじゃなくて今後の運営とかは、これは審議委員会で語ったんですが、役場からの出向の形で何とかお願いできないですかっていうことで、突然なことで、もう手の打ちようがなくて、もちろんハローワークとかにも募集は出していますが、なかなか応募がなくて……。2人は見習い期間ということで、2人は来てるんですが、水泳の経験とかそういう運動施設での経験はない方です。今、研修中な感じの方が2人はいます。

以上です。

○10番（樺山 一君）

先ほどの、スイミングの月会費の金額を1,172万と申しましたが、1,107万2,000円で訂正をお願いいたします。

スイミングのインストラクター、そして、他にも従業員が何名かやめると、結局、報酬、賃金でペイにはなると、そういう問題では私はないと思うんです。今さっきも、美島議員からの質問にもありましたとおり、4月から毎週月曜日が休みになる、1日の経費が33万、そして、年間24日で約800万近くの節減という話ですが、1日33万の経費がかかる赤字になるほどの施設だったら、もうやめた方がいいんじゃないですか。

○副町長（稲 隆仁君）

ほーらい館の運営について、ほーらい館長から説明がありましたけども、若干ちょっと、こう違うっていうか、我々が把握しているのと、直接本人、山下さんですけども、直接本人と話した内容

がまだ伝わっていないような感じでありますので、私のほうから若干、補足という形を含めて説明していききたいと思います。

スイミングクラブのインストラクターですけれども、4月の教室は一応閉めますと、その後については今協議してるところで、本人ともどういう条件でやるのか、スイミングクラブは彼女が続けたいと、そして、待機者も解消したいということで、運営方法を変えてくれないかということで来たんで、すぐにできるかどうかという対処が、先ほど館長からも説明がありましたけれども、2月、3月入ってからでしたので、少し猶予をくださいということで本人とは話してあります。それで、とりあえず4月においては教室を、4月分は閉めるということは我々も聞いておりますけれども、その後については今、協議してるところでございます。

[「1日の経費、1日33万円赤字の件」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

先ほどの、そのほーらい館館長の説明で、1日休めば三十何万で年間24回の800万浮くことになりましてそういった説明が、それそんな説明はいいんですかっていうことじゃないですか。

もう一度、樺山議員どうぞ。

○10番（樺山 一君）

先ほど館長から、毎週月曜日休めば、1年間に24日、やはり休みが出るわけです。今、ほーらい館では約1日33万円の経費がかかるということで、逆にその経費が800万円浮くと。しかし、収入もないわけです、休めば。そういう経費ばかり、もちろんほーらい館は、赤字赤字でわかってるんです。運営しなければ赤字が軽減なるというのであれば、もう最初から運営しないほうがいいんじゃないですか、どうですか。

○副町長（稲 隆仁君）

議員のおっしゃることはわかりますけれども、今、スイミングクラブを存続の打ち合わせをしているところで、どういうふうな形でできるかということも含めてなんですけれども、あくまでもほーらい館の場合は、健康増進施設であるわけですので、その分赤字覚悟と言えば語弊があるかもしれませんが、少々の赤字をしても町民の健康を税金が、町民が税金を払ってその税金が回っているという流れの中で、健康増進ということでやってるものですから、それで、スイミングクラブという別個の、特別にそれだけをぬきんでてできるかどうかというところを今、協議しているところでございます。

確かに今の、経費がただ節減できるかというだけの単純な問題ではないと思いますけれども、5月からは、通常どおりに運営できるような体制をどうしても持っていききたいということで、今、交渉してる段階であります。

他のインストラクターについても、会員募集、個々にでも一応当たって、ほーらい館の運営が支障のないように人員体制は整えていききたいと思っております。

確かに、議員のお指摘のとおり、ただ単純に経費が浮くとか浮かないとかいう問題ではなからう

かと思えます。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

先ほど、経費がどうのこうの言うのは、要するに月4回した場合、どんぐらいの差があるのかって計算して言っただけで、その経費が浮くからどうのこうのではないつもりで話したんですが。

それと、今まで月の2日間の休みだと、この前何月だったかちょっと忘れたんですが、1回故障すると、その休みが一週間も休みになったりするんで、そういう休みを極力抑えるために、修理にかかる日を確保したいっていう話であります。

以上です。

○10番（樺山 一君）

修理もやっぱり出てくるので、修理をする日も欲しいということで、一週間に1日は休みたいという説明ということですね。でも、施設が老朽化して修理もかかる、そして、給与も上がらなくて報酬も上がらなくてやめたい人出て、もちろん人数が足りなくて運営が厳しいというものもあると思います。

今、副町長が答えていただいたんですが、ぜひ、そのスイミングのインストラクター、どういう形で運営していくか皆さんで協議して、ぜひ、これはほーらい館だけの問題じゃないです。このほーらい館はやはり、ああいう施設があって、あの亀津天城あたりからもお客さんがいらっしゃっているわけですが、それを維持するためには真剣に考えないと、伊仙町の財政の足を確実に引っ張りますよ。もう10年です。20年と古くなればもう、本当に大変です。そういうのをほーらい館に任せっきりじゃなくて、役場がもう真剣に考えないと本当に運営もできなくなる。もう来年あたりからは、一週間、2日休まなければ修理ができないとかなるかもわかりません。

その件、どのような形でこれからほーらい館を運営していくか、町長の考えをお願いいたします。

○町長（大久保明君）

ほーらい館は、平成20年にここに建ちまして9年目に入ります。このいろんな会員の数、伸びない状況であります。そういった中で、運営協議会の中で、審議会の中で、今言った機器のメンテナンスに関しまして、週1日の日にちが絶対必要だという説明が、インストラクター、職員の中から出て聞きました。そういった中で今回の元に戻ったわけであります。

その次に出てきた問題が、先ほど館長が話したように、職員が2人ぐらいやめたいという話、それから4人という話になって、私も全くこれは予想しなかったんですけども、水泳のインストラクターもやめたいと、その話がありまして、聞いてみたら決して伊仙から離れるわけではなくて、今、子供たちの待機が100人近くいますので、この子供のスイミングスクールに特化した形でやっていきたいという要望でございました。それに関しては、自分自身たちが独立して3人体制で、3人というのは今回ほーらい館をやめたいっていう方々含めて3人で、町の水泳コース3コースを借り受けて、そして、子供のスイミングスクールに専念をして行けば100名の待機者もゼロになると、毎日スイミングスクールやるっていうことでもあります。そうすることと、中での賃金等に関しては、自分

たちで決めていきたいということでありましたので、決してこの伊仙町の子供たちを今まで指導してきたと、そして、県下のいろんな大会にも出場して、今や県下でもかなり評価を受けてる、それは、どんなことあっても継続していきたいということでありました。

スイミングに特化したいというもののもう一つは、事務とか、それから受付とかそのようなことをしとるときには、フラストレーションがいろいろたまってくともあるようでありましたので、そういうことも、なるほどそういう状況かという話がありました。そこで、館長も呼んで、竹下さんも含めて話をしたときに、そのときにほーらい館の経営は町が職員を派遣するというのではなくて、ほーらい館長をインストラクターの中から決定をして、そしてその中でスイミングスクールは契約をしていくと、外部から独立した団体で契約していくという形で彼らは大筋の合意を得た状況であります。

そうした場合に先ほどの館長となった場合は、今、特別会計ですから開会中は議会に出なければいけないということは、いろんなこのインストラクターとの指導をする立場、そして、行政にかかわってなかったということであって、そのかわり出てきた案が、保健センターとほーらい館を新しい健康増進課、仮称ですが、そういう形でもって健康増進課の課長が、要するにこの保健センター所長になるっていう形で、保健センター所長とも話を今、進めている状況です。

これはまだ、議会に提案しているわけでもないし、これを議論をして結論を出して、これをもう少し待っていただけないかということです。そして、ある程度確固たる合意が出たときには議会に提案して新しい課等をしていきたいと思えます。

今後、どのような形で運営するかということに関しては、これは老朽化して維持管理も大変だということは本人たちが一番実感してる中で、今こそ、このほーらい館が生まれ変わっていくという形をしっかりと考えていった場合に、1年前に民間移管という話が出たときに、彼らが最も不安に思ったことは、自分たちの待遇の問題であり、職員がかなり減らされていくんじゃないかということなどでした。そして、今、このほーらい館に対して、このままで自分たちは将来大丈夫だろうかという不安があるわけです。それは、ほーらい館という形で自分たちが経営していく中で報酬の問題など、そして、これは利益、利益っていうか、健康増進センターっていう立場上、過剰な利益は出したらいけませんけれども、インストラクター、そして、いろんな職員の最低限の生活を保障するだけの賃金、報酬などをみずからがつくり上げていきたいという話を今、議論している状況でありますので、そういうことから初めてほーらい館が、次の新しい段階に来たと考えておる状況であります。

○10番（樺山 一君）

そのインストラクター問題、いろいろ話し合っている途中ということですが、ぜひ、手続上、間違わないような形で進めていかないと、4月はできない状況、またすぐ5月にはできない状況にならないように、ぜひ、早急に進めていただきたい。

そして、ほーらい館のその賃金、地方創生とかいろいろな補助事業の賃金、そういう賃金等探し

て、健康増進関係、それで国からの補助が受けられるような賃金、そういうのを努力して探して、経費がかからないように、ぜひ、これは本当に一般会計からの繰り入れが毎年多くなっていくと思います。今年、職員の給与を別にしたら4,500万円、来年はまた老朽化していくので5,500万円とか、繰り入れがどんどんかさんでいくと思います。ぜひ、そういうところを頭の中に入れて、町執行部直接の運営という考え方でしていただきたいと思います。

そして、8ページ、一般管理費11需要費水道光熱費というのが2,160万円あります。この内訳、電気代、水道代あると思いますけど、その内訳がわかれば教えてください。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

このまず電気代から説明いたしますが、電気代、要するにホールが幾ら、事務所が幾ら、プールが幾らっていうのは、1つのメーターで管理されてるみたいで、九電工さんに問い合わせればどれがどうか分析の仕方とかわかるんじゃないかと思いますが、とりあえずのほーらい館と百菜と法務局、その3つのメーターしかなくて、ほーらい館の細部の電気料金は、ちょっと今すぐは答えることはできません。

そして、水道代ですが、地下水をほとんど利用し、足りない分を水道水で補っているんですが、この中で、去年の5、6、7、8って地下水が不足したとき水道水を使用した例を見ますと、差がわかると思いますが、普通は大体3,000円から4,000円で終わってるんですが、5月が3万3,912円、6月が8万3,289円、それで7月が9万5,731円、8月が6万4,496円と、地下水を利用した場合、地下水が潤沢にある場合と地下水を使用しない場合は、かなり金額的に差は出ています。

○10番（樺山 一君）

この水道光熱費は、もうほとんどが電気代ですよ。水道代はもうほとんど地下水を利用できるときはもう、3,000円ぐらいしかかからないということで、ほとんどもう電気代ということによろしいですよ。

この電気代を、地下水をくみ上げる、まあほとんどポンプの電気代にかかる率が高いと思うんですが、この地下水をくみ上げないで役場から水を購入して使えば、この電気代が役場の水道代にかわって、金が、伊仙町で循環する金がふえると思うんです。そしてまた、今、電気代にしても九州電力にみんな払うわけですので、そういう考え、九電に全額流すんじゃないくて、伊仙町で循環して金を使うとか、そういう考えをなされたことはありませんか。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

以前に、今運営管理というか設備管理をしてる業者のほうから、タンクをつくって町水、要するに今の水道水をみんなが利用しない夜中にためて、それを使えばその水道料金は水道課に入るんで、この金額は循環するということです。そうしたほうがいいんじゃないのっていう提案があったみたいですが、水道水がそしたら不足するっていう意見が多くて今の状態になっているみたいです。

以上です。

○10番（樺山 一君）

水がなければどうしようもできないかもわかりませんが、そういうのも検討して、このほーらい館の経費節減、そして、先ほどから話しているとおり、インストラクターの問題、そういう問題を、ぜひ、解決してほーらい館が正常に運営できて、4月からはもう一週間一遍休みということで、条例がもちろん通ればという、議会で可決できればということなんですが、そういう形で、ぜひ、ほーらい館の運営は真剣に議論をしていただいで、余り一般会計からの繰り入れがないようお願いして質問を終わります。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○1番（平 博人君）

すいません、1点だけお尋ねいたします。

先ほど、町長のほうからインストラクターの皆さんと、あと2人で、新たな組織をつくられて子供たちにスイミングを教えるという話でよかったわけですね、先ほどの話は。待機されてる百人の子供たちが、新たにスイミングスクールに通うことができるっていうのは、これまた本当、ほーらい館に関してはチャンスだと思います。百人の子供が来るには、親御さんが付随して同行してくるわけです。そこを今後、どう取り組んでいくか、このようなことも大事ですし、また、独立しないと100人の待機を解決することができなかった、そういう、その賃金の問題もあると思いますけど先生たちの。そういったことも考えて、管理のほうはどうだったのかと不安に思うこともあります。

だから、このようなこと考えて本当にほーらい館は町のシンボルなんです。もっと大切に考えていただきたいと本当に。100人も新たに子供たちがスクールに通えるんだったら休んでる場合じゃないんじゃないかと、このような思いもするわけでございますが、機械の老朽化等いろいろございまして、本当にこの問題は真剣に考えていただいで、町のシンボル、これを守って行くという強い気持ちで取り組んでいただきたいと、お願いでございます。

[「ありがとうございます」と呼ぶ者あり]

[「それでこれをどうするの、この予算を」と呼ぶ者あり]

○町長（大久保明君）

今、このインストラクターの方と頻りに交渉しておりまして、まず、不安を解消する保証はしますという話はしております。ですから、独立しなくてもスイミングスクールをほーらい館の中で、すみ分けをしていけばできるわけですから、ただその、集中するためにはトレーニングジムとかいろんな、事務的なこととかそういうことはしないで、出勤の時間から帰る時間まで自分たちで決定してほしいということでもありますから、それは、必ずしも独立するわけではありませんので、そういった形での予算書は、去年と同じような形でいくということでもありますけれども、多少今議会の中で、非常に流動的な中で、この予算の範囲内でこの新しい仕組みを流動的にやっていかなければいけないと考えておりますので、議員の方々のご意見を聞いて、17日まで会期ですけれども議論して

何とか通していただけたらと思っております。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時35分

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長（稲 隆仁君）

先ほどからの議論でありますけれども、月2回の休日を4回にするという計画でありましたけれども、確かに条例を改正しなければ、これが施行できませんので、17日までの会期中において追加議案を提出し、そしのご審議いただくようお願いしたいところであります。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。（発言する者あり）予算委員会の中では、一応こういうふうに決めましたよというふうに出して、追加議案が出てきて、最終のときにまたそれでいいんじゃないですか。ここはここで、一応今こういった話で進んできて、討論をして一応決めるということ。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第22号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第23号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算について質疑を行います。質疑ないですか。

○10番（樺山 一君）

平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算について質疑をします。

ページ数はないです。水道法第19条「水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるために、水道技術管理者を置かなければならない」と定められていますが、水道課に水道技術管理者は在籍していますか。

○水道課長（喜 昭也君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在、1月から3カ月ほど技術者は、管理者は不在でございます。庁舎内におるので、それで対応できるのかなと思うわけでございますが、やはり水道課に管理者を置いてもらいたいということで、新年度に、4月に人事異動などがあると思いますので、今、総務課のほうに水道課に配置するよう要請しているところでございます。

○10番（樺山 一君）

水道技術管理者が不在ということで、1月から約2カ月ちょっとですね。4月から水道課に配置するということですが、それで水道行政に管理者がいなくても支障はなかったわけですか。

○水道課長（喜 昭也君）

この3カ月間は別に支障はなかったです。

○10番（樺山 一君）

じゃあ、法律が間違っているということですね。もう伊仙町には水道技術管理者は要らないということですか。

○水道課長（喜 昭也君）

やはり、水道事業者は水道技術管理者を置かなければならないとなっておりますので、今度の4月には、ぜひ水道課のほうに配置のほうを今総務課のほうにお願いをしておるところでございます。必要だと思います。

○10番（樺山 一君）

必要でしたらね、あしたでも戻せばいいんじゃないの、役場の庁舎内いるんだったら。必要じゃない、から4月まで待ってるのよ。（発言する者あり）いらっしゃることはいらっしゃいます。要らないですか、町長。町長、お願いします。

○町長（大久保明君）

この水道法は拡大解釈した場合、水道管理の資格持っている方が今2人いらっしゃいますけれども、人事異動の中で、1人の人は水道管理技術者であって、水道課に長い間在籍している状況の中で、今は別の課にいます。もう1人は資格を取って、水道課勤務をした中で、それぞれいろんな状況で、今は別の課にいます。この非常に実務的な中で、絶対的に必要かどうかとありますけれども、この同じ役場の職員であるわけですから、これは緊急時など、いろんな場合においては、庁舎内にいるということで、国の法律の範囲内でそのような人事を可能であるというふうに考えての今の異動でありますので、その辺をもう少し確認をして、それが絶対的に不可能であると、国の法律に反するというのであれば、早急に対応してきたいと思います。

○10番（樺山 一君）

法律に定められているわけですので、そういう上層機関にやはり問い合わせて、勉強して、早急に是正措置をして、正常な状況に戻していただきたい。また、この水道法には罰則規定もありますので、そこも十分勘案して、町民の理解が得られるように、ぜひ水道審議会で水道料金も上げるといふ結果が出ていると水道課長おっしゃってましたけども、こういう状況でしたら、町民の理解をもう全然得られないですよ。その水道管理者の仕事と法律を勉強して、もうちょっと真剣に取り組まないと、絶対にこういう状況では水道の値上げ等、町民の理解が得られないと思います。ぜひそういうところを早急に是正して、正常な状況に戻していただきたいと思います。終わります。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第23号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第24号、平成29年度伊仙町上水道事業会計予算について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号、平成29年度伊仙町上水道事業会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第24号、平成29年度伊仙町上水道事業会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これで、当特別委員会に付託されました7会計当初予算審査を全て終わりました。

当特別委員会に付託されました7会計当初予算の審査結果と委員長報告については、伊仙町議会会議規則第77条の規定により、議長に提出いたします。

お諮りします。当特別委員会はこれをもって解散することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、平成29年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査特別委員会は、本日をもって解散することに決定いたしました。お疲れさまでした。

なお、次の議会は、3月17日午前10時より全員協議会、午後より最終本会議を行います。お疲れさまでした。

閉 会 午後 3時47分

平成29年第1回伊仙町議会定例会

第 7 日

平成29年3月17日

平成29年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第7号）

平成29年3月17日（金曜日） 午後1時07分 開議

1. 議事日程（第7号）

- 日程第1 議案第18号 平成29年度伊仙町一般会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 議案第19号 平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 議案第20号 平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 議案第21号 平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 議案第22号 平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 議案第23号 平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第7 議案第24号 平成29年度伊仙町上水道事業会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第8 議員の派遣について（採決のみ）
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第10 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第1 議案第25号 徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	稲隆仁君
総務課長	池田俊博君	未来創生課長	久保等君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	澤佐和子君	経済課長	元田健視君
建設課長	仲武美君	耕地課長	上木正人君
きゅらまち観光課長	佐藤光利君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	樺山明博君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	水本齐君	ほーらい館長	中熊俊也君
選挙管理委員会書記長	鎌田重博君	総務課長補佐	佐平浩則君

△開 会（開議） 午後 1時07分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 追加日程第1 議案第25号 徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

お諮りします。ただいま伊仙町長から議案第25号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。ご異議ありませか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。議案第25号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第25号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成29年第1回伊仙町議会定例会に追加提案した議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第25号は、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があればこれを許します。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。第5号第1項第1号を次のように改める。毎月、第2、第4月曜日を毎週月曜日に改める提案であります。

ご審議賜り、ご採択いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで補足説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例について質疑をいたします。

ただいま説明がありましたけれども、現在、会員数は何人なのかお尋ねをいたします。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

正会員が835名です。

○14番（美島盛秀君）

前回の説明で、1日33万9,000円の赤字だと、この24日で816万円程度コストが下げられるという説明でありましたけれども、このようなサービス業と申しますけれども、他の他町村、あるいは他の類で、こういうサービス業で毎週月曜日とか毎週休みにしている例などありますか。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

以前視察に行ったものがありまして、その方に聞きますと、やっぱり鹿児島あたりは毎週1日は休みになっているみたいです。

○14番（美島盛秀君）

ただ、赤字だから、1日33万9,000円、40万近くですけども、コストが下げられるということだけでなく、やはりそういう他町村の例等を見ながら、あるいは会員の人たちの意見等も聞きながら、そういう中で審議委員会に説明をして、審議委員会の中で決定をしてもらおうというような、私は調査、研修等が必要だと思いますけれども、過去において、私はしょっちゅう調査、研究、事業等を進めるときには、前もって調査、研究等をしっかりやっているかということを再三にわたって申し上げてきました。その中で、今日も当初予算審査特別委員長報告がある予定ですし、また、28年度にも行っていますし、また、27年度の決算審査報告も去年の9月には委員長報告をやっております。

そういう中で、議会の報告等が本当に真剣に議論されて報告をされているんですけども、しかしながら、執行部においては、こういうことが言われてもなかなか取り組んでもらえなかったという、こういう結果が出るわけなんです。

そこで町長にお尋ねしますけれども、こういう審査結果、あるいは議会の報告等を受けて。真剣にそういう議論を交わしたことがあるのかどうかお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

今回の運営協議会がありまして、今、施設がかなり老朽化していると。その保守点検には、週1回は休まないで、今後持続的にこの施設を運営するに当たり、保守点検を確実にやっていくことが必要だということでの今回の審議会での結論でございました。

今議員が話したように、インストラクターの方々、そして、保守管理の方々の各施設、鹿児島県内、県外もあると思いますけれども、そういうところの視察、そして、維持管理方法などを学んできた今回の提案だったと思いますので、その件に関しましては、審議会の中で決定をいたしました。

この運営に関する議論に関しましては、これは執行部の中においても、また、いろんな「ほーら

い館」の職員などとも話をしています。その頻度に関しましては、ちょっと確認しなければわかりませんが、この施設を伊仙町の象徴として健康増進の本当にシンボルとしてやっていくためにも、今後ともしっかりした運営をやっていくことが絶対的に必要だとは考えております。

○14番（美島盛秀君）

現在の会員数が835名ということですが、まだスイミング教室等々含めてもっと会員数はいると思いますけれども、そういう人たち、例えば、現在、6,000円に消費税を掛けて入浴料、今、会員の料金は幾らですか。1月の会員の。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

本会員が6,000円掛ける1.08で6,480円です。

○14番（美島盛秀君）

この件に関しても、コストが消費税ぐらいは上げてもいいんじゃないかという説明が以前はあったんですけども、消費税を上げた、そして、今回は816万のコスト減につながった。1日33万9,000円の赤字を出して、コストを抑えなければいけないということなんですけれども、このコストを下げた分、また、その会員への何かの還元もまたなければならぬと思います。年間24日も休むわけですから、そこらあたりは審議委員会の話は出てなかったですか。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

審議会ではそこまで出てなかったんですけど、今後検討していきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

やはり、こういう施設は町が建設をして、町が今管理をしているわけなんですけれども、こういう上げることばかりじゃなくて、こうしてコストを下げる、そういうときにやはり利用している会員さんの意見等も聞いて、また、できるものであれば、会員にも何かプラスになるようなこと等も考える、それが、私は行政の仕事だと思っています。管理コストが高くつくから、値上げすればいいというものばかりではないと思いますし、また、例えば、今後、こういう改正等をやる時には、今、シルバーという言葉をよく使いますが、一般、民間の運営しているこういう施設が、シルバーも普通よりも100円か200円安くでやっているというところ等もありますので、こういうふうな住民に理解できるようなことをして、会員数をふやして運営ができるような、コストを上げるとか下げるとかじゃなくて、できるようなそういう条件等も考慮に入れたらどうかなと思いますので、今後こういうような厳しい財政の中でこういう公共の施設を管理運営していくということで、真剣な議論、調査、研修が必要だと思っていますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は、可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は可決されました。

- △ 日程第 1 議案第18号 平成29年度伊仙町一般会計予算
- △ 日程第 2 議案第19号 平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算
- △ 日程第 3 議案第20号 平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算
- △ 日程第 4 議案第21号 平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算
- △ 日程第 5 議案第22号 平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算
- △ 日程第 6 議案第23号 平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算
- △ 日程第 7 議案第24号 平成29年度伊仙町上水道事業会計予算

○議長（琉 理人君）

日程第 1 議案第18号、平成29年度伊仙町一般会計予算、日程第 2 議案第19号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、日程第 3 議案第20号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算、日程第 4 議案第21号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 5 議案第22号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、日程第 6 議案第23号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算、日程第 7、議案第24号、平成29年度伊仙町上水道事業会計予算の 7 件を一括して議題とします。

本件について、当初予算審査特別委員長の報告を求めます。

○当初予算審査特別委員長（福留達也君）

去る 3 月 7 日の本会議において、当初予算審査特別委員会が設置され、平成29年度伊仙町一般会計他 6 特別会計予算を付託し、3 月 9 日から14日までの 6 日間の審査期間をもって集中審議いたしました。

本町における平成29年度の歳入状況については、地方交付税及び国県支出金などの財源に依存する構成となっており、歳入に占める自主財源の割合については、わずかなことから、平成29年度も

非常に厳しい財政状況の中で財政運営を強いられることが推測されます。

来年度より予定されている国営徳之島用水事業町負担金を初め、公債費の償還、今後予想される老朽化施設の改修、小学校及び体育館の改築、役場改築等は急務であり、計画の確実な実施に向けて、財政調整基金並びに減債基金等の積み立てが重要となってまいります。

不要不急な事業の展開は、改めて実施計画の検証作業を行うなどして慎むことが肝要であり、また、災害等の非常時に備えた堅実な財政運営を行われることが重要であります。

さらに、年々上昇する経常収支比率に対して、人口減少からなる地方交付税や地方税などの減収を勘案し、目下の財源確保の方策として、ふるさと納税や地方創生推進関連の交付金の獲得と、徴収率向上に向けて、町執行部と議会が率先して取り組むことが、厳しい財政状況を乗り込めるためには不可欠であります。

以上、当特別委員会の財政の安定化に向けた見解と本町の財政状況を踏まえて、当初予算に関する審査並びに現地調査を行いましたので、順次ご報告いたします。

まず、3月9日に行われた現地調査について、委員並びに議長を含む14名と事務局職員2名、執行部からは大久保町長が同行し、当初予算に関して主に現地調査を要する箇所をあらかじめ選定し、担当課長を初め、担当職員から詳細な説明をいただきました。

1件目は、一般会計における款5項1目17の農業支援センター運営費であります。施政方針で述べられている農業所得向上と持続的な農政改革を目指しての実現に向けて、旧徳之島農業高校跡地に整備される農業支援センターの現場を調査いたしました。

地方創生加速化交付金を活用し、3,000万円の予算で整備しており、床面積は450m²、事務室を初め、30人程度の大会議室、12名程度の小会議室、土壌分析室、休憩室、シャワー室、防水工事等を行い、平成29年度は3,000万円の予算で、ビニールハウス3棟を整備する計画との経済課長並びに担当職員からの説明がありました。

運営については、指導員、事務員の3名体制とのことですが、まだ人材の確保はできていないとのことであります。また、研修生についても募集中とのことでありますので、町民に周知し、開設時に間に合わせるよう早急に人員を確保するよう要望いたします。

あわせて、義名山にある県有地であります徳之島高校農地についても、現在利用されていないので、徳之島高校と協議し、借り受けるか、あるいは払い下げを受け、利用できるよう要望いたします。

平成28年度農業生産額は、サトウキビが15億6,222万円、畜産が17億1,072万円、バレイショが18億3,260万、計51億554万円となり、目標の50億円達成見込みとのことであります。

農業支援センターは、伊仙町農業振興計画の人づくり、環境づくり、情報技術の向上を目指す上で重要な施設であり、農業生産額50億円を継続するために必要な後継者育成や農家所得の向上に大きく寄与するものと期待しておりますので、有効活用されますよう要望いたします。

次に、一般会計における款2項1目11の企業版ふるさと納税事業費については、将来的につなが

るものとして、本年1月7日に開所した。いせん寺小屋について調査いたしました。

未来創生課長及び担当者から、旧農業高校跡地4階校舎において、創生寄附金活用事業など3事業を活用し、合計特殊出生率日本一の伊仙町を中心に、徳之島で育つ元気な子供たちが、その能力と可能性をさらに伸ばし、将来的に徳之島・日本・世界で活躍できる人材を育てるための学習支援をしていくということを目指し、小学2年生から高校3年生を対象に、第2土曜日を除く土曜日の午前中に実施しており、徳之島の伝統文化、自然を学ぶ徳之島学や東大生による受験生へのネット授業などを実施しているとの説明を受けました。

今後、この事業をさらに発展させ、図書館併設の生涯学習センター建設につながり、子供たちの教育環境の向上に寄与するものと期待しておりますので、多くの受講生が参加できるよう町民及び島民に広く周知し、人材育成支援の充実を要望いたします。

次に、款7項5目1の特定地区公園整備事業費について調査いたしました。

担当課長より、義名山運動公園について、平成22年度から34年度までの年次計画について説明を受けました。

平成29年度については、LEDナイター照明への更新を2基予定しているとのことでありました。現在の改修予定の照明もまだ使えるとのことでありましたので、他の施設の照明に再利用するよう要望いたします。

平成30年度以降は、運動球技広場外周擁壁、造成、排水、バックネット、管理棟、グラウンドゴルフ場、ゲートボール場等、順次整備する計画とのことですが、無駄のないよう整備を進めるとともに、運動球技広場横の谷間及び体育館と泉芳朗館の間にある土地の有効活用と、県補助等による補助率の高い事業を選定し、事業を進めるよう要望いたします。

次に、款5項1目12成年就農給付金事業費について調査を行いました。東面縄の義山功造氏の農地において、経済課長及び担当者、義山功造氏から説明を受けました。

給付金受給者は現在7名おり、平成29年度においては新たに3名選定し、計10名となり、最長5年間受給できるとの説明でありました。

義山功造氏の農業経営内容は、サトウキビを中心として、パレイショ、ニンニクを栽培しているとのことでありました。

今後この10名の受給者が営農研修センターを活用するとともに、定期的な意見交換ができれば、互いに切磋琢磨し、所得や技術の向上につながると思われるので、交流の場をつくるよう要望いたします。

現地調査の最後は、平成29年度予算、款7項4目2の公営住宅建設事業費における東伊仙東西団地建設計画、平成28年度事業の喜念団地、定住促進住宅の阿三、阿権住宅の建設現場を調査いたしました。

建設課長及び担当職員より、新年度建設予定の東伊仙東に1棟3戸、東伊仙西に2階建て1棟6戸建設予定で、用地買収、設計、建設工事を行い、来年3月末の入居を予定しているとの説明があり

ました。

東伊仙東については、取り付道路及び排水路については、早急に近隣地権者と打ち合わせをするよう要望いたしておきます。

定住促進住宅阿権団地につきましては、4棟4戸が建設され、島外1世帯、町外3世帯、21名の入居が決まり、そのうち子供が13名とのことでありました。

公営住宅喜念団地につきましては、2棟6戸が建設され、町外1世帯、町内5世帯27人の入居が決まり、そのうち子供が17名との説明でありました。

どの住宅も近代的な設計で便利な設備がなされており、入居者が快適に生活できるもので、両校区の振興に寄与するものと考えます。

今後とも、財政面からも他の事業との調整を行い、住宅建設を進められるよう要望いたします。

以上が、3月9日に実施された現地調査の内容であります。

次に、3月10日及び13日から14日の3日間、本議事堂内で実施された7会計当初予算審査特別委員会質疑の詳細について、会計別にご報告いたします。

まず、平成29年度伊仙町一般会計予算について、歳入歳出それぞれ59億191万7,000円、対前年度6億1,472万6,000円の増額となっております。

施政方針に基づく主要施策については、雇用、定住、所得増に挑戦する活気あふれるまちづくりの推進、持続可能な力強い農業の実現に向けた農業振興計画の推進、若い労働者の都市部流出防止並びに6次産業の確立を目指した企業誘致、地域力を生かした結婚、出産、子育ての環境整備、豊かな心、確かな学力、たくましい体などの実現に向けた予算編成がなされていきました。

これらの概要を踏まえて、委員より詳細にわたって質疑がありました。まず、議案第18号、平成29年度一般会計予算の歳入について、財政調整基金繰入金が1億円ありました。予算編成上の措置とのことでありましたが、平成28年度同様に、徹底した支出の見直しを行い、年度末には、繰り戻せるような財政運営を要望いたします。

また、町税、分担金、使用料は、貴重な自主財源でありますので、適正な所得申告の推進や徴収の強化を強く要望いたします。

次に、歳出については、がんばる集落支援事業補助金について質疑があり、平成28年度は8集落にとどまったとのことですので、平成29年度においては、全集落で取り組めるよう集落への周知の徹底を要望いたします。

次に、国有林については、長期間の借り上げよりも、払い下げを受けたほうが財政的に有利ではないかとの質疑がありました。執行部からは、検討するとの答弁でありましたので、各種委託料なども含め、引き下げ交渉を行うよう要望しておきます。

次に、庁舎外壁改修工事費について、庁舎外壁の塗装よりさきに、各集落の老朽施設の改修や庁舎内のトイレの改修のほうが優先ではないかとの質疑が行われました。町内外の来庁者の利便性のもとより、伊仙町への大きなイメージダウンにつながると思われるので、年次計画や優先順位を

考慮しつつ、早急にトイレの改修を要望いたします。

次に、徳之島空港利用活性化事業については、協議会において、空港駐車場の拡張とボーディング・ブリッジの整備を検討するよう要望いたします。

次に、航路航空路運賃軽減等事業については、LCCでの奄美空港から関東、関西への乗り継ぎ時間の利便性確保と島外在住利用客への運賃軽減が実施されるよう要望いたします。

次に、貸工場の高圧電気管理委託料と浄化槽管理委託料を、借り手側である日本マルコに負担をお願いできないかとの質疑がありましたが、使用料に含まれているとの答弁でありました。

これらの委託料に関しては、従業員が100名を超え、工場がフル稼働したときに必要となる経費と思われるので、現状の数十名体制においては、この委託料の引き下げを協議するよう要望しておきます。

次に、図書購入費に関して、図書館ができるまでの間、移動図書館などを検討できないか、また、司書を3中学校に1名ずつ配置できないかとの質疑があり、移動図書館については、補助事業等、財政的な面を考えながら検討する。また、司書については、29年度より2名配置する予定との答弁でありましたので、実施できるよう要望いたします。

空き家リノベーションハード事業については、平等に各集落で事業実施されますよう要望いたします。

次に、地域おこし協力隊については、1年では効果も出ないと思われるので、3年ほど継続してもらえるようにすることと、車のリースについては、経費的に公用車として購入するほうが有利なこともありますので、検討するよう要望いたします。

次に、ほーらい館運営繰り出し金については、民間委託や現在の職員による運営、さらに保健センターへの移管等を検討する考えについて質疑があり、町での運営を考えているが、ほーらい館運営審議会の意見も聞きながら、保健センターへの移管等を検討するとの答弁でありました。

今後、ますます維持管理費の増大が予想されますので、早急な対応策の検討を要望しておきます。

次に、民生委員については、報酬や処遇を改善し、なり手不足を解消するよう要望いたします。

次に、シルバー人材センターの運営状況については、健全運営できるよう助言と援助を要望いたします。

次に、食肉センターへの負担金については、効率的運営がなされるよう、広域連合への働きかけを要望しておきます。

次に、包括支援センター公社化実現可能性調査委託料については、地域包括ケアシステム構築に向け、地域包括支援センターが支援サービスの充実を進めていますが、行政だけでは対応できないため、法人やNPO、民間による組織を立ち上げて、地域や事業者と連携をしながら、支援サービスを行う必要があることから、設立の可能性を調査するというものであります。

本町も高齢化が進んでいることから、調査研究を行い、早期に高齢者が安心して、地域で最期まで暮らせる仕組みづくりを構築されますよう要望いたします。

次に、合併浄化槽設置補助金について、県内で最も低い普及率を改善するために、合併浄化槽設置に対し、他町村並みの補助額にすることと、合併浄化槽管理委託料にも補助するよう要望しておきます。

次に、サトウキビ増産推進事業補助金については、堆肥助成のみではなく、その他の肥料や農薬に対しても助成するよう要望いたします。

次に、前段の現地調査報告でも触れましたが、青年就農給付金については、受給者の営農状況を把握し、営農指導と販路開拓を行うとともに、受給者と広く他の農業者との意見交換の場をつくることを要望いたします。

夢のある農業、もうかる農業であればこそ、後継者不足の解消にもつながっていくものだと思います。

農業支援センターについては、旧農業高校跡地に整備中ではありますが、今後、ハウス等を整備するに当たり、解体費用については、できるだけ県にも費用負担していただくとともに、義名山の農場の借り上げや払い下げを協議し、有効利用されますよう要望いたします。

次に、松食い虫駆除委託については、道路沿いに枯れた松が多数あり、倒木による事故が心配されますので、道路維持費等も活用し、通行の安全確保を要望いたします。

次に、町体育協会補助金については、大島地区大会参加の自己負担が多いとの意見が多いので、スポーツ振興と健康づくりのためにも増額するよう要望いたします。あわせて施設利用料の負担を重いため、減額や減免を協議するよう要望いたします。

議案第19号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算については、繰り入れ総額が1億7,880万5,000円あり、そのうち法定外繰り入れ、つまり一般会計からの繰入額が9,587万4,000円あり、繰入額の53.6%に上っており、町財政を圧迫している状況であります。

平成30年度から国保運営の県移管に向けて国保財政安定化を図るため、国保税の改正も予定されていますが、徴収率の向上、医療費適正化対策と保健事業の推進への取り組みの強化を要望いたします。

議案第20号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算については、介護保険事業の円滑な運営を図るため、関係機関と住民の連携を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進し、生涯現役で活躍できるまちになるよう施策を講じることと、徴収率の向上を要望いたします。

議案第21号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算については、徴収率向上と高齢者の皆様が安心して必要な医療を受けることができるよう適切な運営に努めるよう要望いたします。

議案第22号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算については、築9年目となり、施設の老朽化が進む中、予算総額1億2,951万6,000円のうち、町の繰入金金が6,085万7,000円に上り、47%と約半分を占める状況であります。会員の増加を図るとともに、補助金等も模索し、繰入額の減縮を図ること、また、日常的に点検整備を行い、施設の長寿命化を図り、維持管理のコストの見直しを行いながら、将来に向けて維持管理費の積み立て、職員の処遇改善、民間委託や役

場の組織改編を検討することも必要であります。

町民の健康増進と交流の拠点として、また、徳之島の健康施設のシンボルとして大切な施設ですので、安定した経営をされるとともに、専門職員の勤務形態のあり方の改善や4月からの休館日変更に伴う条例改正等、適切に行われますよう要望いたします。

議案第23号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算、議案第24号、平成29年度伊仙町上水道事業会計予算については、平成20年度から進められている西部、東部の改良事業が完了に近づき、安定した水の供給と水質改善が期待されます。しかし、繰入金で簡水には8,392万4,000円、上水には7,891万7,000円、合計1億6,284万1,000円に上り、町財政を圧迫している状況です。

水道事業は独立採算制が原則ですので、財政収支の改善を図るため、水道使用料の見直しと徴収率の向上、配水コストの改善を検討し、両会計の統合に向けて万全を期すことと、管理技術者の配置等法令遵守されますよう要望いたします。

審査の結果、平成29年度伊仙町一般会計予算他6特別会計予算は、原案可決すべきものと決定いたしました。以上の要望を踏まえて、予算執行されますよう申し添えて、当委員会に付託されました平成29年度伊仙町一般会計予算他6特別会計予算についての審査結果の報告を終わります。

平成29年3月17日。

伊仙町議会当初予算審査特別委員会委員長、福留達也。

○議長（琉 理人君）

これで委員長報告を終わります。

これから議案第18号を申し合わせ事項を遵守して、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第18号、平成29年度伊仙町一般会計予算に対する委員長報告は原案可決です。

お諮りします。議案第18号、平成29年度伊仙町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第18号、平成29年度伊仙町一般会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから議案第19号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第19号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第19号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第19号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから議案第20号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第20号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算に対する委員長報告は原案可決です。

お諮りします。議案第20号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第20号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから議案第21号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第21号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長報告は原案可決です。

お諮りします。議案第21号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第21号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから議案第22号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第22号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第22号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第22号、平成29年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから議案第23号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第23号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第23号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第23号、平成29年度伊仙町簡易水道特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから議案第24号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第24号、平成29年度伊仙町上水道事業会計予算に対する委員長報告は原案可決です。

お諮りします。議案第24号、平成29年度伊仙町上水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第24号、平成29年度伊仙町上水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定しました。

△ 日程第8 議員の派遣について

○議長（琉 理人君）

日程第8 議員の派遣について議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配付してあります議員派遣予定表のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、議員派遣予定表のとおり議員を派遣することに決定しました。

△ 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（琉 理人君）

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（琉 理人君）

日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、経済建設常任委員長、生活環境常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第1回伊仙町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございます。

閉 会 午後 1時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 琉 理 人

伊仙町議会議員 伊 藤 一 弘

伊仙町議会議員 美 島 盛 秀

